

2025

諫早市健康福祉ガイド

health & welfare ISAHAYA GUIDEBOOK



諫早市こども福祉部/健康保険部/諫早市福祉事務所

本書は、諫早市における保健福祉の施設、機関や制度などの人的、物的な社会資源を総括的に整理し、その内容を紹介したものです。

保健、医療、福祉分野で御活躍されている皆様をはじめ、多くの皆様に諫早市の健康福祉施策の概要を理解していただくための一助となれば幸いです。

諫早市こども福祉部・健康保険部・諫早市福祉事務所



諫早市健康福祉ガイド 目次

保健福祉行政機関	7
I. こども福祉部・健康保険部各課の所掌事務.....	7
II. 公の施設.....	12
III. 関係附属機関.....	18
児童・ひとり親家庭・寡婦・母子の保健福祉	23
I. 児童福祉.....	24
II. 家庭福祉.....	43
III. 母子保健.....	49
IV. 子育て情報発信.....	54
V. 関係機関・団体.....	55
VI. 認可保育所（園）・認定こども園・幼稚園一覧.....	56
高齢者の保健福祉	63
I. 高齢福祉.....	64
II. 介護保険.....	75
III. 後期高齢者医療制度.....	95
IV. 老齢基礎年金.....	102
V. 税金の控除.....	103
VI. 関係機関・団体.....	104
障害者（児）の保健福祉	119
I. 障害福祉.....	119
II. 公共料金の割引等.....	145
III. 税金の控除や減免.....	149
IV. その他の福祉施設.....	151
V. 関係機関・団体.....	152
VI. 転居の際の市役所での手続き一覧.....	153
生活に困っている方への支援	167
I. 生活保護.....	167
II. その他.....	170
国民健康保険・国民年金	177
I. 国民健康保険.....	177
II. 国民年金.....	187
III. 関係機関・団体.....	195

諫早市健康福祉ガイド 目次

市民のための保健事業	199
I. 健康づくり	199
II. 医療対策	202
III. 成人保健	206
IV. 関係機関・団体	209
その他の支援	213
I. 原爆被爆者への援護	213
II. 戦傷病者・戦没者遺族への援護	218
III. 災害被災者への支援	220
IV. その他	222
V. 関係機関・団体	224
社会福祉協議会及び民生委員・児童委員	227
I. 社会福祉協議会	227
II. 民生委員・児童委員	231

1 保健福祉行政機関

I. こども福祉部・健康保険部各課の所掌事務	7
(1) 福祉事務所／こども福祉部.....	7
(2) 健康保険部 医療・介護・保険部門.....	8
(3) 各支所「地域総務課」	9
(4) 各課配置図並びに住所、電話、FAX番号.....	10
II. 公の施設	12
(1) 諫早市健康福祉センター	12
(2) 諫早市健康福祉センター森山分館.....	12
(3) 多良見食生活改善センター「食工房まんだりん」	12
(4) 社会福祉会館.....	13
(5) 高来ふれあい会館.....	13
(6) 小長井さざんか会館	14
(7) 新道福祉交流センター.....	14
(8) 上山荘南館	14
(9) たらみ福祉活動センター	14
(10) 森山老人福祉センター.....	15
(11) 高来しゃくなげ荘.....	15
(12) 小長井健康センター	15
(13) 公の施設位置図	16
III. 関係附属機関	18
(1) 健康福祉審議会	18
(2) 民生委員推薦会	18
(3) 食育推進会議.....	18
(4) 諫早市の国民健康保険事業の運営に関する協議会	18
(5) 児童館運営委員会.....	19

保健福祉行政機関

I. こども福祉部・健康保険部各課の所掌事務

(1) 福祉事務所／こども福祉部

福祉事務所は、社会福祉全般の様々な問題について相談を受け、必要に応じて援助や施設入所などの業務を行う窓口として設置されています。諫早市においては、こども政策課、子育て支援課、障害福祉課、保護課、地域福祉課及び各支所地域総務課がこれに相当します。

こども政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援に関し総合的な企画及び調整を行うこと。 2 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。 3 子ども・子育て支援給付（児童手当除く。）に関すること。 4 教育・保育施設の確認に関すること。 5 教育・保育施設等の運営・整備等に関すること。 6 地域型保育事業等の認可に関すること。 7 保育の実施に関すること。 8 児童福祉費負担金に関すること。 9 放課後児童クラブに関すること。 10 病児保育に関すること。 11 児童福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等に関すること。（他課の所管に属するものを除く。） 12 市立保育所に関すること。 13 児童館に関すること。
子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭等の支援に関すること。 2 こども家庭センター業務に関すること。 3 家庭児童相談及び児童虐待の防止等に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 児童扶養手当に関すること。 6 福祉医療費（子ども、母子、父子及び寡婦等に係るものに限る。）に関すること。 7 未熟児養育医療の給付に関すること。 8 助産施設及び母子生活支援施設に関すること。 9 すくすく広場に関すること。 10 こどもの城に関すること。
障害福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。 2 障害者の日常生活・社会生活の総合的な支援に関すること。 3 障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること。 4 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること。 5 発達障害者・障害児の支援に関すること。 6 障害児の居宅生活の支援等に関すること。 7 福祉医療費（心身障害者に係るものに限る。）に関すること。 8 特別児童扶養手当に関すること。 9 障害者（障害児を含む。）福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等に関すること。 10 新道福祉交流センターに関すること。
保護課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護の実施に関すること。 2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 3 中国残留邦人等に対する支援給付等に関すること。 4 生活困窮者の自立支援に関すること。

地域福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども福祉部の行政に関し調整を行うこと。 2 各種の福祉計画の総括に関すること。 3 地域福祉計画及び高齢者福祉計画の策定に関すること。 4 民生委員及び児童委員に関すること。 5 成年後見制度の総括に関すること。 6 再犯防止の総括に関すること。 7 原子爆弾被爆者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 8 旧軍人・軍属の恩給等に関すること。 9 災害罹災者の応急援助に関すること。 10 社会福祉法人の認可等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 11 社会福祉法人の指導監査に関すること。 12 障害者福祉施設、児童福祉施設（認定こども園を含む。）及び介護保険施設・事業所の事業運営に係る監査等に関すること。 13 社会福祉協議会に関すること。 14 共同募金会、日本赤十字社等に関すること。 15 老人福祉施設の指定、入所措置等に関すること。 16 高齢者の虐待防止等に関すること。 17 高齢者の福祉に関すること。 18 高齢者福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等（介護保険事業に係るものを除く。）に関すること。 19 社会福祉会館及び上山荘南館に関すること。 20 たらみ福祉活動センター、多良見ローンボウルズ場、森山老人福祉センター、高来ふれあい会館、高来しゃくなげ荘、高来屋内ゲートボール場、小長井さざんか会館及び小長井ゲートボール場に関すること。 21 上記に記載のあるもののほか、こども福祉部の事務で他課の所掌に属しないもの。
-------	--

(2) 健康保険部 医療・介護・保険部門

保険・健康づくりなどの事務を行います。

介護保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の総括に関すること。 2 介護保険事業計画の策定に関すること。 3 介護保険被保険者の資格の得喪、要介護・要支援の認定及び保険給付に関すること。 4 介護保険料の賦課、徴収及び減免等に関すること。 5 介護保険事業者の指定及び指導監督に関すること。 6 介護施設の整備等に関すること。 7 高齢者福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等（介護保険事業に係るものに限る。）に関すること。
地域包括ケア推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムの推進に関すること。 2 介護保険事業計画（地域包括ケアシステムに係るものに限る。）の策定に関すること。 3 地域包括支援センターに関すること。 4 地域包括ケア推進協議会に関すること。 5 健康福祉センター（森山分館を除く。）の管理運営に関すること。
保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業（保健事業を除く。）の企画等に関すること。 2 国民健康保険被保険者の資格の認定、保険給付に関すること。 3 国民健康保険料の賦課、徴収及び減免等に関すること。 4 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。 5 国民年金に関すること。 6 後期高齢者医療（保健事業を除く。）に関すること。

健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康保険部の行政に関し調整を行うこと。 2 保健行政に関し総合的企画及び調整を行うこと。 3 健康増進計画及び食育推進計画の策定に関すること。 4 健康増進事業の推進に関すること。 5 成人保健事業の推進に関すること。 6 感染症の予防及び予防接種（母子に係るものを除く。）に関すること。 7 食育の推進に関すること。 8 精神障害者の医療及び保護に関すること。 9 地域保健に関すること。 10 国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保健事業に関すること。 11 多良見食工房まんだりん、健康福祉センター森山分館及び小長井健康センターに関すること。 12 上記に記載のあるもののほか、健康保険部の事務で他課の所掌に属しないもの。
--------------	---

(3) 各支所「地域総務課」

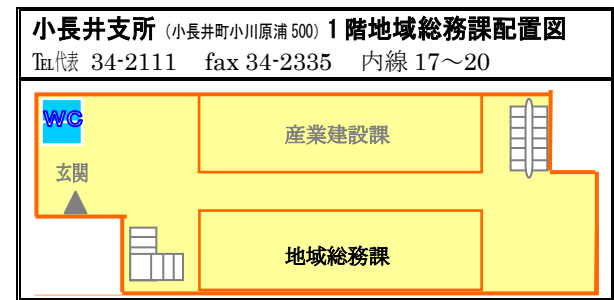
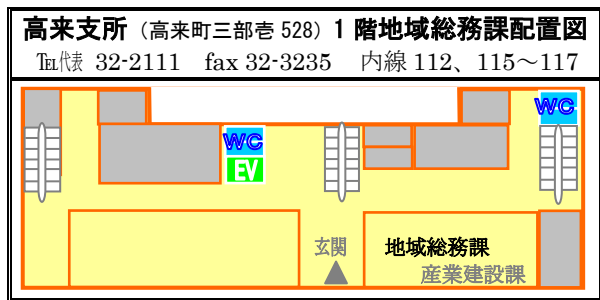
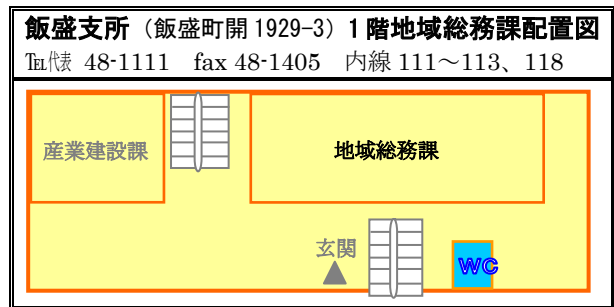
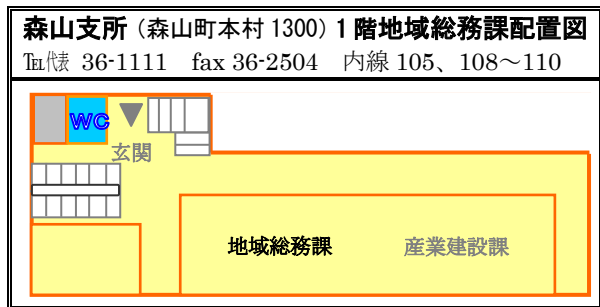
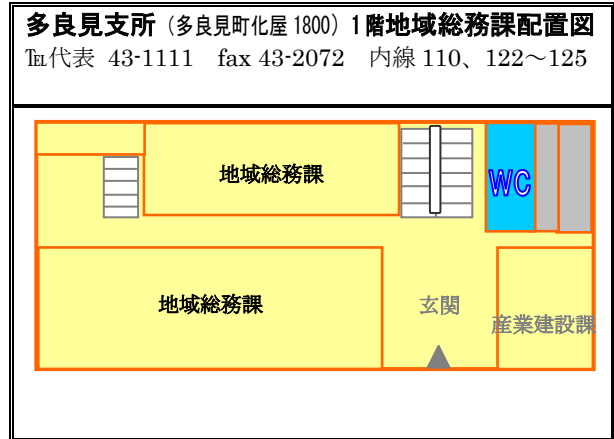
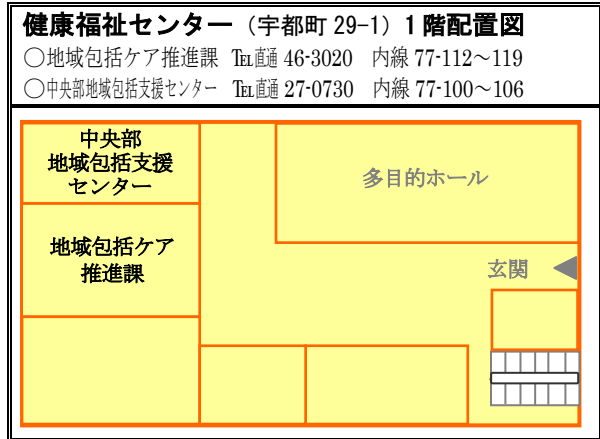
健康福祉全般を担当します。

- 1 所管区域の民生委員及び児童委員に関すること。
- 2 障害者福祉に関すること。
- 3 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- 4 福祉医療費、各種手当その他給付事業に関すること。
- 5 生活保護に関すること。
- 6 高齢者福祉に関すること。
- 7 介護保険に関すること。
- 8 国民健康保険に関すること。
- 9 国民年金に関すること。
- 10 後期高齢者医療に関すること。
- 11 地域保健に関すること。

上記に記載のあるもののほか、諫早市組織規則に規定することも福祉部・健康保険部の所掌事務のうち市長が定めるもの。

(4) 各課配置図並びに住所、電話、FAX番号

諫早市役所本館 (東小路町 7-1) 各課配置図		市代表電話 22-1500
<p>1階 こども福祉部、健康保険部 fax 24-0901</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉課 Tel 22-2366 内線 3121~3127 ○ 保険年金課 Tel 22-2410 内線 3133~3139 3141 3142 	<p>2階 こども福祉部 fax22-0431</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉課 Tel 22-2354 内線 3211~3215 ○ こども政策課 Tel 22-2421 内線 3241~3249 ○ 子育て支援課 Tel 22-2374 内線 3224~3223 ○ すくすく広場(本庁) Tel 22-2669 内線 3250~3253 ○ 保護課 Tel 22-2389 内線 3231~3239 3261~3266 	
<p>3階 健康保険部 fax 27-0717</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康推進課 Tel 27-0700 内線 3311~3319 ○ 介護保険課 Tel 22-2359 内線 3331~3338 		



II. 公の施設

(1) 諫早市健康福祉センター

住 所	宇都町 29 番 1 号 [P16 図1]	電 話 番 号	46-3020			
設 置 目 的	市民の健康の増進及び福祉の向上を図る。					
機 能 設 備 等	貸室 4 室					
開 館 時 間	午前 9 時から午後 10 時まで					
休 館 日	祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日					
基本使用料	◎貸室					
		面積	収容人員等	9~12 時	13~17 時	18~22 時
	多目的ホール	354.57 m ²	200 人	4,190 円	6,290 円	6,290 円
	第一研修室	209.64 m ²	80 人	2,830 円	3,770 円	3,770 円
	第二研修室	35.47 m ²	15 人	630 円	840 円	840 円
	調理実習室	113.22 m ²	30 人	1,570 円	2,100 円	2,100 円
	★多目的ホール(研修システム)	—	—	1,570 円	2,100 円	2,100 円
	★第一研修室(研修システム)	—	—	940 円	1,260 円	1,260 円
★研修システムはマイク・ビデオなどの音響設備です。使用される場合はこの料金がかかります。						

(2) 諫早市健康福祉センター森山分館

住 所	森山町下井牟田 1238 番地 [P17 図3]	電 話 番 号	35-2866		
設 置 目 的	市民の健康の増進及び福祉の向上を図る。				
開 館 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで				
休 館 日	土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日				

(3) 多良見食生活改善センター「食工房まんだりん」

住 所	諫早市多良見町 521 番地 [P16 図2]	電 話 番 号	43-1111(多良見支所地域総務課)			
設 置 目 的	食生活の改善、健康の増進及び食文化の向上を図る。					
機 能 設 備 等	貸室 2 室					
使用可能時間	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで					
休 館 日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで					
基本使用料	◎貸室 (1 時間あたり)					
		面積	収容人員等	使用料		
				市内居住者	市外居住者	冷暖房使用料
	調理実習室	70 m ²	20~30 人程度	210 円	420 円	210 円
交流談話室	37 m ²	110 円		210 円	110 円	

(4) 社会福祉会館

住 所	新道町 948 番地 [P16 図 1]	電話番号	24-5100	
設置目的	市民に地域福祉活動の場を提供し、もって福祉の増進を図る。			
機能設備等	貸室 8 室			
開館時間	午前 9 時から午後 10 時まで			
休館日	祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日			
基本使用料	◎貸室（1 時間あたり）			
		面積	収容人員等	使用料
	多目的ホール	256 m ²	150 人程度	730 円
	小会議室	72 m ²	20 人程度	210 円
	第 1 会議室	63 m ²	20 人程度	210 円
	第 2 会議室	39 m ²	15 人程度	110 円
	録音室	28 m ²	ブース 2 区画	110 円
	第 1 講座室	55 m ²	25 人程度	110 円
	第 2 講座室	63 m ²	30 人程度	110 円
	中会議室	165 m ²	120 人程度	520 円

(5) 高来ふれあい会館

住 所	高来町黒崎 325 番地 [P17 図 5]	電話番号	32-3468						
設置目的	住民の福祉の増進と健康で文化的な魅力あるまちづくりを図る。								
機能設備等	貸室 6 室、浴場								
開館時間	午前 9 時から午後 10 時まで（浴場は午前 11 時から午後 3 時まで）								
休館日	8 月 15 日、12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までの日 （浴場は月曜日、祝日の翌日、8 月 13 日から 8 月 16 日までの日、12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までの日）								
基本使用料	◎貸室 別表のとおり								
	◎浴場 一般 110 円 ※市外居住者 160 円。団体割引あり。								
		面積	収容人員等	9~12 時	13~17 時	17~22 時	9~17 時	13~22 時	9~22 時
	ふれあいホール	635 m ²	500 人程度	5,030 円	6,290 円	7,650 円	11,630 円	12,990 円	18,330 円
	やすらぎホール	212 m ²	170 人程度	2,100 円	2,510 円	2,930 円	4,090 円	4,400 円	5,970 円
	さわやかホール	167 m ²	140 人程度	1,990 円	2,410 円	2,720 円	3,670 円	4,090 円	5,340 円
	和 室	43 m ²	和室 22 畳	1,360 円	1,470 円	1,680 円	1,990 円	2,100 円	2,620 円
		57 m ²	和室 26 畳						
	談話室	98 m ²	80 人程度	1,680 円	1,890 円	2,100 円	2,720 円	2,930 円	3,770 円
		30 m ²	和室 12.5 畳						
64 m ²		50 人程度							
調理室	70 m ²	調理台 4 台	1,780 円	2,100 円	2,410 円	3,140 円	3,460 円	4,510 円	

(6) 小長井さざんか会館

住 所	小長井町井崎 127 番地 [P17 図 6]	電話番号	34-2966		
設置目的	住民の福祉の増進と健康で明るい生活の推進のため。				
機能設備等	貸室 4 室、浴場				
開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで（浴場は午前 11 時から午後 4 時（月曜日のみ午後 2 時）まで）				
休館日	日曜日、土曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 （浴場は日曜日、火曜日、木曜日、土曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）				
基本使用料	◎貸室 別表のとおり				
	◎浴場 一般 110 円 ※市外居住者 160 円。団体割引あり。				
		面積	収容人員等	9~12 時	13~17 時
	大広間	164 m ²	130 人程度	2,100 円	2,510 円
	老人憩の間	96 m ²	80 人程度	1,570 円	1,890 円
	研修室	45 m ²	30 人程度	1,050 円	1,260 円
	調理室	50 m ²	調理台 2 台	1,780 円	2,100 円

(7) 新道福祉交流センター

住 所	新道町 999 番地 1 [P16 図 1]	電話番号	24-1001		
設置目的	スポーツ、レクリエーション等を通じて、障害者及び高齢者の社会参加及び生きがい活動の推進並びに障害者等とその他の市民との交流を図る。				
機能設備等	アリーナ				
開館時間	午前 9 時から午後 10 時まで				
休館日	水曜日、8 月 14 日及び 8 月 15 日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日				
基本使用料	◎コート 1 面（1 時間あたり）「バスケットボール」420 円、「バレーボール」420 円、「バドミントン」210 円、「卓球」170 円				
	◎コート全面	「定められた用途外の使用」			840 円
	◎コート半面	「定められた用途外の使用」			420 円

(8) 上山荘南館

住 所	宇都町 29 番 2 号 [P16 図 1]	電話番号	23-2488	
設置目的	高齢者に対し、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、もって高齢者の福祉の向上に資するため。			
開館時間	午前 9 時から午後 4 時まで（浴場は午前 10 時から午後 3 時まで）			
休館日	日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日			
入館料	160 円			

(9) たらみ福祉活動センター

住 所	多良見町化屋 1800 番地 [P16 図 2]	電話番号	43-1111（多良見支所地域総務課）	
設置目的	市民の自主的な地域福祉活動の支援及び推進を図るため。			
機能設備等	貸室 2 室（大会議室・小会議室）、市民活動室、多目的ルーム、談話室			
開館時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで			
休館日	日曜日、土曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日			
基本使用料	◎貸室(1 時間あたり)			
		面積	収容人員	使用料
	大会議室	89 m ²	36 人	310 円
	小会議室	49 m ²	16 人	160 円

(10) 森山老人福祉センター

住 所	森山町本村 1300 番地 [P17 図3]	電話番号	36-0889
設置目的	福祉の増進及び健康で明るい生活の推進。		
貸 室	貸室 4 室		
機能設備等	浴場		
開館時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (浴場は午前 10 時から午後 3 時 30 分まで)		
休 館 日	日曜日、土曜日、祝日、8 月 13 日から 8 月 16 日までの日、12 月 28 日から翌年 1 月 3 日までの日		
基本使用料	◎浴場 一般 60 円 ※小人、60 歳以上の方など減免あり。団体割引あり。		

(11) 高来しゃくなげ荘

住 所	高来町黒崎 317 番地 1 [P17 図5]	電話番号	32-3468
設置目的	高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し各種サービスの提供を行うため。		
開館時間	午前 9 時から午後 4 時まで		
休 館 日	日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日		
入 館 料	無料		

(12) 小長井健康センター

住 所	小長井町井崎 127 番地 [P17 図6]	電話番号	34-3138
設置目的	市民の健康の増進、体力の保持・向上及び市民相互のふれあいを図るため。		
機能設備等	人工温泉(炭酸カルシウム温泉)浴室、サウナ、トレーニング室(機器 8 機種)、休憩室		
開館時間	午前 10 時から午後 9 時まで (火曜日については午後 8 時まで)		
休 館 日	水曜日 (水曜日が祝日に当たるときは、その直後の休日でない日)、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日		
入 館 料	◎入館料 (1 回あたり)		
	大人(満 16 歳以上)	市内居住者 310 円	市外居住者 420 円
	小人(満 7 歳以上 16 歳未満)	市内居住者 210 円	市外居住者 310 円
	◎回数券		
	大人(12 枚つづり)	市内居住者 3,100 円	市外居住者 4,200 円
	小人(12 枚つづり)	市内居住者 2,100 円	市外居住者 3,100 円

(13) 公の施設位置図

図 1

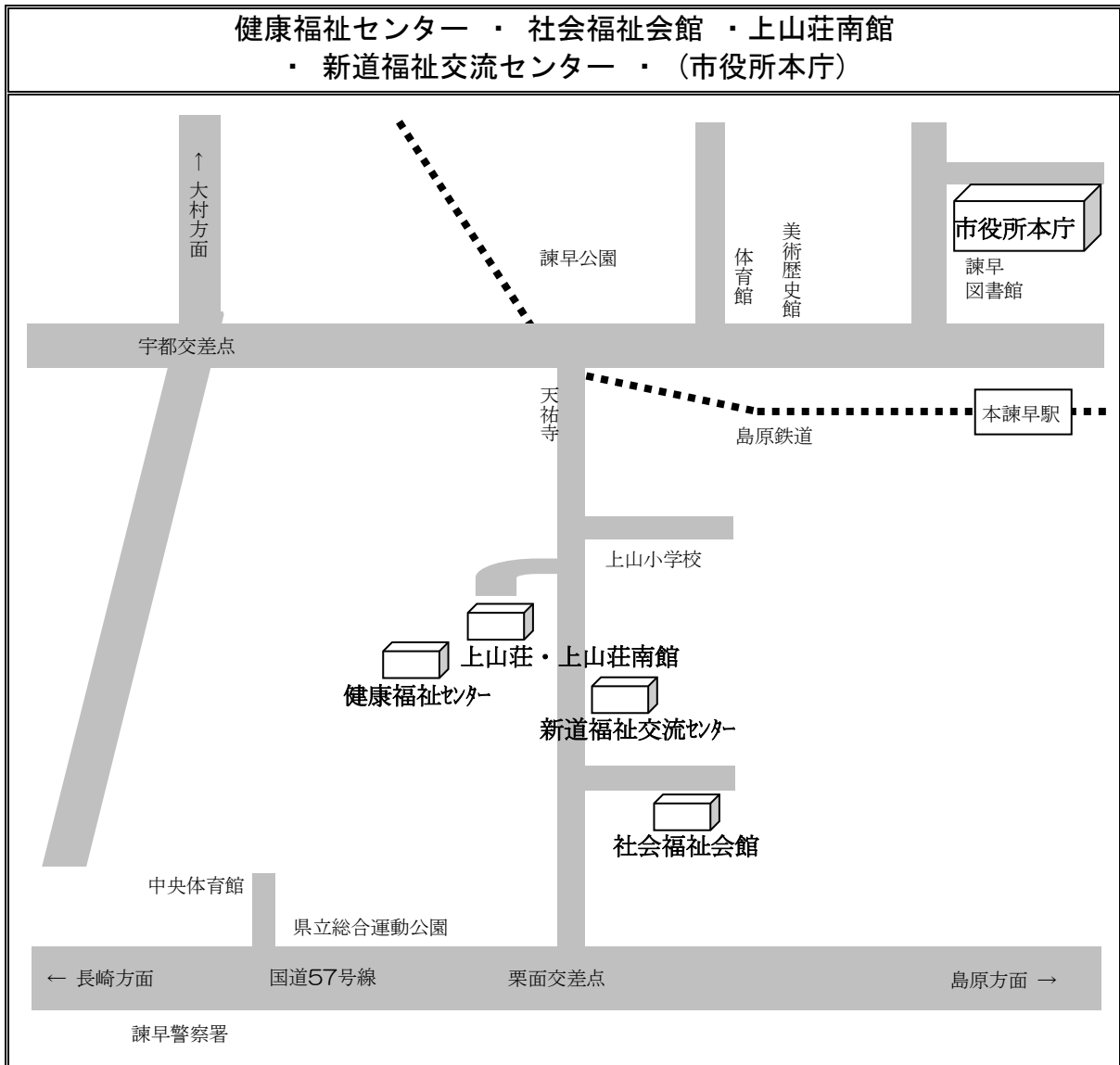


図 2

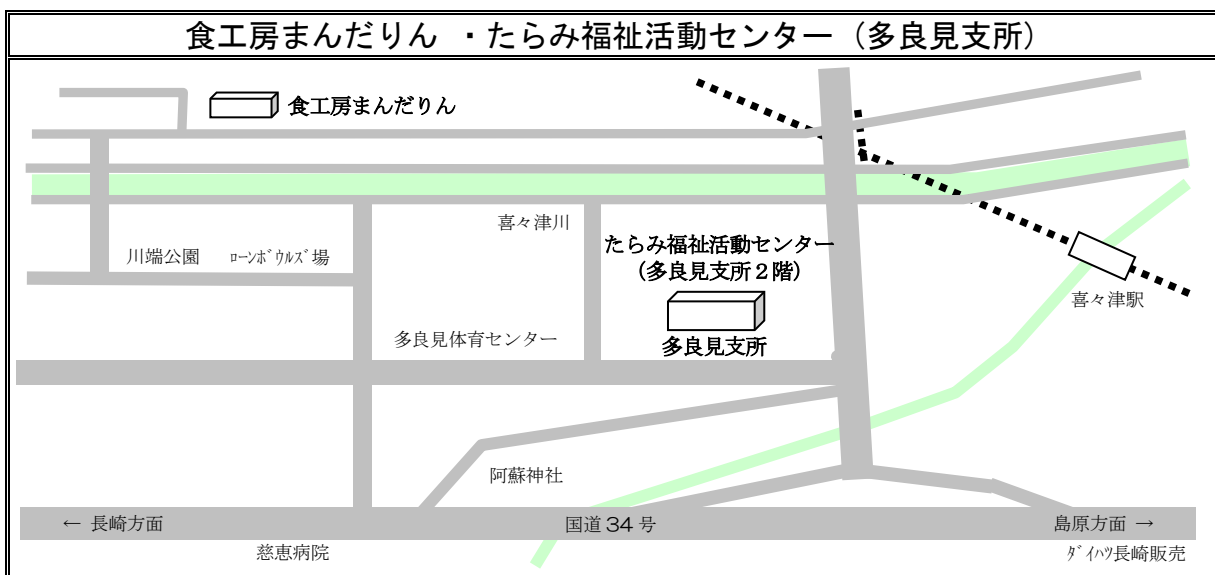


図 3

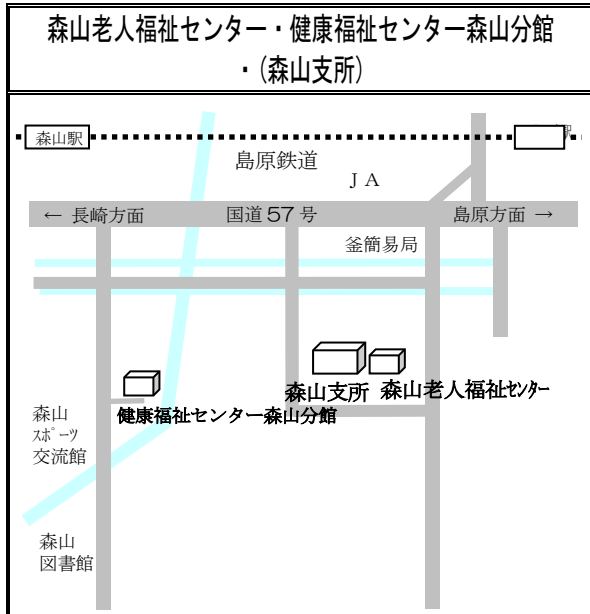


図 4

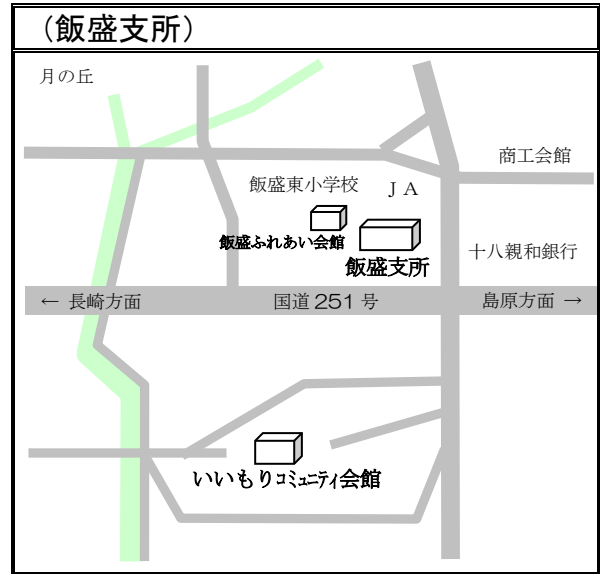


図 5

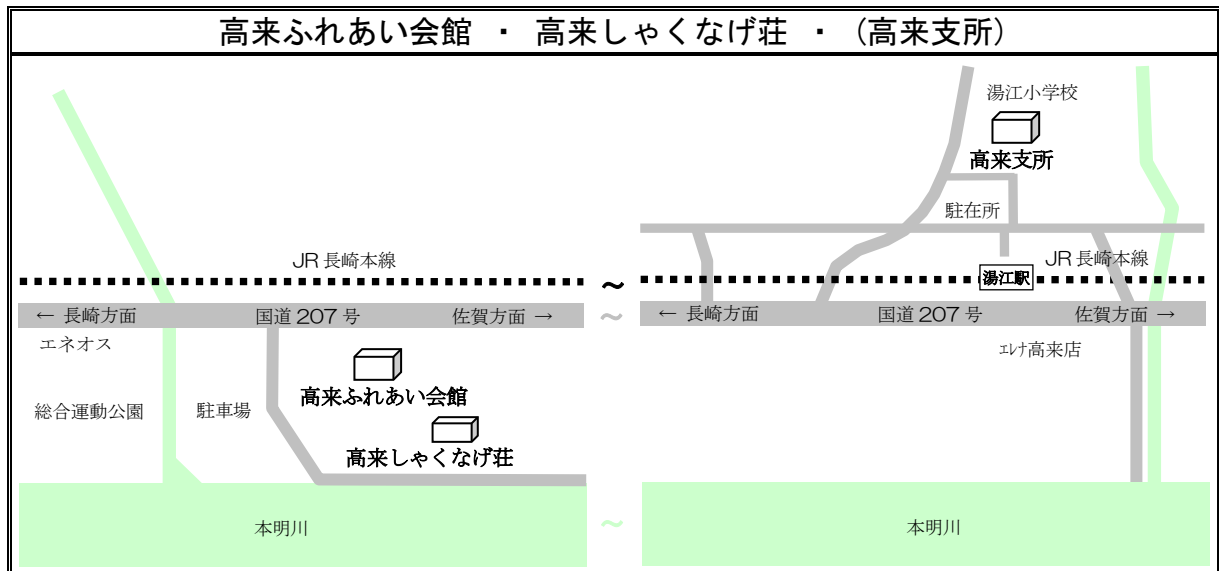
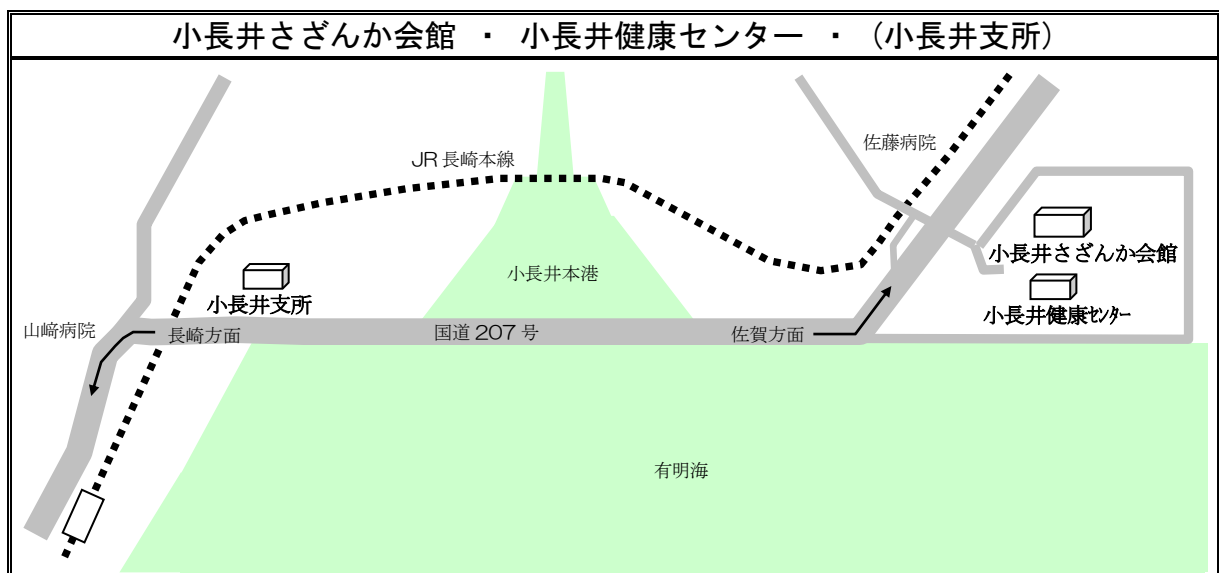


図 6



III. 関係附属機関

(1) 健康福祉審議会

目的と職務	本市における健康、福祉、医療の各分野に関する基本計画及び実施計画について、調査審議すること。
委員数	20人以内
委員構成	学識経験を有する者、社会福祉事業に従事する者、医療事業に従事する者、社会福祉団体その他の公共的団体に属する者のうちから市長が委嘱する者
委員の任期	2年

(2) 民生委員推薦会

目的と職務	民生委員法第5条第2項の規定による県知事への民生委員の推薦に関する事務を行うこと。
委員数	14人
委員構成	本市の実情に通ずる者で学識経験のある者、市議会議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係のある者、市の区域を単位とする社会福祉関係団体に関係のある者、教育に関係のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱した者それぞれ2人
委員の任期	3年

(3) 食育推進会議

目的と職務	食育推進計画の作成及びその実施の推進、食育に関する重要事項の審議及び食育に関する施策の推進を行うこと。
委員数	15人以内
委員構成	教育関係者、介護その他の社会福祉・医療・保健関係者、農林漁業分野の関係者、食品関連（食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供）事業者等の関係者、学識経験者、その他の団体（消費者団体、ボランティア団体など）に属する者から市長が委嘱する者
委員の任期	2年

(4) 諫早市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

目的と職務	国民健康保険法第11条の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議すること。
委員数	20人
委員構成	被保険者を代表する者(6人)、保険医又は保険薬剤師を代表する者(6人)、公益を代表する者(6人)及び被用者保険等保険者を代表する者(2人)として市長が委嘱する者
委員の任期	3年

(5) 児童館運営委員会

目的と職務	諫早市児童館設置条例 10 条に規定する児童館の運営方針、利用の普及その他児童館の管理運営に必要な事項について審議すること。
委員数	10 人以内
委員構成	児童委員、関係団体代表者、学識経験者、関係行政機関職員
委員の任期	3 年

2 児童・ひとり親家庭・寡婦・母子の保健福祉

I. 児童福祉	24
1. 相談.....	24
(1) こども家庭センター.....	24
(2) 長崎こども・女性・障害者支援センター.....	24
2. 手当・給付.....	25
(1) 児童手当.....	25
(2) 未熟児養育医療給付制度.....	25
(3) 子ども福祉医療費支給制度.....	26
3. 教育・保育.....	28
(1) 幼児教育・保育の無償化.....	28
(2) 幼稚園.....	29
(3) 保育所（園）.....	29
(4) 認定こども園.....	31
(5) 一時預かり（一時保育）.....	32
(6) 障害児保育.....	32
(7) 休日保育.....	32
(8) ホリデイ保育.....	32
(9) 延長保育.....	32
(10) 病児保育.....	35
(11) 認可外保育施設.....	35
(12) 企業主導型保育施設.....	35
4. 子育て支援.....	36
(1) 地域子育て支援センター.....	36
(2) 児童福祉施設入所事業.....	36
5. 児童健全育成事業.....	37
(1) 学童クラブ.....	37
(2) 児童館.....	38
6. すくすく広場.....	39
7. こどもの城.....	40
8. 予防接種.....	41
(1) 定期予防接種.....	41
(2) 任意予防接種.....	42
II. 家庭福祉	43
1. 相談.....	43
(1) 母子・父子自立支援員.....	43
(2) 長崎こども・女性・障害者支援センター.....	43

2. 手当・給付	44
(1) 児童扶養手当	44
(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業.....	44
(3) ひとり親家庭等福祉医療費支給制度	45
(4) 寡婦等福祉医療費支給制度	46
3. 家庭生活援助	47
(1) 母子・父子寡婦福祉資金貸付	47
(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	47
(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業.....	47
(4) ひとり親家庭学習支援事業	48
III. 母子保健	49
(1) 母子相談窓口（子育て世代包括支援事業）	49
(2) 出産子育て応援事業	49
(3) 母子健康手帳交付	49
(4) パパママクラス・プレママクラス.....	49
(5) 妊婦健康診査	50
(6) 妊産婦・乳幼児訪問指導.....	50
(7) 産婦健康診査	50
(8) 産後ケア事業	51
(9) 母子保健推進員活動	51
(10) ベビークラス	51
(11) 離乳食教室	51
(12) 乳児健康診査	51
(13) 幼児健康診査	52
(14) 歯科健康診査	52
(15) 新生児聴覚検査.....	52
(16) 子育ての専門的な支援	53
(17) 子育て支援ガイド配付	53
IV. 子育て情報発信	54
(1) いさはや子育てネット	54
V. 関係機関・団体	55
(1) 長崎こども・女性・障害者支援センター	55
(2) 児童家庭福祉団体	55
(3) 母子寡婦福祉団体	55
VI. 認可保育所（園）・認定こども園・幼稚園一覧	56

児童・ひとり親家庭・寡婦・母子の保健福祉

I. 児童福祉

乳 幼 児	小 中 学 生
1.相談(こども家庭センターなど)…P.24	
2.手当・給付…P.25 (1)児童手当 (2)未熟児養育医療給付制度 (3)子ども福祉医療費支給制度	
3.教育・保育…P.28 (1)幼児教育・保育の無償化 (2)幼稚園 (3)保育所(園) (4)認定こども園 (5)一時預かり(一時保育) (6)障害児保育 (7)休日保育 (8)ホリデイ保育 (9)延長保育 (10)病児保育 (11)認可外保育施設 (12)企業主導型保育施設	5.児童健全育成事業…P. 37 (1)学童クラブ (2)児童館(就学前～18歳未満まで)
4.子育て支援…P. 36 (1)地域子育て支援センター (2)児童福祉施設入所事業	
6.すくすく広場…P. 39	
7.こどもの城…P. 40	
8.予防接種(定期・任意)…P. 41	

II. 家庭福祉

ひ と り 親 家 庭
1.相談(母子・父子自立支援員など)…P. 43
2.手当・給付…P. 44 (1)児童扶養手当 (2)ひとり親家庭自立支援給付金事業 (3)ひとり親家庭等福祉医療費支給制度 (4)寡婦等福祉医療費支給制度
3.家庭生活援助…P. 47 (1)母子・父子寡婦福祉資金貸付 (2)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) (3)ひとり親家庭等日常生活支援事業 (4)ひとり親家庭学習支援事業

III. 母子保健

(1)母子相談窓口(子育て世代包括支援事業) (2)出産子育て応援事業 (3)母子健康手帳交付 (4)パパママクラス・プレママクラス (5)妊婦健康診査 (6)妊産婦・乳幼児訪問指導 (7)産婦健康診査 (8)産後ケア事業 (9)母子保健推進員活動 (10)ベビークラス (11)離乳食教室 (12)乳児健康診査 (13)幼児健康診査 (14)歯科健康診査 (15)新生児聴覚検査 (16)子育ての専門的な支援 (17)子育て支援ガイド配付…P.49

IV. 子育て情報発信

いさはや子育てネット…P. 54

I. 児童福祉

1. 相談

(1) こども家庭センター

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関

①家庭相談専門員・こども家庭支援員

家庭相談専門員及びこども家庭支援員を配置して、長崎こども・女性・障害者支援センターなどの専門機関と連携し、家庭における児童の養育について専門的な相談に応じます。

②要保護児童対策（児童虐待、ヤングケアラーなど）

長崎こども・女性・障害者支援センター、警察、保健所、学校、主任児童委員その他関連機関及び団体からなる要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関による連携と情報の共有化を図り、要保護児童等^{*}の早期発見と迅速な支援を行います。

また、臨床心理士による「子育て相談」を開催します。

※要保護児童等とは、虐待を受けている児童、非行児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが、不相当であると認められる児童及びその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(2) 長崎こども・女性・障害者支援センター

児童虐待、心身の発達の遅れ、非行、不登校などの18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、その児童に適した支援・指導を行っています。

名 称	所在地	電話番号	F A X
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10番22号	095-844-6166	095-844-1849

2. 手当・給付

(1) 児童手当

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

高校生年代までの児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)を養育している人(保護者など)に支給します。支給額と支給月及び支給方法は次のとおりです。

- | | | |
|--------|---------------------|---------------------------|
| ① 手当月額 | ア)3歳未満 | 15,000円(第3子以降は月額:30,000円) |
| | イ)3歳以上高校生年代まで | 10,000円(第3子以降は月額:30,000円) |
| ② 支給月 | 4月、6月、8月、10月、12月、2月 | |
| ③ 支給方法 | 金融機関への口座振込 | |

(2) 未熟児養育医療給付制度

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

身体の発育が未熟なままで生まれた乳児を対象に、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合、その養育に必要な医療を給付します。

- | | |
|------------|--|
| ①対象者 | 1歳未満の未熟児で、次のいずれかに該当し、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた乳児
ア) 出生時体重が2,000g以下
イ) 生活力が特に薄弱であって特定の症状を示すもの |
| ②手続きに必要なもの | 養育医療意見書、委任状、乳児の医療保険の資格が確認できるもの(手続き中の場合は加入予定の保護者の医療保険の資格が確認できるもの)、市町村民税額等確認書類(世帯調書に記載されている扶養義務者全員分が必要)、世帯員全員の個人番号がわかるもの(個人番号カード、通知カード等)、保護者の本人確認書類(運転免許証等) |
| ③支給の内容 | 指定養育医療機関で行う入院加療のうち、保険診療となる診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術などが対象となります。(生活保護要保護者等を除く。) |
| ④自己負担額 | 保険診療分については、保護者が医療機関に医療費を支払う必要はありませんが、世帯の市町村民税額等に応じた自己負担金が生じます。なお、この自己負担金は、乳幼児福祉医療費の助成対象となりますので、委任状の提出により乳幼児福祉医療費助成制度の自己負担額(自己負担額:1か月1医療機関ごとに、1日あたり800円、月上限1,600円)までの支払いとすることができます。 |

(3) 子ども福祉医療費支給制度

【問合せ先】子育て支援課 Tel.22-1500

子どもを対象に、かかった医療費（保険診療分）の一部を支給します。支給を受けるためには、資格の認定申請が必要です。

■ 乳幼児

- ①対象者 小学校就学前の乳幼児
- ②手続きに必要なもの 子どもの医療保険の資格が確認できるもの、保護者名義の預金通帳
- ③支給の内容
- ア) 現物給付…県内の医療機関(一部を除く)での受診の際、公費負担者番号の記載された福祉医療費受給者証を提示することで、医療機関でのお支払いが福祉医療費の自己負担額までになります。
- イ) 償還払 …医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1か月分の医療費の証明（1か月、1医療機関ごと）を記入してもらい（もしくは、領収書の原本を添付）、子育て支援課へ提出してください。支払った医療費から診療日数に応じて自己負担額を差し引き、差額分を支給（口座振込）します。
- ④留意事項
- ア) 院外処方箋の薬局分は自己負担額の差し引きがありません。
- イ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（各支所・出張所又は郵送でも可。）
- ウ) 支給日は、毎月月末（休日の場合は前日）です。
- ※受給者証をお持ちの方が、現物給付の対象医療機関において、何らかの事情により窓口で料金を支払い、後日、償還払による申請をされる場合は、支給までに3か月程度かかることがあります。
- ⑤自己負担額 1か月1医療機関ごとに、1日あたり800円、月額上限1,600円となります。

■ 小・中学生

- ①対象者 小学校入学から中学校卒業までの子ども
- ②手続きに必要なもの 子どもの医療保険の資格が確認できるもの、保護者名義の預金通帳
- ③支給の内容
- ア) 現物給付…諫早市・長崎市・長与町・時津町・西海市・島原市・雲仙市・南島原市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町の医療機関（一部除く。接骨院や鍼灸院（柔整）は対象外。）での受診の際、公費負担者番号が記載された福祉医療費受給者証を提示することで、医療機関でのお支払いが福祉医療費の自己負担額までになります。
- イ) 償還払 …医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1か月分の医療費の証明（1か月、1医療機関ごと）を記入してもらい（もしくは、領収書の原本を添付）、子育て支援課へ提出してください。支払った医療費から診療日数に応じて自己負担額を差し引き、差額分を支給（口座振込）します。
- ④留意事項
- ア) 院外処方箋の薬局分は自己負担額の差し引きがありません。
- イ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（各支所・出張所又は郵送でも可。）
- ウ) 支給日は、毎月月末（休日の場合は前日）です。
- ※受給者証をお持ちの方が、現物給付の対象医療機関において、何らかの事情により窓口で料金を支払い、後日、償還払による申請をされる場合は、支給までに3か月程度かかることがあります。
- ⑤自己負担額 1か月1医療機関ごとに、1日あたり800円、月額上限1,600円となります。

■ 高校生世代

- ①対象者 中学校卒業から満18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にあるもの及び高等学校に在学する満20歳未満のもの
- ②手続きに必要なもの 対象者の医療保険の資格が確認できるもの・保護者名義の預金通帳・在学証明書又は学生証の写し（18歳の4月1日から20歳未満の高校生に限る）
- ③支給の内容 償還払…医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1か月分の医療費の証明（1か月、1医療機関ごと）を記入してもらい（もしくは、領収書の原本を添付）、子育て支援課へ提出してください。支払った医療費から診療日数に応じて自己負担額を差し引き、差額分を支給（口座振込）します。
- ④留意事項
 ア) 院外処方箋の薬局分は自己負担額の差し引きがありません。
 イ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（各支所・出張所又は郵送でも可。）
 ウ) 支給日は、毎月月末（休日の場合は前日）です。
- ⑤自己負担額 1か月1医療機関ごとに、1日あたり800円、月額上限1,600円となります。

3. 教育・保育

(1) 幼児教育・保育の無償化

【問合せ先】こども政策課 Tel.22-1500

幼稚園や保育所、認定こども園の3歳から5歳まで等の保育料や預かり保育の利用料などが無償になっています。

なお、教材費や通園費、給食費などの費用については、無償化の対象外となります。

ただし、給食費のうち副食費（おかず、おやつなど）の費用については、収入に応じて免除される世帯があります。

■ 幼稚園、保育所、認定こども園

対象年齢 ア) 0歳から2歳までの子どもで住民税非課税世帯及び、同時在園の第2子以降（市独自事業）を対象

イ) 3歳から5歳までの子ども（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間を対象）

※ 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となりますが、通園送迎費、食材料費、行動費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

■ 幼稚園、認定こども園の預かり保育

対象年齢 ア) 満3歳児（3歳になってから最初の3月31日までの子ども）で住民税非課税世帯を対象

イ) 3歳から5歳までの子ども

※ 無償化の対象となるためには、就労などの保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

■ 認可外保育施設等

① 対象年齢 ア) 0歳から2歳まで 月額42,000円を上限に無償化（住民税非課税世帯を対象）

イ) 3歳から5歳まで 月額37,000円を上限に無償化

② 対象施設・事業 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業

※ 無償化の対象となるためには、就労などの保育の必要性の認定を受ける必要があります。

(2) 幼稚園

【問合せ先】こども政策課 TEL22-1500

満3歳から小学校就学前の幼児に対し、健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした教育施設です。

	施設名	所在地	電話
1	諫早幼稚園（市）	野中町 508-7	22-2248
2	諫早純心幼稚園（学）	天満町 32-19	22-0639
3	英明幼稚園 諫早（学）	白岩町 3-2	26-3952
4	山美幼稚園（学）	多良見町市布 2320-76	43-0354

※（市）は諫早市、（学）は学校法人が運営しています。

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット（P54参照）」でご覧になれます。

(3) 保育所（園）

【問合せ先】こども政策課 TEL22-1500

保護者が仕事などにより、長期にわたり児童の保育が必要な場合、認可保育所（園）でお預かりいたします。保護者が下記のような状況で就学前（0歳～5歳）児童の保育が必要な場合、市内の保育施設で保護者に代わり保育を行います。

- ①要件
- ア) 通常居宅内に、保護者などが不在（仕事等）のため、保育が必要である。
 - イ) 通常居宅内で、保護者などが家事以外の仕事のため、保育が必要である。
 - ウ) 母親が出産予定（出産（予定）日の前2か月と産後8週目の翌日が属する日の末日まで）
 - エ) 保護者の入院又は同居親族の介護などの理由で、児童の保育が必要である。
 - オ) 保護者の災害復旧活動などで、児童の保育が必要である。
 - カ) その他、上記に類する状態にある場合。
- ※①要件カ)の場合には民生委員の事実証明が必要になることがあります。
- ②施設
- 市内には現在、公立2施設、私立36施設の合計38施設が認可されています。保育時間はおおむね朝7時30分頃から夕方6時30分頃までですが、それ以降も時間を延長して保育する施設もあります。
- ③保育料
- 保護者の市民税課税状況に応じて定められた保育料を負担していただきますが、生活保護世帯や市民税が非課税の母子世帯等は無料です。どの認可保育所に入所しても保護者が負担する保育料は同じです。
- なお、所得割課税額が57,700円（母子世帯等は77,101円）未満の世帯の保育料については、兄弟児の年齢を問わず第2子以降は無料となります。
- また、所得割課税額が57,700円（母子世帯等は77,101円）以上の世帯において、児童2人が同時入所（幼稚園及び認定こども園等を含む）している場合、第2子以降の保育料は無料となります。

	実施保育所（園）	定員	所在地	電話
1	ともしび保育園（福）	90	新道町 83-8	23-8535
2	諫早中央保育所（市）	120	野中町 508-7	22-1096
3	すまいる保育園（特）	50	西小路町 999-67	21-7771
4	ふくた保育園（福）	120	福田町 372-1	23-0121
5	なかよし村保育園（福）	110	福田町 432-1	22-5311
6	真生保育園（福）	90	城見町 28-13	22-6116
7	みたち保育園（福）	90	栄田町 1098	26-3800
8	こころ保育園（特）	48	栄田町 42-56	56-9877
9	上諫早保育園（福）	60	本明町 212-1	26-5015
	（分園）まほろ愛児園	29	西栄田町 756-4	47-5902
10	いちご保育園（福）	120	栗面町 315	22-5840
11	小栗保育園（福）	150	小川町 461-1	22-2595

	実施保育所（園）	定員	所在地	電話
12	くるみ保育園（特）	30	川床町 1166	21-0767
13	もはら保育園（福）	90	赤崎町 212-1	22-2911
14	小野保育園（福）	60	小野町 676-2	23-0120
15	ほなみ保育園（福）	70	小野島町 2057-1	23-3765
16	有喜保育園（福）	30	有喜町 418-2	28-2052
17	のぞみ保育園（福）	60	中通町 35-8	28-2204
18	くやまえん（特）	40	久山町 1699	26-5578
	（分園）くやま SUN 保育園	30	久山町 1555	51-7067
19	つばみ保育園（特）	40	小船越町 930-210	56-8626
20	星の子保育園（福）	140	山川町 24-3	26-9448
21	太陽保育所（市）	120	馬渡町 10-1	26-2223
22	すこやか保育園（特）	40	真崎町 734-1	51-4151
23	いちご西保育園（福）	60	真崎町 550-1	25-0001
24	もとの保育園（福）	40	本野町 91-2	25-9310
25	明教保育園（福）	40	上大渡野町 33-2	25-3434
26	長田くみあい保育所（福）	40	白浜町 172	23-9404
27	遊びの家共同保育園（福）	40	多良見町西川内 1245-1	43-6085
28	多良見保育園（福）	40	多良見町化屋 1062-2	43-2821
29	シーサイド保育園（福）	60	多良見町シーサイド 148-10	43-3620
30	わくわく保育園（福）	60	多良見町木床 1570	43-7222
31	みどり保育園（特）	40	多良見町野副 73	43-1512
32	珠光保育園（福）	90	飯盛町平古場 130-6	27-8001
33	常香保育園（福）	50	飯盛町里 1893-3	49-1059
34	和同保育園（福）	40	高来町法川 16	32-3721
35	春日園保育所（宗）	50	高来町東平原 195	32-3210
36	深海保育園（福）	50	高来町船津 418-1	32-2132
37	遠竹保育園（福）	20	小長井町遠竹 586-2	34-2143
38	井崎保育園（福）	20	小長井町井崎 588	34-2215

※（市）は諫早市、（福）は社会福祉法人、（宗）は宗教法人、（特）は特定非営利活動法人が運営しています。

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット（P54参照）」でご覧になれます。

(4) 認定こども園

【問合せ先】こども政策課 TEL22-1500

就学前の子どもに対して、幼児教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援（子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供など）を行います。

- ①要件 ｱ) 幼児教育を希望する場合は1号認定を受ける必要があります。
ｲ) 保育を希望する場合は、2号または3号認定を受ける必要があります。
(2号及び3号認定の要件は「(3)保育所(園)」の①要件と同じです。)
- ②施設 市内には現在、私立23施設が認可されています。保育時間は朝7時30分頃から夕方6時30分頃までですが、各施設で設定時間は異なります。
- ③保育料 保護者の市民税課税状況に応じて市が定めた保育料を直接施設に支払います。諫早市の保育料は、国が示す徴収基準額から市が一部を負担することにより、保護者の保育料の負担軽減と進展する少子化への対応に積極的に取り組んでいます。

<幼保連携型>

	実施認定こども園	定員	所在地	電話
1	菜の花こども園(福)	105	仲沖町543-2	22-5784
2	認定こども園サンタの家(福)	140	幸町59-1	22-7511
3	キッズスクール認定こども園(福)	90	宇都町18-29	21-3122
4	みやまの森こども園(学)	95	城見町31-21	22-0675
5	桜が丘こども園(福)	135	貝津町877-1	26-2076
6	虹色こども園(福)	70	貝津ヶ丘489-14	47-6767
7	にしざきこども園(福)	100	小豆崎町319-3	23-5052
8	ながたこども園(福)	80	長田町2434	23-9220
9	ききつるんビニーこども園(福)	105	多良見町化屋1810	46-3560
10	るんビニーこども園(福)	55	多良見町舟津1411-1	44-1403
11	もりやまこども園(福)	105	森山町慶師野1884-2	35-2760
12	ふたばこども園(福)	55	小長井町小川原浦562-1	34-3089

※(福)は社会福祉法人、(学)は学校法人が運営しています。

<保育所型>

	実施認定こども園	定員	所在地	電話
1	認定こども園とんぼ保育園(福)	75	栄町1-1	56-8585
2	あおぞらこども園(福)	70	若葉町416-2	26-1007
3	認定こども園中里保育園(福)	70	多良見町中里47-9	43-2938
4	金華こども園(福)	65	高来町峰144-3	32-2182
5	ひかり認定こども園(福)	60	高来町金崎759	32-2050
6	清和こども園(福)	50	小長井町打越1-3	34-2109

※(福)は社会福祉法人が運営しています。

<幼稚園型>

	実施認定こども園	定員	所在地	電話
1	認定こども園鎮西学院幼稚園(学)	102	西栄田町1212-1	25-1231
2	認定こども園小栗幼稚園(学)	65	小川町443	23-5182
3	認定こども園西諫早幼稚園(学)	245	久山町1110	26-2760
4	認定こども園ふじ幼稚園(学)	70	飯盛町中山611	48-0104
5	認定こども園ばらの幼稚園(学)	138	山川町24	26-0225

※(学)は学校法人が運営しています。

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット(P54参照)」でご覧になれます。

(5) 一時預かり（一時保育）

【問合せ先】各園まで

保護者の就労形態等により家庭における育児が断続的に困難となったり、保護者の傷病や入院、私的
理由により一時的に保育が必要となる児童の保育を行います。

- ①対象年齢 おおむね1歳から小学校就学前まで。
 ②利用期間 1日単位で、週3日以内、月12日以内が限度です。
 ③利用料 ※実施施設によって異なりますので各園にお問い合わせください。（別途保険
 加入料が最初に必要です。）

実施施設		
1 菜の花こども園（福）	2 ほなみ保育園（福）	3 ルンビニーこども園（福）
4 認定こども園サンタの家（福）	5 のぞみ保育園（福）	6 みどり保育園（特）
7 くやまえん（特）	8 もりやまこども園（福）	9 諫早中央保育所（市）
10 珠光保育園（福）	11 すまいる保育園（特）	12 桜が丘こども園（福）
13 くやま SUN 保育園（特）	14 キッズスクール認定こども園(福)	15 あおぞらこども園（福）
16 ふくた保育園（福）	17 虹色こども園（福）	18 和同保育園（福）
19 なかよし村保育園（福）	20 つぼみ保育園（特）	21 春日園保育所（宗）
22 真生保育園（福）	23 ひかり認定こども園（福）	24 みたち保育園（福）
25 金華こども園（福）	26 こころ保育園（特）	27 もとの保育園（福）
28 深海保育園（福）	29 上諫早保育園（福）	30 明教保育園（福）
31 遠竹保育園（福）	32 いちご保育園（福）	33 にしぎきこども園（福）
34 井崎保育園（福）	35 くるみ保育園（特）	36 ながたこども園（福）
37 まほろ愛児園（福）	38 ふたばこども園（福）	39 もはら保育園（福）
40 清和こども園（福）	41 ききつルンビニーこども園（福）	42 認定こども園ばらの幼稚園（学）

(6) 障害児保育

【問合せ先】こども政策課 TEL22-1500

日々、保育に欠ける状態であり、心身に軽・中度の障害のある児童で、健常児とともに集団保育を行
うことが十分可能な場合に保育を行います。

(7) 休日保育

【問合せ先】各園まで

通常、保育所等が休みとなる休日等に保育を行います。

- ①実施施設 にしぎきこども園、ながたこども園
 ②定員 にしぎきこども園：10名、ながたこども園：10名

(8) ホリデイ保育

【問合せ先】各園まで

通常、保育所等が休みとなる年末に保育を行います。

- ①実施期日 12月29日、30日(日曜日を除く)
 ②実施施設 にしぎきこども園、ながたこども園

(9) 延長保育

【問合せ先】各園まで

保護者の就労状況により、通常の開所時間を延長して保育を行います。

	延長保育実施施設	延長時間	電話番号
1	菜の花こども園 (福)	午後 7 時 15 分まで	22-5784
2	認定こども園サンタの家 (福)	午後 7 時まで	22-7511
3	ともしび保育園 (福)	午後 7 時まで	23-8535
4	認定こども園とんぼ保育園 (福)	午前 7 時から午前 11 時まで	56-8585
5	すまいる保育園 (特)	午後 7 時 30 分まで	21-7771
6	キッズスクール認定こども園 (福)	午後 8 時 00 分まで	21-3122
7	ふくた保育園 (福)	午後 7 時まで	23-0121
8	なかよし村保育園 (福)	午後 7 時まで	22-5311
9	真生保育園 (福)	午後 7 時まで	22-6116
10	みやまの森こども園 (学)	午後 7 時まで	22-0675
11	みたち保育園 (福)	午後 7 時 20 分まで	26-3800
12	こころ保育園 (特)	午後 7 時 15 分まで	56-9877
13	上諫早保育園 (福)	午後 7 時 30 分まで	26-5015
14	まほろ愛児園 (福)	午前 7 時から午前 7 時 30 分まで、午後 7 時まで	47-5902
15	いちご保育園 (福)	午後 7 時 20 分まで	22-5840
16	小栗保育園 (福)	午後 6 時 30 分まで	22-2595
17	くるみ保育園 (特)	午後 7 時まで	21-0767
18	もはら保育園 (福)	午後 7 時まで	22-2911
19	小野保育園 (福)	午後 7 時まで	23-0120
20	ほなみ保育園 (福)	午後 7 時 30 分まで	23-3765
21	有喜保育園 (福)	午前 7 時から午前 7 時 30 分まで	28-2052
22	のぞみ保育園 (福)	午後 6 時 30 分まで	28-2204
23	くやまえん (特)	午後 6 時 30 分まで	26-5578
24	くやま SUN 保育園 (特)	午後 6 時 30 分まで	51-7067
25	認定こども園西諫早幼稚園 (学)	午後 7 時まで	26-2760
26	桜が丘こども園 (福)	午後 7 時 10 分まで	26-2076
27	あおぞらこども園 (福)	午後 7 時まで	26-1007
28	虹色こども園 (福)	午後 7 時まで	47-6767
29	つぼみ保育園 (特)	午後 7 時まで	56-8626
30	星の子保育園 (福)	午後 7 時まで	26-9448
31	太陽保育所 (市)	午後 7 時 15 分まで	26-2223
32	すこやか保育園 (特)	午後 7 時まで	51-4151
33	いちご西保育園 (福)	午後 7 時 20 分まで	25-0001
34	もとの保育園 (福)	午後 7 時まで	25-9310
35	にしぎきこども園 (福)	午後 7 時 15 分まで	23-5052
36	ながたこども園 (福)	午後 7 時 15 分まで	23-9220
37	長田くみあい保育所 (福)	午後 6 時 30 分まで	23-9404
38	遊びの家共同保育園 (福)	午後 7 時まで	43-6085
39	多良見保育園 (福)	午後 7 時まで	43-2821
40	シーサイド保育園 (福)	午後 6 時 30 分まで	43-3620
41	わくわく保育園 (福)	午後 6 時 30 分まで	43-7222
42	ルンビニーこども園 (福)	午後 7 時 15 分まで	44-1403
43	みどり保育園 (特)	午後 7 時まで	43-1512
44	認定こども園中里保育園 (福)	午後 7 時まで	43-2938
45	ききつルンビニーこども園 (福)	午後 7 時 15 分まで	46-3560

	延長保育実施施設	延長時間	電話番号
46	もりやまこども園（福）	午後 7 時まで	35-2760
47	珠光保育園（福）	午後 7 時まで	27-8001
48	認定こども園ふじ幼稚園（学）	午後 7 時まで	48-0104
49	常香保育園（福）	午後 7 時まで	49-1059
50	和同保育園（福）	午後 7 時まで	32-3721
51	春日園保育所（宗）	午後 7 時まで	32-3210
52	ひかり認定こども園（福）	午後 7 時まで	32-2050
53	金華こども園（福）	午後 7 時まで	32-2182
54	深海保育園（福）	午後 7 時まで	32-2132
55	遠竹保育園（福）	午後 7 時まで	34-2143
56	井崎保育園（福）	午後 7 時まで	34-2215
57	ふたばこども園（福）	午後 7 時まで	34-3089
58	清和こども園（福）	午後 7 時まで	34-2109
59	認定こども園鎮西学院幼稚園（学）	午後 7 時まで	25-1231

(10) 病児保育

【問合せ先】こども政策課 Tel.22-1500
各施設

子どもが病気にかかった時、仕事の都合でどうしても看病できない場合や、傷病、出産、冠婚葬祭などの理由でやむを得ず家庭で保育することが困難な場合に一時的に子どもを預かり、保護者に代わって育児のお手伝いをします。

- ①**対象児童** 本市に住所を有し、保護者が労働等により家庭での保育が困難な児童
(おおむね生後4か月から小学生)
- ②**利用料金** ㍿生活保護、市民税非課税世帯 無料
(1日分) ㍿上記以外の世帯 2,500円
※昼食、おやつ代込みの料金です。
- ③**持参品** 子どもの健康保険証、福祉医療費受給者証、おくすり手帳、母子手帳、現在服用中のくすり、着替え(2~3組)、おむつ、バスタオル、フェイスタオル、ハンドタオル、哺乳ビン、エプロン、着た服を入れる袋、おもちゃ等
- ④**登録
申込方法** 施設を利用するには、利用登録が必要となります。詳しくはこども政策課、又は実施施設へ直接お尋ねください。(※施設が利用を休止している場合がございますので、利用の際は事前にご確認ください)

施設名	所在地	電話番号	利用定数	利用時間	利用日数
1 ぞうさんルーム	城見町 22-11 (医療法人前田小児科)	22-8166 (22-8180)	8人	平日 8:00~18:20	1回の申込で7日間連続利用可能
2 びっきーハウス	多良見町ソサィテ` 20-135 (医療法人みどり会 ますだ小児科内科医院)	43-7800	6人	平日 8:00~18:00 土曜日 8:00~12:30 ※木曜日は休み	

(11) 認可外保育施設

認可外保育施設とは、保育所と同様の業務を目的とする施設であって、都道府県知事から認可を受けていないもので、児童福祉法による県知事への設置届がなされている施設です。

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット(P54参照)」でご覧になれます。

(12) 企業主導型保育施設

企業主導型保育施設とは、認可外保育施設のうち、事業所内の施設等において事業所の従業員の子どものほか、地域の子ども(任意)の保育を行う施設であって、内閣府から運営費の助成を受けているもので、児童福祉法による県知事への設置届がなされている施設です。

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット(P54参照)」でご覧になれます。

4. 子育て支援

(1) 地域子育て支援センター

家庭で子育てしている人が気軽に利用できるよう、保育所等のスペースを開放し、専任の保育士等が育児相談や様々な催しなどを通じて親子のふれあいや交流を深めるお手伝いをします。また、妊娠中の方も子育て支援センターを利用していただき、育児体験を通じて、子育てに関する不安を解消できるよう努めています。

	名称	所在地	電話番号	開設日 開設時間
1	すくすく広場	栄町 1-1 (アエルウエスト 2F)	46-5696	水～月 10時～15時30分
2	くるみの家	小野島町 2057-1 (ほなみ保育園)	23-3765	月～金 10時～15時30分
3	子育て支援センターほしのこ	山川町 24-3 (星の子保育園)	26-9448	月～金 10時～15時
4	支援センター いちご	栗面町 315 (いちご保育園)	22-5925	月～金 10時～15時
5	ほっとルーム	高来町下与 632-58	32-2182 (金華こども園)	月～金 10時～15時
6	親子のひろば「アイアイ」	多良見町化屋 759-7	43-7222 (わくわく保育園)	月～金 10時～15時
7	子育て支援センター ぱれっと	久山町 1690-1 (くやまえん)	51-7073	月～金 10時～15時

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット（P54参照）」でご覧になれます。

(2) 児童福祉施設入所事業

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

■ 母子生活支援施設入所

保護を必要とする母とその子を一緒に入所させて、必要な生活指導を行い自立の支援を行います。

■ 助産施設入所

経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産施設で助産を行います。

5. 児童健全育成事業

(1) 学童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了した放課後及び長期休業期間等の学校休業日に、適切な遊び・生活の場を与え、児童の健全育成活動を行います。

	施設名	所在地	電話番号
1	学童保育諫小学童クラブ	幸町 59-1	24-0444
2	学童保育諫小学童クラブ 2組	幸町 64-15	24-0444
3	仲沖学童クラブ	仲沖町 15-34	080-1763-9310
4	学童保育北小クラブ	城見町 29-12	24-3328
5	北小キッズ	金谷町 14-2	24-3328
6	なかよし村学童 1組	福田町 6-40	22-6253
7	なかよし村学童 2組	福田町 6-40	22-6253
8	学童保育わんぱくキッズ	城見町 833-4	46-6070
9	みやまの森学童クラブ	城見町 31-21	22-0675
10	学童保育こどものくに小野	宗方町 347-1	21-9510
11	学童保育うきうきクラブ	中通町 35-8	28-0124
12	真津山学童クラブ	貝津町 2666	25-5671
13	真津山学童フレンズ	貝津町 2666	25-5671
14	学童さくらクラブ	貝津町 878	26-2076
15	学童保育きづなクラブ	貝津町 671-8	25-0600
16	学童保育ふたば	貝津町 453-21	42-5076
17	学童保育 きづなクラブ 2	貝津町 671-20	25-0600
18	学童保育Nキッズ	久山町 1110	47-8889
19	学童保育くやま kids	久山町 1699	42-4816
20	まごころ学童☆長田	西里町 790-12	23-2525
21	みのり学童クラブ	西里町 803	23-9185
22	小栗学童クラブさくらんぼ	小川町 398-1	21-4411
23	小栗学童クラブくりの実	小川町 398-1	21-4411
24	スポキッズ学童クラブ堂崎校	堂崎町 10-39	47-8720
25	学童保育いちご	栗面町 311-2	21-6780
26	学童保育やまのたね	西栄田町 754-10	25-7212
27	学童保育にじのたね	栄田町 41-20	26-7778
28	学童保育そらのたね	栄田町 39-50	51-7588
29	学童保育かぜのこ	栄田町 46-79	25-7339
30	学童保育まほろば	西栄田町 756-4	47-5902

	施設名	所在地	電話番号
31	学童保育上山クラブ	原口町 669-1	23-8590
32	キッズスクール学童クラブ	原口町 818-3	47-8216
33	第二キッズスクール学童クラブ	西小路町 1007	56-8625
34	学童保育西諫早クラブ宙組	馬渡町 3	25-1439
35	学童保育西諫早クラブ花組	馬渡町 3	25-1439
36	学童保育真城 真城っ子ハウス	真崎町 1037-3	26-4965
37	学童保育真城元気っ子ハウス	真崎町 1037-3	26-7750
38	学童保育真城キッズハウス	真崎町 1037-3	26-4965
39	遊びの家共同保育園	多良見町西川内 1873	43-6085
40	中里児童クラブ 1 組	多良見町中里 50-2	43-6940
41	中里児童クラブ 2 組	多良見町中里 50-2	51-4023
42	喜小児童クラブ 1 組	多良見町中里 42-8	47-5153
43	喜小児童クラブ 2 組	多良見町中里 40-28	51-6279
44	ルンビニー喜小クラブ	多良見町化屋 1824	46-3560
45	学童保育シーサイドクラブ	多良見町シーサイド 1-286	43-4635
46	ルンビニー東小クラブ	多良見町シーサイド 1-135	090-2220-1135
47	児童クラブルンビニー	多良見町舟津 1383-2	44-1403
48	森山西小学童クラブ	森山町下井牟田 473-1	35-2600
49	森山東小学童クラブ	森山町唐比北 778-1	36-7101
50	学童保育「かたらんね」	飯盛町開 1929-3	48-1190
51	学童保育ふじっ子クラブ	飯盛町中山 611	48-0104
52	湯江小学童クラブ	高来町東平原 147	32-5500
53	高西学童クラブ	高来町下与 294-1	32-3223
54	学童保育ポケットクラブ	小長井町小川原浦 227	34-2716
55	遠竹学童クラブ	小長井町遠竹 586-2	34-2143

※ 上記の施設を利用する母子世帯、父子世帯、両親ともいない世帯及び兄弟で通所している世帯で、定められた手当等の該当世帯については、施設を通じて利用料を減免します。

- ・ひとり親世帯などの減免限度額 1人当たり 月額 5,000 円 (限度額)
 - ・兄弟姉妹で通所の減免限度額 2人目以降 1人月額 2,500 円 (限度額)
- ※ただし、3人目以降が未就学児で一定の要件を満たす場合

(2) 児童館

【問合せ先】こども政策課 TEL22-1500
高来支所地域総務課 TEL32-2111

児童の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設であり、専任の職員などから様々な遊びを教わりながら過ごすことができます。

	施設名	開館日時	所在地	電話番号
1	高来東児童館	月曜日～金曜日 : 11時～18時 土曜日、夏休み等の休業日 : 10時～18時	高来町三部壺 541-1	32-5858
2	高来西児童館	※日曜日、祝日、8/13～8/15、12/29～1/3は休館	高来町峰 19-1	32-5204

※学童クラブ・児童館に関する情報を「いさはや子育てネット(P54参照)」でご覧になれます。

6. すくすく広場

【予約・問合せ先】すくすく広場 46-5276

子育て支援に関する総合的な事業を行い、安心して子育てができる環境を形成するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施し、子どもの健全な育成を図る施設です。

名 称	すくすく広場	電話番号 (代表)	46-5276
所在地	栄町1番1号 アエルウエスト2階	F A X	46-5275
開館時間	水曜日～月曜日 8:30～17:15 親子交流ホールの利用時間は異なります	休館日	毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌平日） 年末年始（12月29日～1月3日）

■ 親子交流ホール（子育て支援センター事業）

親子が子育て仲間と交流を図りながら楽しく遊べる場所です。必要に応じ保育士などの専門員に子育てについての相談ができ、情報提供、助言等を行っています。

- ① 利用対象者 市内在住の就学前までの子どもと、その保護者、妊娠中の方
※実家が諫早市内の場合は利用可能
- ② 休館日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌平日）
年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ 利用時間等 10:00～15:30
- ④ 予約電話番号 46-5696（予約は9:00～17:00）

※予約状況等は「いさはや子育てネット（P54参照）」のすくすく広場の情報で確認できます。

■ 母子相談窓口（子育て世代包括支援事業）（P49参照）

保健師や助産師などの専門職が妊娠や子育てに関する相談、情報提供、保健指導に応じるほか、母子手帳交付時に支援プランを作成し、必要なサービスが受けられるように案内します。また妊婦の方を対象に、パパママ学級やプレママ学級などを実施しています。（要予約 46-5276）

■ 諫早市ファミリー・サポート・センター（ファミリー・サポート・センター事業）

会員登録いただいた子育てのお手伝いをして欲しい方（依頼会員）と、子育てを応援したい方（援助会員）をつなげ、子どもの預かりや送迎などに対応しています。事前登録（無料）が必要です。

- ① 会員の条件 **依頼会員** ・諫早市にお住まいで、生後4カ月から小学校6年生までの子どもを持つ保護者
提供会員 ・心身共に健康で、子育て支援に興味のある諫早市にお住まいの方
※提供会員に登録した方は実際に活動いただく前に基礎研修を受講いただきます。

② 利用料金等

曜 日 等	利用時間帯	利用料金
平日	7:00～19:00	700円/1時間
	19:00～22:00	800円/1時間
土・日・休日、祝日、年末年始	7:00～19:00	800円/1時間
	19:00～22:00	900円/1時間

■ 母子保健ルーム（母子保健事業）

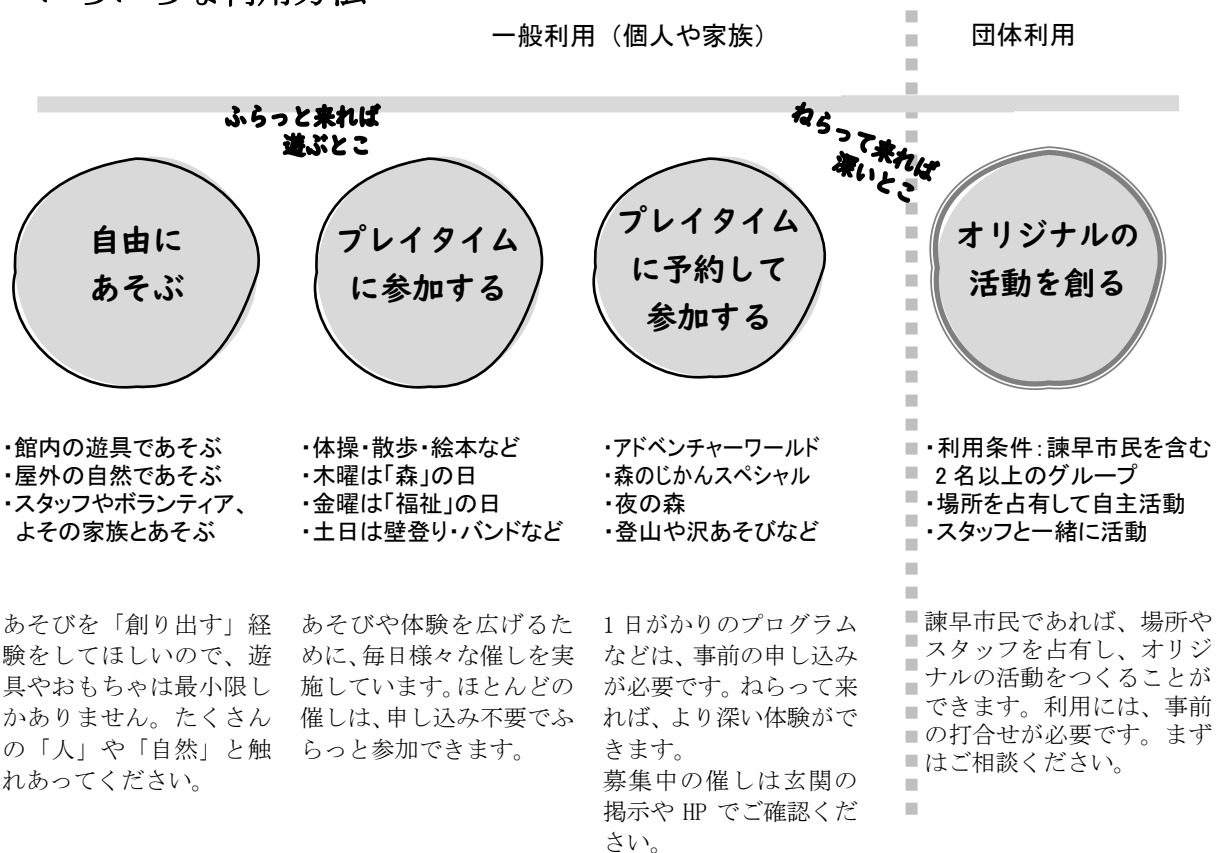
ベビークラス、離乳食教室、幼児健康診査、発達支援相談等の母子保健事業を行っています。
※詳しい事業内容については、Ⅲ. 母子保健（P49～）をご覧ください。

7. こどもの城

こどもの城は、“レジャー施設”ではありません。子どもたちが生きる力を培うことを目指し、「人」や「自然」との触れ合いを通して、大人も子どもも共に学びあう、諫早市独自の施設です。

所在地 : 諫早市白木峰町 827 番地 2
 電話番号 : 24-8017
 開館時間 : 午前 9 時～午後 5 時
 休館日 : 毎週月曜日 (月曜日が祝日・休日の場合は翌平日)
 入館料 : 無料
 駐車場 : 施設前に 110 台 (第 1 駐車場)
 白木峰高原全体で 640 台 (第 2～第 4 駐車場)

いろいろな利用方法



8. 予防接種

病気の発生、まん延を予防し、市民一人ひとりの健康を守るために、各種予防接種を実施します。

(1) 定期予防接種

【問合せ先】すくすく広場 TEL22-1500

予防接種の種類	対象疾病	接種対象、回数等	備考
ロタウイルス (1価：ロタリックス) (注1)	・ロタウイルスによる胃腸炎	○標準で生後2月～出生14週6日後までの間に初回接種を行う。 (出生6週0日後～24週0日後まで)	2回接種
ロタウイルス (5価：ロタテック) (注1)	・ロタウイルスによる胃腸炎	○標準で生後2月～出生14週6日後までの間に初回接種を行う。 (出生6週0日後～32週0日後まで)	3回接種
ヒブ [®] (Hib)	・ヒブ [®] 感染症 (細菌性髄膜炎、敗血症、肺炎等)	○生後2月～60月に至るまで (接種開始月齢により1回～4回) ・生後2月～7月に至るまでの間に接種開始 ・生後7月～1歳に至るまでの間に接種開始 ・生後1歳～5歳に至るまでの間に接種開始	4回接種 3回接種 1回接種
小児用肺炎球菌	・小児の肺炎球菌感染症 (細菌性髄膜炎、敗血症、肺炎等)	○生後2月～60月に至るまで (接種開始月齢により1回～4回) ・生後2月～7月に至るまでの間に接種開始 ・生後7月～1歳に至るまでの間に接種開始 ・生後1歳～2歳に至るまでの間に接種開始 ・生後2歳～5歳に至るまでの間に接種開始	4回接種 3回接種 2回接種 1回接種
B型肝炎	・B型肝炎	○標準で生後2月～9月に至るまで (生後1歳に至るまで)	3回接種
BCG	・結核	○標準で生後5月～8月に至るまで (生後1歳に至るまで)	1回接種
四種混合	・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・ポリオ(小児まひ)	○1期初回 標準で生後2月～12月に至るまで (生後2月～90月に至るまで) ○1期追加 初回完了後12月～18月の間隔をおく (生後2月～90月に至るまで)	3回接種 1回接種
五種混合	・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・ポリオ(小児まひ) ・ヒブ [®] 感染症	○初回 標準で生後2月～7月に至るまでの間に接種開始 (生後2月～90月に至るまで) ○追加 初回完了後6月～18月の間隔をおく (生後2月～90月に至るまで)	3回接種 1回接種
麻しん及び風しん (注2)	・麻しん(はしか) ・風しん(三日ばしか)	○1期 生後12月～24月に至るまで ○2期 5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間にある者	1回接種 1回接種
水痘	・水ぼうそう	○初回 標準で生後12月～15月に至るまで (生後12月～36月に至るまで) ○追加 初回完了後6月～12月の間隔をおく (生後12月～36月に至るまで)	1回接種 1回接種
日本脳炎 (注3)	・日本脳炎	○1期初回 標準で3歳 (生後6月～90月に至るまで) ○1期追加 1期完了後概ね1年後 (生後6月～90月に至るまで) ○2期 標準で小学4年生 (9歳～13歳に至るまで)	2回接種 1回接種 1回接種
二種混合	・ジフテリア、破傷風	○標準で小学6年生 (11歳～13歳未満)	1回接種
子宮頸がん予防ワクチン(HPV) (注4)	・ヒトパピローウイルス感染症 (子宮頸がん・尖圭コンジローマ等)	○標準で中学1年生に相当する年齢の女性 2回または3回接種 (小学6年生から高校1年生までに相当する年齢の女性)	

※ 1年を通して、個別接種指定医療機関で接種できます。

※ ワクチン準備のため、必ず医療機関に事前予約をしてください。

※ 母子健康手帳を持参してください。

※ 保護者同伴で接種してください。ただし、子宮頸がん予防ワクチン(HPV)は、あらかじめ保護者が記入した予診票及び同意書を持参した場合は、保護者同伴なしで接種できます。

※ 県外で予防接種を希望される方は、償還払いの制度がありますので、事前にすくすく広場へご相談ください。

注1) 出生15週0日後以降に初回接種を行った場合に腸重積症を発症するリスクが高まるため、出生14週6日後までに初回接種を行うことを推奨しています。

- 注2) 1期対象者の内令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの未接種の方、及び2期対象者の内平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの未接種の方は、令和9年3月31日まで接種できます。
- 注3) 日本脳炎の予防接種については、20歳未満であって平成19年4月1日以前生まれの未接種の方は、未完了分から接種ができます。なお、中学生以上の方は、あらかじめ保護者が記入した予診票及び同意書を持参した場合は、保護者同伴なしで接種できます。
- 注4) ワクチンは、子宮頸がんを完全に予防できるものではありません。20歳を過ぎたら定期的に「がん検診」を受けることをお勧めします。なお、平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの方で、令和4年4月1日から令和7年3月31日に1回以上接種し計3回の接種が完了していない場合は、残りの回数を令和8年3月31日まで接種できます。

(2) 任意予防接種

【問合せ先】すくすく広場 Tel.22-1500

予防接種の種類	対象疾病	接種対象、回数等	備考
乳幼児・小学生・中学生インフルエンザ*	・季節性インフルエンザ*	○生後6月～小学生 2回接種 ○中学生 1回接種	・窓口負担（1回接種毎）1,500円 （生活保護受給者を除く）

- ※ 接種期間は、10月から翌年2月末日までとし、個別接種指定医療機関で接種してください。
- ※ ワクチン準備のため個別接種指定医療機関に予約が必要です。
- ※ 母子健康手帳を持参してください。
- ※ 保護者同伴で接種してください。ただし、中学生は、あらかじめ保護者が記入した予診票及び同意書を持参した場合は、保護者同伴なしで接種できます。
- ※ 県外で予防接種を希望される方は、償還払いの制度がありますので、事前にすくすく広場へご相談ください。

II. 家庭福祉

1. 相談

(1) 母子・父子自立支援員

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

ひとり親家庭及び寡婦家庭に対し、その生活の向上のため必要な措置を講じ、指導、相談に応じるとともに、自立に必要な情報の収集及び提供を行い、ひとり親家庭及び寡婦の方に対し職業能力の向上及び求職活動に関する支援をする「母子・父子自立支援員」を配置しています。

(2) 長崎こども・女性・障害者支援センター

結婚、離婚、男女間のトラブル、家庭不和等、女性が抱える様々な問題や悩みの相談に対して総合的な支援を行っています。

名 称	所在地	電話番号	F A X
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町 10 番 22 号	095-846-0560	095-844-1849

2. 手当・給付

(1) 児童扶養手当

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

ひとり親世帯などで児童を養育する人で、定められた所得などの要件を満たす人に支給します。支給額と支給月及び支給方法は、次のとおりです。

- ①手当月額
 - ア) 児童 1 人の場合 全額支給 46,690 円、一部支給 46,680 円～11,010 円
 - イ) 児童 2 人目以降の加算 全額支給 11,030 円、一部支給 11,020 円～ 5,520 円
- ②児童の年齢
 - ア) 児童に一定の障害がある場合 0～20 歳 (20 歳の誕生日の前日まで)
 - イ) ア)以外の児童 0～18 歳 (18 歳の誕生日前日以降の最初の 3 月 31 日まで)
- ③支給月 1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月
- ④支給方法 金融機関への口座振込
- ⑤支給要件
 - ア) 父母が離婚した児童
 - イ) 父又は母が死亡した児童
 - ウ) 父又は母が重度の障害の状態にある児童
 - エ) 父又は母の生死が不明な児童
 - オ) 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童
 - カ) 父又は母が DV 保護命令を受けた児童
 - キ) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ク) その他 (両親が不明であるなど。)
- ⑥その他
 - ア) 状況によっては、民生委員等の事実証明が必要になる場合があります。
 - イ) その他、戸籍謄本、住民票などの添付書類が必要になります。
 - ウ) 公的年金等を受けることができる場合、差額での支給となります。

(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

ひとり親家庭の母又は父の職業能力の向上と求職活動の促進を図るため、ひとり親家庭の母又は父に対し、給付金を支給します。

■ 自立支援教育訓練給付金

- ① 対象 ひとり親家庭の母又は父
- ② 給付内容

市が指定した教育訓練給付講座※を受講することにより自立が効果的と認められる場合に、受講終了後、受講費用の 6 割相当額 (上限 20 万円、ただし、専門実践教育訓練給付の対象となる講座については修業年数×40 万円 上限 160 万円、下限 1 万 2 千円) を給付します。その後、1 年以内に資格を取得し、就職等をした場合、受講費用の 8.5 割(年間上限 60 万円×修行年数※最大 4 年)で再計算し、すでに支給した差額を追加支給します。ただし、受講開始日現在において、雇用保険法による一般教育訓練給付の受講資格を有している方については、その給付額を差し引いた金額を給付します。
- ③ 注意事項

受講開始前に子育て支援課で自立に向けた計画の策定を受け、教育訓練講座の指定を受けなければなりません。また、講座の指定を受けた方でも講座終了日の翌日から 30 日以内に支給申請されないと給付金の支給を受けられません。

※ 市が指定した教育訓練給付講座とは、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座です。

■ 高等職業訓練促進給付金

- ① 対象 ひとり親家庭の母又は父
 ② 給付内容 適職に就くため、高等な技能（看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等）に係る資格取得を目的として、養成機関において6ヶ月以上修業する場合に、修業期間の上限4年について、促進給付金を支給します。また、修学の期間の最後の12月について、支給額を4万円加算します。

市民税非課税世帯	月額	100,000円
市民税課税世帯	月額	70,500円

また、入学金の負担を考慮した修了支援給付金を修了時に支給します。（非課税世帯 50,000円、課税世帯 25,000円）

- ※ 事前の相談が必要ですので、修業を検討する際にご相談ください。
 ※ 各給付金の申請手続の際は、受給要件の審査に必要な戸籍謄本・所得を確認する書類、個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）、本人確認書類（運転免許証等）が必要です。
 ※ 給付内容については変更になる場合があります。

(3) ひとり親家庭等福祉医療費支給制度

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

ひとり親家庭の方（母又は父及びその子）で、所得が一定範囲内の方に、かかった医療費（保険診療分）の一部を支給します。支給を受けるためには、資格の認定申請が必要です。

- ①対象者
 ア) 配偶者がなく、満20歳未満の子を監護している方。
 イ) 父又は母、もしくは父母がいない子で、満18歳未満又は満20歳未満の高校生。
 ウ) 配偶者からの暴力（DV）により裁判所から保護命令を受け、満20歳未満の子を監護している方
 エ) 父又は母が配偶者からの暴力（DV）により裁判所から保護命令を受けている満18歳未満の子又は満20歳未満の高校生。
- ②手続きに必要なもの
 母又は父及びその子の医療保険の資格が確認できるもの・母又は父名義の預金通帳・母子家庭又は父子家庭であることを証明するもの（児童扶養手当証書、遺族年金証書、民生委員証明など）・在学証明書又は学生証の写し（18歳から20歳未満の高校生がいる家庭）・母又は父及びその子の個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）・母又は父の本人確認書類（運転免許証等）・配偶者からの暴力（DV）について、最寄の裁判所から保護命令を受けている方は、それを証明するもの
 ※その他、場合によって必要となる書類があります。
- ③支給の内容
 ア) 現物給付…諫早市・長崎市・長与町・時津町・西海市・島原市・雲仙市・南島原（小・中学生のみ）市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町の医療機関（一部除く。接骨院や鍼灸院（柔整）は対象外。）での受診の際、公費負担者番号が記載された福祉医療費受給者証を提示することで、医療機関でのお支払いが福祉医療費の自己負担額までになります。
 イ) 償還払 …医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1か月分の医療費の証明（1か月、1医療機関ごと）を記入してもらい（もしくは、領収書の原本を添付）、子育て支援課へ提出してください。支払った医療費から診療日数に応じて自己負担額を差し引き、差額分を支給（口座振込）します
- ④留意事項
 ア) 院外処方箋の薬局分は、自己負担額の差し引きがありません。
 イ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（各支所・出張所又は郵送でも可。）
 ウ) 支給日は、毎月月末（休日の場合は前日）です。
 ※公費負担者番号が記載された受給者証をお持ちの方が、現物給付の対象医療機関において、何らかの事情により窓口で料金を支払い、後日、償還払による申請をされる場合は、支給までに3か月程度かかることがあります。
- ⑤自己負担額 1か月1医療機関ごとに、1日あたり800円、月額上限1,600円

(4) 寡婦等福祉医療費支給制度

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

寡婦等の方を対象に、かかった医療費（入院分のみ）の一部を支給します。支給を受けるためには、資格の認定申請が必要です。

- ①対象者 60歳以上70歳未満で、配偶者がなく、一人暮らしの女性で所得税が非課税の方。ただし、被扶養者は除きます。
- ②手続きに必要なもの 戸籍謄本、医療保険の資格が確認できるもの、本人名義の預金通帳、民生委員の事実証明、個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）、本人確認書類（運転免許証等）
- ③支給の内容 医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1か月分の医療費の証明（1か月、1医療機関ごと）を記入してもらい（もしくは領収書の原本を添付）、子育て支援課へ提出してください。支払った医療費から入院日数に応じて自己負担額を差し引き、差額分を支給（口座振込）します。
- ④留意事項 ｱ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（各支所・出張所又は郵送でも可。）
ｲ) 支給日は、毎月月末（休日の場合は前日）です。
- ⑤自己負担額 1日につき 1,200円

3. 家庭生活援助

(1) 母子・父子寡婦福祉資金貸付

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

ひとり親家庭及び寡婦世帯の福祉の増進、経済的な自立の助成、生活意欲の助長及び児童の福祉の向上を図るため、低金利又は無利子での各種資金貸付を行います。

■ 母子・父子福祉資金

- 貸付種類**
- ア) 高等学校、専修学校（高等課程）、高等専門学校、短期大学、専修学校（専門課程）、大学、専修学校（一般課程）など修学に要する資金。
 - イ) 小・中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学への入学又は修業施設への入所などに要する就学支度資金。
 - ウ) 事業開始又は就職に必要な知識、技能習得に必要な資金。
 - エ) 配偶者のない女子及び配偶者のない男子になって間もないひとり親世帯の自立意欲の促進と、生活の安定を図るための生活資金。

■ 寡婦福祉資金

修学、修業、事業開始(継続)、住宅、転宅、就学支度、結婚などの各種貸付制度がありますので、詳しくは母子・父子自立支援員へお尋ねください。他にも目的に応じ数種類の貸付制度があり、また、上記貸付金も含め限度額などの要件は、貸付の種類によって異なります。

※各貸付は長崎県母子・父子寡婦福祉資金審査会を通じて決定されます。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、「聖母の騎士園」（小長井町）、「大村子供の家」（大村市）、「光と緑の園」（大村市）などの児童養護施設等に入所させることにより、適切な保護を行います。

(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業

【問合せ先】諫早市母子寡婦福祉会 TEL22-3358

次のような事情でお困りの時、「家庭生活支援員」を派遣し、必要な支援を行います。

- ①対象者** 次の全ての条件を満たすもの
- ア) 母子家庭、寡婦又は父子家庭
 - イ) 自立に必要な講習会等の受講や疾病等の社会的な事由により一時的に生活援助もしくは、保育サービスを必要とする世帯
- ②支援内容**
- ア) 生活援助サービス…対象者の居宅で家事、介護等のサービス提供
 - イ) 子育て支援サービス…対象者の居宅や講習会会場等での保育サービス
- ※利用日数は、原則として1年当たり10日以内

③利用料 (1時間あたり)		子育て支援	生活援助
	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
	児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
	上記以外の世帯	150円	300円

(4) ひとり親家庭学習支援事業

【問合せ先】諫早市母子寡婦福祉会 TEL22-3358

ひとり親家庭の小学生や中学生に対して、大学生や教員OB等の学習支援ボランティアによる学習支援を行っています。※事前申込制（定員になり次第締め切り）

- ア) 対象者 市内在住のひとり親家庭の小学生・中学生
- イ) 日 時 中学生のみ 毎週金曜日 19:00～21:00
小・中学生 毎週土曜日 10:00～12:00
- ウ) 場 所 諫早市社会福祉会館（諫早市新道町 948）
※会場は変更になる場合があります。
※会場までの送迎は、原則、保護者でお願いします。
- エ) 利用料 無料（傷害保険、交通費等は自己負担）

III. 母子保健

母子、乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、健康相談、訪問指導や健康診査などを行っています。

(1) 母子相談窓口（子育て世代包括支援事業）

【問合せ先】すくすく広場
TEL46-5276

妊娠・出産・育児に関する不安な気持ちや悩みがある親が安心して出産し子育てをすることを応援する相談窓口です。母子健康手帳交付の総合窓口でもあり、保健師等の専門職が常時駐在。

- ① プレママ相談 対象：妊婦
- ② 産後ママと赤ちゃんの健康相談 対象：出産～12月未満
- ③ 親子すくすく健康相談 対象：1歳～就学前まで
- ④ その他 要予約 火曜日休

(2) 出産子育て応援事業

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

妊娠時から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトの支給による経済的な支援を一体的に行うものです。

対象者：申請時点で諫早市に住所がある妊娠・出産した方（他の自治体で同様のギフト（現金・ギフト）の支給を受けていない方）

内 容：出産応援ギフト	妊娠届出時に申請	妊婦 1人あたり	5万円
子育て応援ギフト	出生届出後に申請	新生児 1人あたり	5万円
	(こどもは赤ちゃん訪問後など)	(双児の場合)	10万円)

(3) 母子健康手帳交付

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

妊娠中や出産の状況・子どもの乳幼児期の発育状態を、一貫して記録する健康手帳として、また、育児書として活用していただくため交付します。手帳の交付は、妊娠届出によりすくすく広場で行い、専門職による相談も行います。森山保健センター、各支所、真津山出張所でも交付を行います。なお、手帳は、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種などの際に必要です。

(4) パパママクラス・プレママクラス

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

新しい家族を迎える準備や妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催します。

- ① 対象 市内に居住する妊婦及びその家族（夫）
- ② 内容 パパママ（両親）クラスでは、お産のことや産後のこと・妊婦体験を、プレママクラスでは、妊娠中の過ごし方やお産や赤ちゃんのお世話体験等を行います。
- ③ 実施日時 パパママ（両親）クラス 月1回日曜日
プレママクラス 月1回木曜日
- ④ 場所 諫早市すくすく広場母子保健ルーム
- ⑤ その他 要予約 予約はすくすく広場（46-5276）

(5) 妊婦健康診査

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

妊婦期の疾病や異常の早期発見又は予防のため、医療機関で健康診査が受けられます。

回数	週数	健 診 内 容
第1回	11週まで	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、超音波検査
第2回	12～15週	問診、診察、血圧測定、身長・体重測定、尿化学検査、ABO血液型、Rh血液型、風しんウイルス抗体価検査、不規則抗体、梅毒沈降反応、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV検査、貧血、グルコース、クラミジア抗原検査、ATL検査、子宮頸がん検診
第3回	16～19週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第4回	20～23週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、超音波検査
第5回	24～25週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、グルコース50gct、超音波検査
第6回	26～27週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第7回	28～29週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第8回	30～31週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、貧血、超音波検査
第9回	32～33週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第10回	34～35週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第11回	36週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、貧血、B群溶血性連鎖球菌検査
第12回	37週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第13回	38週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第14回	39週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査

※母子健康手帳とともに交付している妊婦健康診査受診票を医療機関に提示して受診してください。

(上記健診内容のみ公費負担)

※県外での受診を希望される方は、償還払いとなりますのでお問い合わせください。

※多胎妊娠の場合、14回を越して行われた健康保険適用外の多胎妊娠健康診査を上限で5回まで助成します。(上限額あり)

※低所得の妊婦に対して妊娠判定受診費用を上限(10,000円)まで助成します。

(6) 妊産婦・乳幼児訪問指導

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

家庭において、栄養・保健指導を必要とする、妊産婦・乳幼児(未熟児含む。)に対して、保健師や助産師、栄養士による家庭訪問を行います。

(7) 産婦健康診査

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

産後の心身の健康の保持推進のため、医療機関で、健康診査が受けられます。

回数	週数	健 診 内 容
第1回	産後2週間	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査(蛋白・糖)、こころの健康チェック表
第2回	産後1か月	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査(蛋白・糖)、こころの健康チェック表

※母子健康手帳とともに交付している妊婦健康診査受診票を医療機関に提示して受診してください。

(上記健診内容のみ公費負担)

※県外での受診を希望される方は、償還払いとなりますのでお問い合わせください。

(8) 産後ケア事業

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

産婦及び乳児に対し、心身のケアや育児のサポート等を行います。

- ①内容 通所型サービス、短期入所型サービス、訪問型サービス
- ②対象 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない産婦及び乳児

(9) 母子保健推進員活動

【問合せ先】すくすく広場 TEL22-1500

母子保健推進員は、市長の委嘱を受け、母性並びに乳幼児の健康の保持・増進を図るために、地域できめ細やかな活動をしています。85名で活動し小学校区ごとの受け持ちがあります。

- 活動内容等
 - ア) 家庭訪問：こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)
妊婦、乳幼児訪問
 - イ) 母子保健事業に関する情報提供
 - ウ) 乳幼児健診等の受診勧奨等

(10) ベビークラス

【問合せ先】すくすく広場 TEL22-1500

乳児期の栄養、育児に関する相談、指導を保健師、管理栄養士、歯科衛生士が行います。併せて、図書館司書によるはじめましてえほんを行います。

- ①内容 身長・体重測定、離乳食相談、育児相談、歯科指導、はじめましてえほん
- ②実施日時 各会場で異なりますので、「広報諫早」で確認ください。
- ③実施場所 すくすく広場、森山保健センター及び各支所公民館等

(11) 離乳食教室

【問合せ先】すくすく広場 TEL22-1500

離乳食に関する相談、指導を管理栄養士が行います。

- ①内容 乳児期に身に付けたい食生活について
月齢に応じた個別相談で離乳食（時間帯、量、すすめ方）や生活リズムについて学びます。
- ②実施日時 「広報諫早」で確認ください。
- ③実施場所 すくすく広場

(12) 乳児健康診査

【問合せ先】すくすく広場 TEL22-1500

乳児期の異常などを早期に発見するため、医療機関で健康診査を行います。

- ①対象者 乳児期の生後4～5か月（1回目）と生後10～11か月（2回目）
- ②内容 身体計測、精神・運動機能の発達など
- ③実施機関 県内小児科
- ④その他 母子健康手帳とともに交付している乳児健康診査受診票を医療機関に提示して受診してください。 ※県外での受診を希望される方は償還払いとなりますのでお問い合わせください。

(13) 幼児健康診査

【問合せ先】すくすく広場 TEL22-1500

成長の著しい幼児期に、心身の発育について総合診査を行い、適切な指導と相談を行います。

■ 1歳6か月児健康診査

- ①対象 1歳6か月～2歳未満児
- ②内容 問診、身体計測、診察、歯科健診、歯科・栄養・保健指導、ブックスタート
- ③場所 すくすく広場・森山保健センター及び各支所公民館等
- ④受付 12時30分～13時00分
- ⑤その他 個人通知をします。

■ 3歳児健康診査

- ①対象 3歳6か月～4歳未満児
- ②内容 問診、身体計測、診察、歯科健診、視覚・聴覚検査、尿検査、歯科・栄養・保健指導、心理相談
- ③場所 すくすく広場・森山保健センター及び各支所公民館等
- ④受付 12時30分～13時00分
- ⑤その他 個人通知をします。

(14) 歯科健康診査

【問合せ先】すくすく広場 TEL22-1500

歯・口腔に重点をおいた健診、指導を行い、口腔の健康の保持増進を図ります。

■ 妊婦歯科健康診査事業

- ①対象 妊婦（妊娠中に1回）
- ②内容 問診、歯周組織検査、保健指導
- ③実施機関 指定歯科医療機関（市内）
- ④受診者負担 500円
- ⑤その他 母子健康手帳を医療機関に提示し、受診してください。

■ 2歳6か月児歯科健康検査

- ①対象 2歳6か月～3歳未満児
- ②内容 歯科健診、染め出し及びブラッシング指導、フッ化物塗布（希望者のみ）、歯科指導
- ③実施機関 指定歯科医療機関（市内）
- ④その他 個人通知をします。

■ フッ化物洗口推進事業

幼児期でのフッ化物洗口を推進するために、市内の保育所・幼稚園・こども園で、フッ化物洗口を行います。

- ①対象 4、5歳児（年中、年長児の希望者のみ）
- ②内容 フッ化物洗口（週5日）

(15) 新生児聴覚検査

【問合せ先】すくすく広場 TEL22-1500

新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療・療育へつなぐため、検査費用の一部を助成します。

- ①対象者 新生児
- ②実施機関 県内産婦人科医療機関で聴覚検査(OAE 又は AABR)による聴覚検査が実施できる医療機関

※県外での受診を希望される方は、償還払いとなりますので、お問い合わせください。

(16) 子育ての専門的な支援

【問合せ先】すくすく広場 TEL22-1500

ことばや心身の発達の遅れ、育児不安のある母子等を対象(おおむね1歳～就学前)に、専門スタッフによる個別相談や集団指導を行います。(要予約)

事業名	内容	実施場所	問い合わせ
発達支援教室	集団指導	すくすく広場	すくすく広場 22-1500
発達専門相談	個別相談 (言語・心理)	すくすく広場	すくすく広場 22-1500
		多良見体育センター	多良見支所 43-1111 飯盛支所 48-1111
		森山保健センター	森山保健センター 35-2866
		高来会館	高来支所 32-2111 小長井支所 34-2111
5歳児相談	巡回相談・個別相談	保育所・幼稚園等	すくすく広場 22-1500

(17) 子育て支援ガイド配付

【問合せ先】すくすく広場 TEL22-1500

妊娠、出産及び子育て全般に必要な情報を一元化したガイドを作成し、妊娠届出時等に提供することにより子どもの健やかな成長を支援します。

IV. 子育て情報発信

(1) いさはや子育てネット

【問合せ先】こども政策課 Tel.22-1500

インターネットを通じて子育てに関する行政情報、イベント情報、施設情報、相談窓口などの便利な情報を提供しています。年齢などのライフステージ別、目的別、キーワード、マップなどで必要な情報を検索できます。

「いさはや子育てネット」アドレス <https://isahayakosodate.jp/>

The screenshot shows the homepage of the 'いさはや子育てネット' website. The page is colorful and user-friendly, with a navigation bar at the top containing icons for home, search, and various services. The main content area is divided into several sections, each highlighted by a circular callout box:

- もしものときの連絡先** (Emergency Contact Information): Provides information for urgent situations like illness or accidents.
- いさはやで子どもを生む。いさはやで子どもを育てる。** (Giving and Raising Children in Isahaya): A central banner with a photo of a family.
- こんなことで困ったら** (If you're stuck with this): Offers help for common parenting issues, suggesting keyword searches.
- イベントカレンダー** (Event Calendar): Lists local events for children and families to enjoy.
- 子育てMAP** (Child-rearing Map): Shows locations of kindergartens, parks, and other facilities.
- 子育てナビ** (Child-rearing Navigator): Allows users to search for information based on their child's age.
- 地域子育て支援センター** (Local Child-rearing Support Center): Introduces support centers for consultation and assistance.

At the bottom left, a cartoon character says '嬉しい情報たくさん!' (Lots of happy information!). At the bottom right, there is a section for smartphone access:

スマートフォンからも見れます
 スマートフォンからも「いさはや子育てネット」をご利用いただけます。それぞれに対応した、見やすく分かりやすい画面で、スムーズにご覧頂けます♪

A QR code is provided for easy access to the website via a smartphone.

V. 関係機関・団体

(1) 長崎こども・女性・障害者支援センター

特別な支援を必要としている、子どもや女性、そして障害のある方々に対応できる総合的な相談・支援機関です。

医師、ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、複数の専門職を配置し、心理的、医療的、福祉の見地から効果的な支援サービスを提供しています。

名 称	所在地	電話番号	F A X
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町 10 番 22 号	095-844-6166	095-844-1849

(2) 児童家庭福祉団体

名 称	所在地	電話番号
諫早市保育会	小豆崎町 319-3 (にしざきこども園内)	23-5052
諫早市学童保育連絡協議会	小川町 398-1 (小栗学童クラブ さくらんぼ内)	21-4411

(3) 母子寡婦福祉団体

名 称	所在地	電話番号
諫早市母子寡婦福祉会	新道町 948 (諫早市社会福祉会館内)	22-3358

VI. 認可保育所(園)・認定こども園・幼稚園一覧

認可保育所(園)・認定こども園一覧

	保育所(園)名	所在地	電話	定員	延長	一時	休日
公立	1 諫早中央保育所	野中町 508-7	22-1096	120		○	
	2 太陽保育所	馬渡町 10-1	26-2223	120	○		
私立	1 ともしび保育園	新道町 83-8	23-8535	90	○		
	2 すまいる保育園	西小路町 999-67	21-7771	50	○	○	
	3 ふくた保育園	福田町 372-1	23-0121	120	○	○	
	4 なかよし村保育園	福田町 432-1	22-5311	110	○	○	
	5 真生保育園	城見町 28-13	22-6116	90	○	○	
	6 みたち保育園	栄田町 1098	26-3800	90	○	○	
	7 こころ保育園	栄田町 42-56	56-9877	48	○	○	
	8 上諫早保育園	本明町 212-1	26-5015	60	○	○	
	(分園)まほろ愛児園	西栄田町 756-4	47-5902	29	○	○	
	9 いちご保育園	栗面町 315	22-5840	120	○	○	
	10 小栗保育園	小川町 461-1	22-2595	150	○		
	11 くるみ保育園	川床町 1166	21-0767	30	○	○	
	12 もはら保育園	赤崎町 212-1	22-2911	90	○	○	
	13 小野保育園	小野町 676-2	23-0120	60	○		
	14 ほなみ保育園	小野島町 2057-1	23-3765	70	○	○	
	15 有喜保育園	有喜町 418-2	28-2052	30	○		
	16 のぞみ保育園	中通町 35-8	28-2204	60	○	○	
	17 くやまえん	久山町 1699	26-5578	40	○	○	
	(分園)くやま SUN 保育園	久山町 1555	51-7067	30	○	○	
	18 つぼみ保育園	小船越町 930-210	56-8626	40	○	○	
	19 星の子保育園	山川町 24-3	26-9448	140	○		
	20 すこやか保育園	真崎町 734-1	51-4151	40	○		
	21 いちご西保育園	真崎町 550-1	25-0001	60	○		
	22 もとの保育園	本野町 91-2	25-9310	40	○	○	
	23 明教保育園	上大渡野町 33-2	25-3434	40		○	
	24 長田くみあい保育所	白浜町 172	23-9404	40	○		
	25 遊びの家共同保育園	多良見町西川内 1245-1	43-6085	40	○		
	26 多良見保育園	多良見町化屋 1062-2	43-2821	40	○		
	27 シーサイド保育園	多良見町シーサイド 148-10	43-3620	60	○		
	28 わくわく保育園	多良見町木床 1570	43-7222	60	○		
	29 みどり保育園	多良見町野副 73	43-1512	40	○	○	
	30 珠光保育園	飯盛町平古場 130-6	27-8001	90	○	○	
	31 常香保育園	飯盛町里 1893-3	49-1059	50	○		
	32 和同保育園	高来町法川 16	32-3721	40	○	○	
	33 春日園保育所	高来町東平原 195	32-3210	50	○	○	
	34 深海保育園	高来町船津 418-1	32-2132	50	○	○	
35 遠竹保育園	小長井町遠竹 586-2	34-2143	20	○	○		
36 井崎保育園	小長井町井崎 588	34-2215	20	○	○		

	認定こども園名	所在地	電話	定員	延長	一時	休日
私 立	1 菜の花こども園	仲沖町 543-2	22-5784	90	○	○	
	2 認定こども園サンタの家	幸町 59-1	22-7511	130	○	○	
	3 キッズスクール認定こども園	宇都町 18-29	21-3122	80	○	○	
	4 みやまの森こども園	城見町 31-21	22-0675	80	○		
	5 桜が丘こども園	貝津町 877-1	26-2076	120	○	○	
	6 虹色こども園	貝津ヶ丘 489-14	47-6767	60	○	○	
	7 にしぎきこども園	小豆崎町 319-3	23-5052	90	○	○	○
	8 ながたこども園	長田町 2434	23-9220	70	○	○	○
	9 ききつるびニーこども園	多良見町化屋 1810	46-3560	90	○	○	
	10 ルンビニーこども園	多良見町舟津 1411-1	44-1403	40	○	○	
	11 もりやまこども園	森山町慶師野 1884-2	35-2760	90	○	○	
	12 ふたばこども園	小長井町小川原浦 562-1	34-3089	40	○	○	
	13 認定こども園とんぼ保育園	栄町 1-1	56-8585	60	○		
	14 あおぞらこども園	若葉町 416-2	26-1007	60	○	○	
	15 認定こども園中里保育園	多良見町中里 47-9	43-2938	60	○		
	16 金華こども園	高来町峰 144-3	32-2182	50	○	○	
	17 ひかり認定こども園	高来町金崎 759	32-2050	50	○	○	
	18 清和こども園	小長井町打越 1-3	34-2109	40	○	○	
	19 認定こども園鎮西学院幼稚園	西栄田町 1212-1	25-1231	57	○		
	20 認定こども園小栗幼稚園(3号なし)	小川町 443	23-5182	20			
	21 認定こども園西諫早幼稚園	久山町 1110	26-2760	110	○		
	22 認定こども園ふじ幼稚園	飯盛町中山 611	48-0104	35	○		
	23 認定こども園ばらの幼稚園	山川町 24	26-0225	78		○	

注) 認定こども園の1号は直接園へお申込みください。
注) 認定こども園は2号、3号のみの定員を記載しています。

	幼稚園名	所在地	電話
公 立	1 諫早幼稚園(市)	野中町 508-7	22-2248
私 立	2 諫早純心幼稚園(学)	天満町 32-19	22-0639
	3 英明幼稚園 諫早(学)	白岩町 3-2	26-3952
	4 山美幼稚園(学)	多良見町市布 2320-76	43-0354

3 高齢者の保健福祉

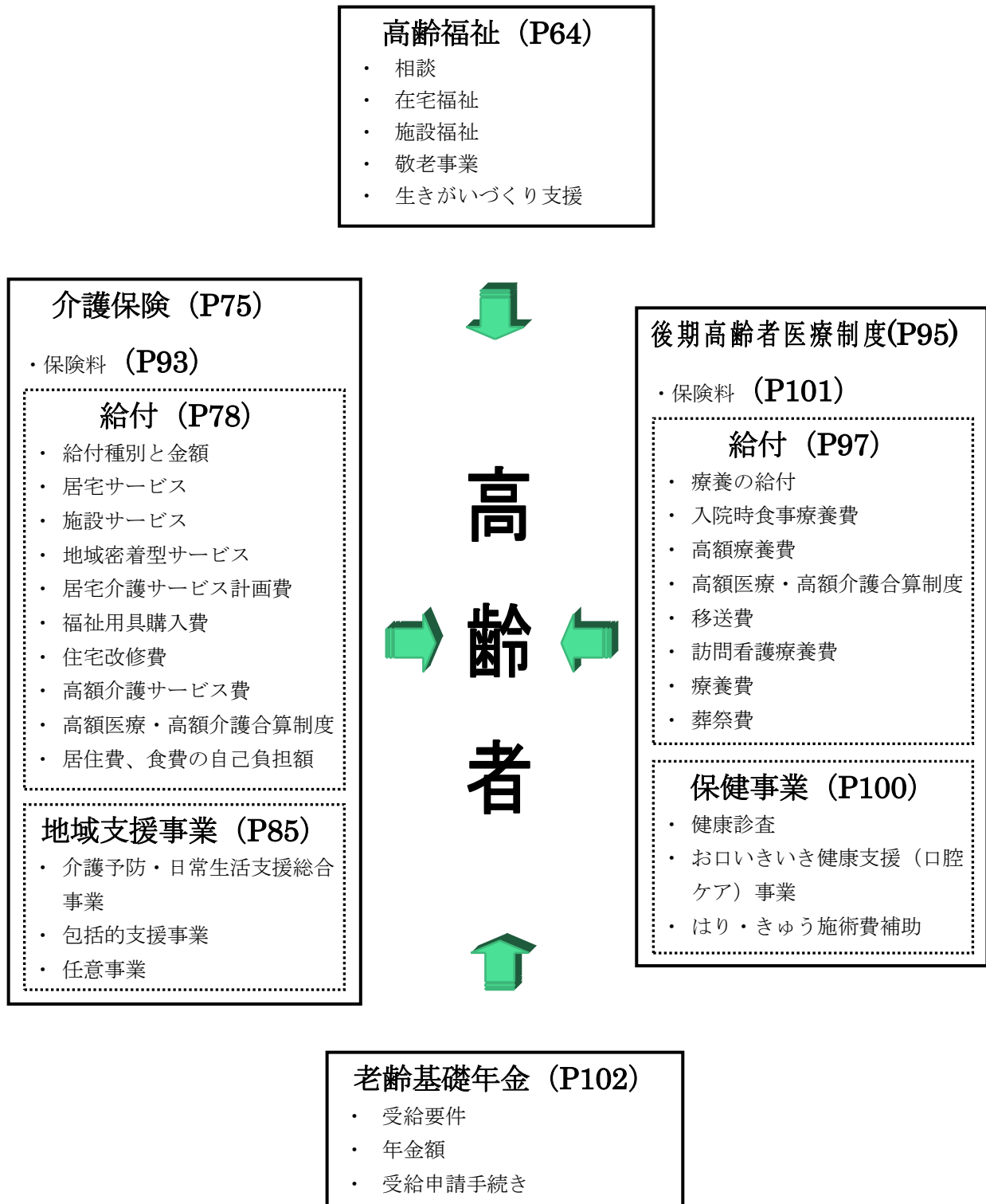
I. 高齢福祉	64
1. 相談.....	64
(1) 高齢者相談員.....	64
2. 在宅福祉.....	64
(1) 緊急通報システム事業.....	64
(2) 高齢者等見守りネットワーク推進事業.....	64
3. 施設福祉.....	65
(1) 養護老人ホーム.....	65
(2) 生活支援ハウス.....	65
(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）.....	66
(4) 有料老人ホーム.....	66
(5) サービス付き高齢者向け住宅.....	67
4. 敬老事業.....	68
(1) 敬老金等支給事業.....	68
5. 生きがいづくり支援.....	69
(1) シルバー人材センター.....	69
(2) 老人クラブ.....	69
(3) 諫早市シニア（高齢者）美術手工芸作品展.....	69
(4) いさはやシニアおでかけ支援事業.....	70
6. 予防接種.....	71
(1) 定期予防接種.....	71
7. その他.....	72
(1) 健康づくり（はり・きゅう施術）事業.....	72
(2) 日常生活自立支援事業.....	72
(3) 成年後見申立相談援助事業.....	73
(4) 要援護者登録制度.....	73
II. 介護保険	75
1. 介護保険制度.....	75
(1) 介護保険加入の資格.....	75
(2) 介護保険加入手続き（諫早市に転入したとき）.....	75
(3) 介護保険喪失の手続き.....	75
(4) 介護保険サービス利用について.....	76
2. 介護保険の給付.....	78
(1) 介護保険の給付種別と金額.....	78
(2) 居宅サービス.....	79

(3) 施設サービス	79
(4) 地域密着型サービス	80
(5) 居宅介護サービス計画費	80
(6) 福祉用具購入費	81
(7) 住宅改修費	82
(8) 高額介護サービス費	83
(9) 高額医療・高額介護合算制度	83
(10) 居住費、食費の自己負担額	84
3. 介護保険の地域支援事業	85
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	85
(2) 地域支援事業（包括的支援事業）	88
(3) 地域支援事業（任意事業）	89
4. 介護保険の保険料	93
(1) 保険料の負担	93
(2) 第一号被保険者の保険料	93
(3) 第二号被保険者の保険料	94
III. 後期高齢者医療制度	95
1. 後期高齢者医療制度とは	95
(1) 後期高齢者医療制度への加入	95
(2) 後期高齢者医療制度の運営の仕組み	96
2. 給付内容	97
(1) 療養の給付	97
(2) 入院時食事療養費	97
(3) 高額療養費	98
(4) 高額医療・高額介護合算制度	99
(5) 移送費	99
(6) 訪問看護療養費	99
(7) 療養費	99
(8) 葬祭費	99
3. 保健事業	100
(1) 健康診査	100
(2) おおいさいき健康支援(歯科健診)事業	100
(3) はり・きゅう施術費補助	100
4. 保険料	101
(1) 保険料の算定方法	101
(2) 保険料の納付方法	101
IV. 老齢基礎年金	102
(1) 老齢基礎年金の受給要件	102

(2) 老齢基礎年金の額	102
(3) 老齢基礎年金の受給申請手続きに必要なもの	102
V. 税金の控除	103
VI. 関係機関・団体	104
(1) 高齢者福祉団体	104
介護保険指定サービス事業者一覧	105

高齢者の保健福祉

高齢者の保健福祉サービスの体系



I. 高齢福祉

1. 相談

(1) 高齢者相談員

【問合せ先】地域福祉課 Tel22-1500

高齢者の福祉に関する日常的な相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携し高齢者福祉の増進を図る「高齢者相談員」を配置しています。

2. 在宅福祉

(1) 緊急通報システム事業

【問合せ先】地域福祉課 Tel22-1500

日常生活に不安があるひとり暮らし高齢者等にGPS機能付き緊急通報装置を貸与し、その機能による常時の位置確認、緊急通報時の家族への連絡や警備員の駆けつけ対応等を行います。

- ①対象者 65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯の人
- ②利用料 介護保険料率の段階に応じ、次の各費用（税抜き）が必要です。

		令和4年3月までの契約者	令和4年4月からの契約者
ア) 加入料金		無料～5,000円/加入時のみ	無料～4,500円/加入時のみ
イ) 基本料金		無料～600円/月額	無料～900円/月額
ウ) 出動料金		無料～7,500円/1時間	無料～7,500円/1時間
エ) 検索料金	オペレーター応答	200円/1回	200円/1回
	インターネット利用	100円/1回、月2回までは無料	基本料金に含む
オ) その他	交換用バッテリー代	2,100円	2,100円
	標準充電器	なし	初回2,000円(以降2,500円)

(2) 高齢者等見守りネットワーク推進事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel24-5100

ひとり暮らし高齢者や手助けが必要な人に対する市民による見守り体制を推進するため、市民団体や関係機関、企業などと連携し、実施機関である社会福祉協議会（市・各地区）の見守りネットワーク活動を支援します。

3. 施設福祉

(1) 養護老人ホーム

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

家庭環境などの事情により、在宅において生活することが困難な人の入所を措置します。

- ①対象者 65歳以上で、環境上の理由や経済的理由により在宅での生活が困難な人
(入所判定委員会において、措置の要否を判定します。)
- ②サービス内容
 - ア) 食事や入浴などの日常生活のお世話
 - イ) 社会復帰の促進や自立した日常生活のための訓練及び指導等
- ③負担金(利用料)
 - ア) 入所者…前年の対象収入(年金等の収入から税・保険料等の必要経費を控除)から計算して得られた額(最高14万円)を負担していただきます。
 - イ) 扶養義務者…前年の対象収入から計算して得られた額を負担していただきます。

「市内の養護老人ホーム」

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
1	(盲)養護老人ホーム 光明荘	有喜町 637	28-2963	南部
2	養護老人ホーム 福寿園	有喜町 537-1	28-2211	南部
3	養護老人ホーム 聖フランシスコ園	高来町神津倉 41-1	32-2129	東部

(2) 生活支援ハウス

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

介護保険施設等の入所対象とならない高齢者へ生活の場を提供します。

- ①対象者
 - ア) 60歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人及び家族の援助を受けることが困難な人であって、独立して生活することに不安がある人
 - イ) 要介護認定を受けた方は利用できません。
- ②サービス内容 住居の提供、各種相談・助言、その他緊急時の対応等
- ③負担金(利用料)
 - ア) 前年の対象収入(年金等の収入から税、保険料等の必要経費を控除)から計算して得られた額(最高5万円)を負担していただきます。
 - イ) 居室等の光熱水費及び食費は、別途利用者の負担となります。

「市内の生活支援ハウス」

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
1	花の里	福田町 3316-3	21-7778	中央部
2	諫早ゆたか荘ルナホーム	長田町 2781-1	23-9680	東部

(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【問合せ先】各施設まで

家庭環境、住宅事情等の理由により、在宅において生活することが困難な人に生活の場を提供します。

- ①対象者 60歳以上（夫婦で利用される場合は、どちらかが60歳以上）で、独立して生活するには支障があって、家族による援助を受けることが困難な人
（ただし、ケアハウス第二椿寿荘については、要介護・要支援認定を受けている人が対象です。）
- ②利用者負担 前年の対象収入（年金等の収入から税、保険料等の必要経費を控除）から負担能力に応じて、利用者負担があります。
（なお、ケアハウス第二椿寿荘・豊寿園については、要介護・要支援認定区分によっても利用者負担が異なります。）
※ 入所時に一時金が必要な施設もあります。

「市内の軽費老人ホーム（ケアハウス）」

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
1	諫早の里英智園	福田町 3320-1	21-1323	中央部
2	ケアハウス椿寿荘	栄田町 582-9	20-9051	北部
3	ケアハウス第二椿寿荘 （特定施設入居者生活介護事業所）	栄田町 582-9	28-9101	北部
4	豊寿園 （特定施設入居者生活介護事業所）	高来町西尾 229-1	32-2500	東部

(4) 有料老人ホーム

【問合せ先】各施設まで

生活支援等のサービスがついた高齢者向けの居住施設を提供します。

- ①対象者 概ね60～65歳以上で、主に要支援・要介護認定を受けた者
※施設により異なります。
- ②料金 施設によって異なるため、施設へ直接お問い合わせください。

「市内の有料老人ホーム」

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
1	ひばり	船越町 612-3	22-2200	中央部
2	ふれあい船越	船越町 658-1	22-2910	中央部
3	福の家	福田町 38-41	46-3681	中央部
4	夢咲	本明町 447-5	46-3552	中央部
5	やまぶき	白岩町 15-22	56-9301	北部
6	ひだまり	堂崎町 15-13	56-8381	北部
7	スリーサポート	真崎町 1738-1	51-0685	北部
8	ありびお	多良見町元釜 5-15	44-1316	西部
9	ゆいのはま	飯盛町開 1368-1	48-2677	西部
10	イーハトープ諫早	小川町 453-1	23-1810	南部
11	ウェルファーハウスさくら	森山町唐比西 1125-3	36-1964	南部
12	ゆたか荘 みらいホーム	長田町 2781-1	23-9680	東部
13	ゆたか荘 ルナホーム	長田町 2781-1	23-9680	東部
14	さくら草	小豆崎町 530-1	47-9430	東部
15	小江の里	高来町下与 434	32-2224	東部
16	ひまわり	高来町黒崎 79-3	32-6022	東部

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
17	あじさい	高来町東平原 192-1	32-3111	東部
18	ナーシングホーム小長井	小長井町小川原浦 656	34-2007	東部
19	シルバーハウスこながい	小長井町小川原浦 1215-1	34-2510	東部

(5) サービス付き高齢者向け住宅

【問合せ先】各施設まで

高齢者の方が安心して居住できる賃貸の住まいを提供します。

①対象者 概ね 60～65 歳以上で、主に要支援・要介護認定を受けた者
※施設により異なります。

②料金 施設によって異なるため、施設へ直接お問い合わせください。

「市内のサービス付き高齢者向け住宅」

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
1	あんしんハウス諫早	福田町 32-2	24-0008	中央部
2	ウェルケア天満	天満町 6-1	47-9612	中央部
3	春の小路	西小路町 691-8	47-8539	中央部
4	ライフステージ「日の出の杜」	城見町 44-32	22-9000	中央部
5	ケアホーム栄田	栄田町 25-24	25-5880	北部
6	真和レジデンス	本野町 2-1	25-6335	北部
7	彩絆	真崎町 877-1	23-2722	北部
8	あじさい	飯盛町後田 1644-1	48-2811	西部
9	西諫早	貝津町 2884-1	25-0100	西部
10	きぼうの森	小川町 331	47-8951	南部
11	ケアホームイーハトーブ諫早	小川町 595-35	21-1810	南部
12	慶月	栗面町 810-2	21-1177	南部
13	森の駅	森山町杉谷 2902-1	36-1124	南部
14	いろり	小長井町小川原浦 1136	34-2941	東部

4. 敬老事業

(1) 敬老金等支給事業

【問合せ先】地域福祉課 Tel.22-1500

高齢者の長寿を祝福し、敬老金・長寿祝金を支給します。

種 別	対 象 者	支 給 額
敬 老 金	9月1日現在で満88歳の人	10,000円
長 寿 祝 金	年度内に100歳に達した人	50,000円

※ 88歳の方は敬老金の支給日に、100歳の方は誕生日以降に支給します。

5. 生きがいつくり支援

(1) シルバー人材センター

公益社団法人諫早市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益法人であり、地域社会との連携・協力により、高年齢者に就業機会を提供し、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献している組織です。

名 称	所在地	電話番号	F A X
シルバー人材センター	新道町 948 (諫早市社会福祉会館内)	24-5183	22-5198

(2) 老人クラブ

地域の高齢者が自主的に組織する老人クラブの社会参加活動と、生きがいを高めるための活動を支援します。

- ①対象団体 諫早市老人クラブ連合会及び同連合会加盟の単位老人クラブ
- ②助成内容
 - A) クラブの活動費、運営費
 - I) ひとり暮らし老人への友愛訪問活動、環境美化、郷土芸能及び伝統技術等の伝承活動など
 - ※ 老人クラブの加入等のお尋ねは、直接、諫早市老人クラブ連合会事務局にお願いします。
- ③事務局 諫早市老人クラブ連合会事務局
諫早市新道町 948 諫早市社会福祉会館内
電話 24-6100

(3) 諫早市シニア（高齢者）美術手工芸作品展 【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel.24-5100

高齢者が自ら創作した美術・手工芸作品を一般に展示し、高齢者の生きがいと一般市民の敬老精神の高揚を図ることを目的として諫早市社会福祉協議会が主催する諫早市シニア（高齢者）美術手工芸作品展に対して助成します。

(4) いさはやシニアおでかけ支援事業

【問合せ先】地域福祉課 Tel.22-1500

75歳以上になる方を対象に、外出機会を増やし社会参加や健康増進を促すことを目的に、交通費の助成を行います。

助成対象 75歳以上（当該年度に75歳になる方を含む）
 助成内容 5,000円分の紙の利用券かI Cカード（年に1回分）

種別	区分	金額
タクシー等利用券	紙	100円綴りのチケット50枚分
nimoca	I Cカード	4,500円分の電子マネー +デポジット料500円

※種別により利用できる交通機関が異なります。

※「nimoca」選択者については、2年目以降はnimocaポイント（1ポイント＝1円）を所有する「nimoca」カードに付与します。

6. 予防接種

病気の発生、まん延を予防し、市民一人ひとりの健康を守るために、各種予防接種を実施します。

(1) 定期予防接種

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

予防接種の種類	対象疾病	接種対象、回数等	備考
高齢者インフルエンザ	・季節性インフルエンザ	○65歳以上(65歳の誕生日の前日から対象)1回接種 ○60歳～65歳未満で次の障害名により障害手帳1級の者1回接種 【心臓、腎臓、呼吸器機能障害、ヒ免疫不全ウイルスによる機能障害】	・窓口負担1,500円 (生活保護受給者を除く)
高齢者肺炎球菌(注)	・肺炎球菌感染症(気管支炎、肺炎、敗血症)	○65歳のみ(誕生日の前日から対象)1回接種 ○60歳～65歳未満で次の障害名により障害手帳1級の者1回接種 【心臓、腎臓、呼吸器機能障害、ヒ免疫不全ウイルスによる機能障害】	・窓口負担4,000円 (生活保護受給者を除く)
带状疱疹	・带状疱疹	○65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳又は101歳以上※ ※100歳以上の者については、令和7年度に限り全員対象 ○60歳～65歳未満でヒ免疫不全ウイルスによる機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な者1回接種 ○生ワクチン1回接種 ○組換えワクチン2回接種 (2回目は1回目の接種から2か月～6か月までに接種)	窓口負担 ・生ワクチン4,000円 ・組換えワクチン1回あたり10,000円 (※いずれのワクチンも生活保護受給者を除く)

※ 高齢者肺炎球菌の予防接種は65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日、高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の予防接種は、10月から翌年2月末日まで、また、带状疱疹の予防接種は4月から翌年3月末日まで個別接種指定医療機関で接種できます。

※ ワクチン準備のため個別接種指定医療機関に予約が必要です。

注) 過去に、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種した方は、定期予防接種として受けることはできませんのでご注意ください。

※ 新型コロナウイルスの予防接種につきましては、詳細がわかり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

7. その他

(1) 健康づくり（はり・きゅう施術）事業

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

はり・灸施術費の一部を助成します。

- ①対象者 65歳以上で諫早市国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者でない人
- ②対象施術 市が指定したはり師・きゅう師による施術
- ③助成額 1回につき利用料の半額（500円以内）を月4回まで
- ④必要な書類 申請書、保険証又は資格確認書、振込口座確認のための通帳
（加入保険者に変更がない場合、2回目以降は申請書のみ）

(2) 日常生活自立支援事業

【問合せ先】福祉あんしんセンター諫早
（諫早市社会福祉協議会）Tel24-5100

判断能力が不十分なために適切なサービスを受けることが困難である方が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを支援する事業です。

■ 利用できる方（次のいずれにも該当する方）

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理が適切にできない方
- ・本事業の契約内容について判断できる能力を有していると認められる方

■ 援助の内容

①福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスについての説明や助言 ・福祉サービスの利用・終了手続きの援助 ・福祉サービス利用の支払援助 ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助
②日常的金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・預金の払い出し、預け入れ ・家賃、公共料金、医療費、税金などの支払い ・年金、手当などの受領
③生活改善のための情報提供、助言、手続きの援助	<ul style="list-style-type: none"> ・各種制度の情報提供及び手続き支援
④書類等の預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金通帳、銀行印、実印 ・契約書類、不動産権利証など <p>※ただし、宝石、骨董品等は預かることはできません。</p>

※ただし、②～④のみでの利用はできません。

■ 利用料

福祉サービスなどについての相談	無料
利用者に代わって行う、お金の出し入れや支払い、役所の手続き、福祉サービスの利用のための手続きなど	1回 1,200円
書類等の保管	実費

※ただし、生活保護をうけている方は、個人負担がありません。

(3) 成年後見申立相談援助事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

認知症の方、知的障害や精神障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

諫早市社会福祉協議会では、成年後見制度の仕組みや制度の利用手続きなどに関する相談に応じます。

■ 法定後見制度利用までの流れ

① 申立人を決める

申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族
-----	-----------------

② 申立てをする

必要書類	申立書、申立事情説明書、親族関係図、診断書（成年後見用）、財産目録、財産を証明する書類、戸籍謄本、登記されていないことの証明書 等
------	---

③ 家庭裁判所での審理

審理	家庭裁判所の担当者が本人・申立人と面接等の調査を行う。 また、必要時には、判断能力の鑑定（医師による診断）を実施する。
----	--

④ 成年後見人等が選任される

成年後見人等の確定	本人・申立人に審判書が郵送され、それを受け取ってから2週間後に成年後見人等が確定
-----------	--

(4) 要援護者登録制度

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

■ 要援護者とは

生活の基盤が自宅にある人のうち、以下のいずれかの要件に該当する人であって、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を要する人

要援護者	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり暮らしの高齢者 ■ 高齢者のみの世帯の高齢者 ■ 昼間高齢者のみの世帯の高齢者 ■ 身体に障害のある人（身体障害者手帳1・2・3級） ■ 知的障害のある人（療育手帳A1・A2） ■ 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳1・2級） ■ 介護保険の要支援及び要介護認定者 ■ その他、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を必要とする人
------	--

■ 要援護者登録制度

要援護者が緊急時などに地域の中で必要な支援が受けられるようにするため、要援護者からの申請によって、要援護者台帳を整備するための制度です。

台帳には要援護者の住所、氏名、生年月日、連絡先、家族構成、そのほか支援に必要な情報など、個人情報記載され、その情報は、市の関係部署や消防署、地域の民生委員・児童委員や自治会などに提供し、日頃の見守りや災害時の支援体制を整えるために活用します。このため、申請に際しては、登録情報を外部提供することについての同意が必要となります。

また、登録に際しては、見守りネットワーク協力員（隣近所で支援していただける人）を原則として自ら見つけていただき登録を行います。見守りネットワーク協力員を見つけられなくても申請できます。

○申込先 民生委員・児童委員又は地域福祉課、障害福祉課

■見守りネットワーク協力員

要援護者に対する平常時からの見守りや、災害が発生しそうな場合や発生した場合に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく人です。避難支援は、可能な範囲で支援を行っていただくもので、責任を伴うものではありません。

II. 介護保険

40歳以上のすべての国民が被保険者として加入し、万一の際に安心して介護を受けることができるよう、平成12年度に創設された社会保障制度です。

1. 介護保険制度

(1) 介護保険加入の資格

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

次のいずれかに該当する人は、介護保険に加入することになります。

① 市内に住所を有する 65 歳以上の人（第一号被保険者）	② 市内に住所を有し医療保険に加入している 40 歳～65 歳未満の人（第二号被保険者）
65 歳に達した人全員に被保険者証を郵送いたします。	介護給付が必要になった場合などに被保険者証を郵送いたします。

(2) 介護保険加入手続き（諫早市に転入したとき）【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

要介護認定等を受けているか否かで異なります。

要介護認定を受けていない人	要介護認定を受けている人
特に手続きは必要ありません。（第一号被保険者には、後日、被保険者証を郵送いたします。）	転入後 14 日以内に介護保険課にて要介護認定引き継ぎの手続きを行って下さい。

(3) 介護保険喪失の手続き

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

転出する場合又は死亡された場合は被保険者証の返還など所定の手続きが必要です。

① 諫早市から転出するとき

区 分	要介護認定を受けていない人	要介護認定を受けている人
第一号被保険者	転出の手続きの際に被保険者証を返還してください。	転出の手続きの際に被保険者証を返還し、転出後 14 日以内に転出先市町村の介護保険担当窓口にて要介護認定引き継ぎの手続きを行って下さい。
第二号被保険者	被保険者証をお持ちの人は返還してください。お持ちでない人は特に手続きは必要ありません。	

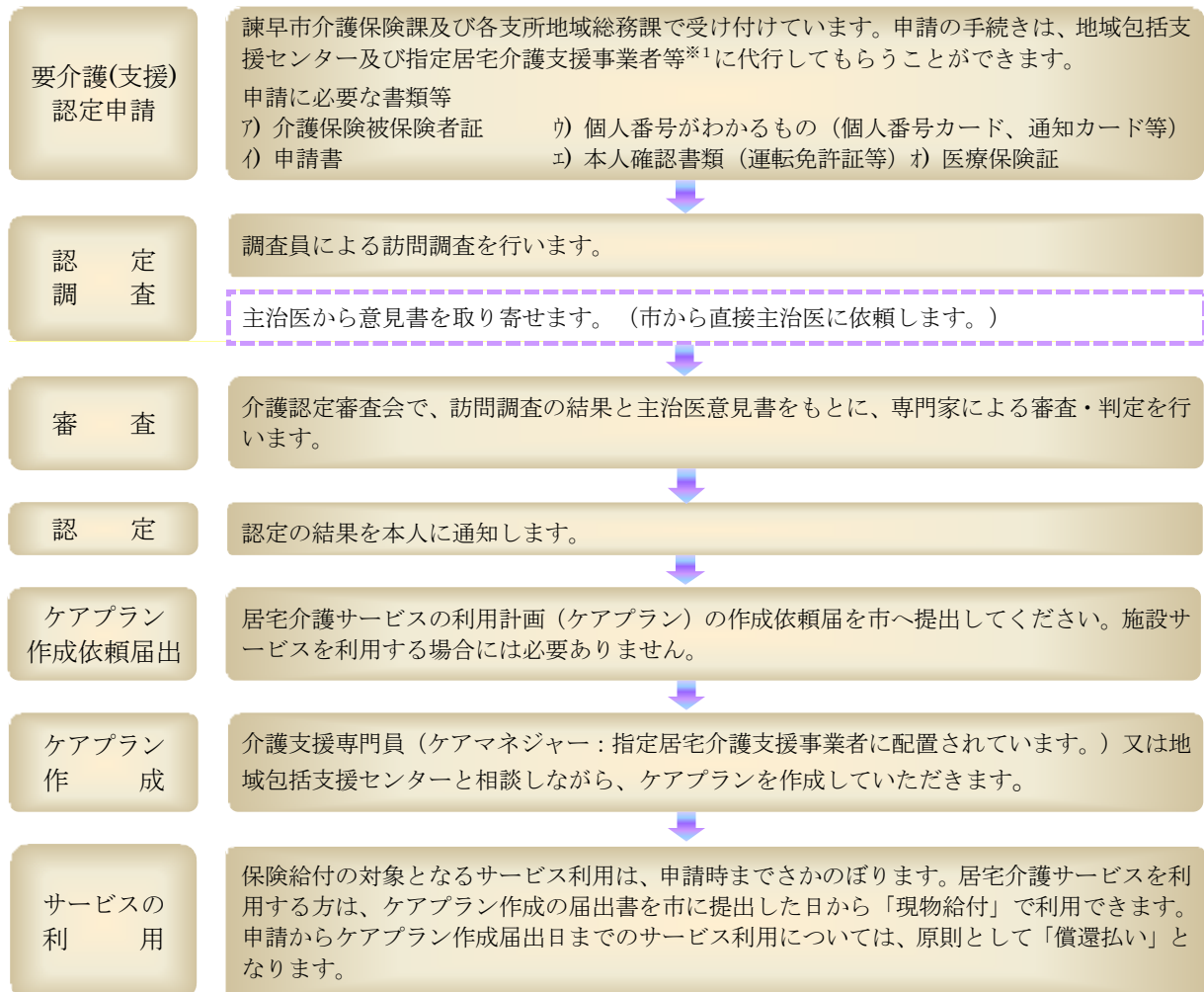
② 被保険者が死亡したとき

区 分	要介護認定を受けていない人	要介護認定を受けている人
第一号被保険者	死亡届の手続きの際に被保険者証を返還してください。	死亡届の手続きの際に被保険者証を返還してください。
第二号被保険者	被保険者証をお持ちであった場合は返還してください。お持ちでない場合は特に手続きは必要ありません。	

(4) 介護保険サービス利用について

【問合せ先】介護保険課 Tel.22-1500
各支所地域総務課
各地域包括支援センター
各指定居宅介護支援事業者

介護保険のサービスを利用するためには、要介護（支援）認定が必要です。要介護（支援）認定申請からサービス利用までの流れは以下の通りです。



※ 「申請書」は、市介護保険課、各支所地域総務課、地域包括支援センター及び各指定居宅介護支援事業者に備え付けてあります。

※ 認定の結果には「有効期間」が設定され、有効期間の終了日の2か月前から「更新」の申請ができます。

※ 有効期間中に介護度の区分が変わるほどの状態の変化が見られる場合には、区分変更の申請ができます。

※1 指定居宅介護支援事業者

	事業所の名称	所在地	電話番号	圏域
1	諫早医師会居宅介護支援事業所「たんぼぼ」	泉町 23-3	27-0704	中央部
2	諫早記念病院 介護サービス「ひまわり」	天満町 2-21	46-8288	中央部
3	ケアプランセンターまちかん	天満町 16-33	090-7220-5360	中央部
4	居宅介護支援事業所 ひばり	船越町 612-3	22-2200	中央部
5	ケアガーデンオアシス ケアプランセンターオアシス	福田町 2-22	35-5180	中央部
6	ケアプランセンター さいわい	幸町 64-20	22-7890	中央部
7	ケアプランセンター しろみ	城見町 43-1	21-0205	中央部
8	リハビリ ケアプランセンター あいのわ	幸町 52-7	47-6869	中央部
9	(福) 福翠会 ケアプランセンター福田	福田町 3350	21-2101	中央部
10	ケアプランセンター陽和	福田町 2725-4	24-3776	中央部

事業所の名称	所在地	電話番号	圏域
11 (福) 龍美会 指定居宅介護支援事業所	福田町 2366-1	23-3021	中央部
12 居宅介護支援事業所 楓(休止中)	本明町 447-5	46-3552	中央部
13 ケアマネジメントセンター利楽いさはや	馬渡町 7-6	46-3834	北部
14 居宅介護支援事業所 しあわせ	堂崎町 15-14	26-2993	北部
15 ケアプランセンター 椿寿荘	栄田町 582-9	28-9103	北部
16 長崎県看護協会 ケアプランセンター諫早	永昌町 23-6	28-9200	北部
17 ケアプランセンタースリーサポート	真崎町 1738-1	51-0685	北部
18 寿光会ケアプランセンター	白岩町 2-7	46-5761	北部
19 飯盛町在宅介護支援センター 特養いいもり	飯盛町開 48	48-2270	西部
20 エコソール 居宅介護支援事業所	多良見町元釜 5-15	44-1652	西部
21 ケアプランセンター じゅげむ	多良見町市布 1272-3	43-3534	西部
22 慈恵病院 ケアマネジメントセンター	多良見町化屋 995 別館 2 階	28-5533	西部
23 (福) 真津山福祉会 高望荘ケアプランセンター	貝津町 2661-1	25-5670	西部
24 たらみ・いいもり ケアマネジメントセンター	多良見町木床 1558	28-5335	西部
25 にしいさはや ケアプラン・センター	貝津町 3015	20-9133	西部
26 プランナース みなみ	多良見町中里 1738-1	43-8209	西部
27 宮崎病院 指定ケアマネジメントセンター	久山台 1575-1	25-7755	西部
28 ケアプランセンター開	飯盛町開 1368-1	48-2679	西部
29 ニチイケアセンター諫早	鷺崎町 361-1	35-8090	南部
30 姉川病院 ケアプランセンター	小野島町 2378-2	21-3101	南部
31 唐比病院 指定居宅介護支援事業所	森山町唐比西 1165	36-0011	南部
32 居宅介護支援事業所 恵仁荘	有喜町 648	28-3267	南部
33 居宅介護支援事業所 富士山	長野町 1413-3	35-4848	南部
34 居宅介護支援事業所 森の里	森山町杉谷 2899-2	36-3434	南部
35 ケア・ステーション オリーブ	土師野尾町 1833-1	47-6007	南部
36 ケアプラン イーハトープ	小川町 595-35	21-1810	南部
37 ケアプランセンター 平和	平山町 836-1	36-5790	南部
38 秀峰荘 ケアプランセンター	森山町唐比西 124-5	36-1777	南部
39 (医) 尚整会菅整形	小野町 332	23-2388	南部
40 居宅介護支援事業所 清和	長田町 2826-1	23-9680	東部
41 居宅介護支援センター クローバー	長田町 2547	24-8011	東部
42 ケアプランセンター 小江の里	高来町下与 433	32-2224	東部
43 ケアプランセンター ほたる	高来町黒崎 79-3	32-6022	東部
44 指定居宅介護支援事業所ライフ	高来町船津 519	32-5450	東部
45 (医) 二輝会佐藤病院	小長井町井崎 98	34-2062	東部
46 リハビリケアプランセンター高来(休止中)	高来町峰 468-80	51-6342	東部
47 善友会 居宅介護支援事業	小長井町小川原浦 656	34-3730	東部
48 ともしげクリニック外科・内科	高天町 2612-1	24-8300	東部
49 ふれあい ケアプランセンター	高来町黒崎 313-1	27-7188	東部
50 居宅介護支援センター 聖フランシスコ	高来町神津倉 54-3	32-2149	東部

(注) 令和 7 年 3 月 1 日までの指定状況による。

2. 介護保険の給付

(1) 介護保険の給付種別と金額

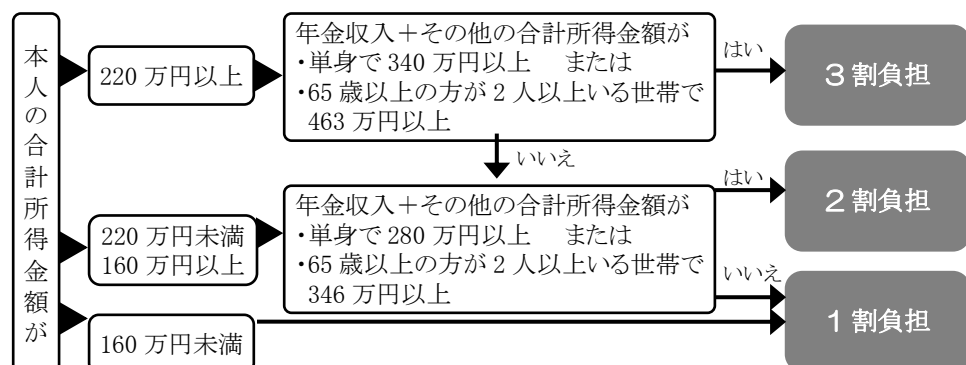
【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

保険給付は、**介護給付^{※1}**と**予防給付^{※2}**の2種類があり、それぞれでさらにいくつかの保険給付に細分されます。基本的にサービスを利用することによる「**現物給付^{※3}**」として給付を受けることになります。「現物給付」の場合には、**費用の1～3割^{※4}**でサービスを利用することができます。

また、居宅介護サービスを利用する際の留意点として、①あらかじめ「ケアプラン」を作成していただくことが必要であること ②1か月間に利用できる保険からの給付額に**上限^{※5}**があること一などがあります。ケアプランの作成については、給付額の管理が非常に複雑となり専門的な知識が必要となりますので、指定居宅介護支援事業所に依頼することをお勧めいたします。

- 介護給付^{※1}** 要介護者（要介護認定において「要介護 1」～「要介護 5」の認定を受けた人）に対する給付をいいます。
- 予防給付^{※2}** 要支援者（要介護認定において「要支援 1」・「要支援 2」の認定を受けた人）に対する給付をいいます。
- 現物給付^{※3}** 「サービスを利用する」ことで保険から給付を受けることをいいます。これに対し、保険から金銭で給付を受けることを「現金給付」といいます。なお、一旦全額を利用者が負担し、後で 9～7 割分を保険者に請求し支払を受けることを「償還払い」といいます。

費用の1～3割^{※4}



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）は1割負担

1か月あたりの 在宅サービスの 支給限度額^{※5}

要介護 状態区分	支給限度額 (1か月あたり)	自己負担額 (1割の場合)
要支援 1	50,320 円	5,032 円
要支援 2	105,310 円	10,531 円
要介護 1	167,650 円	16,765 円
要介護 2	197,050 円	19,705 円
要介護 3	270,480 円	27,048 円
要介護 4	309,380 円	30,938 円
要介護 5	362,170 円	36,217 円

■ 軽減措置

- ① 原爆被爆者手帳をお持ちの方は、サービス利用の際の利用者負担の軽減措置があります。対象サービス等についてのお問い合わせは、地域福祉課まで。
- ② 低所得者で特に生計が困難な人が、社会福祉法人が提供する所定の介護サービスを利用する場合、1割の自己負担が原則 7.5%に軽減されることがあります。

(2) 居宅サービス

【問合せ先】介護保険課 Tel.22-1500

要介護認定において「要支援 1・2」又は「要介護」と認定された方に対して、次のような居宅介護サービスが給付の対象となっています。原則として「現物給付」となります。

サービスの種類	内 容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事などの身の回りの世話をを行います。
(介護予防)訪問看護	看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
(介護予防)訪問入浴介護	入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介護を行います。
(介護予防)訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、必要な機能訓練(リハビリテーション)を行います。
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターなどにおいて、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練などを日帰りで受けられます。
(介護予防)通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などで、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練などを日帰りで受けられます。
(介護予防)短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。
(介護予防)短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活上の世話などが受けられます。
(介護予防)福祉用具貸与(レンタル)	歩行器などの福祉用具(13品目)の貸出をします(要介護状態区分によって要件あり)。
(介護予防)居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
(介護予防)特定施設入居者生活介護	軽費老人ホーム(ケアハウス)などでも介護サービスを受けられます。

※ 市内事業所(「居宅療養管理指導」、「訪問看護」及び「訪問リハビリテーション」を除く。)については、介護保険指定サービス事業者一覧(106ページ〜)を参照ください。

(3) 施設サービス

【問合せ先】介護保険課 Tel.22-1500

要介護認定において「要介護」と認定された方に対して、次の4種類の施設において提供される介護サービスが給付の対象となっています。原則として「現物給付」となります。

対象者 要介護認定において「要介護」の認定を受けている方(「要支援」は除きます。)

「対象となる施設」

サービスの種類	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護を必要とし、在宅において療養が困難な方が入所し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練が受けられます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定した方が入所し、在宅復帰、自立を目指した介護サービスや機能訓練が受けられます。
介護医療院	長期にわたる療養が必要な方が入所し、医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※ 市内事業所(「居宅療養管理指導」を除く。)については、介護保険指定サービス事業者一覧(106ページ〜)を参照ください。

(4) 地域密着型サービス

【問合せ先】介護保険課 Tel.22-1500

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するためには、身近な地域ごとにサービスの拠点をづくり、支援していく必要があります。そこで、「要支援」、「要介護」と認定された方に対して地域の実情に合わせて市町村が整備する、「地域密着型サービス」が導入され、以下のようなサービスが行われます。

原則として他の市町村のサービスは利用できません。

サービスの種類	内 容
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
※夜間対応型訪問介護	24 時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。
地域密着型通所介護	利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護です。
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。(要支援 1 の人は利用できません。)
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
※地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 30 人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居した人のための介護サービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回または随時通報による 24 時間対応の訪問介護と訪問看護を組み合わせた介護サービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた介護サービスです。

※ 諫早市においては実施いたしません。(令和 6～令和 8 年度)

(5) 居宅介護サービス計画費

【問合せ先】介護保険課 Tel.22-1500

居宅介護サービス計画(ケアプラン)を介護支援専門員に作成してもらうことができます。原則として「現物給付」となります。保険から 10 割の給付がありますので自己負担はありません。

- ①対象者 「要介護」又は「要支援」の認定を受けた方のうち、居宅介護サービスを利用するためのケアプランを指定居宅介護支援事業者、指定居宅介護予防支援事業所、地域包括支援センターのケアマネジャーに作成してもらった方

(6) 福祉用具購入費

【問合せ先】介護保険課

Tel.22-1500

対象となる福祉用具を指定された事業者から購入した場合、購入した額の **9～7割** 相当を給付いたします。福祉用具の購入は、費用の全額を事業者に支払い、申請することにより **9～7割** の給付を受ける「償還払い」が原則となっていますが、被保険者が **1～3割** を事業者に支払い、残りの **9～7割** を市が直接事業者を支払う「受領委任払い」による給付も実施しています。（受領委任払いは購入前の申請が必要です。）

なお、支給額は、同年度（4月1日から翌年3月31日）において10万円が上限です。

- | | | |
|--|--|--|
| <p>①対象者</p> <p>②支給要件</p> <p>③必要書類等</p> | <p>要介護認定において「要支援」又は「要介護」の認定を受けている方</p> <p>被保険者が在宅介護であること。（入所、入院中は支給の申請はできません。）</p> <p>【償還払いの場合】</p> <p>ア) 介護保険被保険者証</p> <p>イ) 支給申請書</p> <p>ウ) 領収証</p> <p>エ) 当該福祉用具のパンフレット等
概要が分かるもの</p> <p>オ) 福祉用具サービス計画書の写し</p> <p>カ) 被保険者本人の口座番号
（イ）に記載）</p> <p>キ) 個人番号がわかるもの
（個人番号カード、通知カード等）</p> <p>ク) 本人確認書類（運転免許証等）</p> <p>ケ) その他（市が必要とするもの）</p> | <p>【受領委任払いの場合】</p> <p>※事前に提出いただくもの</p> <p>ア) 介護保険被保険者証</p> <p>イ) 支給申請書</p> <p>ウ) 委任状（介護保険福祉用具購入費
受領委任払い用）</p> <p>エ) 見積書</p> <p>オ) 当該福祉用具のパンフレット等
概要が分かるもの</p> <p>カ) 福祉用具サービス計画書の写し</p> <p>キ) 個人番号がわかるもの
（個人番号カード、通知カード等）</p> <p>ク) 本人確認書類（運転免許証等）</p> <p>※事後に提出いただくもの</p> <p>ア) 納品書</p> <p>イ) 利用者負担分に係る領収証</p> <p>ウ) 確認通知書
（事前申請後、利用者へ送付）</p> <p>エ) その他（市が必要とするもの）</p> |
|--|--|--|

「福祉用具購入費等の支給対象品目（特定福祉用具）」

種 目	内 容
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。設置に要する費用は給付の対象外）
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。）
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 1 入浴用椅子 2 浴槽用手すり 3 浴槽内椅子 4 入浴台（浴槽の縁にかけて、浴槽への出入りを容易にできるもの） 5 浴室内すのこ 6 浴槽内すのこ 7 入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で膀胱内の尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、介護を行う者等に自動で通知するもの （専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。）

※下記福祉用具貸与品目は選択制で購入することもできます。

1 固定用スロープ 2 歩行器（歩行車を除く） 3 単点杖（松葉杖を除く） 4 多点杖

※ 県指定業者以外で購入された場合は保険給付の対象となりません。

(7) 住宅改修費

【問合せ先】介護保険課 Tel.22-1500

対象となる住宅改修を行った場合、要した費用の **9～7割**相当を給付いたします。なお、事前申請制度のため、着工前に所定の書類を提出していただき、承認後、着工となります。住宅改修費は、費用の全額を事業者に支払い、申請することにより **9～7割**の給付を受ける「償還払い」が原則となっていますが、被保険者が **1～3割**を事業者に支払い、残りの **9～7割**を市が直接事業者を支払う「受領委任払い」による給付も実施しています。（受領委任払いは事前申請時の申請が必要です。）

なお、支給額は、20万円が上限です。

- | | |
|---|---|
| <p>①対象者 要介護認定において「要支援」又は「要介護」の認定を受けている方</p> <p>②支給要件 被保険者が在宅介護であること。（入所、入院中は支給の申請はできません。）</p> <p>③必要書類等</p> <p style="text-align: center;">【償還払いの場合】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事前申請（改修前）</p> <p>ア) 介護保険被保険者証
イ) 支給申請書
ウ) 被保険者本人の口座番号（イ）に記載）
エ) 個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）
オ) 本人確認書類
カ) 理由書（住宅改修が必要な理由について、介護支援専門員が記載したもの）
キ) 住宅所有者の承諾書
ク) 工事費内訳書
ケ) 見取図（改修する家屋の平面図で可）
コ) 住宅改修が必要な理由書
サ) 見積書
シ) 図面
ス) 改修前の写真</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改修後に提出する物</p> <p>ア) 確認通知書（提示）
イ) 領収書
ウ) 改修前後の写真</p> | <p style="text-align: center;">【受領委任払いの場合】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事前申請（改修前）</p> <p>ア) 介護保険被保険者証
イ) 支給申請書
ウ) 個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）
エ) 本人確認書類
オ) 理由書（住宅改修が必要な理由について、介護支援専門員が記載したもの）
カ) 住宅所有者の承諾書
キ) 工事費内訳書
ク) 見取図（改修する家屋の平面図で可）
ケ) 住宅改修が必要な理由書
コ) 見積書
サ) 図面
シ) 改修前の写真
ス) 委任状（受領委任払い用）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改修後に提出する物</p> <p>ア) 確認通知書（提示）
イ) 利用者負担分の領収書
ウ) 改修前後の写真</p> |
| <p>④対象となる住宅改修の種類</p> <p>(1) 手すりの取付け
(2) 段差の解消
(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
(4) 引き戸等への扉の取替え
(5) 洋式便器等への便器の取替え、便器の位置・向き調整
(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> | |

(8) 高額介護サービス費

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

下記のような一定額を超える高額の自己負担分を支払った場合、申請により、その超えた分を介護保険から給付いたします。

「利用者負担上限額」

利用者負担段階区分	個人の負担額の上限（月額）
課税所得約 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円
課税所得約 380 万円（年収約 770 万円）以上 ～課税所得約 690 万円（同約 1,160 万円）未満	93,000 円
課税所得約 145 万円（年収約 383 万円）以上 ～課税所得約 380 万円（同約 770 万円）未満	44,400 円
市民税課税世帯の人	44,400 円
市町村民税世帯非課税等で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80.9 万円を超える人等	24,600 円
市町村民税世帯非課税等で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80.9 万円以下の人、生活保護受給者等	15,000 円

※課税所得とは、各種所得（収入金額から必要経費を引いた額）から地方税法上の各種所得控除等を引いた額

(9) 高額医療・高額介護合算制度

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

介護保険サービスを利用したときの自己負担額と医療費の自己負担額が高額になったときは、月額で限度額が設けられています。更に、それらを合算して年額で限度額を設ける制度が創設され平成 20 年 4 月から適用となります。限度額を超えた分は、申請により認められると後から支給されます。

8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年間にかかった自己負担額が合算の対象となります。介護保険と医療保険の両方に自己負担額がある世帯が対象となります。70 歳以上の人はすべての自己負担額を合算の対象にできますが、70 歳未満の人の医療費は 1 か月 21,000 円以上の自己負担額のみが合算の対象となります。また、所得や年齢に応じて限度額が決まります。

計算期間（令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月）

所得 (基礎控除後の総所得金額)	70 歳未満の人	所得区分	70～74 歳の人	後期高齢者 医療制度で 医療を受ける人
901 万円超	212 万円	現役並み所得者Ⅲ	212 万円	212 万円
600 万円超 901 万円以下	141 万円	現役並み所得者Ⅱ	141 万円	141 万円
210 万円超 600 万円以下	67 万円	現役並み所得者Ⅰ	67 万円	67 万円
210 万円以下	60 万円	一般	56 万円	56 万円
住民税世帯非課税	34 万円	低所得者Ⅱ	31 万円	31 万円
		低所得者Ⅰ※	19 万円	19 万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

(10) 居住費、食費の自己負担額

【問合せ先】介護保険課 Tel.22-1500

介護保険施設における居住費及び食費は、保険給付の対象外となり、自己負担額は次のようになります。

「介護保険施設の居住費・食費の標準負担額」令和7年7月末まで 【単位：円】（日額）

対象者	預貯金	区分	居住費				食費	
			ユニット型 個室の場合	ユニット型 個室的多床 室の場合	従来型個室 の場合	多床室 の場合	ショート ステイ	左記 以外
生活保護受給者	(単身) 1,000万円以下	利用者負担 第1段階	880	550	①380 ②550	0	300	300
老齢福祉年金受給者	(夫婦) 2,000万円以下							
市民税非課税者 世帯全員が	年金収入額と合計 所得金額の合計が 80万円以下の方	利用者負担 第2段階	880	550	①480 ②550	430	600	390
	年金収入額と合計 所得金額の合計が 80万円超 120万 円以下の方	利用者負担 第3段階(1)	1,370	1,370	① 880 ②1,370	430	1,000	650
	年金収入額と合計 所得金額が 120万 円超の方	利用者負担 第3段階(2)					1,300	1,360
	上記以外の方	利用者負担 第4段階	2,066	1,728	①1,231 ②1,728	①915 ②437	1,445	1,445

※ ①は特別養護老人ホーム、短期入所生活の場合

②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合



「介護保険施設の居住費・食費の標準負担額」令和7年8月から 【単位：円】（日額）

対象者	預貯金	区分	居住費				食費	
			ユニット型 個室の場合	ユニット型 個室的多床 室の場合	従来型個室 の場合	多床室 の場合	ショート ステイ	左記 以外
生活保護受給者	(単身) 1,000万円以下	利用者負担 第1段階	880	550	①380 ②550	0	300	300
老齢福祉年金受給者	(夫婦) 2,000万円以下							
市民税非課税者 世帯全員が	年金収入額と合計 所得金額の合計が 80 万9千円以下の方	利用者負担 第2段階	880	550	①480 ②550	430	600	390
	年金収入額と合計 所得金額の合計が 80 万9千円超 120万 円以下の方	利用者負担 第3段階(1)	1,370	1,370	① 880 ②1,370	430	1,000	650
	年金収入額と合計 所得金額が 120万 円超の方	利用者負担 第3段階(2)					1,300	1,360
	上記以外の方	利用者負担 第4段階	2,066	1,728	①1,231 ②1,728	①915 ②697 ③437	1,445	1,445

※ ①は特別養護老人ホーム、短期入所生活の場合

②は介護老人保健施設の「その他型」「療養型」、介護医療院の「II型」の場合

③は上記を除く介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合

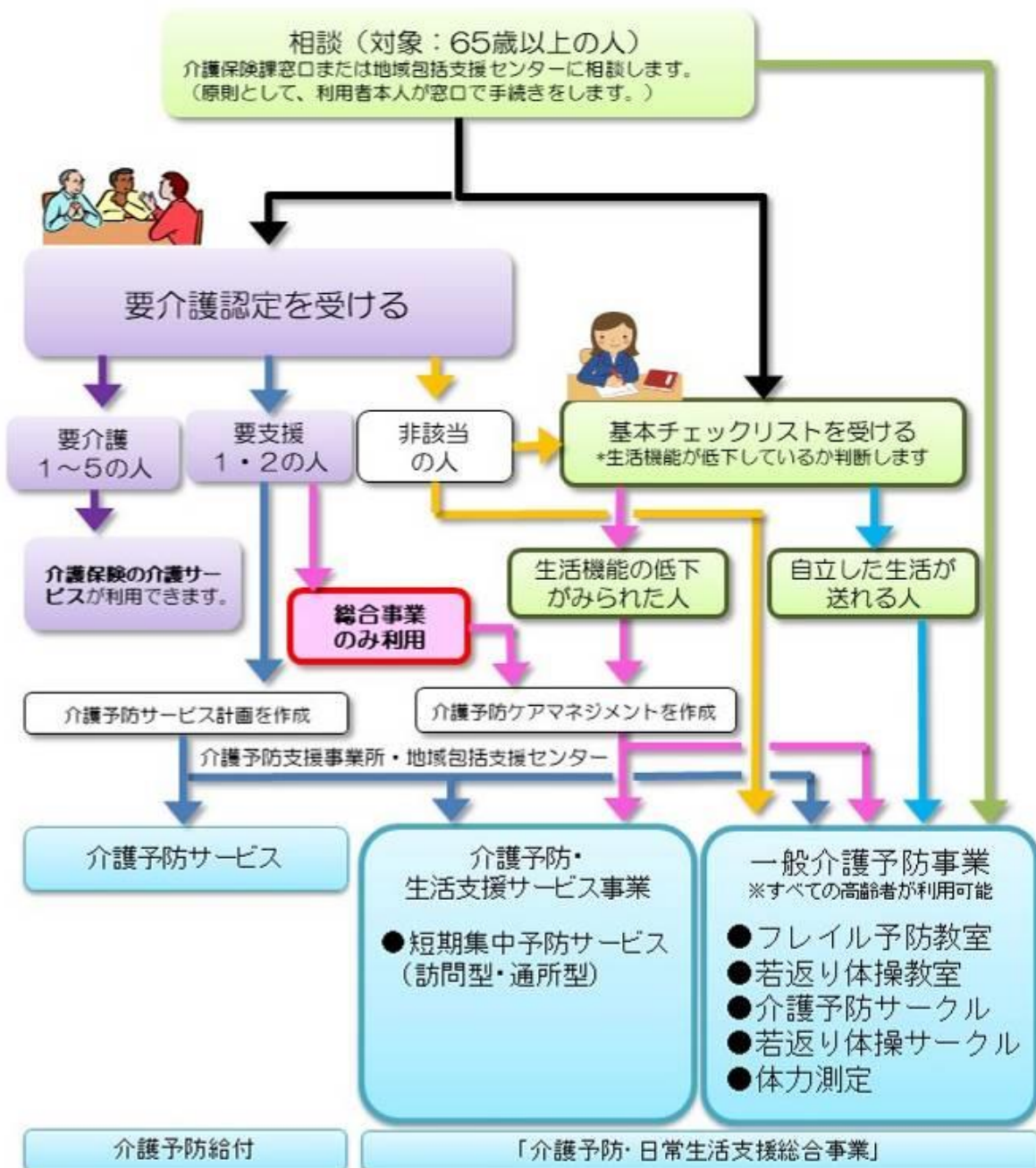
3. 介護保険の地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

【問合せ先】介護保険課 Tel.22-1500
地域包括ケア推進課

介護予防・日常生活支援総合事業とは、諫早市が主体で行う地域支援事業の一つとして、地域の65歳以上の方々を対象に、その方の状態に合わせた様々なサービスなどを提供する事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下が見られる事業対象者の方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援します。



*事業対象者となったあとやサービスを利用した後も、要介護認定を申請することができます。

[介護予防・生活支援サービス事業]

要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリストなどにより介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と判定された方が対象となります。「訪問型サービス」と「通所型サービス」などを受けることができます。

■ 訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除、洗濯等の日常生活上の支援が受けられます。

また、運動器機能の向上、認知機能低下予防、栄養改善、口腔機能向上の短期間の選択サービスも受けることができます。

ア. 訪問サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問して行う、介護や家事などの身の回りの世話

イ. 短期集中予防サービス

医療・介護の専門職により提供される支援で、3～6 か月の短期間で行われる居宅での運動機能向上、認知機能低下予防支援、栄養改善、口腔機能向上のプログラム

■ 通所型サービス

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。

また、運動機能の向上、認知機能低下予防といった選択サービスも受けることができます。

ア. 通所サービス

デイサービスセンターなどにおいて、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練などを日帰りで行うサービス

イ. 短期集中予防サービス

医療・介護の専門職により提供される支援で、3～6 か月の短期間で行われる運動器機能向上、認知機能低下予防支援のプログラム

■ 介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービス事業の対象者が、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、対象者本人の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。

[一般介護予防事業]

65歳以上のすべての高齢者を対象として、介護予防のための取組を行っています。

■ 介護予防把握事業

地域住民の方の情報や、市や地域包括支援センターの訪問・相談事業の情報などの活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。

■ 介護予防普及啓発・リーダー育成事業

介護予防教室の実施により介護予防の基本的な知識の普及啓発を行うとともに、教室終了後は高齢者自らが介護予防活動や支援について関心を持ち、継続できるよう支援します。

①実施内容

各地域の公民館等で、フレイル予防のための複合型のフレイル予防教室（運動器機能向上、認知機能低下予防支援、栄養改善、口腔機能向上を組み合わせた教室）や若返り体操教室を実施します。

■ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する活動を行う人材や組織の育成・支援を目的として、運動、頭の体操、栄養改善、口腔機能向上に関する自主的な活動を行うサークルの育成・支援、また、若返り体操サークルの育成・支援を実施します。

- ①実施内容 介護予防に関心を持ち、筋トレ、脳トレ、手ばかり栄養、口（くち）トレに取り組んでいる団体に対し、専門職を年 2～3 回程度派遣し活動を継続できるよう支援します。また、若返り体操に取り組む希望がある団体に対し、新規教室（7 回）を行うとともに、自主的な活動を継続して行えるよう支援します。

■ ふれあいいいききサロン

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel24-5100

高齢者の介護予防や生きがいがづくりの充実を図るため、地域における住民主体の介護予防活動を支援し、あわせて住民相互の支え合い活動を支援します。

- ①実施内容 ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちで、寂しい思いや不安などといった悩みを持っている方などに、寄り合いの場所（公民館など）を提供し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、互いに助け合う精神の高揚を図る活動を支援します。
- ②対象団体 地区（校区）社会福祉協議会が実施主体となり自治会やボランティア、民生委員・児童委員、福祉協力員等でふれあいいいききサロンを運営している団体
- ③助成内容 活動費（4,000 円/回・週 1 回まで）、ボランティア及び参加者の保険料

■ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、介護予防把握事業、介護予防普及啓発・リーダー育成事業、地域介護予防活動支援事業を通じてリハビリテーション担当職員を派遣します。

(2) 地域支援事業（包括的支援事業）

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域における下記の4つの業務を担う中核機関として、地域包括支援センターを設置しています。

名 称	所在地	電話番号	担当圏域
1 中央部地域包括支援センター	宇都町 29-1 (健康福祉センター内)	27-0730	東小路町・高城町・仲沖町・上町・ 栄町・八坂町・本町・東本町・ 旭町・厚生町・幸町・八天町・ 西郷町・新道町・立石町・上野町・ 野中町・船越町・原口町・ 西小路町・宇都町・福田町・泉町・ 金谷町・城見町・天満町・ 日の出町・本明町・目代町
2 北部地域包括支援センター	山川町 2-13 竹下ビル	25-7030	小船越町・中尾町・山川町・ 馬渡町・本野町・富川町・ 湯野尾町・上大渡野町・ 下大渡野町・永昌町・永昌東町・ 栄田町・西栄田町・破籠井町・ 大さこ町・真崎町・堀の内町・ 津水町・白岩町・堂崎町
3 西部地域包括支援センター	多良見町化屋 1800 (たらみ会館内)	43-3330	久山町・久山台・貝津町・ 若葉町・津久葉町・青葉台・ 貝津ヶ丘・飯盛地域・多良見地域
4 南部地域包括支援センター	森山町下井牟田 1238 (森山保健センター内)	35-2887	小ヶ倉町・小川町・鷺崎町・ 川床町・平山町・土師野尾町・ 栗面町・松里町・有喜町・早見町・ 天神町・中通町・鶴田町・赤崎町・ 黒崎町・小野町・小野島町・ 川内町・長野町・宗方町・ 森山地域
5 東部地域包括支援センター	高来町三部老 528 (高来会館内)	32-6556	小豆崎町・西里町・中田町・ 御手水町・大場町・白木峰町・ 長田町・正久寺町・高天町・ 白浜町・白原町・猿崎町・ 高来地域・小長井地域

■ 総合相談支援業務

高齢者が安心して生活を継続していけるように、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者からの様々な相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

- ①対象者 65歳以上の高齢者又は家族等
- ②内容
 - ア) 地域におけるネットワーク構築
 - イ) ネットワークなどを通じた高齢者の心身の状況等についての実態把握
 - ロ) 総合相談及び関係機関との連絡調整など

■ 権利擁護業務

家族や地域の住民、民生委員などの支援だけでは十分解決できない、適切なサービスにつながらないなどの困難な状況にある高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して暮らせるように権利擁護のために必要な支援を行います。

- ①対象者 65歳以上の高齢者又は家族等

- ②内容
- ア) 成年後見制度の活用促進
 - イ) 高齢者虐待・困難事例への対応
 - ウ) 消費者被害の防止

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の生活・身体の状態の変化に応じた適切なケアマネジメントの実施、介護支援専門員の資質の向上などを図るために地域の介護支援専門員を支援するとともに、多職種との連携・協働によるケアの支援を行います。

■ 第一号介護予防支援事業*

介護予防・生活支援サービス事業の対象者が、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、対象者本人の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、地域包括支援センターの職員が専門的視点から必要な援助を行います。

※「介護予防ケアマネジメント（P86参照）」の対象者のうち、基本チェックリスト該当者に係る事業

(3) 地域支援事業（任意事業）

【問合せ先】 地域包括ケア推進課 TEL22-1500
 地域福祉課
 介護保険課
 障害福祉課

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を介護している方等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

■ 認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識の理解促進のため、公民館、図書館等での講座を開催します。

また、認知症キャラバンメイト（養成研修受講者）が老人会、自治会、サークル、企業等の会合に出向き、認知症の基礎知識をやさしく紹介します。（認知症サポーター：地域での認知症の人や家族の応援者）

- ①対象者 市民団体、サークル等(市内にある企業も可)
- ②内容 講話やキャンペーンビデオの映写など
- ③実施場所 公民館、図書館など

■ 認知症専門相談

認知症に関する様々な相談に応じます。

- ①対象者 認知症やその心配がある高齢者、認知症の家族、介護サービス事業所職員等
- ②日時 毎月第2金曜日 13:30～15:00
- ③内容 認知症の人への対応、医療や介護など
- ④場所 諫早市役所 会議室
- ⑤従事者 認知症専門嘱託医・認知症地域支援推進員・保健師
- ⑥その他 料金無料
要事前予約

※相談日以外でも、認知症地域推進員が対応します。まずは御連絡ください。

■ 認知症高齢者見守り事業

位置情報確認装置（GPS）により、認知機能の低下により行方不明となるおそれのある高齢者を早期に発見し、その居場所を家族に伝え、事故の未然防止を図ります。

- ①対象者 認知機能の低下により行方不明となるおそれのある高齢者を現に介護している家族
- ②利用料 介護保険料率の段階に応じ、次の各費用（税抜き）が必要です。
- 【通常型】
- | | |
|---------|---|
| ア) 加入料金 | 無料～4,500 円/加入時のみ |
| イ) 基本料金 | 無料～ 900 円/月額 |
| ウ) 出動料金 | 無料～7,500 円/1 時間 |
| エ) 検索料金 | オペレーター応答 200 円/1 回
専用アプリ利用 無料 |
| オ) その他 | 交換バッテリー代 2,100 円/1 年半に 1 回
付属品代 2,500 円（初回に限り 2,000 円） |
- 【小型】
- | | |
|---------|------------------|
| ア) 加入料金 | 無料～5,800 円/加入時のみ |
| イ) 基本料金 | 無料～ 435 円/月額 |

■ オレンジ見守りペンダント等配付事業

認知機能の低下により行方不明となるおそれのある高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、オレンジ見守りペンダント等を配付します。

- ①対象者 本市の介護保険被保険者で、認知機能の低下により行方不明となるおそれのある方
- ②配付セット 緊急時連絡先などを記入した用紙を入れることができる「オレンジ見守りペンダント」、アイロンプリントラベル（シャツ等にプリント）5 枚、強粘着ラベル（杖など持ち物に貼る）5 枚、反射ステッカー2 枚
- ③利用料 無料

■ オレンジセーフティネット事業

スマートフォンのアプリを活用し、行方不明となった認知症高齢者等を早期発見・保護する仕組み。家族等からアプリを通じて検索依頼を行うと、あらかじめ「おかえり協力隊」（検索協力者）として登録している人に情報が共有され、検索が開始されます。

- ①検索対象者 市内に住所を有する高齢者等で、認知機能の低下（若年性を含む）により行方不明となるおそれのある方
- ② お帰り協力隊（検索協力者） 事業所、その他の団体又は個人
- ③利用料 無料
- ④利用方法 市への登録とアプリのダウンロードが必要です。

■ いさはやオレンジ手帳

認知症になったときより良いケアを受けられるよう、元気なときから必要な情報をまとめることができる手帳を配布します。また、手帳に記入することで認知症への正しい理解を得ることができます。

- ①対象者 65 歳以上の市民
- ②内容 覚え書き、わたしのプロフィール、自分史ノート、今までシート・なじみシート、早期発見の目安など
- ③配布方法 いさはやオレンジ手帳書き方講習会※、地域包括ケア推進課、各支所地域総務課、包括支援センターにおいて配布
- ④その他 1 名につき 1 冊の配布となります。

※ 申込みがあった市民団体・サークル等を対象にいさはやオレンジ手帳書き方講習会を実施

■ オレンジ連携シート

認知症になったとき、医療機関や介護機関等が連携し、ご本人やご家族が安心して医療や介護サービスを受けられるよう連携シートを配布します。

ご家族や周りの人がわかること・気づいたことについて記入した内容が、その人にあった医療やケアにつながり、ご本人やご家族の穏やかな生活を支える手助けになります。

- ①対象者 要介護認定者で認知症の診断を受けている市民
- ②内容 ケアプロフィール、わたしの生活リズム、はればれ（快）シート、とまどい（SOS）シート、連絡シート
- ③配布方法 地域包括ケア推進課にて配布

■ 介護用品の支給事業

介護用品購入費の一部を助成し、在宅介護費用の負担を軽減します。

- ①対象者 介護保険法に規定する要介護 4 又は 5 の認定を受けた在宅の市民税非課税世帯に属する高齢者（第二号被保険者であって特定疾病に該当する人を含む。）を現に介護している家族
- ②対象用品 紙おむつ、尿とりパット、清拭剤等
- ③支給限度額 要介護高齢者 1 人当たり月額 8,300 円

■ 栄養改善配食サービス事業

地域におけるネットワークの一つとしてひとり暮らし高齢者等に対し、配食サービスを活用し、その安否状況を定期的に把握します。

- ①対象者 65 歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する人であって、栄養改善が必要な要支援・要介護の認定者
- ②サービス内容 原則週 3 回以内の夕食を配達し、高齢者の安否を確認します。
- ③利用料 480 円/食（低所得者については軽減措置有り）

「実施事業所名」

	事業所名	所在地	電話番号
1	社会福祉法人 南高愛隣会(ブルスカイ)	福田町 357-1	35-4880
2	宅配クックワンツウスリー諫早店	東小路町 10-28	46-5374
3	ワタミの宅食 長崎諫早営業所	津久葉町 5-70	0120-191-950

■ 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない（居宅サービス計画の作成にあたる介護支援専門員がいない）要介護者等に対する住宅改修の理由書作成に対して助成します。

- ①対象者 要支援、要介護の認定者であって、居宅介護の提供を受けていない高齢者
- ②サービス内容 住宅改修の理由書作成に対して助成します。
- ③助成額 2,000 円/件

■ 成年後見制度支援事業

認知症や障害などにより判断能力が不十分な方で、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。

また、成年後見制度を利用するにあたって後見人等への報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行います。

ア. 成年後見開始の市長申立

- ①対象者 判断能力が不十分な高齢者や障害者で、成年後見開始の審判請求ができる親族がない方
- ②費用負担 市があらかじめ申立手数料等の費用を負担します。負担能力のある方には、家庭裁判所の命令に基づき後日請求します。

イ. 成年後見人等の報酬の助成

- ①対象者 生活保護受給者や市県民税が非課税の方で報酬の捻出が困難な方
- ②助成額 施設入所の方：月額 18,000 円以内
在宅の方：月額 28,000 円以内

4. 介護保険の保険料

介護保険の保険料は、第一号被保険者(65歳以上の人)と第二号被保険者(40歳～64歳の人)とでは保険料率及び納付方法が大きく異なります。

(1) 保険料の負担

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

介護保険の運営に必要な財源の半分は、40歳以上の方の保険料で賄われます。このうち、第一号被保険者の保険料については、市内の介護サービスの利用状況等を勘案して保険料率が設定されます。第二号被保険者の保険料率は、加入されている医療保険制度の中で設定されます。

(2) 第一号被保険者の保険料

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

第一号被保険者の保険料率は、事業計画期間(令和6年度から3年間)の事業費を見込んだ上で設定します。したがって、保険料率は3年ごとに見直すこととなります。今期の保険料は、介護給付の費用等の増加に伴う保険料の上昇を抑制するため、市の介護給付費準備基金を活用し、次のとおり設定しています。

■ 令和7年度からの介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護を受給している人 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80.9万円以下の人	基準額 ×0.285	20,520円 (1,710円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80.9万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.485	34,800円 (2,900円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が120万円を超える人	基準額 ×0.685	49,080円 (4,090円)
第4段階	本人が市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80.9万円以下の人	基準額 ×0.90	64,440円 (5,370円)
第5段階	本人が市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、第4段階以外の人	基準額 ×1.00	71,640円 (5,970円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 ×1.20	85,920円 (7,160円)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	93,120円 (7,760円)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	107,520円 (8,960円)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	121,800円 (10,150円)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	136,080円 (11,340円)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	150,480円 (12,540円)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	164,760円 (13,730円)
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	171,960円 (14,330円)

■ 保険料の納め方等

介護保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月分から納めます。
納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類です。

特別徴収 老齢・退職・障害及び遺族年金の受給者で、受給額が年額18万円以上ある場合、原則として、これらの年金から自動的に差し引く方法により納めていただくことになります。2つ以上の年金を受給している人の場合、特別徴収は、年金保険者による優先を第1順位、年金種別による優先を第2順位として、以下の順位で行われます。

年金保険者による優先順位	①厚生労働省、②国家公務員共済組合連合会、③移行農林共済年金・移行農林年金、④日本私立学校振興・共済事業団、⑤地方公務員共済組合
年金種別による優先順位	①老齢・退職年金、②障害年金、③遺族年金

普通徴収 老齢・退職・障害及び遺族年金の受給額が18万円に満たない人や、やむを得ない理由により年金から特別徴収ができない人については、市から送付される納付書等により納めていただきます。毎月納付になっておりますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアで直接納付してください。またご利用の金融機関の口座から自動引落しもできますので、金融機関の窓口、または、パソコン・スマートフォンでのWEB口座振替受付サービスで手続きを行ってください。

なお年度の途中で65歳になられた人や他の市町村から転入された人は、しばらくの間、普通徴収となります。

その他 都合により納付が困難になった場合は、早めに介護保険課へご相談ください。

(3) 第二号被保険者の保険料

【問合せ先】加入している医療保険者

加入している医療保険により保険料の料率が異なります。国民健康保険加入者の場合には、国民健康保険料の医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が一括して納めることになります。その他健康保険などの医療保険に加入されている人については、医療保険料に含まれて給与などから差し引かれます。

なお、サラリーマン家庭で扶養する妻などの保険料は、別途納める必要はありません。

III. 後期高齢者医療制度

1. 後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度です。

(1) 後期高齢者医療制度への加入

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

■ 75歳に到達したとき

市内に居住の75歳になる方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療の被保険者となり、これまで加入されていた医療保険の資格は喪失します。（手続きは必要ありません。）

■ 県外から転入したとき

75歳以上の方が県外から転入したときは、転入の日から長崎県の後期高齢者医療の被保険者となります。

■ 障害認定を受けたとき

65歳以上75歳未満の方で一定の障害がある方は、認定を受ければ、後期高齢者医療の被保険者となることができます。一定の障害がある方とは、次のいずれかに該当する人です。

1級、2級又は3級の身体障害者手帳をお持ちの人※1

4級の身体障害者手帳をお持ちの方で、右欄のいずれかに該当する人
※2

音声機能、言語機能又はそしゃく機能に著しい障害がある人
両下肢のすべての指を欠く人
一下肢を下腿の2分の1以上で欠く人
一下肢の機能に著しい障害のある人

障害基礎年金の受給者で、その等級の1級又は2級に該当する人

A1又はA2の療育手帳をお持ちの人

1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人※2

※1 身体障害者手帳3級で後期高齢者医療の認定を受けた人は、障害者福祉医療費支給制度における支給額が従来半額となりますのでご注意ください。

※2 身体障害者手帳4級又は精神障害者保健福祉手帳2級で後期高齢者医療の認定を受けた人は、障害者福祉医療費支給制度を受けることはできませんのでご注意ください。

■ 生活保護が廃止になったとき

75歳以上の方が生活保護廃止になったときは、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

(2) 後期高齢者医療制度の運営の仕組み

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

■ 運営主体

県内の全ての市町が加入する「長崎県後期高齢者医療広域連合」(広域連合)が運営主体となります。市は保険料の徴収、申請や届出などの窓口になります。

広域連合の主な役割		市の主な役割	
◆被保険者の認定	◆保険料の決定	◇資格確認書等の引渡し	◇保険料の徴収
◆資格確認書等の交付	◆医療の給付	◇加入喪失届出の受付	
◆健診事業の実施		◇各種申請の受付	

■ 財政運営

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、国や県、市町が負担する公費が約 5 割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料から支出)が約 4 割を負担し、残りの 1 割を被保険者が保険料として負担します。

後期高齢者医療が支払う医療費等の財源	
公費 約 5 割	
国 : 県 : 市町 = 4 : 1 : 1	
後期高齢者支援金 (現役世代の負担金) 約 4 割	保険料 1 割

2. 給付内容

(1) 療養の給付

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

病気やけがで医療機関にかかったときの診察、処置・手術などの治療、薬剤又は治療材料、在宅療養及び看護などで、医療機関に資格確認書等を提示すれば、一部負担金を支払うだけで、残りの費用は後期高齢者医療が負担します。

■ 自己負担割合

自己負担割合は、かかった医療費の1割、2割または3割（現役並み所得者）です。

現役並み所得者とは、課税標準額が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯です。

ただし、後期高齢者医療被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、「一般Ⅰ」、「一般Ⅱ」の区分と同様となり、1割または2割負担となります。

また、後期高齢者医療の被保険者が1人の世帯で、課税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上により現役並み所得者となった場合でも、同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満であれば、「一般Ⅰ」、「一般Ⅱ」の区分と同様となり、1割または2割負担となります。

■ 所得区分

3割	現役並み所得者Ⅲ	課税標準額 690 万円以上
	現役並み所得者Ⅱ	課税標準額 380 万円以上
	現役並み所得者Ⅰ	課税標準額 145 万円以上
2割	一般Ⅱ	課税標準額が 28 万円以上 145 万円未満かつ年金収入＋その他の合計所得金額が 200 万円以上（被保険者複数世帯：合計して 320 万円以上）の人
	一般Ⅰ	現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の人
1割	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
	低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人

(2) 入院時食事療養費

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

入院時の食事代は、食事にかかる費用のうち一部(標準負担額)を負担していただき、残りは後期高齢者医療が負担します。1食あたりの標準負担額は下記のとおりです。

所得区分		1食あたりの食費
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅰ・Ⅱ		510円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	240円
	過去12か月で90日を超える入院※1	190円
低所得者Ⅰ		110円

■ 療養病床に入院する場合の食費等

療養病床に入院する場合は、食費と居住費を負担します。

所得区分	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅰ・Ⅱ	510円 ※2	370円
低所得者Ⅱ	240円	
低所得者Ⅰ	140円	
老齢福祉年金受給者	110円	0円

※1 90日を超える入院となった場合、申請が必要となります。

※2 医療機関によって、470円の場合があります。

(3) 高額療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

医療費の自己負担額は、次の表のように1か月（同じ月内）の限度額が定められています。この限度額を超えて自己負担額を支払った場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

■ 自己負担限度額

適用区分		外来の限度額 (個人単位)	外来+入院の限度額 (世帯単位)
現役並み	Ⅲ 課税標準額 690万円以上の人	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (140,100円※1)	
	Ⅱ 課税標準額 380万円以上の人	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (93,000円※1)	
	Ⅰ 課税標準額 145万円以上の人	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円※1)	
一般Ⅱ	課税標準額28万円以上145万円未満かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上(被保険者複数世帯:合計して320万円以上)	18,000円または6,000円+(総医療費-30,000円)×10%の低い方を適用 (※2)(年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円(※1))
一般Ⅰ	現役並み、一般Ⅱまたは下記以外の方 ※3	18,000円(年間上限144,000円)	
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯 ※4		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) ※5	8,000円	15,000円

(注)・課税標準額とは、各種所得(収入金額から必要経費を引いた額)から地方税法上の各種所得控除等を引いた額

・75歳になって後期高齢者医療に移行する月は、75歳になる人の限度額が、国保などそれまでに加入していた医療保険と後期高齢者医療それぞれの本来額の2分の1となります。

※1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 配慮措置に伴う計算方法です。医療費が30,000円未満であった場合は、30,000円として計算します。

※3 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、所得金額から基礎控除の43万円を差し引いた金額の合計が210万円以下の場合も含まれます。

※4 低所得Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)

※5 低所得Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)と差しひいたときに0円となる人

■ 高額療養費の計算のしかた

① 個人ごとに外来の自己負担額を計算

外来(個人単位)の限度額を超えた場合、申請によりあとから支給されます。

② 世帯の外来・入院の自己負担額を合算

同じ世帯内に後期高齢者医療の被保険者が複数いる場合は合算し、外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた場合、申請によりあとから支給されます。

※病院・診療所、診療科の区別なく合算します。

※入院時の食事代や差額ベッド料などは対象外となり合算できません。

■ 特定疾病について

高額の治療を長期間継続して受ける必要がある特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を医療機関などの窓口提示すれば、毎月の自己負担額は医療機関ごと入院・外来それぞれ1万円までとなります。

特定疾病		
◆先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)	◆人工透析が必要な慢性腎不全	◆血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

(4) 高額医療・高額介護合算制度

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

医療保険と介護保険の両方の自己負担を世帯で合算し、限度額を超えた場合、「高額介護合算療養費」が支給されます。

※詳しくは 83 ページをご覧ください。

(5) 移送費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

移送が困難な人が、医師の指示により、緊急やむを得ず転院にタクシーを利用するなど、移送に費用がかかったとき、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

(6) 訪問看護療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、費用の一部を支払うだけで、残りは後期高齢者医療が負担します。

(7) 療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次のような場合は、かかった医療費は全額本人が一時立て替え払いして、申請によりあとから自己負担分以外の部分について払い戻しを受けることができます。

- ① やむを得ず保険診療を扱っていない医療機関で診療を受けたときや、資格確認書等を提示しないで、診療を受けたとき。（※広域連合が認めた場合に限りです。）
- ② 海外で診療を受けたとき。（治療目的で渡航した場合を除く。）
- ③ 骨折・脱臼などで保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。
- ④ 医師が必要と認めた、あんま・はり・きゅう・マッサージなどを受けたとき。
- ⑤ ギプス・コルセットなどの医療用装具を購入したときや輸血の生血代など。

(8) 葬祭費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対して葬祭費が 2 万円支給されます。

3. 保健事業

健康でいきいきとした生活を送るためには、生活習慣病を防ぐことと、からだの機能を衰えさせないことが大切です。後期高齢者医療では被保険者の健康保持のため各種保健事業を実施しています。

(1) 健康診査

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

生活習慣病とその予備群を早期に発見し、状態が軽いうちに早めに治療や予防につなげることで重症化を防ぐことを目的として健康診査事業を実施しています。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ①対象者 | 諫早市に住所を有する後期高齢者医療被保険者 |
| ②実施医療機関 | 市内医療機関等 |
| ③種類 | 個別健診 |
| ④受診方法 | 保険証又は資格確認書を医療機関等に提示して受診（1年度に1回） |
| ⑤受診者負担金 | 無料 |

(2) お口いきいき健康支援(歯科健診)事業

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500
各支所地域総務課

お口の中の衛生、嚙む力、飲み込む力といった口腔機能の向上は、食事をおいしく食べるだけでなく、全身の健康や生活全体の活性化につながります。後期高齢者医療では、歯科医院でお口の中の健康指導を受けることができます（歯の治療ではありません）。

- | | |
|---------|--|
| ①申込方法 | 健康推進課又は各支所地域総務課に電話又は窓口で申し込みください。
（後日、受診券が送付されます。） |
| ②受診料 | 無料 |
| ③実施医療機関 | 県内の一般社団法人長崎県歯科医師会会員である歯科医院等 |
| ③ 受診方法 | 受診券を歯科医院に提示することで、2回のお口の中の健康指導が受けられます。 |

(3) はり・きゅう施術費補助

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

広域連合が指定したはり師・きゅう師から受けた「はり」「きゅう」について、施術料金の一部を助成しています。

- | | |
|---------|--|
| ①助成内容 | 施術1回につき700円
※助成の対象となる施術は1日1回とし、1か月に5回までとなります。 |
| ②助成の受け方 | 保険証又は資格確認書を施術担当者に提示し、施術明細書に押印又は署名してください。 |

4. 保険料

(1) 保険料の算定方法

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

- ① 保険料は、被保険者一人ひとりに賦課されます。
- ② 保険料の額は、広域連合で決定されます。
- ③ 保険料を決める基準（保険料率）については、2年ごとに設定され、原則として県内均一となります。

■ 保険料（年額）の決め方

令和6年度・令和7年度

$$\text{保険料} = \text{均等割額 } 52,400\text{円} + \text{所得割額 } ※ \text{ 所得割率 } 10.31\%$$

※ 所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除額) × 所得割率

■ 保険料の軽減措置

- ① 低所得者に対する軽減
 - ア) 均等割額の軽減

所得の低い方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数 - 1) 以下	7割
43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数 - 1) + 30万5千円 × 被保険者の数 以下	5割
43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数 - 1) + 56万円 × 被保険者の数 以下	2割

- ② 被扶養者だった方に対する軽減

会社の健康保険など被用者保険の被扶養者から後期高齢者医療の被保険者となった方は、所得割額の負担はなく均等割額の軽減割合が①の表の7割及び5割に該当しない場合は、後期高齢者医療被保険資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限り均等割額の5割を減額します。

(2) 保険料の納付方法

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

保険料は、原則として年金(年額18万円以上の方)から自動的に徴収(天引き)されます。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書か口座振替により、市へ納付します。

なお、保険料を年金から徴収されている方で、口座振替に切り替えることを御希望の方は、申し出により変更できます。

IV. 老齢基礎年金

老後の生活を保障するために支給される公的年金で、保険料を10年以上納付又は免除された人が65歳になったときから支給されます。

(1) 老齢基礎年金の受給要件

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて、10年以上ある人が、65歳になったときから受給できます。具体的には、次のすべての期間を合算して10年以上の人です。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間（免除期間を含む。）
- ② 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険、船員保険の被保険者期間及び共済組合の組合員期間のうち20歳から60歳までの期間
- ③ 第3号被保険者期間又は60歳未満の国民年金任意加入被保険者の未納期間

第3号被保険者は、昭和61年3月までは任意加入でした。しかし、昭和61年の法改正に伴い、被用者年金制度の加入者の配偶者が昭和36年4月から昭和61年3月までのうち、国民年金に任意加入しなかった期間については「カラ期間」として、10年の受給資格期間の計算に算入されることになりました。ただし、「カラ期間」は年金額の計算には入りません。

※ 第3号被保険者の期間を有する人の年金請求手続きは、年金事務所で受け付けます。

(2) 老齢基礎年金の額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和7年度の年額は、新たに年金を受給する方は、満額の場合で831,696円（月額69,308円）です。すでに年金を受給している方は、満額の場合で、829,296円（月額69,108円）です。（令和7年4月1日現在）

※ 未納期間や免除期間があると支給額は減額されます。

(3) 老齢基礎年金の受給申請手続きに必要なもの

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

申請の手続きには、戸籍謄本、本人及び配偶者の年金証書、本人名義の預金通帳などが必要です。

※ 受給要件や受給額は加入期間などで変わります。また、期間の短縮などの特例措置もあります。

V. 税金の控除

(1) 所得税・市県民税

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1
500

地域福祉課

「介護保険サービスの利用料（医療費控除）」

申告の際に所得控除が受けられる対象者		控除対象となる費用
在宅サービス利用者 (医療系)	訪問看護、介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護を利用する 場合に限る。）	自己負担額
	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	自己負担額 居住費 食費
在宅サービス利用者 (福祉系)	訪問介護、介護予防訪問介護（いずれも生活援助を除く） 夜間対応型訪問介護 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 通所介護、介護予防通所介護、地域密着型通所介護（平成 28年4月1日以降利用したものに限る。）、認知症対応型 通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応 型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護を利用しな い場合に限る。）	自己負担額 ※医療系サービスと併せて 利用した場合に限り ます。
施設入所者	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	自己負担額の半分 居住費の半分 食費の半分
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	自己負担額 居住費 食費

おむつ代（医療費控除）

6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）が必要です。要介護認定をお持ちの方は、市が要介護認定に係る主治医意見書に、寝たきり度が基準以上かつ尿失禁の記載がある旨を確認した書類で「おむつ使用証明書」に代えることができます。

介護保険料（社会保険料控除）

- ア) 普通徴収（納付書又は口座引落しの人）
→ 市から「納付済額のお知らせ」を送付します。
イ) 特別徴収（年金から差引かれる人）
→ 各年金保険者から源泉徴収票が送付されます。

障害者控除

65歳以上で、障害の程度が身体障害者手帳又は療育手帳を有している人に準ずる方が障害者控除の対象となります。（市で「障害者控除対象者認定書」を交付します。）

VI. 関係機関・団体

(1) 高齢者福祉団体

名 称	所在地	電話番号
諫早市老人クラブ連合会	新道町 948 (諫早市社会福祉会館内)	24-6100
諫早市シルバー人材センター		24-5183

介護保険指定サービス事業者一覧

介護保険の給付対象となるサービスは、県又は諫早市の指定を受けた事業所により提供されるサービスに限られます。

諫早市健康保険部
介護保険課

【諫早市内の介護保険指定サービス事業所・施設、医療機関】

※●は、現在休止中

(注) 長崎県長寿社会課からの情報提供による。(令和7年4月1日現在)

連番	圏域	事業主体(法人等)名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 (0957)	指定介護支援事業所	訪問介護	訪問入浴介護	通介護	通前リハビリテーション	短入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通介護	認知症対応型訪問介護	居宅サービス	施設サービス(定員・病床数)
1	中央部	(福) 真津山福祉会	ケアプランセンターオアシス/デイサービスセンターオアシス/グループホームつきとほし	稲田町2-22	35-5180	○			○		○					施設サービス(定員・病床数)	介護医療院
2	中央部	(特非) まごころ生活支援センター	訪問介護事業所まごころ/まごころデイサービス事業所	稲田町23-3	24-0202		●		○								
3	中央部	(福) 福善会	小規模多機能型居宅介護よしやい	稲田町32-2	22-3202						○						
4	中央部	(福) 福善会	ケアプランセンター稲田	稲田町3350	21-2101	○											
5	中央部	(有) 三和商會	ケアプランセンター稲田 訪問介護事業所	稲田町32-2	21-2955		○										
6	中央部	(株) 優愛福祉サービス	デイサービス稲の家	稲田町38-41	46-3681			●									
7	中央部	(同) Life Innovation	デイサービス アイフィット	稲田町38-51	47-6896				○								
8	中央部	(福) 南高聖隣会	PARK くるむ	稲田町357-4	22-2644				○								
9	中央部	(特) 諫早なかよし村21	諫早なかよし村21(このゆびとーまれ)	稲田町443-1	21-6050				○								
10	中央部	(有) 季節の花	グループホームいさはや	稲田町1673-8	35-4011						○					25	
11	中央部	(福) 龍美会	龍美会/善隣荘	稲田町2366-1	23-3021	○					○						
12	中央部	(福) 龍美会	善隣荘	稲田町2366-1	21-1610						○					30	
13	中央部	(福) 龍美会	いきいきハウス	稲田町2366-1-2	23-3021				○								
14	中央部	(合) 太陽	ケアプランセンター陽和	稲田町2725-4	24-3776	○											
15	中央部	(合) ピース	デイサービス ささえあい	稲田町2729-3	47-8849				○								
16	中央部	(福) 福善会	デイサービスセンター花の里/グループホーム花の里	稲田町3316-3	21-7778				○		○						
17	中央部	(有) 春陽	グループホーム稲田	稲田町3346-5	21-6768				○		○					29	
18	中央部	(福) 福善会	特別養護老人ホームなかやまの里	稲田町3350	21-2101					○							
19	中央部	(医) 回春堂犬尾内科医院	犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245					○							
20	中央部	(一社) 諫早医師会	諫早医師会居宅介護支援事業所「たんぽぽ」	泉町23-3	22-0704	○											
21	中央部	(一社) 諫早医師会	諫早医師会ヘルパーステーション「たんぽぽ」	泉町23-3	22-2550				○								
22	中央部	(合) mina.mina	ヘルパーステーションテップ	泉町27-33	47-9788				○								
23	中央部	(一社) ちえの和	ヘルパーステーション ちえの和	泉町45-5	47-5308				○								
24	中央部	(株) ライフジョン	デイサービスセンター結華	城見町6-6	56-8602						○						
25	中央部	(福) 豊松会	ケアプランセンターしるみ	城見町43-1	21-0205	○					○						
26	中央部	(福) 見松会	しろみ/特別養護老人ホームしろみ/デイサービスセンターしろみ ぽぽえみ	城見町43-1	21-6263				○		○					50	
27	中央部	(医) 宏善会	諫早記念病院訪問介護事業所ひまわり	天満町6-1	47-9612				○								
28	中央部	(医) 宏善会	諫早記念病院介護サービス「ひまわり」	天満町2-21	46-8288	○											
29	中央部	(医) 宏善会	諫早記念病院介護サービス「ひまわり」	天満町2-21	22-0353						○						
30	中央部	(医) 宏善会	諫早記念病院通所介護事業所ひまわり	天満町2-26	21-7800				○								

【諫早市内の介護保険指定サービス事業所・施設、医療機関】

(注) 長崎県長寿社会課からの情報提供による。(令和7年4月1日現在)

※●は、現在休止中

運営	圏域	事業主体(法人等)名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 (0957)	指定介護事業所	訪問介護	訪問介護 入会介護	通所介護	通所介護 レクリエーション	短期入所生活介護	認知症対応型 通所介護	認知症対応型 居宅介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 居宅介護	認知症対応型 居宅介護	居宅サービス	施設サービス(定員・病床数)														
58	北部	(株) ススキ自販長崎	(株) ススキ自販長崎福祉車輻課	小船越町554-1	24-2320	○																										
59	北部	(福) じゅもん会	デイサービス ヒスイ	小船越町680-1	25-3300		○																									
60	北部	(株) エキマエタクシー	デイサービスこもれび	小船越町792-2	47-8201		○																									
61	北部	よしかわ訪問クリニック	よしかわ訪問クリニック	小船越町1153-3	46-5517			○																								
62	北部	(株) まつお企画	ヘルパーステーションらしき	小船越町1253-6	21-1970			○																								
63	北部	(同) A-PLUS	あいつの介護課早	永昌東町1-3-2-105	23-7033		○																									
64	北部	(公社) 長崎県看護協会	長崎県看護協会ケアプラセンタセンター課早	永昌町23-6	28-9200	○																										
65	北部	(公社) 長崎県看護協会	長崎県看護協会ヘルパーステーションいさはや	永昌町23-6	25-4612		○																									
66	北部	(医社) 西村医院	にしむらクリニック通所リハビリテーションセンター	永昌町43-22	46-8118			○																								
67	北部	(同) コミュニケーションズオール	リハビリセンター ハイタツチ	永昌町42-33	41-4097			○																								
68	北部	Fit LIFE DESIGN (株)	リハビリテーションあいのわデイサービス	山川町2-6	56-8669			○																								
69	北部	(有) リハビリの樹	リハビリコミュニケーションラク	馬渡町7-6	25-8200			○																								
70	北部	(有) リハビリの樹	ケアマネジメントセンター利爽いさはや	馬渡町7-6	46-8334	○																										
71	北部	(医) 緑光会	訪問介護事業所 ひだまり	堂崎町15-13	56-8381			○																								
72	北部	(医) 緑光会	居宅介護支援事業所しあわせ/デイサービスセンターしあわせ	堂崎町15-14	26-2993			○																								
73	北部	(福) 新光会	新光ケアプラセンタセンター	白岩町2-7	46-5761			○																								
74	北部	(福) 新光会	新光ヘルパーステーション	白岩町2-7	46-5762			○																								
75	北部	(福) 新光会	特別介護老人ホーム課早ニュータウン	白岩町2-7	28-2211			○																								
76	北部	(福) 新光会	特別介護老人ホーム課早ニュータウン	白岩町2-7	46-5760			○									29															
77	北部	(株) 催堂福祉サービス	デイサービスやまふき	白岩町15-21	25-7958			○																								
78	北部	(有) 広栄通信	有限会社 広栄通信	白岩町21-11	26-2100			○																								
79	北部	(有) リハビリの樹	リハビリテーションケア デイサービス利薬	白岩町27-3	25-7225			○																								
80	北部	(株) グット・リンク	グット・リンク課早	栄田町14-13	49-8155			○																								
81	北部	(株) シグマ	デイサービスセンターきらら	栄田町25-24	46-5711			○																								
82	北部	(株) シグマ	24時間訪問看護ステーション きらら/グループホーム	栄田町25-24	25-5885			○																								
83	北部	(福) 平成会	グループホーム・栄田	栄田町42-58	25-0025			○																								
84	北部	(福) 美善会	特別介護老人ホーム椿寿荘	栄田町582-1	26-3191			○																								
85	北部	(福) 美善会	ケアプラセンタセンター椿寿荘	栄田町582-9	28-9103			○																								
86	北部	(福) 美善会	デイサービス椿寿荘	栄田町582-9	28-9510			○																								
87	北部	(株) ライオンケア	ホープ	真崎町1386-1	46-3640			○																								
88	北部	(特非) いさはやスリーサポート研究会	ケアプラセンタ スリーサポート	真崎町1738-1	26-2994	○																										
89	北部	(特非) いさはやスリーサポート研究会	デイサービスセンタースリーサポート	真崎町1738-1	090-7142-7097			○																								
90	北部	(福) 真和会	真善苑訪問介護事業所	本野町2-1	25-1565			○																								
91	北部	(福) 真和会	小規模多機能型居宅介護事業所きらら	本野町2-1	25-3800								○																			
92	北部	(株) エス・ティ・コーポレーション	エスティ・ケアサービス	下大瀬野町3-1	25-5661								○																			
93	北部	(特非) いさはやスリーサポート研究会	ヘルパーステーションスリーサポート	大さこ町6-4	51-0685			○																								
94	北部	Fit LIFE DESIGN (株)	リハビリテーションあいのわupデイサービス	大さこ町300	56-8034			○																								
																	6	7	0	12	2	2	1	2	5	1	0	1	0	0	0	0
																	上段：事業所数												下段：施設定員			
																	北部圏域小計															

【諫早市内の介護保険指定サービス事業所・施設、医療機関】

※●は、現在休止中

(注) 長崎県長寿社会保険からの情報提供による。(令和7年4月1日現在)

連番	圏域	事業主体(法人等)名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 (0957)	指定居宅介護支援事業所	居宅サービス				施設サービス(定員・病床数)						
							訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型短期介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
95	西部	(特非) K.H.G	居宅生活支援センター ケイコム	員津町1206-5	28-9960			○									
96	西部	(医) 爽風会	長崎呼吸器リハビリクリニック	員津町1694	25-2323				○								
97	西部	(福) 祥仁会	グループホーム員津	員津町2339-2	25-4100					○							
98	西部	(合) 栴志会	ヘルパーステーション紡絆	員津町2334-2	23-2722												
99	西部	(合) 栴志会	デイサービス絆	員津町2334-2	47-5427					○							
100	西部	(福) 眞津山福祉会	高望荘ケアプラザセンター/デイサービスセンター-高望荘	員津町2661-1	25-5670					○							
101	西部	(福) 眞津山福祉会	小規模多機能型居宅介護事業所けやき	員津町2662-2	25-3870						○						
102	西部	(医) 祥仁会	(医) 祥仁会 デイサービスセンター-西諫早	員津町2884-1	25-0100					○							
103	西部	(医) 祥仁会	にしいさばやケアプラン・センター	員津町3015	20-9133						○						
104	西部	(医) 祥仁会	ろうけん西諫早	員津町3015	25-2266												100
105	西部	(株) テクノ・スズタ	株式会社テクノ・スズタ ヘルスクエア事業部	津久葉町62-22	27-1300												
106	西部	フクシン 合同会社	デイサービス ヤマト	久山台60-7	51-5563												
107	西部	(医) 三伏会	宮崎病院指定ケアマネジメントセンター	久山町1575-1	25-7755						○						
108	西部	(医) 三伏会	宮崎病院	久山町1575-1	25-4800												
109	西部	(株) La Vie Concierge	ミニデイサービス かめの家	久山町1751	47-6515												
110	西部	日本赤十字社長崎支部	日本赤十字社長崎原爆諫早病院	多良見町化屋986-2	43-2111												
111	西部	(医社) 淳生会	慈恵病院ケアマネジメントセンター	多良見町化屋995	28-5533						○						
112	西部	(医社) 淳生会	介護老人保健施設恵風園/短期入所生活介護恵風園	多良見町化屋995	43-2116												100
113	西部	(医) 享由会	たけさこ整形外科	多良見町化屋1100-7	43-5615												
114	西部	(有) ムツミサブライ	小規模多機能型居宅介護事業所たらみ	多良見町化屋1234	47-6643												
115	西部	(有) ムツミサブライ	グループホームたらみ	多良見町化屋1235	43-1682												29
116	西部	(福) 知六会	特別養護老人ホームきつ/短期入所生活介護きつ	多良見町化屋1829	43-6116												
117	西部	(医社) 淳生会	グループホームけやの社	多良見町化屋1840	46-3301												
118	西部	ケアサポートみなみ(合)	プランナーズみなみ	多良見町中里1738-1	43-8209												
119	西部	ケアサポートみなみ(合)	デイサービスみみず	多良見町中里1738-1	51-6206												
120	西部	(合) レディスタン	デイサービスセンターじゅけむ/ケアプラザセンター じゅけむ	多良見町中里1738-3	43-3534												
121	西部	(合) たらみ・いもり福祉の和	たらみ・いもりケアマネジメントセンター/たらみ訪問介護事業所/たらみデイサービスセンター	多良見町木床1558	28-5335												
122	西部	(医) すばる診療所	すばる診療所	多良見町元釜5-15	28-7788												
123	西部	(医) 有美会のほる内科	(医) 有美会のほる内科 グループホームゆうき	多良見町元釜5-15	44-1765												
124	西部	(有) エコノール	エコノール居宅介護支援事業所	多良見町元釜5-15	44-1652												

【諫早市内の介護保険指定サービス事業所・施設、医療機関】

※●は、現在休止中

(注) 長崎県長寿社会課からの情報提供による。(令和7年4月1日現在)

通番	区域	事業主体(法人等)名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 (0957)	指定介護支援事業所	訪問介護	防人介介護	通所介護	通所リハビリテーション	短入所生活介護	認知症対応型通所介護	福祉用具貸与	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型居宅介護	施設サービス(定員・病床数)		
157	南部	00LP合同会社	ラフ・メイカー	土師野尾町1692	090-1977-4489								○						
158	南部	(福)如月会	ケア・ステーションオリーブ	土師野尾町1833-1	47-6007	○													
159	南部	(同)笑み	ヘルバーステーション和精実〜あゆみ〜	平山町69-1	050-5526-2142	○													
160	南部	(株)和福祉サービス	ケアプランセンター平和	平山町836-1	36-5790	○													
161	南部	(株)和福祉サービス	テイサービスセンター和	平山町836-1	36-5060		○												
162	南部	(有)ホラリス	グループホームイハートブ	有善町151-10	28-6330				○										
163	南部	(福)寿光会	特別養護老人ホーム天童荘/デイサービスセンター和心園	有善町537-5	28-2304				○										
164	南部	(医)和光会	恵愛荘	有善町593-1	28-6570						○						100		
165	南部	(福)寿光会	グループホーム恵	有善町593-2	28-0955						○								
166	南部	(福)寿光会	訪問介護事業所光明荘	有善町637	28-2963		○												
167	南部	(医)和光会	居宅介護支援事業所恵仁荘/介護老人保健施設恵仁荘	有善町648	28-3267	○											100		
168	南部	(株)ふるさと	グループホームふるさととの丘・山鳩の里	中通町993-7	28-3007														
169	南部	(医)藤原医院	通所リハビリテーションふじわら	松里町31-3	28-2214														
170	南部	(有)五葉会	グループホーム静豊庵	森山町鹿野784	35-2022														
171	南部	洗心庵(有)	テイサービス洗心庵	森山町鹿野793	35-2384														
172	南部	(福)森の重福社会	グループホームコービーの家・紅茶の家	森山町杉谷2898-1	36-1670														
173	南部	(福)森の重福社会	居宅介護支援事業所森の里/デイサービスセンター森の里	森山町杉谷2899-2	36-3434	○													
174	南部	(福)森の重福社会	ヘルバーステーション森の里	森山町杉谷2902-1	36-3434														
175	南部	(福)清和福祉会	秀峰荘 ケアプランセンター/秀峰荘/唐比温泉秀峰荘	森山町唐比西124-5	36-1777	○											50		
176	南部	(医社)大塚会	ケアサービスからこ	森山町唐比西1125-2	36-0030														
177	南部	(医社)大塚会	グループホームからこ	森山町唐比西1125-2	36-0011														
178	南部	(医社)大塚会	テイサービスからこ/訪問介護からこ	森山町唐比西1125-3	36-1964														
179	南部	(医社)大塚会	唐比病院/介護医療院からこ	森山町唐比西1165	36-0011	○											78		
180	東部	(医社)八幡会	介護老人保健施設ケアホーム・クローバー	上段：事業所数 下段：施設定員	11	10	0	14	5	7	4	1	0	0	0	0	2	1	3
181	東部	(医社)八幡会	居宅介護支援センタークローバー	長田町2547	24-8810	○												80	
182	東部	(医社)八幡会	だんの通所リハビリテーション	長田町2547	24-8011	○													
183	東部	(福)清和福祉会	ゆたか荘サンホーム/通所介護みらい	長田町2592	23-9226														
184	東部	(福)清和福祉会	ゆたか荘ベルホーム	長田町2781-1	23-9680														
185	東部	(福)清和福祉会	居宅介護支援事業所清和/ゆたか荘通所介護事業所	長田町2781-1	23-9637	○													
186	東部	(福)清和福祉会	清和福祉会訪問介護事業所	長田町2826-1	23-9680														
187	東部	(医)養葉会	ともしげクリニック外科・内科	長田町2826-1	34-7810														
188	東部	(合)よしおか村	テイサービスセンター ひだまりの里 吉荘	高天町2612-1	24-8300	○													
189	東部	(株)優愛福祉サービス	テイサービスさくら草	小豆崎町351	47-5853														
				小豆崎町530-1	47-9430														

4 障害者（児）の保健福祉

I. 障害福祉	119
1. 相談	119
(1) 障害者相談支援員	119
(2) 指定特定相談支援事業所.....	119
(3) 諫早市障害者相談員.....	120
(4) 障害者110番.....	120
(5) 長崎こども・女性・障害者支援センター	120
(6) 長崎障害者就業・生活支援センター	121
(7) 長崎障害者職業センター.....	121
(8) 障害児等療育支援事業者.....	121
(9) 長崎県発達障害者支援センター しおさい.....	121
(10) 長崎県医療的ケア児支援センター つなぐ.....	121
(11) 長崎県難病相談・支援センター	121
2. 障害者手帳	122
(1) 身体障害者手帳.....	122
(2) 療育手帳	122
(3) 精神障害者保健福祉手帳.....	123
3. 障害福祉サービス	124
(1) 障害福祉サービスの体系.....	124
(2) 介護給付	125
(3) 訓練等給付	125
(4) 障害児通所給付.....	126
(5) 相談支援	126
(6) 地域生活支援事業	126
(7) 障害福祉サービス利用手続.....	127
(8) 利用者負担額	127
(9) 障害者福祉サービスと介護保険	128
4. 障害者医療	130
(1) 自立支援医療費（更生医療・育成医療）	130
(2) 自立支援医療費（精神通院）	130
(3) 心身障害者福祉医療費支給制度	131
5. 補装具、日常生活用具等	132
(1) 補装具費の支給.....	132
(2) 日常生活用具の給付	132
6. 社会参加の促進	134

(1) 手話通訳奉仕員・要約筆記者の派遣	134
(2) 点字・声の広報等発行	134
(3) 自動車運転免許取得費の助成	134
(4) 自動車改造費の助成	135
(5) 障害者交通費助成	135
(6) 医療的ケア児社会参加支援事業	136
(7) ファクス119番・NET119	136
(8) ファクス110番	136
(9) NET118	136
7. 手当等	137
(1) 障害児・者に対する手当一覧	137
(2) 特別障害者手当	138
(3) 障害児福祉手当	138
(4) 諫早市心身障害児福祉手当	139
(5) 特別児童扶養手当	139
(6) 心身障害者扶養共済制度	139
8. 障害基礎年金	140
(1) 障害基礎年金の受給要件	140
(2) 障害基礎年金の年金額	140
(3) 障害基礎年金の受給申請手続きに必要なもの	140
9. 特別障害給付金	141
(1) 特別障害給付金の支給対象者	141
(2) 特別障害給付金の支給額	141
10. その他	142
(1) 日常生活自立支援事業	142
(2) 成年後見申立相談援助事業	143
(3) 要援護者登録制度	144
II. 公共料金の割引等	145
(1) JR料金	145
(2) 航空運賃	145
(3) バス運賃・タクシー料金	146
(4) 有料道路料金	146
(5) 駐車禁止除外措置	147
(6) 身体障害者標識（身体障害者マーク）	147
(7) 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	147
(8) 長崎県おもいやり駐車場制度	148
(9) その他の割引	148
III. 税金の控除や減免	149

(1) 所得税・市県民税・相続税	149
(2) 贈与税	149
(3) 事業税	149
(4) 消費税及び地方消費税	150
(5) 自動車税・軽自動車税	150
IV. その他の福祉施設	151
(1) 福祉交流施設	151
(2) 教育施設	151
(3) 子どもの施設	151
V. 関係機関・団体	152
(1) 障害者福祉団体	152
(2) 障害者ボランティア団体	152
VI. 転居の際の市役所での手続き一覧	153
身体障害者障害程度等級表	154
障害福祉サービス事業所・施設一覧	156

障害者(児)の保健福祉

I. 障害福祉

1. 相談

(1) 障害者相談支援員

障害（身体障害・知的障害・精神障害）のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行っています。

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

(2) 指定特定相談支援事業所

障害福祉サービスの利用者等からの日常生活全般に関する相談及びサービス利用計画作成を行います。

(令和7年4月現在)

事業者名	所在地	電話番号	FAX
スマイルサポート	高来町泉 196-1	32-2535	32-2536
相談支援センター まごころ	御手水町 936	24-8787	24-8181
諫早市手をつなぐ相談支援事業所	小船越町 554-2	46-5481	46-5482
うきうきサポートセンター	有喜町 537-2	28-0011	28-2037
ケア・ステーション オリーブ	土師野尾町 1833-1	47-6007	47-6008
相談支援事業所 アエル	上野町 18-8	070-2385-0565	
相談支援事業所 アイ	幸町 7-27	24-0778	24-0877
相談支援事業所 バルーン	幸町 41-17	46-5707	46-5708
さん・さん諫早 相談支援事業所	天満町 5-17	56-8133	56-8134
COMPASS サポート諫早	船越町 891-2	56-9328	56-9368
相談支援事業所しかの家	高城町 9-2	080-2557-9948	
アシオト	小船越町 7-3	080-1476-6327	42-4885
相談支援事業所ヨーイ	仲沖町 25-5	070-4338-0303	
相談支援事業所花ゆめ	小川町 1259-1	51-4246	51-0493
相談支援事業所はるはる	栄町 8-1	42-3209	42-3209

(3) 諫早市障害者相談員

諫早市身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員は、市長からの委嘱を受けて、障害のある方や家族の方などからのいろいろな相談に応じ、必要な情報提供や助言などを行います。

(令和7年4月1日現在)

身体障害者相談員			知的障害者相談員		
氏名	電話番号	担当	氏名	電話番号	担当
森 多久男	24-8787	身体	山田 幸	51-4331	知的
明吉 哲哉	24-3507	身体	西野 悟	26-0481	知的
塚本 千徳	22-1239	身体	岡島 啓介	26-9252	知的
野中 秀文	48-1275	身体	土井 美由子	23-0600	知的
田川 サチコ	34-2116	身体	内川 十代一	26-5914	知的
岩永 寛一	25-4546	身体	中山 千鶴	48-0152	知的
今里 光太郎	090-8666-8406	身体	嘉村 順子	090-4988-8247	知的
梅澤 武生	56-9215	身体	精神障害者相談員		
片岡 二郎	22-5326	身体	氏名	電話番号	担当
松尾 茂春	43-1017	身体	平間 美代子	090-7154-5137	精神
原田 保宏	(FAX)26-0916	聴覚	川口 千代乃	090-5475-7238	精神
上田 憲三	090-5470-3236	視覚	荒木 明美	090-8220-9595	精神

(4) 障害者 110 番

障害者が地域において自立し、安心した生活が送れるよう人権を擁護し、福祉の向上を図ります。

名称	所在地	電話番号	FAX
長崎県手をつなぐ育成会	長崎市茂里町 3-24(長崎県総合福祉センター 4階)	095-846-8730	095-846-8738

電話相談は、月～金曜が電話、FAX または留守電。土・日・祝祭日が FAX 又は留守電。

面接相談は予約制。(電話で予約) 弁護士による相談は、受付整理後対応します。

相談内容は、障害者が暴力等による被害にあった場合や、その恐れがある状況におかれている場合の相談、障害者の財産上のトラブル及び財産管理の問題、結婚、家族、人間関係、契約、金融、年金、雇用、勤務条件、職場、施設での人間関係、教育等、各種福祉サービス等

(5) 長崎こども・女性・障害者支援センター

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談等、知的障害のある方へは、地域生活の支援・相談等、精神障害のある方へは、自立支援医療の支給認定、就労準備支援等を行っています。

所在地	電話番号	FAX
長崎市橋口町 10-22	095-844-5132	095-844-1849

(6) 長崎障害者就業・生活支援センター

一般企業等へ就職を希望される方、離職して困っている方、職場の悩みなどの相談を受け、障害者職業センターや公共職業安定所と連絡して就業につなげる支援を行っています。

所在地	電話番号	F A X
本町 2-5	35-4887	56-8035

(7) 長崎障害者職業センター

地域の公共職業安定所と密接な連携のもとに、障害のある方々に対して、職業的自立のための職業能力の評価から職業指導までの一貫した職業リハビリテーションを行っています。相談の際には、事前の予約が必要です。

所在地	電話番号	F A X
長崎市茂里町 3-26	095-844-3431	095-848-1886

(8) 障害児等療育支援事業者

在宅障害児（者）の療育相談、福祉サービスの利用援助や施設利用の連絡調整を行っています。

名 称	所在地	電話番号	F A X
みさかえの園 総合発達医療福祉センター むつみの家	小長井町牧 570-1	34-3113	34-3526

(9) 長崎県発達障害者支援センター しおさい

自閉症等の発達障害のある本人や家族、その方々とかかわりのある関係機関の職員などに対して、専門的な支援を行っています。

所在地	電話番号	F A X
永昌東町 24-3	22-1802	22-1812

(10) 長崎県医療的ケア児支援センター つなぐ

医療的ケア児やその家族の様々な相談について、関係機関と協力しながら対応します。

所在地	電話番号	F A X
小長井町牧 559-15	27-6360	27-6370

(11) 長崎県難病相談・支援センター

難病患者の相談支援、就労支援など、関係機関と連携し支援を行います。

所在地	電話番号	F A X
長崎市茂里町 3-24	095-846-8620	095-846-8607

2. 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

身体障害者手帳の交付を受けられる方は、身体の視覚（目）、聴覚・平衡（耳）、音声・言語（のど）、肢体（手・足）、心臓、呼吸器（肺）、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫の機能に障害がある方で、県知事の認定を受けた方です。

まず、①障害福祉課にご相談ください。つぎに、②指定医師に診断書を書いてもらうようになります。そして、③障害の程度・等級を認定（県知事の認定）し、④手帳が交付され、認定内容に応じた援助措置や相談などが行われます。

- ①必要書類
- ア) 身体障害者手帳交付申請書
 - イ) 個人番号がわかるもの
(マイナンバーカード、通知カード等)
 - ロ) 指定医師の診断書
 - ハ) 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
 - ニ) 本人確認書類（運転免許証等）
- ②書類設置箇所
- 申請書・診断書の用紙は、障害福祉課・各支所地域総務課にあります。

「このような時は、必ず手続きを！」

i) 障害がなくなったとき	vi) 保護者が変わったとき(15歳未満)
ii) 障害の程度が変わったとき	vii) 手帳を紛失したとき
iii) 再認定を要する年月に近づいたとき	viii) 手帳が破損したとき
iv) 別の身体障害が新たに生じたとき	ix) 死亡したとき
v) 住所・氏名が変わったとき	

(2) 療育手帳

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

療育手帳の交付を受けられる方は、知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別な援助を必要とする状態にある方で、県知事の認定を受けた方です。障害の程度により、A1, A2, B1, B2 の 4 段階に分けられます。

まず、①障害福祉課にご相談ください。つぎに、②長崎こども・女性・障害者支援センターで相談判定を受けます。そして、③障害の程度・等級を認定（県知事の認定）し、④手帳が交付され、認定内容に応じた援助措置や相談などが行われます。

- ①必要書類
- ア) 療育手帳交付申請書
 - イ) 個人番号がわかるもの
(マイナンバーカード、通知カード等)
 - ロ) 調査票
 - ハ) 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
 - ニ) 本人確認書類（運転免許証等）
- ②書類設置箇所
- 申請書・調査票用紙は、障害福祉課・各支所地域総務課にあります。

「このような時は、必ず手続きを！」

i) 障害がなくなったとき	v) 保護者が変わったとき
ii) 障害の程度が変わったとき	vi) 手帳を紛失したとき
iii) 再判定を要する年月に近づいたとき	vii) 手帳が破損したとき
iv) 住所・氏名が変わったとき	viii) 死亡したとき

(3) 精神障害者保健福祉手帳

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる方は、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への障害がある方で、県知事の認定を受けた方です。病名でいうと、統合失調症・そううつ病・非定型精神病・てんかん・中毒性精神病・器質性精神病・その他の精神疾患ですが、知的障害は含まれません。

まず、①障害福祉課にご相談ください。つぎに、②主治医に診断書を書いてもらうようになります。そして、③障害の程度・等級を認定（県知事の認定）し、④手帳が交付され、認定内容に応じた援助措置や相談などが行われます。

- ①必要書類
- ア) 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
 - イ) 主治医の診断書〔障害年金（精神障害分）の証書の写し等があれば、診断書は不要です。〕
 - ウ) 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
 - エ) 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
 - オ) 本人確認書類（運転免許証等）
- ②書類設置箇所 申請書・診断書用紙は、障害福祉課・各支所地域総務課にあります。
- ③留意事項 手帳には有効期限があり2年毎に更新が必要です。更新手続きは有効期限の3か月前から可能です。

「このような時は、必ず手続きを！」

i) 障害がなくなったとき	v) 手帳を紛失したとき
ii) 障害の程度が変わったとき	vi) 手帳が破損したとき
iii) 更新を要する年月に近づいたとき	vii) 死亡したとき
iv) 住所・氏名が変わったとき	

ご存知ですか ヘルプマーク・ヘルプカード

◆援助や配慮が必要な人のためのマークです。

このマークを見かけたら「電車内で席をゆずる」「困っているようであれば声をかける」など、思いやりのある行動をお願いします。

◎ヘルプマークは、周りの人に援助が必要なことなどを知らせるためのものです。

◎ヘルプカードは、困ったときに助けを求めるときのものです。

対象者：義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、または、発達障害の方など
援助や配慮を必要としている方（手帳の有無は問いません）

配布先：障害福祉課・各支所地域総務課



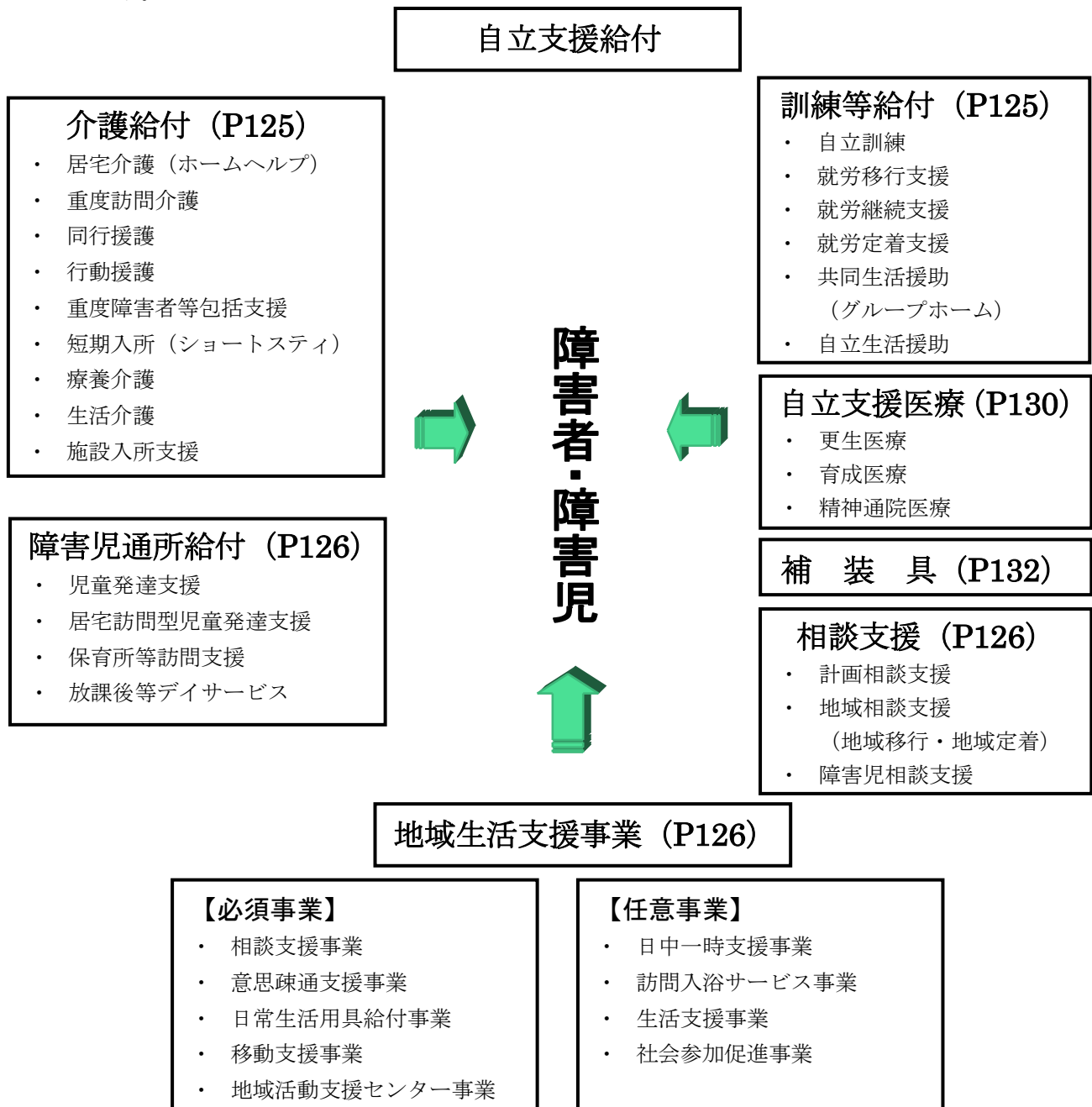
3. 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービスの体系

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に定める障害福祉サービスは、全国一律に実施する「自立支援給付」と地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」に区分されています。

障害福祉サービスは、障害のある人々（難病患者等を含む。）の自立を支えるために、介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付、自立支援医療費、補装具費の支給、地域生活支援事業のサービスが受けられます。



※ 精神通院医療の実施主体は県

(2) 介護給付

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

種 別	サ ー ビ ス 内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅における、入浴、排泄、食事の介護等を実施
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に実施
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する者に対して、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護等の実施
行動援護	行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危機を回避するために必要な支援、外出支援を実施
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排泄、食事の介護等を実施
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を実施
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供
施設入所支援	障害者施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を実施

(3) 訓練等給付

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

種 別	サ ー ビ ス 内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を実施
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を実施
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に共同生活を行う住居で、相談・入浴・排泄または食事の介護やその他の日常生活上の援助を実施
自立生活援助	施設等を利用していた方に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどの確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を実施

(4) 障害児通所給付

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

種 別	サ ー ビ ス 内 容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対しての支援を実施
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を実施
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児の特性に合わせた集団生活の環境調整など専門的な支援を実施
放課後等デイサービス	小、中、高等学校に就学しており、授業の終了後又は休学日に支援が必要と認められた障害児に対しての支援を実施

(5) 相談支援

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

種 別	サ ー ビ ス 内 容
計画相談支援	障害福祉サービス利用に必要なサービス等利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを実施
地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)	障害者支援施設、精神科病院等を退所する18歳以上の障害者を対象として、地域移行計画の作成、相談、外出への同行支援、関係機関との調整等を実施し、地域移行後は、常時の連絡体制の確保し、緊急時には必要な支援を実施
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に必要な障害児利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを実施

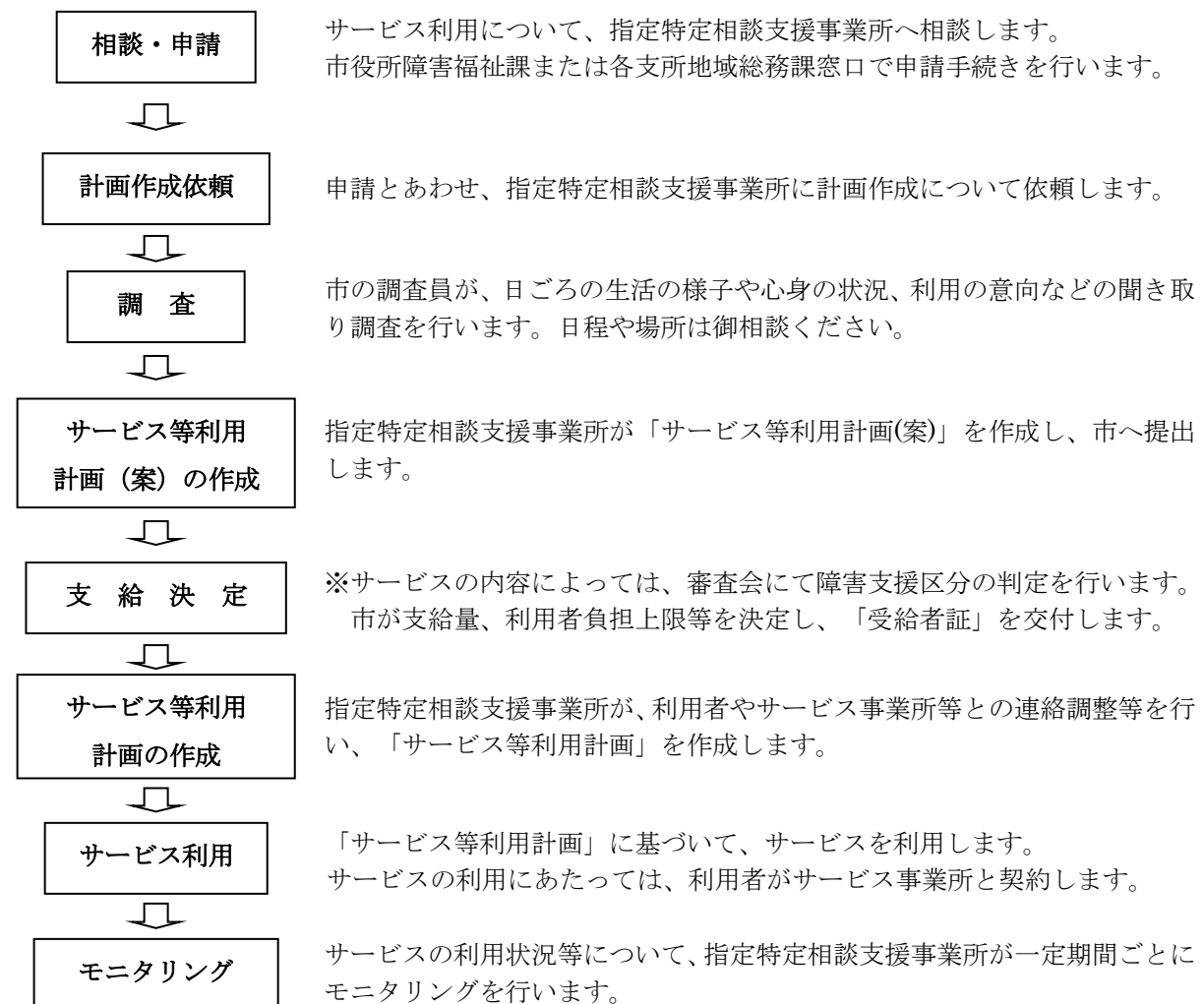
(6) 地域生活支援事業

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

種 別	サ ー ビ ス 内 容
相談支援事業	福祉に関する問題につき、障害者等または保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を実施
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることが困難な人に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣を実施
日常生活用具給付事業	重度障害者に対し自立生活支援用具を給付 ※詳しくはP132を御覧ください。
移動支援事業	円滑に外出できるよう移動を支援
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会提供、社会との交流等を行う施設
日中一時支援事業	障害者等の日中活動の場を確保し、介護している家族の一時的な休息等を支援
訪問入浴サービス	訪問して入浴サービスを提供
生活支援事業	生活訓練講習会事業など
社会参加促進事業	スポーツレクリエーション教室開催事業など

(7) 障害福祉サービス利用手続

【問合せ先】障害福祉課 Tel22-1500
各支所地域総務課
指定特定相談支援事業所



※サービス内容によっては、主治医の意見書を市から依頼し、審査会で障害支援区分の判定が必要になります（区分の決定まで1～2か月ほどの期間が必要です）。

(8) 利用者負担額

【問合せ先】障害福祉課 Tel22-1500

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限の設定）に見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みになりました。

区 分	(注1) 世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得1	市町村民税	障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下の世帯(注1)	0円
低所得2	非課税世帯	上記以外	0円
一般	市町村民税	所得割16万円未満の世帯(注2)	9,300円
	課税世帯	上記以外	37,200円

(注1) 18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。

(注2) 障害児の世帯においては、所得割28万円未満であれば4,600円となります。

(9) 障害者福祉サービスと介護保険

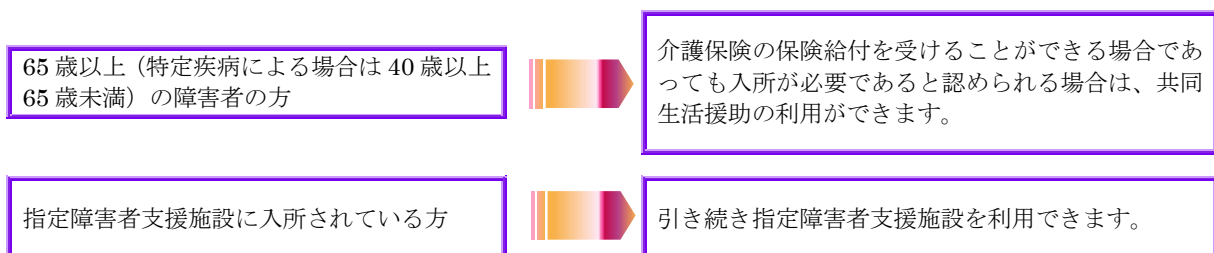
【問合せ先】障害福祉課 Tel22-1500
介護保険課 Tel22-1500
各支所地域総務課

障害者についても、40歳以上65歳未満の医療保険加入者及び65歳以上の方は、介護保険適用除外施設（指定障害者支援施設、障害児入所支援施設等）に入所されている方を除き、介護保険の被保険者となり、介護保険料を納めることとなります。そして、65歳以上（特定疾病による場合は、40歳以上65歳未満）の障害者が要介護または要支援状態になった場合には、要介護又は要支援認定を受け、介護保険から保険給付を受けることができます。その際、障害者サービスと介護保険とで共通するサービスについては、介護保険から保険給付を受けることが基本となりますので、65歳以上（特定疾病による場合は、40歳以上65歳未満）の障害者が、次の介護サービスを利用しようとする場合は、介護保険法に基づく要介護等認定を受けていただくこととなります。

介護保険サービスは次のとおりです。

在宅サービス	施設サービス
① 訪問介護（ホームヘルプサービス） ② 訪問看護 ③ 訪問入浴介護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 通所介護（デイサービス） ⑥ 通所リハビリテーション（デイケア） ⑦ 短期入所生活介護（ショートステイ） ⑧ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ） ⑨ 福祉用具の貸与（レンタル） ⑩ 福祉用具の購入費の支給 ⑪ 住宅改修費の支給 ⑫ 居宅療養管理指導 ⑬ 小規模多機能型居宅介護	①介護老人福祉施設※ （特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設※ ③介護療養型医療施設※ （療養型病床群等） ④特定施設入所者生活介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者のためのグループホーム） ※印のサービスは、要支援と認定された方は受けられません。

■ 施設サービスの適用関係



■ 在宅サービスの適用関係



市において適当と認められる支給量が、介護保険給付の区分支給限度額の制約から確保できないと認められる場合等



要介護認定を受け、介護保険のホームヘルプサービスを利用するほか、障害福祉サービスから必要なホームヘルプサービスを受けることができます。

聴覚障害者、視覚障害者、内部障害者及び知的障害者のうち、要介護認定の結果、原則として、非該当と判定された場合で、コミュニケーション援助、通院の介助など障害者に固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる場合



障害支援区分の認定を受け、必要がある場合には、障害福祉サービスからホームヘルプサービスを受けることができます。

② デイサービス等を利用する場合

65 歳以上（特定疾病による場合は 40 歳以上 65 歳未満）の障害者等が要介護や要支援の状態となった場合



要介護認定を受け、介護保険のデイサービスを利用できます。

サービス内容や機能から、介護保険サービスには、相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められる場合



自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等は、引き続き利用できます。

③ ショートステイを利用する場合

65 歳以上（特定疾病による場合は 40 歳以上 65 歳未満）の障害者等が要介護や要支援の状態となった場合



要介護認定を受け、介護保険のショートステイを利用できます。

④ 補装具費の給付を受けたい場合

車いす
電動車いす
歩行器
歩行補助つえ



既製品でよい場合



介護保険の保険給付



医師、更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合



障害福祉サービスの補装具として給付できます。

上の品目以外



これまでどおり補装具費として給付できます。

⑤ 日常生活用具の給付を受ける場合

介護保険と共通する品目

特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器、簡易浴槽



介護保険の保険給付

介護保険にはない品目

視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、ネブライザー、頭部保護帽、電気式たん吸引器など



障害福祉サービスの日常生活用具給付等事業

■ 利用者負担軽減制度（新高額障害福祉サービス等給付費）

◎ 介護保険からサービスを受けたときは、原則としてかかった費用の 1 割を自己負担していただきます。

65 歳にいたるまで長期間、障害福祉サービスを利用していた一定の高齢者は、介護保険利用料が軽減される場合があります。対象となる方の詳しい要件については、ご相談下さい。

4. 障害者医療

(1) 自立支援医療費（更生医療・育成医療）

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500
各支所地域総務課

■ 更生医療

障害を除去したり、障害の程度を軽くするために必要な医療（角膜手術・関節形成手術・外耳形成手術・心臓手術・人工透析療法・中心静脈栄養法など）に係る医療費の自己負担割合が原則1割となる制度です。さらに、障害者本人及び家族の方の市民税課税状況等によって、月額自己負担上限額が設定され、負担が重くなりすぎないようにしています。

なお、本制度を利用するためには、事前に自立支援医療指定医療機関の医師の意見書を添えて申請を行い、受給者証の交付を受ける必要があります。

- 必要書類
- ア) 身体障害者手帳
 - イ) 指定医療機関の意見書
 - ウ) 医療保険についてわかるもの（健康保険証、資格確認書等）
 - エ) 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

■ 育成医療

18歳未満の肢体不自由・視覚・聴覚・音声障害又は先天性内臓疾患などの障害のある児童を対象に、生活能力を得るために必要な医療に係る医療費の自己負担割合が原則1割となる制度です。さらに、障害者本人及び家族の方の市民税課税状況等によって、月額自己負担上限額が設定され、負担が重くなりすぎないようにしています。

なお、本制度を利用するためには、事前に自立支援医療指定医療機関の医師の意見書を添えて申請を行い、受給者証の交付を受ける必要があります。

- 必要書類
- ア) 指定医療機関の意見書
 - イ) 医療保険についてわかるもの（健康保険証、資格確認書等）
 - ウ) 受診者本人及び保護者（申請者）の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
 - エ) 保護者（申請者）の本人確認書類（運転免許証等）

(2) 自立支援医療費（精神通院）

【問合せ先】障害福祉課 Tel.22-1500
各支所地域総務課

精神科の病気に対する通院医療を受ける場合において、医療費の自己負担割合が原則1割となる制度です。さらに、障害者本人及び家族の方の市民税課税状況等によって、月額自己負担上限額が設定され、負担が重くなりすぎないようにしています。

対象となるのは、ある程度の重症度をもった精神症状や行動障害等が持続しているために、あるいは現在病状は安定しているが、現状を維持し再発を予防するために、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする精神障害のある方です。

本制度は、自立支援医療指定医療機関での利用となります。

- ①必要書類
- ア) 申請書、同意書
 - イ) 通院している医療機関の診断書（2年に一度）
 - ウ) 医療保険についてわかるもの（健康保険証、資格確認書等）
 - エ) 非課税収入の額がわかるもの（障害年金、遺族年金の年金証書、通知書等）
 - オ) 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- ②有効期間
- 有効期間は1年間です。継続する場合は、再申請が必要です。

(3) 心身障害者福祉医療費支給制度

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

重・中度の心身障害者の方で、所得が一定範囲内の方に、かかった医療費の一部を支給します。支給を受けるためには、資格の認定申請が必要です。

- ①対象者 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方。ただし後期高齢者医療制度に加入している場合は身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級、療育手帳 A1、A2、B1、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方。
- ②手続きに必要なもの 医療保険についてわかるもの（健康保険証、資格確認書等）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、本人名義の預金通帳。
- ③助成の内容 医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1 か月分の医療費の証明（1 か月、1 医療機関ごと）を記入してもらい、障害福祉課へ提出してください。支払った医療費から診療日数に応じて自己負担額を差し引きし、その差額分を支給（口座振込）します。
※後期高齢者医療制度に加入している方で、身体障害者手帳 3 級又は療育手帳 B1 をお持ちの方については、自己負担額を超えた額の半分が支給額となります。
※精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方は、支給対象が通院に限られます。（小・中学生の方）
こども福祉医療と同様に、現物給付となります。
病院・薬局受診時に福祉医療費受給者証を提示することで、医療費（保険診療分）のお支払いが福祉医療の自己負担額までとなります。
- ④留意事項
- ア) 医療費の証明は、医療機関の発行する領収書（証明事項記載分）に代えることができます。但し、その際の領収書は返却しませんのであらかじめご了承ください。
 - イ) 院外処方箋の薬局分は自己負担額の差し引きがありません。
 - ロ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（市内各支所・出張所又は郵送でも可。）
 - エ) 申請は毎月 10 日〆切で受付、25 日に支給します。（〆日支給日とも、休日の場合は前日）
- ⑤自己負担額 診療日数によって異なります（下表を参照）。

1 か月、1 病院ごと

診療日数	1日	月上限
自己負担額	800円	1,600円

※1か月に2日以上診療で支払額が1,600円以下の場合も支給対象とすることがあります。1日の支払いが自己負担額800円を超える場合、その差額が支給されます。

(4) 特定医療費（指定難病）の助成

【問合せ先】県央保健所 TEL26-3306

難病の治療に係る医療費について、県が国の補助を受けて助成する制度です。

5. 補装具、日常生活用具等

(1) 補装具費の支給

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等に対し、身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活または職業生活を容易にするために必要な用具の購入・修理に要する費用を支給します。

- ◎ 手続きは、指定医師による診断判定を受診した後（児童は指定自立支援医療機関の医師も可）、申請書に意見書と処方箋を添えて申請します。原則として長崎こども・女性・障害者支援センターの書類判定（文書判定）手続きを経て交付の可否が決定されますが、補装具の種類によっては同センターに出向いて判定（来所判定）を受ける必要があります。
- ◎ 障害者本人及びその配偶者（ただし障害児については、保護者の属する世帯全員）の課税状況に応じて自己負担（原則1割）があります。
- ◎ 他の公的制度（医療保険、介護保険、戦傷病者援護、年金保険、公的扶助、労働災害補償）が利用できる場合は、他の制度が優先適用されます。
- ◎ 申請前にご自分の判断で購入された場合の追認はできません。必ず事前に申請してください。

「補装具の種目」

障害部位	種 目
上肢 下肢 体幹	義手、義足、上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具、車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置、歩行補助つえ、歩行器、重度障害者用意思伝達装置
	児童のみ 座位保持椅子、起立保持具、排便補助具、頭部保持具
視覚	義眼、視覚障害者安全つえ、眼鏡
聴覚	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

※ 障害等級や年齢等の制限、給付できる補装具の指定、負担上限額、耐用年数があります。

(2) 日常生活用具の給付

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

在宅の重度障害児・者を対象に、自力での日常生活を容易にするための用具を給付します。必要な場合は事前にご相談ください。

- ◎ 障害の程度・内容、家族の状況などを審査または調査の上、給付します。
 - ◎ 障害者本人又は、世帯の課税状況に応じて、自己負担（原則1割）があります。
 - ◎ 交付対象の可否、申請の方法については、障害福祉課へお問い合わせください。
 - ◎ 申請手続きに必要なもの：業者の見積書、申請書、身体障害者手帳又は療育手帳、個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）、用品のカタログ
 - ◎ 介護保険対象者は、介護保険による貸与または購入費の支給が優先となります。
- ※ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、図面や写真等の添付資料が必要です。

「日常生活用具の種目」

区分	給付品目
肢体不自由	便器、便器（手すり付）、特殊寝台、訓練用ベッド、訓練いす、特殊マット、移動・移乗支援用具（手すり・スロープ等）、 <u>居宅生活動作補助用具（住宅改修費）</u> （注）、移動用リフト、入浴補助用具、入浴担架、体位変換器、特殊尿器、特殊便器、T状杖・棒状杖、頭部保護帽、情報・通信支援用具
視覚障害	視覚障害者用体温計（音声式）、電磁調理器、視覚障害者用体重計、視覚障害者用拡大読書器、点字図書、視覚障害者用ポータブルレコーダー、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用時計、点字タイプライター、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読上装置、点字器、情報・通信支援用具、視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）
聴覚・音声・言語障害	聴覚障害者用通信装置（ファックス）、携帯用会話補助装置、聴覚障害者用屋内信号装置、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置
その他の身体障害	火災警報器、自動消火器、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、ストマ装具、採尿器、パルスオキシメーター
知的障害	特殊マット、特殊便器、電磁調理器、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器

※ 障害等級や年齢等の制限、給付の上限額、耐用年数があります。

※ 給付品目によっては、難病患者等も給付の対象になります。

（注）居宅生活動作補助用具（住宅改修費）は、助成の対象となる工事内容が決められています。

対象となる工事の種類	具体的な範囲
①手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移動動作に資することを目的として設置するもの
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための工事であって、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなど
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材のすべりにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更など
④引き戸などへの扉の取替え	
⑤洋式便器などへの便器の取替え	
⑥その他①～⑤に付帯する工事費	各号に付帯する工事は以下が基準になります。 ①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消（床の嵩上げ）に伴う給排水設備工事 ③床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備 ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係る工事費を除く）、便器の変更に伴う床材の変更

◎ 次の工事は除かれますのでご注意ください。

- ア) 椅子、ベッド等固定しない機器の購入費
- イ) 日常生活用具の給付に伴う費用
- ロ) 公共下水道、小型合併浄化槽の設置及び配管など設備に要する費用
- エ) 予防的改造

6. 社会参加の促進

(1) 手話通訳奉仕員・要約筆記者の派遣

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

聴覚や音声・言語機能などに障害のある方のコミュニケーションや相談を円滑にするため、次のような場合、手話通訳奉仕員または要約筆記者を派遣します。

- ①通訳奉仕員の派遣内容 公的機関や医療機関に赴く等社会生活上外出が必要な場合に、市に登録された奉仕員等を派遣します。
- ②利用料 無料 ただし、事前の予約が必要です。

(2) 点字・声の広報等発行

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

「広報諫早」や「市議会だより」等を、点字・音声録音の方法により、視覚障害のある人に定期的に提供します。

- ①対象者 視覚障害のため文字による情報入手が困難な人
- ②利用料 無料

(3) 自動車運転免許取得費の助成

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

身体障害者手帳の交付を受けた肢体、聴覚障害又は内部機能に障害がある方が、自動車運転免許証を取得しようとするとき、その費用の一部を補助します。

- ①対象者 上下肢機能、体幹機能、聴覚機能又は内部機能に4級以上の障害がある方で市内在住1年以上の方が対象です。
- ②所得による制限 申請者の属する世帯の前年度の所得税額が14万円以下であること。
- ③助成額 自動車学校教習料など免許取得に要した費用に対して、3分の2以内の額で10万円が限度。
- ④手続き まず、免許取得の教習開始前にご相談ください。運転免許証の取得後に、運転免許証の写し、身体障害者手帳の写し、教習料・検定料の領収書等の提出が必要です。

(4) 自動車改造費の助成

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

身体障害者手帳の肢体・体幹機能障害 1 級・2 級の方が就労などのために使う自動車のハンドルに握りをつけたり、ブレーキやアクセルを手動にするなどの改造をしたとき、改造費の一部を助成します。

- ①対象者 次のすべての要件に該当する方です。
 ア) 上肢機能障害、下肢機能障害・体幹機能障害の個別等級が 1 級・2 級の方
 イ) 就労などのため、障害者本人が所有し運転する自動車を改造（操行装置又は駆動装置等）する方
 ウ) 前年の所得金額が、特別障害者手当の所得制限額を超えない方
 エ) 市内に 1 年以上居住する方
- ②助成額 10 万円を限度に、改造に要した費用
- ③手続き 改造見積書、カタログ、身体障害者手帳、運転免許証、改造前の写真、車検証の提出が必要です。

※手続き前に改造された場合は対象となりませんのでご注意ください。

(5) 障害者交通費助成

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた在宅の方が外出する際の交通費の一部を助成します。チケット制です。福祉タクシー利用券と福祉自動車燃料券のいずれか選択となります。

- ①対象者 ア) 療育手帳 A1, A2 の交付を受けた方
 イ) 障害の内容が下肢又は体幹機能障害の個別等級が 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けた方で、車椅子を日常的に使用する方
 ウ) 視覚障害 1 級の身体障害者手帳の交付を受けた方
 エ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方
- ②助成額 【福祉タクシー利用券】 500 円券×48 枚綴り
 【福祉自動車燃料券】 500 円券×12 枚綴り
- ③留意事項 諫早市内の登録している事業所に限ります。

(6) 医療的ケア児社会参加支援事業

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

訪問看護師による医療的ケアを受けられているお子さまの外出時のサポート等や家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児（障害のある児童の兄弟姉妹）と過ごす時間の創出を行うため、訪問看護ステーション等の看護師が家族の代わりに看護を提供します。

- | | |
|-------|--|
| ①対象者 | 下記(1)～(5)の要件の全てに該当する医療的ケアの家族
(1) 諫早市内に住所を有すること。
(2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
(3) 在宅で同居の障害児の保護者又は障害児の介護を行う者(以下「保護者等」という。)による介護を受けて生活していること。
(4) 医師の訪問看護指示書(保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書)による医療的ケアを必要としていること。
(5) 訪問看護(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護)により医療的ケアを受けていること。 |
| ②内容 | 医療保険適用外の訪問看護の提供 |
| ③利用時間 | 年間48時間まで |
| ④料金 | この事業における訪問看護の提供に関しては自己負担なし |
| ⑤申請方法 | 現在利用されている訪問看護ステーションへご相談ください |

(7) ファクス 119 番・NET119【問合せ先】県央地域広域市町村圏組合消防本部
通信指令センター FAX 23-0159

聴覚や音声・言語機能などに障害がある方が、緊急時に消防署へ通報できるしくみです。ファクス番号の119番や専用のインターネットサイトを通じて、消防本部通信指令センターへつながります。

※NET119については、事前に登録をされた方のみがご利用可能となります。登録は消防本部通信指令課で行ってください。ご不明な点は障害福祉課にもお尋ねできます。

(8) ファクス 110 番【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

聴覚や音声・言語機能などに障害がある方が、緊急時に警察へ通報できるしくみです。専用のファクス番号と通報用紙がありますので、障害福祉課までお尋ねください。

(9) NET118【問合せ先】海上保安庁
警備救難部 管理課
TEL/FAX 03-3591-6361

聴覚や発話に障害のある方のためのインターネットを使用した緊急時の通報サービスです。携帯電話・スマートフォンを使い、素早く海上保安庁に通報することができます。

※事前登録制のサービスです。

7. 手当等

(1) 障害児・者に対する手当一覧

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

	特別障害者手当	障害児福祉手当	諫早市中心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当
支給対象者	障害者本人	障害児本人	障害児の保護者(市内に1年以上住所を有する)	障害児の保護者
対象年齢	20歳以上	20歳未満	20歳未満	20歳未満
併給関係	(障害年金と併給できません。)	ア) 特別児童扶養手当と併給できます。 イ) 諫早市中心身障害児福祉手当とは併給できません。	ア) 特別児童扶養手当と併給できます。 イ) 障害児福祉手当とは併給できません。	ア) 障害児福祉手当と併給できます。 イ) 諫早市中心身障害児福祉手当と併給できます。
所得制限	あります。 ア) 本人 イ) 配偶者 ウ) 扶養義務者	あります。 ア) 本人 イ) 配偶者 ウ) 扶養義務者	ありません。	あります。 ア) 本人 イ) 配偶者 ウ) 扶養義務者
該当	在宅者(通所施設の利用可)	在宅者(通所施設の利用可)	在宅者(通所施設の利用可)	在宅者(通所施設の利用可)
非該当	ア) 医療機関等に3か月を超えて入院している場合 イ) 施設入所	ア) 対象児が障害年金を受給している場合 イ) 施設入所	ア) 対象児が障害児福祉手当を受給している場合 イ) 施設入所	ア) 対象児が障害年金を受給している場合 イ) 施設入所 ウ) 対象児又は保護者が日本国内に住所を有しない場合
月額	29,590円	16,100円	2,000円	1級 56,800円 2級 37,830円
障害程度	重複する重い身体障害や、重い知的障害があるため、寝たきりなどの状態にあり、日常生活のためのほとんどの動作に介助が必要。 障害程度は、診断書等障害程度が明らかになる文書により審査します。	重い身体障害や、重い知的障害があるため、日常生活のためのほとんどの動作に介助が必要。 障害程度は、診断書等障害程度が明らかになる文書により審査します。	身体障害者手帳1～3級、または、精神保健福祉手帳1～2級の交付を受けた方。知的障害は知能指数が50以下。 障害程度は、手帳等により審査します。	心身の障害が中度又は重度。 障害程度は、診断書により県が審査します。

※施設とは、法に規定する施設になります。

(2) 特別障害者手当

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

20歳以上で重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

- ①必要書類
- ア) 認定請求書
 - イ) 所定の診断書
 - ウ) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳
 - エ) 承諾書
 - オ) 本人名義の預金通帳
 - カ) 本人が年金を受給している場合は年金手帳又は年金証書及び公的年金源泉徴収票等前年の受領額がわかるものが必要です。
 - キ) 所得状況届
 - ク) 振込口座申出書
 - ケ) 個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）
 - コ) 本人確認書類（運転免許証等）
- ②支給月 5月、8月、11月、2月（年4回）
- ③手当額 29,590円／月額（令和7年4月1日現在）

次に該当する方は支給されません。（支給中の方も資格喪失・支給停止になります。）

- i) 施設に入所している方（ただしグループホーム、有料老人ホームは除く）
- ii) 病院などに3か月以上入院している方
- iii) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額を超える方
- iv) 原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

(3) 障害児福祉手当

【問合せ先】障害福祉課 TEL 22-1500
FAX 24-0901

20歳未満で重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

- ①必要書類
- ア) 認定請求書
 - イ) 所定の診断書
 - ウ) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - エ) 承諾書
 - オ) 本人名義の預金通帳
 - カ) 所得状況届
 - キ) 振込口座申出書
 - ク) 個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）
 - コ) 本人確認書類（運転免許証等）
- ②支給月 5月、8月、11月、2月（年4回）
- ③手当額 16,100円／月額（令和7年4月1日現在）

次に該当する方は支給されません。（支給中の方も資格喪失・支給停止になります。）

- i) 施設に入所している方
- ii) 障害を支給事由とする公的年金等を受給している方
- iii) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額を超える方

(4) 諫早市心身障害児福祉手当

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

精神又は身体に障害を有する児童を養育する保護者の方に支給されます。ただし、障害児福祉手当が支給される児童、及び施設に入所されている児童の保護者には支給されません。

- ①対象者 身体障害者手帳等級3級以上、知能指数が50以下、精神障害者保健福祉手帳等級2級以上の障害を有する児童の保護者で、1年以上諫早市に住所を有する方
- ②必要書類
 ア) 支給申請書
 イ) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 ウ) 保護者名義の預金通帳
 エ) 振込口座申出書
- ③支給月 9月、3月(年2回)
- ④手当額 2,000円/月額(令和7年4月1日現在)

(5) 特別児童扶養手当

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

心身に中度又は重度の障害のある20歳未満の児童を養育している父、母、若しくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

- ①必要書類
 ア) 認定請求書
 イ) 児童の就学状況についての申立書
 ウ) 所定の診断書
 エ) 戸籍謄本
 オ) 同一住所地の居住者等に係る申立書
 カ) 保護者名義の預金通帳
 キ) 個人番号がわかるもの(個人番号カード、通知カード等)
 ク) 本人確認書類(運転免許証等)
- ②手当月額
 ア) 1級(対象児童1人あたり) 56,800円/月額(令和7年4月1日現在)
 イ) 2級(対象児童1人あたり) 37,830円/月額(令和7年4月1日現在)
- ③支給月 4月、8月、11月(年3回)
- ④支給方法 保護者名義の口座へ振込

次に該当する場合は支給されません。(支給中の方も資格喪失・支給停止になります。)

- i) 児童が児童養護施設等に入所している場合
 ii) 児童が障害を理由として年金を受けることができる場合
 iii) 受給資格者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合
 iv) 児童又は保護者が日本国内に住所を有しない場合

(6) 心身障害者扶養共済制度

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500

心身に障害があるために独立自活することが困難な方を扶養している保護者の方が、その生存中に毎月一定の掛金をかけ、万一のことがあった場合に、後に残された心身障害者に終身一定の年金を支給する制度です。

- ①対象となる心身障害者
 ア) 知的障害の方
 イ) 身体障害者手帳が1級から3級までの方
 ウ) 心身に永続的な障害を持ち、その障害程度が、ア)イ)と同程度の方
- ②加入要件
 現に上記の心身障害児者を扶養している方で、
 ・県内に住んでいること。
 ・65歳未満であること。
 ・特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態にあること。

8. 障害基礎年金

国民年金加入期間中に初診日がある病気やけがで障害者になったときに支給されます。

(1) 障害基礎年金の受給要件

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

障害基礎年金を受給するためには、以下のすべてを満たしていることが要件となります。

- ① 初診日において国民年金の被保険者であるとき、又は国民年金の被保険者であった人が国内に住所があり、60歳以上65歳未満のとき。※20歳前に初診日があるときも含みます。
- ② 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、又は症状が固定した日）に、国民年金法施行令で定められた「1級」又は「2級」に該当するとき。
- ③ 初診日の属する月の前々月までに、国民年金の被保険者期間がある場合、保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上あるとき。なお、令和8年3月31日以前に初診日のある傷病での障害については、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。（ただし、初診日に65歳未満でなければなりません。）

■ 20歳前に障害になった人

20歳に達する前に初診日がある病気やけがで障害になった場合は、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときはその障害認定日）に、国民年金法施行令で定められた障害の程度が、1級又は2級の状態にある人。

■ 昭和61年3月31日以前から障害福祉年金を受給していた人

障害基礎年金は支給されず、引き続き旧国民年金法による障害年金が支給されます。

(2) 障害基礎年金の年金額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和7年度の年額は、障害の程度により次のようになっています。（令和7年4月1日現在）

- 1級障害の人** 年額 1,039,625円（月額86,635円）
2級障害の人 年額 831,700円（月額69,308円）

※ 障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている子については、下記の加算があります。ただし、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。（子が障害者の場合は20歳未満）

子の加算額	1人目、2人目	……………	年額	1人	239,300円
	3人目以降	……………	同		79,800円

(3) 障害基礎年金の受給申請手続きに必要なもの

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

申請の手続きには、戸籍謄本、診断書（傷病によってはレントゲンフィルムも必要）、病歴・就労状況等申立書、本人名義の預金通帳などが必要です。

9. 特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったために加入せず、その間に障害を負ったために障害基礎年金を受けられない人に特別障害給付金が支給されます。

(1) 特別障害給付金の支給対象者

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

昭和 61 年度前の現在の第 3 号被保険者にあたる人や平成 3 年度前の学生などで、任意加入していなかった期間に初診日がある傷病により障害等級 1、2 級の認定を受けた人。（ただし、65 歳の誕生日の 2 日前までに、その障害に該当する人。）

(2) 特別障害給付金の支給額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和 7 年度の支給額は、次のようになっています。

1 級障害の人	年額 682,200 円(月額 56,850 円)
2 級障害の人	年額 545,760 円(月額 45,480 円)

10. その他

(1) 日常生活自立支援事業

【問合せ先】福祉あんしんセンター諫早
(諫早市社会福祉協議会) Tel24-5100

判断能力が不十分なために適切なサービスを受けることが困難である方が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを支援する事業です。

■ 利用できる方（次のいずれにも該当する方）

- ・ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理が適切にできない方
- ・ 本事業の契約内容について判断できる能力を有していると認められる方

■ 援助の内容

①福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスについての説明や助言 ・ 福祉サービスの利用・終了手続きの援助 ・ 福祉サービス利用の支払援助 ・ 福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助
②日常的金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金の払い出し、預け入れ ・ 家賃、公共料金、医療費、税金などの支払い ・ 年金、手当などの受領
③生活改善のための情報提供、助言、手続きの援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種制度の情報提供及び手続き支援
④書類等の預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期預金通帳、銀行印、実印 ・ 契約書類、不動産権利証など <p>※ただし、宝石、骨董品等は預かることはできません。</p>

※ただし、②～④のみでの利用はできません。

■ 利用料

福祉サービスなどについての相談	無料
利用者に代わって行う、お金の出し入れや支払い、役所の手続き、福祉サービスの利用のための手続きなど	1回 1,200円
書類等の保管	実費

※ただし、生活保護をうけている方は、個人負担がありません。

(2) 成年後見申立相談援助事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel.24-5100

認知症の方、知的障害や精神障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

諫早市社会福祉協議会では、成年後見制度の仕組みや制度の利用手続きなどに関する相談に応じます。

■ 法定後見制度利用までの流れ

① 申立人を決める

申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族
-----	-----------------

② 申立てをする

必要書類	申立書、申立事情説明書、親族関係図、診断書（成年後見用）、財産目録、財産を証明する書類、戸籍謄本、登記されていないことの証明書 等
------	---

③ 家庭裁判所での審理

審理	家庭裁判所の担当者が本人・申立人と面接等の調査を行う。 また、必要時には、判断能力の鑑定（医師による診断）を実施する。
----	--

④ 成年後見人等が選任される

成年後見人等の確定	本人・申立人に審判書が郵送され、それを受け取ってから 2 週間後に成年後見人等が確定
-----------	--

(3) 要援護者登録制度

【問合せ先】障害福祉課 Tel22-1500
地域福祉課 Tel22-1500

■ 要援護者とは

生活の基盤が自宅にある人のうち、以下のいずれかの要件に該当する人であって、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を要する人

要援護者	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり暮らしの高齢者 ■ 高齢者のみの世帯の高齢者 ■ 昼間高齢者のみの世帯の高齢者 ■ 身体に障害のある人（身体障害者手帳 1・2・3 級） ■ 知的障害のある人（療育手帳 A1・A2） ■ 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳 1・2 級） ■ 介護保険の要支援及び要介護認定者 ■ その他、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を必要とする人
------	---

■ 要援護者登録制度

要援護者が緊急時などに地域の中で必要な支援が受けられるようにするため、要援護者からの申請によって、要援護者台帳を整備するための制度です。

台帳には要援護者の住所、氏名、生年月日、連絡先、家族構成、そのほか支援に必要な情報など、個人情報記載され、その情報は、市の関係部署や消防署、地域の民生委員・児童委員や自治会などに提供し、日頃の見守りや災害時の支援体制を整えるために活用します。このため、申請に際しては、登録情報を外部提供することについての同意が必要となります。

また、登録に際しては、見守りネットワーク協力員（隣近所で支援していただける人）を原則として自ら見つけていただき登録を行います。見守りネットワーク協力員を見つけられなくても申請できます。

○申込先 民生委員・児童委員又は地域福祉課、障害福祉課

■ 見守りネットワーク協力員

要援護者に対する平常時からの見守りや、災害が発生しそうな場合や発生した場合に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく人です。避難支援は、可能な範囲で支援を行っていただくもので、責任を伴うものではありません。

II. 公共料金の割引等

(1) JR料金

【問合せ先】最寄りの各駅まで

障害者手帳をお持ちの方には、JRの運賃割引があります。

種別	適用	内容
身障第1種 療育A1・A2 精神1級	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	本人・介護者ともに5割引です。 ※ただし、本人のみが乗車するときは、片道100kmを超えて利用する場合に割引になります。
身障第2種 療育B1・B2 精神2・3級	普通乗車券 定期乗車券	片道100kmを超えて利用するとき、本人のみ5割引です。 12歳未満の障害児が定期券を使用して介護者とともに乗車するとき、介護者の定期券が5割引となります。
ジパング 倶楽部	特急券 指定席券等	男子60歳・女子55歳以上で年会費制により特急券・座席指定券ほかの割引を受けられます。 長崎県身体障害者福祉協会へ手続きが必要です。 年会費1,400円が必要です。 ※寝台券、グリーン個室券、新幹線（のぞみ・みずほ）の特急券は対象外です。

※ 第1種・第2種及びA・B又は1～3級の区分は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に表示されています。ご利用の際は、手帳を駅の窓口で提示してください。

(2) 航空運賃

【問合せ先】各航空会社まで

障害者手帳をお持ちの方には、航空機の運賃割引があります。

種別	内容
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	12歳以上の本人・介護者に割引があります。 割引されるための要件は航空会社ごとに異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

※ご利用の際は、手帳を航空券販売窓口へ提示してください。

(3) バス運賃・タクシー料金

【問合せ先】各バス、タクシー会社まで

障害者手帳をお持ちの方には、路線バスやタクシーの運賃割引があります。

対象者	路線バス運賃 (精神障害者保健福祉手帳は、県内バス会社に限る)		タクシー運賃
身障第1種 療育A1・A2 精神1級	普通料金	本人・介護者とも5割引です。	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 } 1割引
	定期料金	本人・介護者とも3割引です。 ※小児定期乗車券は除きます。	
身障第2種 療育B1・B2 精神2・3級	普通料金	本人 5割引です。	
	定期料金	本人 3割引です。 ※小児定期乗車券は除きます。	

※ 第1種・第2種及びA・B又は1～3級の区分は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に表示されています。利用の際は、手帳を運転士等へ提示してください。

(4) 有料道路料金

【問合せ先】障害福祉課 TEL22-1500
各支所地域総務課

身体障害者手帳または療育手帳A1・A2の交付を受けた方が、高速道路などの有料道路を利用するとき、次の条件に該当する場合は、通行料金が5割引になります。

- ①手続きに必要なもの(新規、更新、変更いづれも)
- ア) 身体障害者手帳または療育手帳
 - イ) 車検証 (自動車に登録しない場合不要)
 - ウ) 身障手帳2種の方は本人の免許証
… ETCを利用する場合は、次のものもあわせて必要です。
 - エ) 障害者本人名義のETCカード (未成年の場合は親の名義のものでも可)
 - オ) 「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」のお客様控え
 - カ) 110円切手 (申込みは郵送になります。封筒は準備してあります。)
- ※ ETCレーン利用での割引は、申込みから利用まで3～4週間ほどかかります。

- ②留意事項
- 有効期限があり、更新手続きが2年に1度必要です。期限の2か月前から手続きができます。対象になる自動車の所有者や、車種などには条件があります。

親族や知人等の所有する自動車や、レンタカー、車検時の代車、タクシー (本人運転除く)、福祉有償運送車両 (本人運転除く) など、申請時に登録されていない自動車であっても、ETCレーン以外の料金所であれば、手帳の提示により、本割引の対象となります。(ただし、事前の申請は必要です)

対象者	区分	内容	対象車両
身障第1種 療育A1・A2	介護者 運転	介護者が、障害者を乗せて有料道路を利用するとき。	障害者の方お1人につき1台を事前に登録できます。
身障第2種	本人 運転	障害者が、自ら運転して有料道路を利用するとき。	

(5) 駐車禁止除外措置

【問合せ先】諫早警察署

身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、次にあてはまる歩行が困難な方が運転する自動車については、駐車禁止の区域に駐車できる許可証を受けることができます。

①対象者

手帳の種類及び区分		手帳の等級等	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級までの各級及び4級の1	
	聴覚障害	2級及び3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級～4級までの各級	
	体幹不自由	1級～3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1級～3級までの各級（－下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	心臓機能障害	1級及び3級	
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級	
肝臓機能障害			
療育手帳	重度の障害		
精神障害者保健福祉手帳	1級の障害		
戦傷病者手帳	視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害	特別項症から第四項症までの各項症	
	上肢・下肢・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症	
小児慢性特定疾患児手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		
医療受給者証			

②使用方法 許可証を運転席の前に置きます。（交差点、トンネル、坂の頂上等、除外の対象外の区域があります。）

手続き 諫早警察署で駐車許可証の交付を受けてください。

(6) 身体障害者標識（身体障害者マーク）

【問合せ先】交通安全協会

肢体不自由で条件付き免許（例…義手、義足、装具、AT車に限る等）を持つ方が運転する自動車のための「身体障害者標識（身障者マーク）」があります。このマークをつけた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。マークは、車の前面と後面の見えやすい位置につけます。

図柄 図柄は青地に白で四葉のクローバーがデザインされています。



(7) 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害者であることを理由免許に条件を付されている方が運転する自動車のための「聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）」があります。このマークをつけた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。マークは車の前面と後面の見えやすい位置につけます。

図柄 緑地に黄色で蝶がデザインされています。



(8) 長崎県おもいやり駐車場制度

【問合せ先】 長崎県福祉保健課
諫早市子ども福祉部
諫早市健康保険部各課
各支所地域総務課

おもいやり駐車場制度は、身障者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、県内共通の利用証（おもいやり駐車場利用証）を掲示することで利用できる制度です。

①対象者

利用証区分及び有効期間	対象者		確認書類	
有効期間なし (ただし、交付基準に 該当しなくなるまで)	身体 障害者	視覚障害者	1級～4級	身体障害者手帳
		聴覚機能障害	2級・3級	
		平衡機能障害	3級・5級	
		心臓・腎臓障害	1級・3級・4級	
		呼吸器機能障害	1級・3級・4級	
		膀胱又は直腸機能障害	1級・3級・4級	
		小腸機能障害	1級・3級・4級	
		ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	1級～4級	
		肝臓機能障害	1級～4級	
		肢体不自由	上肢	
	下肢		1級～6級	
	体幹		1級～3級・5級	
	脳原	上肢	1級・2級	
移動		1級～6級		
高齢者	介護認定を受けた方	要介護度 1～5	介護保険被保険 者証	
難病患者	特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		特定疾患医療受 給者証	
知的障害者	療育手帳 A1・A2		療育手帳	
精神障害者	1級		精神障害者 保健福祉手帳	
有効期間あり	妊産婦	母子健康手帳取得時～産後1年	母子健康手帳	
	病人・けが人	車いす・杖などの使用期間	診断書	

②使用方法 駐車する際に、駐車利用証を車内のルームミラーにかけて使用します。

(9) その他の割引

その他にも、各種の割引があります。

種 類	問い合わせ先
携帯電話の使用料・通話料など	各携帯電話会社
NHK放送受信料	NHK (095-821-1188)
N T T 番号案内	N T T (0120-104-174)
点字郵便	最寄りの郵便局
青い鳥はがき	〃

III.

IV. 税金の控除や減免

(1) 所得税・市県民税・相続税

種別	特別障害者控除		障害者控除	小規模企業共済等掛金控除	問合せ先
	身体障害者手帳1・2級 療育手帳「A1、A2」 精神障害者保健福祉手帳1級		身体障害者手帳3～6級 療育手帳「B1、B2」 精神障害者保健福祉手帳2・3級	心身障害者扶養 共済制度の加入者	
所得税	本人	40万円	27万円	掛金額	諫早税務署
	扶養 家族	40万円 同居は75万円			
市民税 県民税	本人	30万円	26万円	掛金額	諫早市市民税課
	扶養 家族	30万円 同居は53万円			
相続税	20万円×(85歳－相続者の年齢)		10万円×(85歳－相続者の年齢)		諫早税務署

(2) 贈与税

【問合せ先】諫早税務署

特定障害者の方（①特別障害者又は②障害者のうち精神に障害がある方）が、一定の信託契約に基づいて金銭等の財産が信託されたときなど一定の要件を満たす場合、特別障害者である特定障害者の方は6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方は3,000万円を限度に非課税となります。

(3) 事業税

【問合せ先】県央振興局税務部

両眼の視力の和が0.06以下の視覚障害がある方で、あんま・はり・きゅうなどの事業を個人で行っている方は、個人事業税が非課税となります。

(4) 消費税及び地方消費税

【問合せ先】諫早税務署

身体に障害がある方が運転をするため、又は車いす等を使用したままで乗車できるように改造を施した自動車を購入した場合、購入代金が非課税となります。

本人運転	<p>障害を有する者の身体の状態に応じて、一定の補助手段（手動装置、左足用アクセル、足踏み式方向指示器、右駐車ブレーキレバー、足動装置、運転用改造座席のいずれか）が講じられている自動車。</p> <p>なお、上記の補助手段以外の改造のみが施された自動車、例えばハンドルに旋回装置（ノブ）のみを装着したもの等は該当になりません。</p>	<p>ア) 改造を施した自動車を購入する場合 購入代金が非課税</p> <p>イ) 既に購入した一般自動車を改造する場合 改造代金のみが非課税</p>
介護者運転	<p>車いす等昇降装置を装備し、かつ、車いす等の固定等に必要改造を行っている自動車。</p> <p>ただし、乗車定員が11人以上の普通自動車については、車いす等を使用する者をもつぱら搬送するものに限られます。</p>	<p>ウ) 改造を施した自動車を修理する場合 改造を施した部分の修理代金は非課税</p>

(5) 自動車税・軽自動車税

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、又は家族の方が代わって通院・通学・生業のために自動車を運転する場合、及び単身世帯の障害者が所有しその障害者を常時介護する者が運転する場合、環境性能割などの減免が受けられます。

減免を受けられるのは、障害者1人に対し、自動車税か軽自動車税のいずれかに限ります。

また、減免の対象や手続きの方法は、普通自動車の自動車税（種別割・環境性能割）（種別割）の県税及び軽自動車税（環境性能割）の市税と軽自動車（種別割）の市税では異なる部分がありますので、ご注意ください。

減免には、障害の部位や等級、自動車の名義、運転者の続柄及び使用目的などの条件があります。

■ 自動車税（環境性能割・種別割）【県税】、軽自動車税（環境性能割）【市税】

※軽自動車税（環境性能割）は市税ですが、当分の間は県において手続きを行います。

[手続き場所 県央振興局税務部まで]

■ 軽自動車税（種別割）【市税】

[手続き場所 諫早市市民税課まで]

V. その他の福祉施設

(1) 福祉交流施設

障害者のための健康の増進、機能の回復・向上、スポーツ・レクリエーション活動の場としてご利用ください。障害者の方の利用は、無料です。

名 称	所在地	電話番号	F A X
新道福祉交流センター	新道町 999-1	24-1001	24-1001

(2) 教育施設

心身に障害をもつ児童が教育を受ける学校として、市内及び近郊に次のような学校があります。

障害	施設の名称	所在地	区分	電話番号	備考
視覚	盲学校	西彼杵郡時津町西時津郷 873	幼・小・中・高・専	095-882-0020	寄宿舎 スクールバス
聴覚	ろう学校	大村市宮小路 3 丁目 5 番 5	幼・小・中・高・専	55-5400	寄宿舎 スクールバス
知的	虹の原 特別支援学校	大村市宮小路 3 丁目 5 番 1	小・中・高	55-5157	寄宿舎 スクールバス
	希望が丘 高等特別支援学校	諫早市多良見町化屋 986-6	高	43-5544	
肢体不自由・病弱	諫早特別支援学校	諫早市真崎町 1670-1	小・中・高	26-1085	寄宿舎 スクールバス
	諫早東村特別支援学校	諫早市永昌東町 24-2	小・中	22-1863	県立こども医療福祉センター
病弱	大村特別支援学校	大村市久原 2 丁目 1418-2	小・中	52-6312	寄宿舎 独立行政法人国立病院機構長崎医療センター

(3) 子どもの施設

種 別	施設名称	サービス内容
障害児入所支援施設	諫早療育センター	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童が治療や生活の指導を受ける施設
	みさかえの園総合発達医療福祉センター	
	むつみの家	
	長崎県立こども医療福祉センター	手足やからだの機能に障害のある児童が、治療や、自活のために必要な機能訓練・生活指導を受ける施設

VI. 関係機関・団体

(1) 障害者福祉団体

種別	名称	所在地	電話番号	FAX
身体障害	諫早市身体障害者福祉協会	新道町 948	35-8181	24-1534
知的障害	諫早市手をつなぐ育成会	(諫早市社会福祉会館内)	35-8833	24-5101
精神障害	諫早市精神障害者家族会協会	小長井町大峰 980-166	34-3638	34-3638

(2) 障害者ボランティア団体

団体名	代表者	電話番号	主な活動
諫早コスモス音声訳の会	中路 美知子	26-6369	音声訳奉仕活動
点訳友の会ムツゴロ	西村 砂知	52-7704	点訳奉仕活動
諫早手話サークル	松林 亜由美	電話 26-0977 Fax 25-7169	手話通訳奉仕活動
手話サークルふれあい	岩永 直幸	24-8332 (電話、Fax とも)	手話通訳奉仕活動
飯盛手話サークル・みどり会	山崎 八重子	48-0943 (電話、Fax とも)	手話通訳奉仕活動
いさはや要約筆記会	秋月 典子	23-0213 (電話、Fax とも)	要約筆記通訳奉仕活動
精神保健福祉ボランティア はままつな	田添 正継	25-9395	精神障害者の社会参加の援助

VII. 転居の際の市役所での手続き一覧

区 分	窓口先	必要なもの
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手帳 ・変更届
心身障害者福祉医療		<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証 ・変更届
特別児童扶養手当		<ul style="list-style-type: none"> ・手当証書 ・変更届 ※県外への転出の場合は、事前に諫早市での手続きが必要になります。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過措置手当		<ul style="list-style-type: none"> ・変更届
市心身障害児福祉手当		<ul style="list-style-type: none"> ・変更届

※市外、県外への転出の際は、新住所地にて手続きが必要です。

※各種変更届は市役所に備え付けてあります。

身体障害者障害程度等級表（別表第5号：身体障害者福祉法施行規則 第5条関係）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能言語機能又はそしやく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(Ⅰ／四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ／二視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなれば話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害								
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの									
7級											
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級以上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上で欠くものをいう。</p>										

※ 7級の障害は、一つのみでは手帳の交付対象となりません。

※太線の上位等級は、1種。

級別	肢 体 不 自 由						
	上 肢		下 肢		体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
						上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
	2 両上肢を手関節以上で欠くもの						
2級	1 両上肢の機能の著しい障害	1 両下肢の機能の著しい障害	1 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	2 両上肢のすべての指を欠くもの						
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの						
	4 一上肢の機能を全廃したもの						
3級	1 両上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの
	2 両上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したもの						
	3 一上肢の機能の著しい障害						
	4 一上肢のすべての指を欠くもの						
	5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの						
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの	2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	4 一下肢の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの					
	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの					
	4 一上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの	4 一下肢の機能の著しい障害					
	5 一上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したもの	5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの					
	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの					
	7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの						
	8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害						
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの	3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害						
	3 一上肢のおや指を欠くもの						
	4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの						
	5 一上肢のおや指及びびひとさし指の機能の著しい障害						
	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害						
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	2 一下肢の足関節の機能の著しい障害			不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
	2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの						
	3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの						
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害	2 一下肢の機能の軽度の障害	3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	4 一下肢のすべての指を欠くもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害						
	3 一上肢の手指の機能の軽度の障害						
	4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害						
	5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの						
	6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの						
備考	5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。						
	6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。						
	7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

障害福祉サービス事業所・施設一覧

諫早市こども福祉部
障害福祉課

5 生活に困っている方への支援

I. 生活保護	167
1. 生活保護制度	167
(1) 生活保護の申請	167
(2) 生活保護の受給要件	167
(3) 生活保護の決定	167
(4) 生活保護の種類	168
(5) 生活保護を受けているときの義務	168
(6) 病院を受診するとき	169
(7) 介護保険を利用したとき	169
(8) 生活保護費の支給日	169
II. その他	170
1. 生活困窮者自立支援事業	170
(1) 生活自立相談	170
(2) 住居確保給付金の支給	170
(3) 家計相談支援	171
2. 中国残留邦人等に対する支援給付・地域生活支援	171
(1) 中国残留邦人等に対する支援給付	171
(2) 中国残留邦人等に対する支援相談員	172
3. 行旅病人・死亡人対策	172
(1) 行旅病人・死亡人	172
4. 貸付制度	173
(1) 諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業	173
(2) 生活福祉資金貸付事業	173

生活に困っている方への支援

I. 生活保護

あらゆる努力をしてもなおいろいろな事情で生活に困っている世帯の最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長することを目的としています。

1. 生活保護制度

(1) 生活保護の申請

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

生活保護は、要保護者、その他の扶養義務者又はその他同居の親族からの申請が必要です。

居宅の場合 市役所で直接相談していただくか、民生委員を通して相談してください。市役所までこられない場合は、電話で相談してください。

入院・入所している場合 親族がおられない場合は、病院又は施設を通じて連絡をしてください。

(2) 生活保護の受給要件

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

生活保護を受けるためには、あらゆるものを活用しなければなりません。

- ①能力の活用 自分の能力・体調に応じて、仕事をしなくてはなりません。
- ②資産の活用 活用していない不動産、動産（生命保険・自動車等）は処分して生活費にあてなければなりません。ただし、例外的に保有を認める場合もあります。
- ③扶養義務者からの援助 民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるものとされています。
- ④他法の活用 年金など他の法律で定める給付等は生活保護法による給付等に優先します。

(3) 生活保護の決定

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

世帯を単位として、「その世帯に応じた**最低生活費**」と「その世帯のすべての**収入**」とを比較して決定されます。「**最低生活費**」とは、世帯構成・世帯員の年齢等により国で決められた一定の基準に基づいて算定した額です。「**収入**」とは、その世帯に入ってくるすべての収入（給与・年金・手当・仕送り等）をいいます。



(4) 生活保護の種類

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

生活保護は次の 8 種類で、金銭または現物により満たすことのできない不足分を補うかたちで扶助されます。

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| ①生活扶助 | 衣食その他、日常生活の需要を満たすための扶助を行います。 |
| ②教育扶助 | 義務教育に必要な、教材費・学用品・給食費などの扶助を行います。 |
| ③住宅扶助 | 住居費・住宅の維持のために必要なものの扶助を行います。 |
| ④医療扶助 | 診療・薬剤・治療材料費等医療費の扶助を行います。 |
| ⑤介護扶助 | 要介護者、要支援者に対し介護保険に相当するサービスの扶助を行います。 |
| ⑥出産扶助 | 分べんの介助費用等の扶助を行います。 |
| ⑦生業扶助 | 生業に必要な資金・技能の修得のための費用及び高等学校等就学費を扶助します。 |
| ⑧葬祭扶助 | 火葬料等、葬祭に必要な費用を扶助します。 |

(5) 生活保護を受けているときの義務

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

①収入・資産について、収入申告書、資産申告書の提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 給料をもらったときは毎月。(高校生のアルバイト収入も含む) イ) 新たに収入があったとき。 ウ) 年金・手当・仕送りなど定期的な収入の額が変わったとき。 エ) 資産を売ったとき、または資産をもらったとき。 オ) その他、臨時的な収入があったとき。
②暮らしのうえで変化があれば報告しなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 家族が変わったことがあったとき(出生・死亡・転出・転入・入院・退院・入学・卒業・退学・交通事故など)。 イ) 仕事を始めたり、やめたり、または変わったりするとき。 ウ) 転居するとき、または家賃・地代が変わるとき。 エ) その他、生活状態が変わったとき。
③生活保護を受けなくても生活できるように、自立のための努力をしなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 能力に応じて勤労に励まなくてはなりません。 イ) お金は計画的に使い支出の節約を図り、生活の維持・向上に努力すること。(借金や家賃の滞納などはしない。パチンコやポトなどギャンブルをしない。) ウ) 親・子・兄弟姉妹には扶養の義務があるので、できるだけ援助をしてもらうこと。 エ) 他の制度によって援助を受けられるときは、必ず手続きをして活用すること。
④資産の保有には限度があります。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 自動車及びバイクの保有は原則として認められません。また、他人名義の車の使用も認められません。 イ) 生命保険加入は、原則として認められません。 ウ) 生活用品で、一般世帯との均衡上、日常生活にふさわしくないもの(貴金属・骨董品・ピアノなど)及び、当該物品の普及率が当該地域の 70%に満たない物品は、原則として保有は認められません。 エ) 処分指導を受けている資産、特に不動産は早急に処分するよう努力してください。
⑤福祉事務所の指導・指示に従ってください。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 適正な保護を実施するためには、あなたの生活の状況を知る必要があります。そのため、地区担当員が家庭などを訪問し、調査を行います。必要に応じて指導・指示を行うことがあります。 イ) 指導・指示に従わなかったときは、保護を「停止」、または「廃止」する場合がありますので注意してください。

(6) 病院を受診するとき

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

初診時に、保護課に「傷病届」を提出し、医療要否意見書をもらい、それを持って受診してください。ただし、緊急の場合は、事前に保護課に電話してから受診した後「傷病届」を提出ください。マイナンバーカードをお持ちの方は、受診時に窓口へご提示ください。

(7) 介護保険を利用したとき

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

65歳以上になると介護保険が利用できるようになります。生活保護受給者については、自己負担分(利用料1割)は介護扶助費から支給することとなりますので、自己負担金は不要となります。

(8) 生活保護費の支給日

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

保護費は毎月5日(5日が土・日曜・祝祭日のときはその前日)に支給します。ただし、1月分は12月に繰り上げ支給をします。世帯主の口座に直接振り込みとなります。口座をお持ちでない方は、“印鑑”と“保護金品支給証明書”を持参し、保護課でお受け取り下さい。

II. その他

1. 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、いわゆる「第2のセーフティネット」を構築するために相談窓口を設置して、生活自立相談、住居確保給付金の支給、家計相談支援を行います。

(1) 生活自立相談

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労その他自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン（本人の課題、目標、行動、支援内容等を記載した計画）を作成、支援サービスの提供等により社会的自立に向けた支援を行います。

(2) 住居確保給付金の支給

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又はそのおそれがある方に対し、家賃相当の給付金を有期で支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。また、転居により家賃を軽減する必要がある方は、転居費用の支援を行います。

■ 対象者要件

次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失していること又は住居を喪失するおそれがあること。
- ② 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
- ④ 申請日の属する月における申請者及び同一世帯に属する者の収入の合計額が次のとおりであること。

1人世帯	7万8千円に家賃額を加算した額以下
2人世帯	11万5千円に家賃額を加算した額以下
3人世帯	14万円に家賃額を加算した額以下
4人世帯	17万5千円に家賃額を加算した額以下
5人世帯	20万9千円に家賃額を加算した額以下
6人世帯	24万2千円に家賃額を加算した額以下
7人世帯	27万5千円に家賃額を加算した額以下
8人世帯	30万8千円に家賃額を加算した額以下
9人世帯	33万7千円に家賃額を加算した額以下
10人世帯	36万6千円に家賃額を加算した額以下
- ⑤ 申請日における、申請者及び同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次のとおりであること。

1人世帯	46万8千円以下
2人世帯	69万円以下
3人世帯	84万円以下
4人世帯	100万円以下
- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、求職活動を行う等、自立に向けた活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

■ 支給

① 支給額

賃貸住宅の家賃額（ただし、上限は生活保護費住宅扶助基準額）

※世帯の月収合計額が基準額を超える場合は、下記の計算式により算出される金額を支給します。

1人世帯	78,000 円+家賃額一月収
2人世帯	115,000 円+家賃額一月収
3人世帯	140,000 円+家賃額一月収
4人世帯	175,000 円+家賃額一月収
5人世帯	209,000 円+家賃額一月収
6人世帯	242,000 円+家賃額一月収
7人世帯	275,000 円+家賃額一月収
8人世帯	308,000 円+家賃額一月収
9人世帯	337,000 円+家賃額一月収
10人世帯	366,000 円+家賃額一月収

② 支給期間

原則3か月間（ただし、一定の要件を満たす場合、3か月ごとに延長可能（最長9か月））

■ 相談

ハローワークの職業相談等と連携して、就労支援専門員が相談に応じます。

(3) 家計相談支援

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎなどを行い、早期の生活再生に向けた支援を行います。

2. 中国残留邦人等に対する支援給付・地域生活支援

中国残留邦人等が、老後に安定した生活を送ることができるよう、また、地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう支援します。

(1) 中国残留邦人等に対する支援給付

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき支援給付を行います。支援給付を受けるには申請が必要です。

■ 支援の経緯

① 平成20年4月から開始された支援

- ア) 国が保険料を負担して納付することにより、満額の老齢基礎年金等を支給
- イ) 満額の老齢基礎の年金等の支給を受けてもなお生活の安定が図れない場合、従来の生活保護に代わり支援給付を支給

② 平成26年10月から開始された支援

中国残留邦人等の方が亡くなられた後に、支援給付を受けている「特定配偶者」に対して、配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の3分の2相当額）を支給

※特定配偶者とは、中国残留邦人等の方が永住帰国する前から継続して中国残留邦人等の配偶者である方をいいます。

■ 対象者

①「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる方とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方

【老齢基礎年金の満額支給】の対象となる方

本邦に永住帰国した中国残留邦人（権太残留邦人を含む）で次の全ての要件を満たす方
（特定中国残留邦人等という。）

◆明治 44 年 4 月 2 日以降に生まれた方

◆昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた方

（昭和 22 年 1 月 1 日以降に生まれ、昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして、厚生労働大臣が認める 60 歳以上の方を含みます。）

◆永住帰国した日から引き続き 1 年以上本邦に住所を有している方

◆昭和 36 年 4 月 1 日以降に初めて永住帰国した方

※対象となるためには、厚生労働省への申請が必要となります。

②支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者で世帯の収入が一定の基準に継続して満たない方

③平成 20 年 4 月 1 日前に 60 歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で生活保護を受給していた方で世帯の収入が一定の基準に継続して満たない方

■ 給付内容

「生活保護制度」の例により、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付等を支給します。

(2) 中国残留邦人等に対する支援相談員

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

中国残留邦人等の方々を対象として、中国残留邦人等に理解が深く、中国語の通訳ができる「支援相談員」が福祉事務所で相談等に応じます。

3. 行旅病人・死亡人対策

(1) 行旅病人・死亡人

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

行旅中の病気等により歩行が困難で療養の途がなく、かつ、救護する者がいない場合や行旅中の死亡で引取者がいない場合に、警察官が救護等の必要があると認めて引き渡した者などに対応します。

4. 貸付制度

(1) 諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業 【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel.24-5100

- ①対象世帯 諫早市内に3か月以上居住し、臨時の出費または収入欠如のため、生活を維持することが困難で、応急的な資金を必要とし、必要な資金の融通を他から得ることが困難と認められる方。
- ②貸付限度額 7万円（特に必要がある場合10万円）
- ③連帯保証人 1名（原則諫早市内在住者）
- ④償還期限 貸付の日から3年以内（うち3ヶ月以内の据置期間を設けることができる）
- ⑤利息 無利子

(2) 生活福祉資金貸付事業 【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel.24-5100 または 地区民生委員

- ①対象世帯
 - ア) 収入が少なく生活が困難な世帯（世帯の年間所得が生活保護基準の概ね1.6倍程度までの世帯）
 - イ) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。もしくはその方のいる世帯
 - ウ) 日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者のいる世帯

■ 生活福祉資金貸付・償還までの流れ

①借入相談・申込（諫早市社会福祉協議会へ）

申込人	65歳以下の世帯主（または生計中心者） ※他の生活福祉資金貸付の連帯保証人でないこと
連帯保証人	原則1名必要
貸付利息	総合支援資金・福祉資金…連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5% 教育支援資金…無利子 不動産担保型生活資金…年3%または当該年度4月1日現在の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

②申請書類の送付（諫早市社会福祉協議会から長崎県社会福祉協議会へ）

申請書類	借受人：借入申込書、住民票、所得証明書、見積書、合格通知書など 諫早市社会福祉協議会：調査意見書、生活福祉資金審査資料など
------	--

③貸付決定から資金借用まで

決定通知	県社協での審査の後、市社協を通じて決定を連絡
借用書提出	借用書、印鑑登録証明書等の必要書類を揃えて市社協を通じて県社協へ提出
資金借用	県社協から借受人へ直接送金

④償還

借入金返済	据置期間後、口座引落（月賦返済）による償還 教育支援資金の場合は、卒業若しくは退学した翌月から起算し、据置期間後償還開始
-------	---

生活福祉資金貸付条件等一覧		
資金の種類		内 容
1 総合支援資金	(1)生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 貸付期間:原則3ヶ月とし、最大12ヶ月(延長は3ヶ月ごと3回)以内
	(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	(3)一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用
2 福祉資金	(1)福祉費	①生業を営むために必要な経費 ②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ③住宅の増築、改築、拡張、補修、保全等に係る必要な経費 ④福祉用具等の購入に必要な経費 ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費 ⑥負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその期間中の生計の維持に必要な経費 ⑦介護サービス、障害福祉サービス等を受けるために必要な経費等 ⑧災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ⑨冠婚葬祭に必要な経費 ⑩住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ⑪就職、技能習得等の支度に必要な経費 ⑫その他、日常生活上一時的に必要な経費
	(2)緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
3 教育支援資金	(1)教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費
	(2)就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費
資金の種類		内 容
4 不動産担保型生活資金	(1)不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
	(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
5 臨時特例つなぎ資金		離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費

6 国民健康保険・国民年金

I. 国民健康保険	177
1. 国民健康保険とは	177
(1) 国民健康保険の被保険者	177
(2) 国民健康保険の届出	177
2. 給付内容	178
(1) 療養の給付	178
(2) 入院時食事療養費	178
(3) 高額療養費	179
(4) 療養費	180
(5) 移送費	180
(6) 出産育児一時金	180
(7) 葬祭費	180
(8) 高額医療・高額介護合算制度	180
3. 対象とならない診療	181
(1) 国保の対象とならない診療	181
4. 高額療養費の貸付	181
5. 保険料	182
(1) 医療給付費分保険料の負担	182
(2) 後期高齢者支援金分の負担	182
(3) 介護納付金分保険料の負担	182
(4) 保険料の軽減	183
(5) 国民健康保険料に未納がある場合	183
(6) 保険料の納付方法	183
6. 保健事業	185
(1) 特定健康診査	186
(2) 特定保健指導	186
(3) 若年者健康診査	186
(4) 人間ドック	186
(5) はり・きゅう施術費補助	186
II. 国民年金	187
1. 国民年金とは	187
(1) 国民年金に必ず加入する被保険者	187
(2) 国民年金に希望して加入する被保険者	187
(3) 国民年金の届出	187
(4) 保険料の免除	188
(5) 保険料額	188
(6) 保険料の前納割引、口座振替割引(早割)	189

2. 老齢基礎年金	190
(1) 老齢基礎年金の受給要件	190
(2) 老齢基礎年金の額	190
(3) 老齢基礎年金の受給申請手続きに必要なもの	190
3. 障害基礎年金	191
(1) 障害基礎年金の受給要件	191
(2) 障害基礎年金の年金額	191
(3) 障害基礎年金の受給申請手続きに必要なもの	191
4. 特別障害給付金	192
(1) 特別障害給付金の支給対象者	192
(2) 特別障害給付金の支給額	192
5. 遺族基礎年金	193
(1) 遺族基礎年金を受給できる遺族の範囲	193
(2) 遺族基礎年金の受給条件	193
(3) 遺族基礎年金の年金額	193
6. 第一号被保険者の独自給付	194
(1) 付加年金	194
(2) 寡婦年金	194
(3) 死亡一時金	194
III. 関係機関・団体	195
(1) 厚生年金の請求手続に関する相談・問い合わせ	195
(2) 国民年金の資格・保険料及び請求手続に関する相談・問い合わせ	195

国民健康保険・国民年金

I. 国民健康保険

1. 国民健康保険とは

国民健康保険（以下、国保と言います。）は、すべての国民が健康で豊かな生活を過ごすため、被保険者や世帯の状況、所得の状況などに応じて保険料を出し合い、安心して医療を受けることができるようにする医療保険制度で、国の社会保障制度の施策のひとつです。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、これまで市町村が担ってきた国民健康保険制度を平成30年度から都道府県も一体となって担うこととなり、県と市が共同で国保の保険者となりました。

(1) 国民健康保険の被保険者

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

原則として、県内に住所を有し、次のいずれにも該当しない人は、国保の被保険者となります。

- ① 国保以外の医療保険制度に加入している人
- ② 生活保護を受けている人

(2) 国民健康保険の届出

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500
各支所地域総務課

次のようなときは、その事由が発生してから14日以内に保険年金課又は各支所地域総務課へ届出をしてください。

[国保に加入するとき]

- ① 諫早市に転入したとき。
- ② 職場で加入していた医療保険をやめたとき。
(職場や管轄の年金事務所が発行する資格喪失証明書(又は離職票など)、個人番号がわかるもの(個人番号カード等)、本人確認書類(運転免許証等)が必要。)
- ③ 子どもが生まれたとき。
- ④ 生活保護の受給が停止又は廃止となったとき。

※届が遅れると、保険料をさかのぼって納付したり、医療費を全額自己負担しなければならない場合があります。

[国保をやめるとき]

- ① 諫早市から転出するとき。
- ② 国保以外の医療保険に加入したとき。
(国保資格確認書等と新たに加入した医療保険の資格確認書等が必要。ただし、75歳になって後期高齢者医療制度に加入する場合は、自動的に移行するので手続きは不要です。)
- ③ 被保険者が死亡したとき。
- ④ 生活保護が決定したとき。

※届が遅れると、国保で負担した医療費の返納の請求を受けたり、支払った保険料の払い戻しを受けられないことがあります。

[その他]

- ① 転居などの住所変更をするとき。
- ② 世帯主の変更や世帯分離、氏名変更などをするとき。

2. 給付内容

国保の給付内容には、次のようなものがあります。

- ① 病気やけがの治療……療養の給付
- ② 入院したときの食事代……入院時食事療養費
- ③ 医療費が高額になったとき……高額療養費
- ④ 医療費がいったん全額自己負担になったとき……療養費
- ⑤ 入院、転院などのための移送代……移送費
- ⑥ 出産したとき……出産育児一時金
- ⑦ 死亡したとき……葬祭費
- ⑧ 医療と介護の自己負担の合算が一定額を超えたとき……高額介護合算療養費

(1) 療養の給付

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

病気やけがで医療機関にかかったときの診察、処置・手術などの治療、薬剤又は治療材料、在宅療養および看護などで、医療機関に資格確認書等を提示すれば、一部負担金を支払うだけで、残りの費用は国保が負担します。

年 齢	医療費の自己負担割合
0 歳～義務教育就学前	2 割
義務教育就学時※1～69 歳	3 割
70 歳以上※2	2 割 現役並み所得者は 3 割※3

- ※1 義務教育就学時とは、6 歳になって最初の 4 月 1 日です。(4 月 1 日生まれの人は、6 歳になる 4 月 1 日から 3 割負担です。)
- ※2 70 歳の誕生日の翌月 1 日(誕生日が月の初日の場合は誕生日)からの適用となります。
- ※3 現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得(各種控除後)が 145 万円以上の 70 歳以上(後期高齢者医療被保険者は除く。)の国保被保険者がいる人。

(2) 入院時食事療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

入院時の食事代は、食事にかかる費用のうち一部(標準負担額)を負担していただき、残りは国保が負担します。(住民税非課税世帯の人は、国保の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関等の窓口で提示するか、退院後に国保の窓口で手続きする必要があります。)

「入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)」

一般の人(下記以外の人)		510 円
住民税非課税世帯	過去 12 か月の入院日数	90 日までの入院
		90 日を超える入院
70 歳以上で低所得 I (P179 第 2 表※6 参照)の人		110 円

「療養病床に入院したときの食事代・居住費の標準負担額(65 歳以上)」

	食事代(1食)	居住費(1日)
一般の人(下記以外の人)	510 円 ※1	370 円
住民税非課税世帯	240 円	
70 歳以上で低所得 I の人	140 円	

- ※1 医療機関によって 470 円の場合があります。

(3) 高額療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

下記のような、限度額を超える高額の自己負担額を支払った場合、申請により超えた分を国保が給付します。

また、限度額適用認定証を提示した場合（70歳以上の住民税課税世帯の人は、資格確認書等の提示のみ）、月の初日から末日までにかかる保険診療について支払う額は、入院・外来それぞれ限度額の範囲となります。なお、限度額適用認定証の交付は申請が必要です。（但し、保険料に未納がある方には交付できない場合があります。）

なお、オンライン資格確認システムが導入された医療機関等では、本人が同意し、システムで区分の確認ができれば、限度額適用認定証の提示が不要となります。

「第1表」 70歳未満の人（後期高齢者医療被保険者を除く。）

区分	年間所得額 ※1	1か月あたりの 自己負担限度額	多数該当 ※2
ア ※3	901万円を超える	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円を超えて 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円を超えて 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

「第2表」 70歳以上の人（後期高齢者医療被保険者を除く。）

適用区分		外来の限度額 (個人単位)	外来+入院の限度額 (世帯単位)
現役並み	Ⅲ 課税標準額 690万円以上の人	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円※2)	
	Ⅱ 課税標準額 380万円以上の人	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円※2)	
	Ⅰ 課税標準額 145万円以上の人	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円※2)	
一般	課税標準額 145万円未満 の人 ※4	18,000円 (年間上限) (144,000円)	57,600円 (44,400円※2)
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯 ※5	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) ※6		15,000円

注) 課税標準額とは、各種所得額（収入金額から必要経費を引いた額）から地方税法上の各種所得控除等を引いた額

※1 前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額の合計額から基礎控除（43万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 世帯主及び諫早市国民健康保険に加入している世帯員の中に、住民税未申告者がいる場合も含まれます。

※4 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、所得金額から基礎控除の43万円を差し引いた金額の合計が210万円以下の場合も含む。

※5 低所得Ⅱとは、世帯主及び国保加入世帯員全員が住民税非課税の人で、低所得Ⅰに該当しない人

※6 低所得Ⅰとは、世帯主及び国保加入世帯員全員が住民税非課税の人で、かつ各種収入等から必要経費・控除（年金の所得控除額を80万円として計算）を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

同じ世帯で、同じ月内に70歳以上の人の負担額と、70歳未満の人の一部負担金（21,000円以上のものに限る。）の合計が限度額（第1表参照）を超えた場合は、申請により超えた分を国保が給付します。

(4) 療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、申請により国保が審査し、決定した金額から自己負担額を除いた額を支給します。

- ① やむを得ず、保険診療を扱っていない医療機関で診療を受けたとき又は資格確認書等を提示しないで診療を受けたとき。
- ② 医師が認めた、コルセットなどの補装具代や手術など輸血に用いた生血代。
- ③ 海外渡航中に病気やけがで診療を受けたとき。（治療目的で渡航した場合は除く。）

(5) 移送費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

病気やけがのため、入院、転院する場合に、移動が困難であるため、タクシーや寝台車などを利用した場合で次の要件を全て満たした場合に移送費を支給します。ただし、保険者が必要と認め、かつ医師の意見書及び移送の事実を証する書類が必要です。

- ① 移送されたことにより療養が保険診療として適切に行われたこと。
- ② 緊急やむを得ない状況であること。

(6) 出産育児一時金

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

被保険者が出産したときに、1件につき50万円(産科医療補償制度に加入しない分娩は48万8千円)を支給します。(妊娠85日以降であれば流産、死産も対象となります。)

原則として医療機関等への直接支払いとし、分娩費が支給額より少額だった場合の差額や、直接支払いが利用できなかった場合は、申請により世帯主に支給します。

(7) 葬祭費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対して葬祭費を2万円支給します。

(8) 高額医療・高額介護合算制度

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

医療保険と介護保険の両方の自己負担を世帯で合算し、限度額を超えた場合、「高額介護合算療養費」を支給します。

※ 詳しくは84ページをご覧ください。

3. 対象とならない診療

(1) 国保の対象とならない診療

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

以下の事由による診療費については、国保の対象になりません。

- ① 仕事上での傷病で労災保険の対象となるもの
- ② 病気でないもの
(美容整形、歯列矯正、正常な妊娠及び出産、健康診断、予防接種など)
- ③ その他
(故意と判断される傷病、正当な理由なく医師の指示・診療・治療を無視又は拒否した場合など)

■ 国保と交通事故

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その診療、治療に要する費用は加害者の負担になりますが、国保での診療、治療が受けられます。

その場合、国保で支払った医療費は加害者から返還してもらうことになります。

※ 国保で交通事故などによるけがの治療を受けるときは、国保への届けが必要です。

4. 高額療養費の貸付

保険料に未納のある人が1か月当たりの医療費が高額になったとき、限度額適用認定証の利用ができないことにより、医療費の支払いが困難となる場合があります。そのような場合、支給を受ける予定である高額療養費相当額の一部を無利子で貸し付けます。

- ①貸付額 高額療養費に相当する金額の9割(千円未満切り捨て)を限度とする。
- ②条件
 - ア) 連帯保証人が1名必要
 - イ) 世帯主及び連帯保証人の実印と印鑑証明書が必要
 - ウ) 高額療養費支給時に貸付金と相殺

5. 保険料

国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの要素で構成されています。

(1) 医療給付費分保険料の負担

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

国保に加入すると、収入に応じた保険料の負担が必要となります。保険料は被保険者の皆さんの病気やけがなどによる医療費の支払いや、子どもが生まれたり、家族が死亡したときなどの給付費用に充てられます。

- | | | | |
|-----------|---------------|----------|----------|
| ① 所得割 | 被保険者の所得に応じて算出 | (6年度保険料率 | 7.99%) |
| ② 被保険者均等割 | 被保険者の人数に応じて算出 | (6年度保険料額 | 26,560円) |
| ③ 世帯別平等割 | 一世帯に定額で算出 | (6年度保険料額 | 17,640円) |

(2) 後期高齢者支援金分の負担

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

75歳以上の高齢者の医療にかかる給付費の約4割を国保や職域の健康保険が負担します。この負担金に充てるため、後期高齢者支援金分の保険料が賦課されます。

- | | | | |
|-----------|---------------|----------|----------|
| ① 所得割 | 被保険者の所得に応じて算出 | (6年度保険料率 | 3.31%) |
| ② 被保険者均等割 | 被保険者の人数に応じて算出 | (6年度保険料額 | 10,890円) |
| ③ 世帯別平等割 | 一世帯に定額で算出 | (6年度保険料額 | 7,240円) |

(3) 介護納付金分保険料の負担

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

国保に加入している人のうち40歳以上65歳未満の方は、介護納付金分の保険料が賦課されます。なお、保険料は、介護サービスを受けた方の費用の支払いに充てられます。

- | | | | |
|-----------|---------------|----------|----------|
| ① 所得割 | 被保険者の所得に応じて算出 | (6年度保険料率 | 2.77%) |
| ② 被保険者均等割 | 被保険者の人数に応じて算出 | (6年度保険料額 | 11,260円) |
| ③ 世帯別平等割 | 一世帯に定額で算出 | (6年度保険料額 | 5,660円) |

※ 保険料は、世帯の人員、所得の状況によって軽減されることがあります。軽減は自動的に行われますので、特に手続きなどは必要ありません。

※ 令和7年度の保険料は、県が示す標準保険料率を参考に決定する保険料率に基づき、令和7年7月頃に通知する予定です。

(4) 保険料の軽減

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

国保に加入している間出産された方や退職後に国保に加入をされた方は、保険料が軽減される場合があります。

■ 産前産後期間の軽減

出産予定日又は出産日が属する月の前月から、4 か月間の保険料の一部が届出により軽減されます。
(多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3 か月前から6 か月間)

■ 非自発的失業者のための軽減

離職の翌日から翌年度末までの期間において、倒産・解雇・雇止めなどによる離職により失業給付を受ける65歳未満の方は、保険料が届出により軽減される場合があります。

(5) 保険料に未納がある場合

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

国保は、みんなで保険料を出し合って医療費に充てる助け合いの制度です。加入者は医療の給付を受ける権利と保険料を納める義務があります。保険料は納期限内に必ず納めましょう。

- ① 保険料に未納があると、保険給付が制限されることがあります。
 - ② 未納期間が長期の場合、特別な事情があるときを除き、特別療養費の支給対象者となる場合があります。特別療養費の支給対象者となると、医療機関で診療を受けたときは全額自己負担をし、その後、保険適用医療費の7割(又は8割)相当額を申請により払戻しを受けることとなります(未納保険料への充当あり)。1年6か月以上の滞納は、療養費、高額療養費などの保険給付の全額又は一部を差止めます。さらに、差止めに係る給付額から滞納保険料額を控除することもあります。
 - ③ 上記のほか、財産(不動産、給与、預貯金等)の差押え処分を行う場合があります。
- ※ 納付が困難になった場合は、分割納付等の方法がありますので、早めに保険年金課へご相談ください。

(6) 保険料の納付方法

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

■ 普通徴収

市役所から送付した納付書により、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン、市役所の窓口で納めることができます。また、口座振替の方法により納めることもできます。

① 金融機関及び市役所窓口での納付

市役所から送付された納付書で納めてください。

金融機関	十八親和銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、 たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、九州労働金庫	国内全店
	長崎県央農業協同組合、長崎西彼農業協同組合、JF マリンバンク九州 信漁連	長崎県内全店
	ゆうちょ銀行・郵便局	九州内 (沖縄県を除く)
市役所	本庁・各支所・各支所の出張所(大草・伊木力・田結・小江深海)	

② 口座振替による納付

上記金融機関の預貯金口座から自動的に振り替えて納めることができます。申し込みは金融機関の窓口、又は、パソコン・スマートフォンでのWEB口座振替受付サービスで行ってください。

③ コンビニエンスストアでの納付

取り扱い コンビニ チェーン	MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、ローソンストア100
----------------------	--

④ スマートフォンでの納付

PayPay、PayB、支払秘書、J-CoinPay、auPAY、d払いで納めることができます。

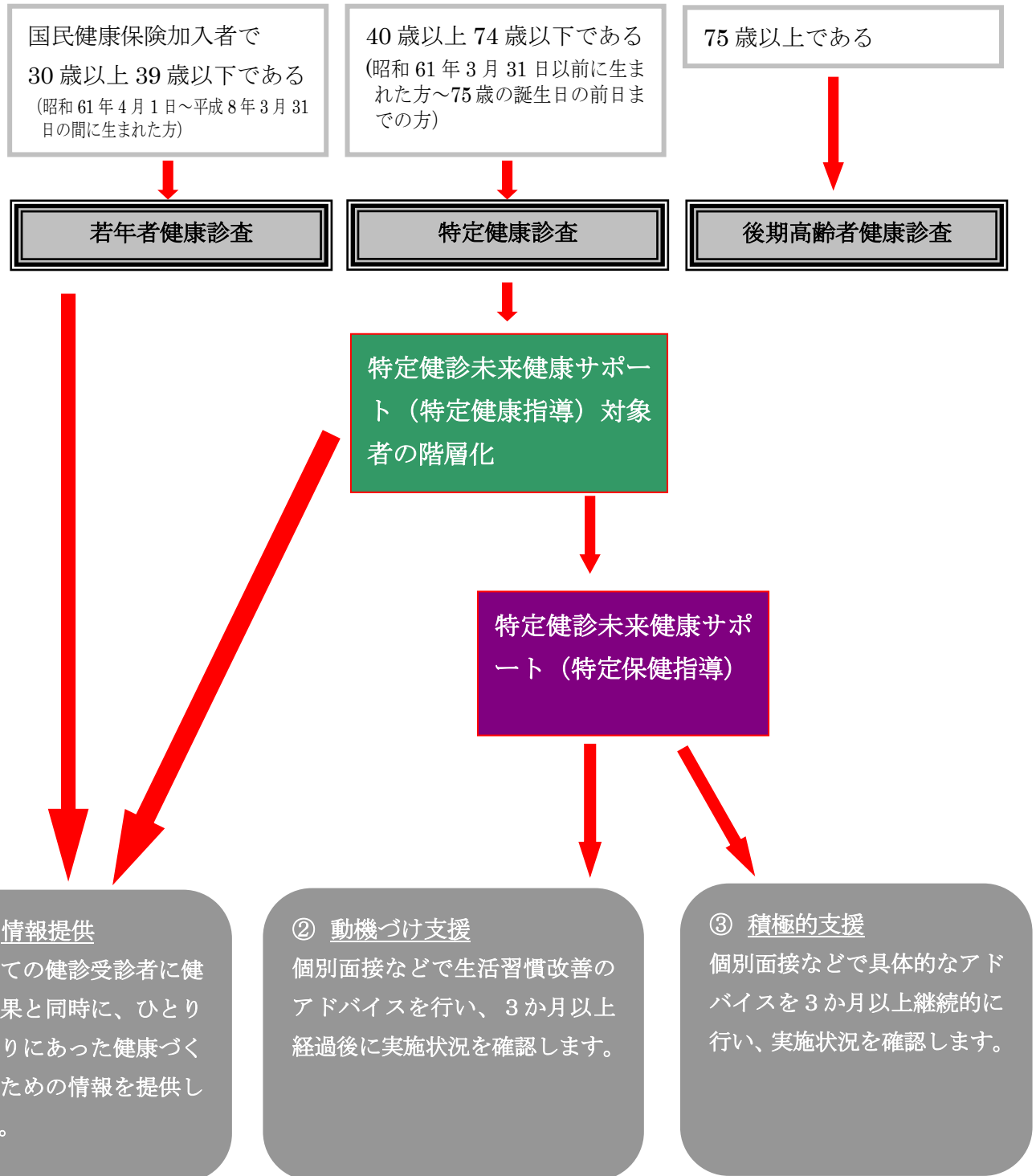
■ 特別徴収

世帯主が被保険者で、世帯内の国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合、世帯主が受給している年金（年額18万円以上の方）から自動的に徴収（天引き）されます。（介護保険料と国民健康保険料の合算額が年金受給額の2分の1以下の場合）

なお、市役所に納付方法の変更の申し出を行うことにより口座振替に切り替えることができます。

6. 保健事業

被保険者に特定健康診査・特定保健指導を実施します。特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドローム及びその予備群の方を抽出し、生活習慣の改善を目的とする保健指導を行います。



(1) 特定健康診査

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

- ①対象者 40歳以上の被保険者（年齢は令和8年3月31日現在）
- ②実施医療機関 市内医療機関等
（大村市医師会又は西彼杵医師会所属の一部医療機関でも受診できます。）
- ③種類 個別及び集団
- ④受診方法 保険証又は資格確認書及び受診券を医療機関等に提示して受診（1年度に1回）
- ⑤受診者負担金 無料
※ミニ人間ドックとして、諫早市がん検診（乳腺検診を含む。）と同時に受診された場合は、諫早市がん検診の受診者負担金に対し200円を助成

(2) 特定健診未来健康サポート

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

- ①対象者 特定健康診査の検査結果により生活習慣の改善が必要な人
- ②内容 市国保の保健師・管理栄養士などが、生活習慣病予防のために個別相談を行います。
- ③個人負担金 無料

(3) 若年者健康診査

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

- ①対象者 30歳以上39歳以下の被保険者（年齢は令和8年3月31日現在）
- ②実施医療機関 市内医療機関等
- ③種類 個別及び集団
- ④受診方法 保険証又は資格確認書を医療機関等に提示して受診（1年度に1回）
- ⑤受診者負担金 500円

(4) 人間ドック

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

- ①対象者 40歳以上の被保険者（年齢は令和8年3月31日現在）
次の人は申し込みできません。
ア) 特定健康診査を受診した人又は受診予定の人
イ) 市が実施するがん検診(胃・大腸・肺)を受診した人、又は受診予定の人
ロ) 職場などで受診できる人
- ②種類 日帰り・1泊2日のどちらかを1年度に1回
- ③実施医療機関 市内医療機関の一部
- ④手続き 直接指定の医療機関に申込みください。
- ⑤受診者負担金 日帰り：18,500円、1泊2日：33,000円

(5) はり・きゅう施術費補助

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

市が指定したはり師・きゅう師が施術した「はり」、「きゅう」について、料金の一部を助成しています。

- ①助成内容 施術1回につき800円
※助成対象となる施術は1日1回とし、初月は15回まで、2か月目以降は毎月10回までを助成します。
- ②助成の受け方 保険証または資格確認書を施術担当者に提示し、支給申請書に押印又は署名してください。

II. 国民年金

1. 国民年金とは

すべての国民を対象に、老齢、障害、死亡に関し必要な給付を行い、健全な国民生活の維持、向上に役立つことを目的としています。

(1) 国民年金に必ず加入する被保険者

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次のいずれかに該当する人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

- ① 20 歳以上 60 歳未満で、学生、農林漁業者、自営業者等の人。（第 1 号被保険者）
- ② 厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員。（第 2 号被保険者）
- ③ 第 2 号被保険者の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人。（第 3 号被保険者）

(2) 国民年金に希望して加入する被保険者

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次のいずれかに該当する人は、国民年金に加入することができます。（任意加入被保険者）

- ① 日本国内に住所があり、20 歳以上 60 歳未満で老齢（退職）年金の受給資格がある人。
- ② 日本国内に住所があり、60 歳以上 65 歳未満の人。（受給資格期間が足りない人など）
- ③ 日本人で外国に居住している 20 歳以上 65 歳未満の人。ただし、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている人は加入できません。
- ④ 昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で日本国内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満の人又は日本人で外国に居住している 65 歳以上 70 歳未満の人。（受給資格期間を満たすまで）

(3) 国民年金の届出

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次に該当する場合は、14 日以内に届け出る必要があります。

- ① 会社等を辞めたとき。（マイナンバーカード又は年金手帳、退職年月日がわかる書類、本人確認書類）
- ② 配偶者の扶養からはずれたとき。（マイナンバーカード又は年金手帳、扶養からはずれた日がわかる書類、本人確認書類）

(4) 保険料の免除

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

第1号被保険者の保険料について、法定免除、申請免除、産前産後期間の免除、学生納付特例などがあります。

法定免除に該当するのは、

- ① 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金を受けている人で、障害の程度が1級又は2級の状態に該当する人。
- ② 昭和61年3月以前から、国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合などの障害年金を受けている人。
- ③ 生活保護法による生活扶助を受けている人。
- ④ ハンセン病療養所、国立脊髄療養所、国立保養所などに入所している人。（厚生労働大臣が指定する施設に入所しているとき。）

一般の人で申請による免除に該当するのは、

- ① 所得が低い人。
- ② 失業等により、保険料を納めることが著しく困難と認められる人。
- ③ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人。

※申請免除には、全額免除と3/4免除、半額免除、1/4免除があり、本人だけでなく配偶者や世帯主の所得状況によって判断されます。

■ 産前産後期間の免除

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が届出により免除となります。

（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）

■ 学生の保険料納付特例

学生本人が一定所得以下の場合には、親に保険料負担を求めることなく、本人が社会人になってから保険料を納めることができるよう、申請により学生期間中の保険料が猶予されます。

■ 納付猶予制度

20歳から50歳未満の第1号被保険者について、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合、申請により保険料が猶予されます。

(5) 保険料額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和7年度の国民年金保険料は、月額17,510円です。

付加保険料を加算して納付すると年金受給額が増えます。

※ 付加保険料は、月額400円（194ページ参照）

(6) 保険料の前納割引、口座振替割引(早割)

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

保険料の1年分、半年分又は2年分を前納すると割引があります。また、毎月の保険料を口座振替で当月払い(早割)すると、毎月60円割引になります。

- | | |
|---------------|---|
| ① 現金で前納した場合 | 1年前納で年間3,730円割引、半年前納で年間850円割引
2年前納で年間15,670円割引 |
| ② 口座振替で前納した場合 | 1年前納で年間4,400円割引、半年前納で年間1,190円割引
2年前納で年間17,010円割引 |

■ クレジットカード納付

クレジットカードでの納付ができます。希望する場合は、年金事務所へ事前の申込みが必要です。現金前納と同じ割引があります。

■ 電子納付(Pay-easy)

Pay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング又はテレフォンバンキングで納付ができます。前納用納付書を使用し、納付した場合は、現金前納と同じ割引があります。

■ スマートフォンアプリでの納付

スマートフォンアプリ(auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイ、AEONPay)を使用して納付ができます。前納用納付書を使用し、納付した場合は、現金前納と同じ割引があります。

2. 老齢基礎年金

老後の生活を保障するために支給される公的年金で、保険料を10年以上納付又は免除された人が65歳になったときから支給されます。

(1) 老齢基礎年金の受給要件

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて、10年以上ある人が、65歳になったときから受給できます。具体的には、次のすべての期間を合算して10年以上の人です。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間（免除期間を含む。）
- ② 昭和36年4月1日から昭和61年3月までの厚生年金保険、船員保険の被保険者期間及び共済組合の組合員期間のうち20歳から60歳までの期間
- ③ 第3号被保険者期間又は60歳未満の国民年金任意加入被保険者の未納期間

第3号被保険者は、昭和61年3月までは任意加入でした。しかし、昭和61年の法改正に伴い、被用者年金制度の加入者の配偶者が昭和36年4月から昭和61年3月までのうち、国民年金に任意加入しなかった期間については「カラ期間」として、10年の受給資格期間の計算に算入されることになりました。（ただし、「カラ期間」は年金額の計算には入りません。）

※ 第3号被保険者の期間を有する人の年金請求手続きは、年金事務所で受け付けます。

(2) 老齢基礎年金の額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和7年度の年額は、新たに年金を受給する方は、満額の場合で831,696円（月額69,308円）です。すでに年金を受給している方は、満額の場合で829,296円（月額69,108円）です。（令和7年4月1日現在）

※ 未納期間や免除期間があると支給額は減額されます。

(3) 老齢基礎年金の受給申請手続きに必要なもの

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

申請の手続きには、戸籍謄本、本人及び配偶者の年金証書、本人名義の預金通帳などが必要です。

※ 受給要件や受給額は加入期間などで変わります。また、期間の短縮などの特例措置もあります。

3. 障害基礎年金

国民年金加入期間中に初診日がある病気やけがで障害者になったときに支給されます。

(1) 障害基礎年金の受給要件

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

障害基礎年金を受給するためには、以下のすべてを満たしていることが要件となります。

- ① 初診日において国民年金の被保険者であるとき、又は国民年金の被保険者であった人が国内に住所があり、60歳以上65歳未満であるとき。※20歳前に初診日があるときも含まれます。
- ② 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、又は症状が固定した日）に、国民年金法施行令で定められた「1級」又は「2級」に該当するとき。
- ③ 初診日の属する月の前々月までに、国民年金の被保険者期間がある場合、保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上あるとき。なお、令和8年3月31日以前に初診日のある傷病での障害については、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。（ただし、初診日に65歳未満でなければなりません。）

■ 20歳前に障害になった人

20歳に達する前に初診日がある病気やけがで障害になった場合は、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときはその障害認定日）に、国民年金法施行令で定められた障害の程度が、1級又は2級の状態にある人。

■ 昭和61年3月31日以前から障害福祉年金を受給していた人

障害基礎年金は支給されず、引き続き旧国民年金法による障害年金が支給されます。

(2) 障害基礎年金の年金額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和7年度の年額は、障害の程度により次のようになっています。（令和7年4月1日現在）

1級障害の人 年額 1,039,625 円（月額 86,635 円）

2級障害の人 年額 831,700 円（月額 69,308 円）

※ 障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている子については、下記の加算があります。ただし、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。（子が障害者の場合は20歳未満）

子の加算額	1人目、2人目	……………	年額1人	239,300円
	3人目以降	……………	同	79,800円

(3) 障害基礎年金の受給申請手続きに必要なもの

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

申請の手続きには、戸籍謄本、診断書（傷病によってはレントゲンフィルムも必要）、病歴・就労状況等申立書、本人名義の預金通帳などが必要です。

4. 特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったために加入せず、その間に障害を負ったために障害基礎年金を受けられない人に特別障害給付金が支給されます。

(1) 特別障害給付金の支給対象者

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

昭和 61 年度前の現在の第 3 号被保険者にあたる人や平成 3 年度前の学生などで、任意加入していなかった期間に初診日がある傷病により障害等級 1、2 級の認定を受けた人。（ただし、65 歳の誕生日の 2 日前までに、その障害に該当する人。）

(2) 特別障害給付金の支給額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和 7 年度の支給額は、次のようになっています。

1 級障害の人	年額 682,200 円(月額 56,850 円)
2 級障害の人	年額 545,760 円(月額 45,480 円)

5. 遺族基礎年金

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したとき、その遺族で、子のいる配偶者又は子に対して支給されます。

(1) 遺族基礎年金を受給できる遺族の範囲

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

遺族基礎年金は、死亡した人の死亡当時、その人によって生計を維持されていた次の人に対して支給されます。

- ① 死亡した人の子のある配偶者
 - ② 死亡した人の子
- ※子とは、次の者に限ります。
- ・18歳到達年度の末日までにある子
 - ・20歳未満で障害年金の障害等級1級・2級の子

(2) 遺族基礎年金の受給条件

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

次のいずれかに該当する人が死亡したときに支給されます。

- ① 国民年金の被保険者であること。
 - ② 国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。
 - ③ 老齢基礎年金の受給権者であること。
 - ④ 老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上）を満たした人であること。
- ※ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あること、死亡日が令和8年3月31日までにあるときは、直近の1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

(3) 遺族基礎年金の年金額

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

令和7年度の年額はそれぞれ次のようになっています。（令和7年4月1日現在）

「子のある配偶者に支給される年金額」

子の数	基本額	子の加算額	年金額計
1人	831,700円	239,300円	1,071,000円
2人		478,600円	1,310,300円

※ 3人目以降の子は、1人につき年額 79,800円を加算。

「子に支給される年金額」

子の数	基本額	加算額	年金額計
1人	831,700円	—	831,700円
2人		239,300円	1,071,000円

※ 3人目以降の子は、1人につき年額 79,800円を加算。

※ 昭和61年3月31日以前からの母子等福祉年金受給者も該当します。

6. 第一号被保険者の独自給付

学生、農林漁業者、自営業者などの人は、保険料を納めた期間に応じ、独自給付があります。

(1) 付加年金

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

月額 400 円の付加保険料を納めた人は、次の計算で算出した額が老齢基礎年金基本額に加算給付されます。

$$\text{付加年金額(年額)} = 200 \text{ 円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

(2) 寡婦年金

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

夫が死亡したとき下記のすべてを満たす妻には、夫が受給するはずだった老齢基礎年金の 4 分の 3 の額が、60 歳から 65 歳になるまで支給されます。

- ①夫の第 1 号被保険者としての保険料納付済期間等が 10 年以上あること。
- ②夫によって生活が維持されていたこと。
- ③婚姻期間（内縁も可）が 10 年以上継続していたこと。
- ④夫が障害基礎年金又は老齢基礎年金を受けたことがないこと。
- ⑤妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けていないこと。

※平成 29 年 8 月 1 日より前の死亡の場合、保険料納付済期間等が 25 年以上必要です。

(3) 死亡一時金

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

国民年金保険料を 3 年以上納めた人が、何の年金も受給せずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）には、この優先順位で下記の死亡一時金が給付されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金等を受給できる場合は給付されません。

「死亡一時金の支給額」

保険料納付期間	一時金支給額	保険料納付期間	一時金支給額
3 年以上 15 年未満	120,000 円	25 年以上 30 年未満	220,000 円
15 年以上 20 年未満	145,000 円	30 年以上 35 年未満	270,000 円
20 年以上 25 年未満	170,000 円	35 年以上	320,000 円

- ※1 死亡月の前月までの付加保険料納付期間が 3 年以上ある場合には、更に 8,500 円が加算されます。
- ※2 寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる状況にある場合は、選択によってどちらかが支給されます。
- ※3 手続きには、戸籍謄本、住民票、請求者名義の預金通帳などが必要です。
- ※4 死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡の日の翌日から 2 年です。

III. 関係機関・団体

(1) 厚生年金の請求手続に関する相談・問い合わせ

名 称	所在地	電話番号
日本年金機構 諫早年金事務所	栄田町 47-39	25-1662

(2) 国民年金の資格・保険料及び請求手続に関する相談・問い合わせ

名 称	所在地	電話番号
日本年金機構 諫早年金事務所	栄田町 47-39	25-1662

7 市民のための保健事業

I. 健康づくり	199
(1) 健康づくり推進事業	199
(2) 食生活改善推進事業	200
(3) 運動普及推進事業	200
(4) 食育推進事業	201
(5) 心の健康づくり事業	201
II. 医療対策	202
(1) 救急医療対策事業	202
(2) 小児救急医療支援事業（諫早市こども準夜診療センター）	204
(3) A E D(自動体外式除細動器)	205
III. 成人保健	206
(1) 成人期健康教育	206
(2) 成人期健康相談	206
(3) 成人期訪問保健指導	206
(4) 各種がん検診等	207
IV. 関係機関・団体	209
(1) 県央振興局保健部（県央保健所）	209
(2) 保健・医療関係団体に関する問い合わせ	209

市民のための保健事業

I. 健康づくり

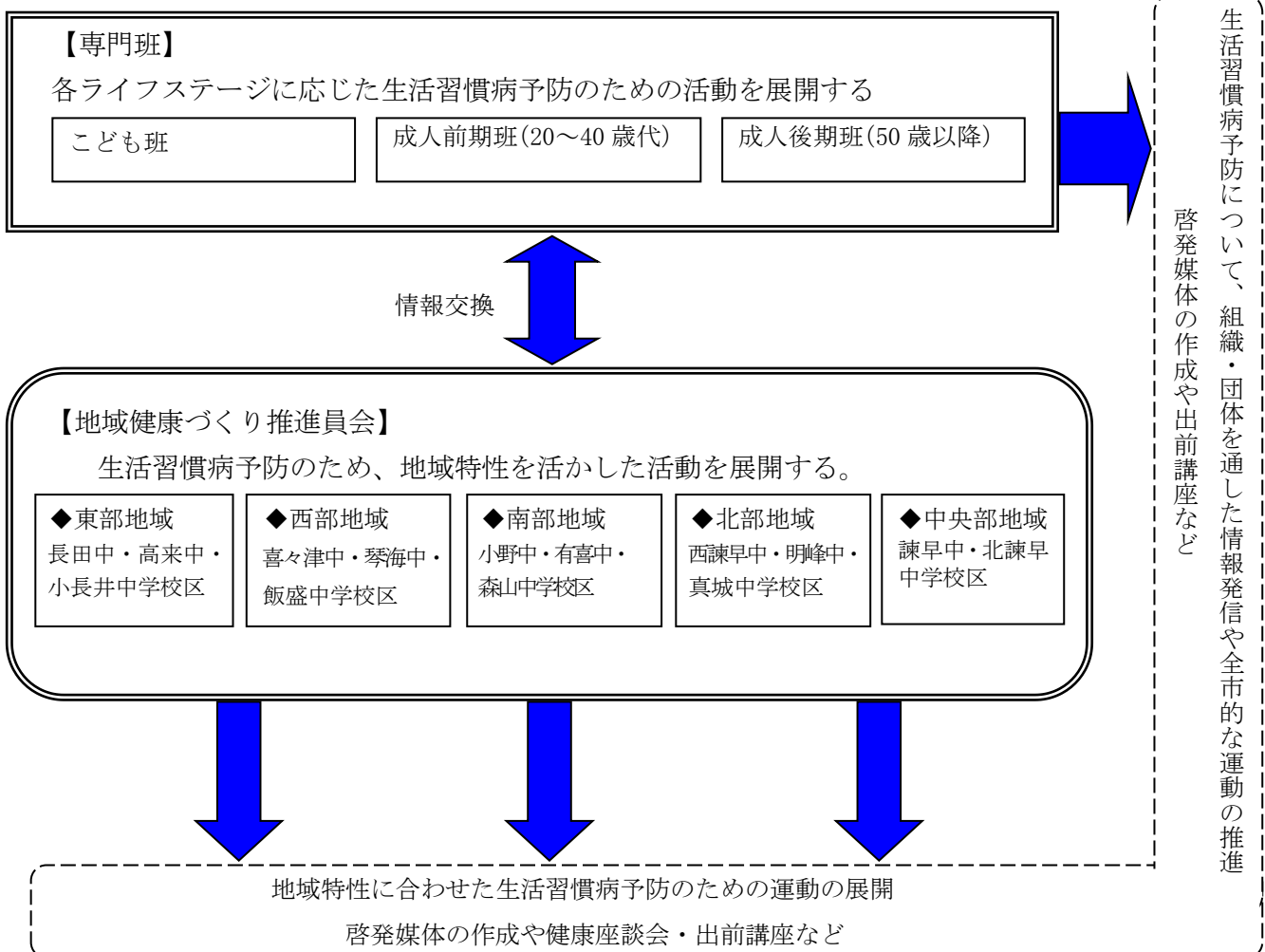
(1) 健康づくり推進事業

【問合せ先】健康づくり推進協議会事務局 Tel.22-1500
健康推進課

諫早市健康づくり推進協議会では、市民一人ひとりの健康づくりの推進を図るため、健康づくりに関する事項について協議し、充実した市民の健康で活力ある生活を支援します。

そのために協議会では、健康いさはや 21 の推進主体として、組織や団体を通じた情報発信や全市的な運動を推進する「専門班活動」、地域特性を活かした健康づくりを推進する「地域健康づくり推進委員会活動」により、生活習慣病の予防・生活習慣の改善を目標に健康いさはや 21 運動を進めます。

【健康いさはや 21（第四次）の推進】



(2) 食生活改善推進事業

【問合せ先】食生活改善推進協議会事務局 TEL22-1500
健康推進課

諫早市食生活改善推進協議会では、健康いさはや 21 の推進リーダーである食生活改善推進員を養成し、市民に健康づくりのための食生活を伝達することを通して、健康いさはや 21 を推進します。

事業名	対象	内容等
小・中・高校のゲスト ティーチャー（講師派遣）	小・中・高校	総合学習、家庭科、クラブ活動等へ講話、調理実習など
親子、子ども食育教室 生活習慣病予防講習会	市民全般	講話、調理実習等
食生活改善推進員養成 講座	全プログラム (20 時間)受講 終了後活動可 能な市民	期間：令和 7 年 9 月～12 月予定
		内容：健康な食生活の推進に関する知識・技術（6 回）
		その他：養成講座修了後には、次年度より諫早市食生活改善推進員として、食を通じた健康づくりに従事

(3) 運動普及推進事業

【問合せ先】運動普及推進員協議会事務局 TEL22-1500
健康推進課

諫早市運動普及推進員協議会では、健康いさはや 21 の推進リーダーである運動普及推進員を養成し、市民に健康づくりのための運動（ウォーキング・ニュースポーツ・のんのこ体操・のんのこ 21 サーキット）を普及することで、健康いさはや 21 を推進します。

事業名	対象	日時及び内容等
ウォーキング教室 (市民ウォーキング)	市民全般	日時：月 2～3 回の予定で教室を実施 土曜日 午前 9 時～午前 11 時 30 分
		内容：準備体操・5～6km 程度のコース・整理体操
ニュースポーツ教室	市民全般	内容：グラウンド・ゴルフ、ペタンク
のんのこ 21 サーキット教室 (ストレッチ体操、筋力運 動と有酸素運動)	市民全般	内容：中程度の体力者を対象としたストレッチ体操、筋力 運動と有酸素運動
のんのこ体操教室	市民全般	内容：低体力者を対象としたストレッチ体操、筋力運動
運動普及推進員養成 講座	全プログラム受講終 了後活動可能な市民	期間：令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月予定
		内容：健康づくりのための運動普及に関する知識及び 実技(5 回程度)と各教室への参加
		その他：養成講座修了後には、次年度より諫早市運動普 及推進員として、運動を通じた健康づくりに従事

(4) 食育推進事業

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

諫早市食育推進計画に基づき、庁内に組織した諫早市食育推進本部を中心として、生活環境分野・健康福祉分野・農林水産分野・商工分野・教育分野が連携し、市民一人ひとりが食への感謝の気持ちを深めるとともに、食に関する知識と選択する力を学び実践できるような環境づくりを進め、地域の特性に合わせた食育の取組を総合的かつ計画的に推進しています。

事業名	対象	内容等
食育総合展示等開催	市民全般	健康フェスティバルと同日開催
食育推進事業		食育コンテストの開催等
食文化継承活動	小・中学校等	郷土料理や地場産品を使った調理実習など

(5) 心の健康づくり事業

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

市民に対し心の健康づくりに関する理解を深めるための普及啓発活動を行うとともに、職場等への正しい情報の普及啓発を進めることで、健康いさはや 21 が目指す、「心の健康」・「自殺対策」を総合的に推進していきます。

事業名	対象	内容等
心の健康づくり講演会	市民全般	自殺予防、心の健康づくりなどの講演会の開催
ゲートキーパー養成講座		自殺のリスクに気づき、正しい知識を普及するゲートキーパーの養成講座の開催
自殺予防普及啓発活動		自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせてちらし等の配布、パネル表示
心の健康づくり相談		○こころの健康づくりガイドブックを作成し配置しております。 ○随時相談に応じています。

II. 医療対策

(1) 救急医療対策事業

【問合せ先】健康推進課 Tel.22-1500

■ 初期救急医療体制

①在宅当番医制

軽症の患者を治療したり、重症である患者を二次、三次の医療機関へ転送するなど救急医療体制の基礎をなしており、日曜・祝日における急病患者的の医療体制としては、諫早医師会が実施する在宅当番医療制度により、初期救急医療制度を確保しています。

■ 二次救急体制

①病院群輪番制

初期体制では取扱えない入院治療を必要とする患者に対応する体制であり、総合病院的機能を持つ医療機関が共同連帯して輪番体制により診療にあたる病院群輪番方式により重症患者の医療を確保しています。

また、年間を通して 24 時間対応できる体制を確保しており、夜間等の初期体制の受付時間外の患者に対する医療も確保しています。

②救急医療協力病院

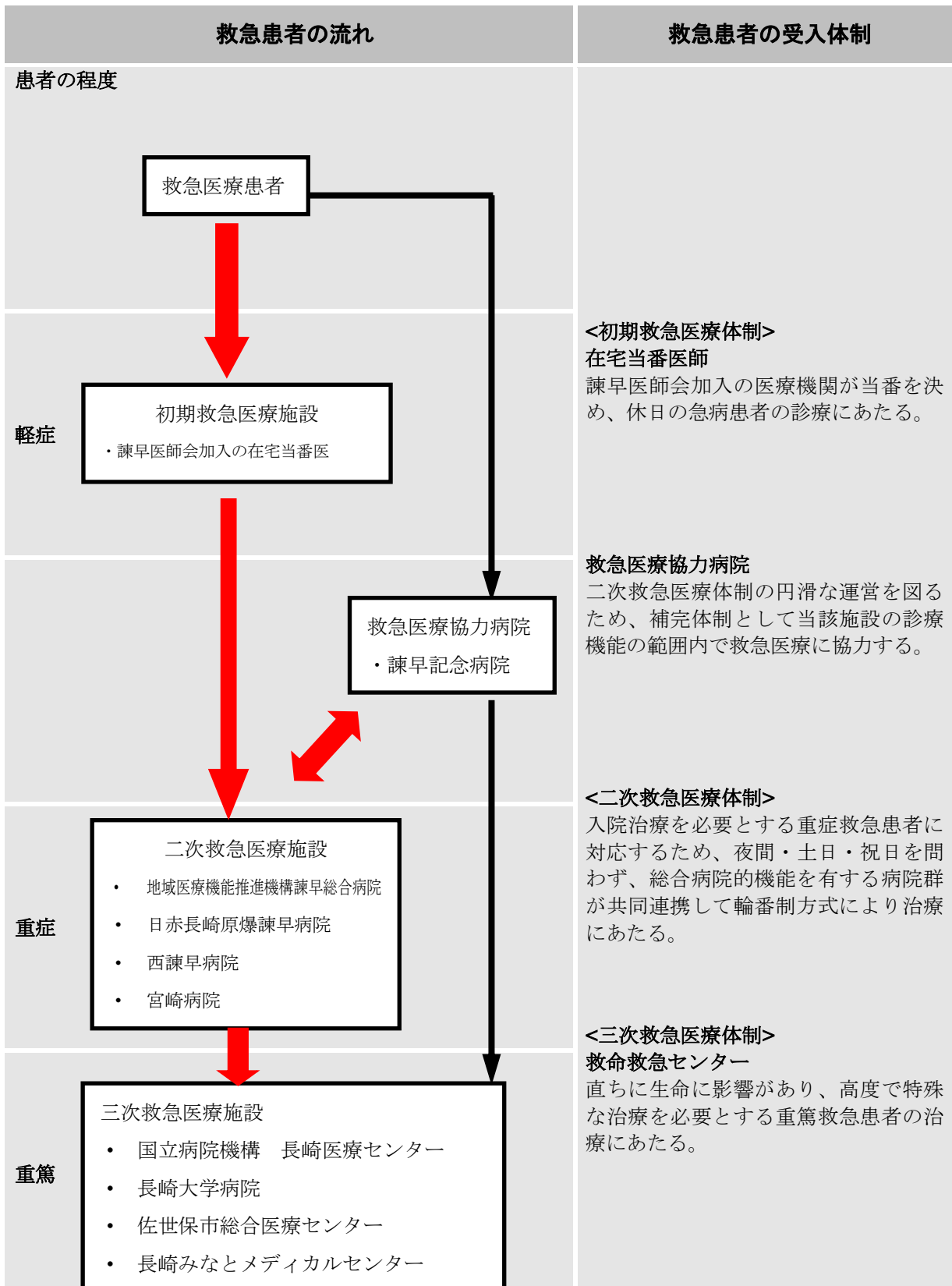
二次救急医療体制の円滑な運営を図るため、補完体制救急協力病院を確保しています。

■ 三次救急体制

①救命救急センター

直ちに高度の医療を行わなければ直接生命に影響のある重篤な救急患者を受け入れ救命救急的な診療にあたるものであり、長崎県域として体制の整備が図られています。

■ 諫早地域の救急医療体制



(2) 小児救急医療支援事業（諫早市こども準夜診療センター）

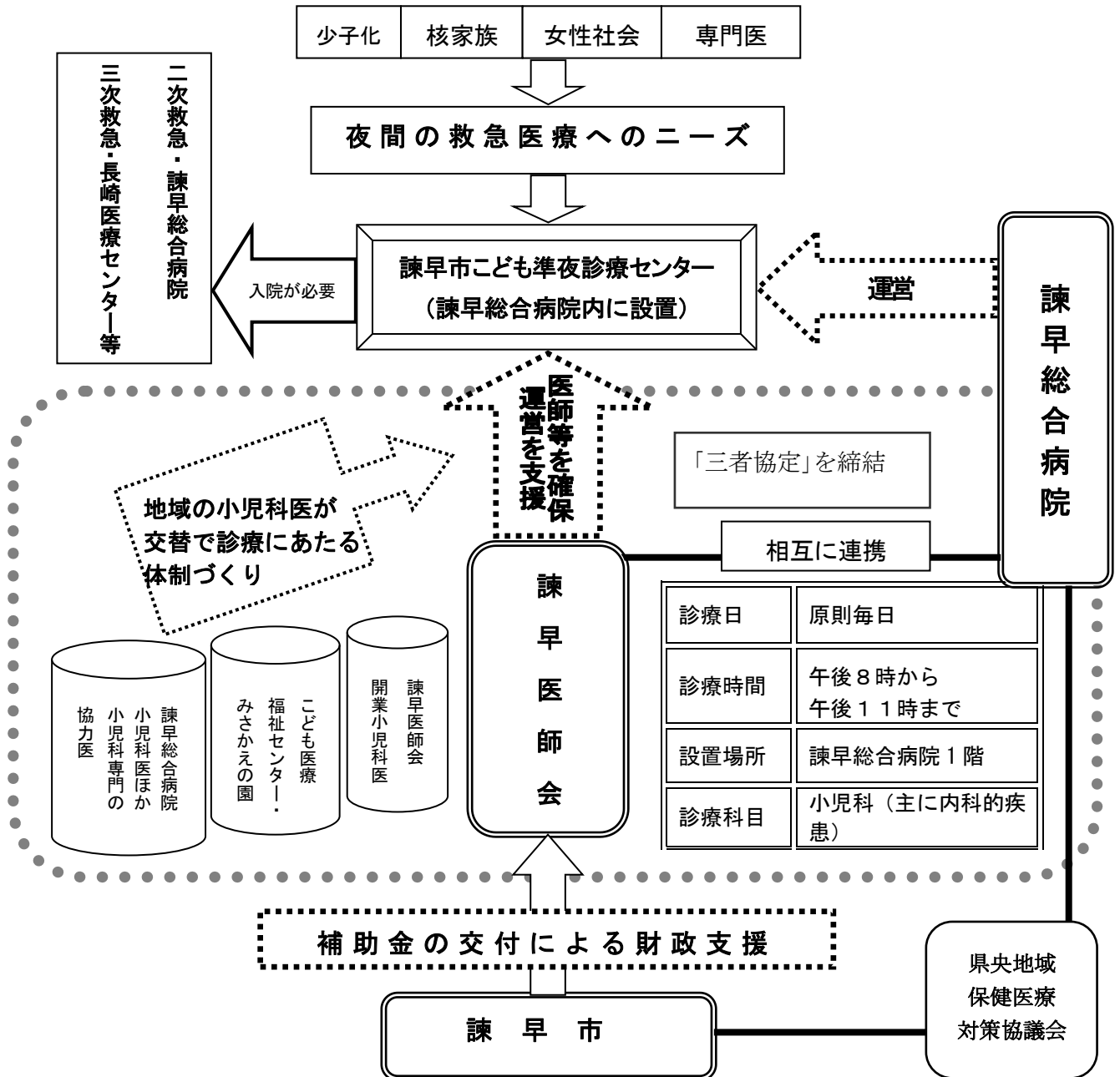
【問合せ先】地域医療機能推進機構諫早総合病院 TEL22-1380

■ 事業目的

夜間における小児救急患者に対応できるよう地域医療機能推進機構諫早総合病院内に「諫早市こども準夜診療センター」を開設し、小児救急医療体制の充実により保護者の育児面における安心と子育て支援を図ります。

■ 市の支援策

諫早市こども準夜診療センターへ小児科医等を派遣し、運営を支援する諫早医師会へ事業に要する経費の支援を行います。



施設名	場所	診療科目	診療日及び診療時間
諫早市こども準夜診療センター	諫早総合病院内	小児科	原則毎日 午後8時～午後11時

※受診前に電話で病症を伝え、夜間受付窓口（1階）で受付を済ませてから、受診をお願いします。

なお、受付時間は、午後10時45分までとなりますのでご注意ください。

(3) AED(自動体外式除細動器)

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500
各支所地域総務課

AED(自動体外式除細動器)は、心臓の心室が小刻みに震えて全身に血液を送ることができない状態の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。音声ガイドに従い簡単に操作することが可能なため、平成16年7月からは一般市民の方でも使用することが出来るようになりました。

■ AED設置施設(市内公共施設等)

- ・諫早市立の全小中学校(小学校28台・中学校14台)・市立保育所2台
- ・諫早市役所本館1台・各支所5台
- ・下記施設46台

合計96台

施設名	所在地	施設名	所在地
諫早市体育館・武道館	東小路町2-38	諫早市サッカー場	多良見町木床2001
諫早市民センター	東小路町8-5	多良見のぞみ会館	多良見町木床106
諫早市すすく広場	栄町1-1アエルウエスト	なごみの里運動公園	多良見町木床2002
中央ふれあい広場	仲沖町454	諫早市多良見多目的研修館	多良見町舟津1140
諫早文化会館	宇都町9-2	諫早市森山スポーツ交流館	森山町下井牟田1145
健康福祉センター	宇都町29-1	健康福祉センター森山分館	森山町下井牟田1238
新道福祉交流センター	新道町999-1	森山唐比ふれあい牧場	森山町唐比西187
小栗ふれあい広場	小川町1222	諫早市飯盛体育館	飯盛町平古場266
諫早市小野体育館	黒崎町170-3	いいもり月の丘温泉	飯盛町平古場279
諫早市小野島グラウンド	小野島町2233	いいもりコミュニティ会館	飯盛町開1677-1
干拓の里	小野島町2232	結の浜マリンパーク	飯盛町池下17-2
有喜ふれあい会館	有喜町488	諫早市高来ふれあい会館	高来町黒崎325
諫早市中央体育館	小船越町1048-2	いこいの村長崎	高来町善住寺1080
つくば倶楽部	津久葉町5-115	轟峡 轟涼庵	高来町善住寺1106-72
西諫早公民館	山川町1-3	諫早市とどろき体育館	高来町汲水388
西諫早ふれあい広場	真崎町1086-1	高来西ゆめ会館	高来町峰19-1
本野ふれあい会館	上大渡野町2-1	諫早市高来総合運動公園	高来町小船津904-4
こどもの城	白木峰町827-2	小長井健康センター	小長井町井崎127
コスモス花宇宙館	白木峰町827-1	小長井文化ホール	小長井町小川原浦825
長田いこいの広場	長田町2394-1	諫早市小長井田原体育館	小長井町小川原浦2008-20
諫早市第1野球場	久山町2014-16	山茶花高原ピクニックパーク	小長井町遠竹2867-7
田結公民館	飯盛町里648-3	諫早図書館	東小路町6-30
諫早市勤労者福祉会館	宇都町30-30	道の駅「251 いいもりじゃがロード」	飯盛町上原1376

※設置場所には、収納ボックスと案内板・設置表示マークなどを取り付けています。

■ 貸出用AED

市内で開催されるイベントにAEDを無料で貸出します。貸出しを希望される方は、希望日の1週間前までに電話で申し込んでください。

〔健康推進課に2台、各支所1台ずつ、合計7台を配備〕

III. 成人保健

成人保健は、市民の健康づくりのために、健康教育、健康相談、訪問指導、各種がん検診などを実施しています。

(1) 健康教育

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

生活習慣病の予防など、健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康づくりのために開催します。

- 健康づくりや生活習慣病予防のための普及啓発
- がん予防等講演会、検診受診の普及啓発
- 地域の健康課題に応じた地域団体への健康教育

(2) 健康相談

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

40歳以上の市民を対象に、各地域の保健師・管理栄養士が生活習慣病の予防や心身の健康づくりに関する個別相談に応じます。

- 糖尿病性腎臓病重症化予防相談（血圧、血糖、コレステロールが高くなっている方など）
- 精神保健相談（うつ、ギャンブル依存症、アルコール依存症など）

(3) 訪問保健指導

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

療養上の保健指導が必要な方及びそのご家族に対して、保健師や管理栄養士が訪問し必要な助言を行います。

- ①対象者 療養上の保健指導が必要な方
- ②指導の内容 家庭における療養方法、家族の健康管理、生活習慣病の予防
- ③その他 ご希望の方は、健康推進課又は各支所の保健師まで。

(4) 各種がん検診等

【問合せ先】健康推進課 Tel.22-1500
 森山保健センター Tel.35-2866
 各支所地域総務課

- ①受診回数 各検診は、受診対象者が年度内(令和7年4月～令和8年3月)に1回受診できます。
- ②留意事項
- ア) 「集団検診と個別検診」、「人間ドックと検診(大腸がん検診、胃がん検診、結核・肺がん検診)」、「乳がん検診(マンモグラフィ)と乳腺検診(乳房エコー検査)」の重複受診はできません。
 - イ) 受診時は、健康管理手帳と保険証または資格確認書をご持参ください。健康管理手帳をお持ちでない人は、健康推進課、各支所又は検診受診の際に医療機関窓口へ申し出てください。
 - ウ) 生活保護世帯、市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給を受けている方は受診者負担金が免除されますので、健康推進課又は各支所に事前にご相談ください。
 - エ) 集団検診の日程は、「広報諫早」でご確認ください。
 - オ) 「諫早市特定健診(国保)」と「各種がん検診」を同時に受診されると、200円の助成があります。
 - カ) 職場健診や人間ドックなどで検診の機会がある方は、その検診を活用ください。
 - キ) 特定の年齢の方には、無料クーポン券を配布します。

検診の種類	受診対象者 (令和8年3月31日現在の年齢)	検査内容	受診者負担金	実施方法及び実施期間
大腸がん検診	40歳以上	問診、便潜血検査	200円	
胃がん検診	40歳以上	問診、胃部エックス線検査 又は胃内視鏡検査	胃部エックス線 500円 胃内視鏡 1,300円	個別検診 市内の病(医)院 《4～3月》
肺がん検診	40歳～64歳	問診、胸部エックス線検査 50歳以上の必要な方 のみ喀痰細胞診検査	胸部エックス線 200円 喀痰細胞診検査300円	集団検診 支所地域の公民館等
結核・肺がん検診	65歳以上	問診、胸部エックス線検査 必要な方のみ喀痰細胞 診検査	胸部エックス線 無料 喀痰細胞診検査300円	
子宮がん検診	20歳以上の偶数年齢の 女性	問診、視診、子宮頸部の 細胞診及び内診、必要に 応じ体部の細胞診	頸部のみ 400円 頸部と体部 600円	個別検診 市内の病(医)院 《4～3月》
乳がん検診 (マンモグラフィ)	40歳以上の女性 (令和6年度にマンモグラフィを受 診していない人が対象)	問診、マンモグラフィ(2方向)	700円	集団検診 支所地域の公民館等
乳腺検診 (乳房エコー検査)	30歳～39歳の女性 40歳以上で令和6年度に マンモグラフィを受けた方	問診、乳房エコー検査	300円	(子宮がん検診と マンモグラフィのみ)

健診の種類	受診対象者 (令和8年3月31日現在の年齢)	検査内容	受診者負担金	実施方法及び実施期間
骨粗しょう症 検診	40,45,50,55,60,65,70歳 の女性	問診、骨量測定	400円	個別検診 市内の病(医)院 《4～3月》
歯周病検診	20,30,40,50,60,70歳	問診、歯周組織検査	500円	個別検診 市内の歯科医院 《4～3月》
眼科健康診査	40,50,60歳	問診、眼圧・眼底検査	600円	個別健診 市内の眼科医院 《4～3月》
肝炎 ウイルス検診	40歳以上で過去に 受診したことがない人	問診、血液検査	200円	個別健診 市内の病(医)院 《4～3月》 集団健診 支所地域の公民館等
生保健康診査	40歳以上で生活保護の 受給者	問診、身体計測、血圧 測定、血液検査、尿検査	無料	個別健診 市内の病(医)院 《4～3月》 集団健診 支所地域の公民館等
ピロリ菌検査	40～75歳で過去に検査、除菌 治療を受けたことがない人	問診、血液検査	800円	個別検診 市内の病(医)院 《4～3月》

無料クーポン券等による検診

検診の種類	受診対象者 (令和7年4月1日現在の年齢)	検査内容	受診者 負担金	実施方法
がん 検診 推進 事業	子宮頸がん 検診	20歳の女性	無料 ※無料クーポン券を 送付します。	個別検診 市内の病(医)院 集団検診 支所地域の公民館等
	乳がん検診	40歳の女性		
肝炎ウイルス検診 推進事業	40,45,50,55,60,65,70歳 (過去に受診した人を除く)	問診、血液検査	無料	

IV. 関係機関・団体

(1) 県央振興局保健部（県央保健所）

保健所は、公衆衛生の向上及び推進を図るため、広域的・専門的・技術的な対応が必要とされる難病対策、感染症対策等の対人保健サービス、食品衛生、環境衛生、医務・薬務等における監視及び指導等の対物保健サービスを実施する総合拠点として設置されています。

「相談内容等」

相談項目	相談内容
医療安全相談	医療や医療機関に関する相談
薬物・薬事問題相談	薬物乱用・依存に関することや薬・麻薬等の相談
食品衛生相談	食品営業許可・食品の表示等の相談
環境衛生相談	旅館・理美容所・クリーニング所等の開設や店舗の相談
廃棄物相談	産業廃棄物等に関する相談
精神保健福祉相談	心の健康・思春期の問題行動や引きこもり等の相談
難病に関する相談	難病患者の療養生活に関する相談
エイズ相談	エイズに関する相談
骨髄バンク登録相談	骨髄ドナーの登録申し込みのための相談

名称	所在地	電話番号	FAX
県央振興局保健部(県央保健所)	栄田町 26-49	26-3304	26-9870

(2) 保健・医療関係団体に関する問い合わせ

名称	所在地	電話番号
一般社団法人諫早医師会	永昌町 23-23	25-2111
諫早市歯科医師会	東本町 1-14-302	24-3576
一般社団法人諫早市薬剤師会	永昌町 12-7	27-1127
公益社団法人長崎県看護協会	永昌町 23-6	49-8050
公益社団法人長崎県栄養士会	長崎市大黒町 3-1 長崎交通産業ビル 5F	095-822-0932
一般社団法人長崎県歯科衛生士会	長崎市茂里町 3-19	095-814-8233
諫早市健康づくり推進協議会	東小路町 7-1 (諫早市健康推進課内)	22-1500
諫早市食生活改善推進協議会		
諫早市運動普及推進員協議会		
諫早市献血推進協議会		
諫早市母子保健推進協議会	東小路町 7-1 (諫早市すくすく広場)	22-1500
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町 10-22	095-844-5132
日本赤十字社長崎県支部諫早市地区	新道町 948(諫早市社会福祉会館内)	24-5100

8 その他の支援

I. 原爆被爆者への援護	213
(1) 被爆者健康手帳.....	213
(2) 被爆者への援護.....	213
(3) 健康診断受診者証.....	216
(4) 被爆体験者精神医療受給者証.....	216
(5) 第二種健康診断特例区域医療受給者証.....	216
(6) 被爆者手帳・手当に関する届出.....	217
II. 戦傷病者・戦没者遺族への援護	218
(1) 戦傷病者・戦没者遺族に対する年金給付.....	218
(2) 戦傷病者・戦没者遺族に対する各種援護措置.....	218
(3) 特別給付金・特別弔慰金.....	219
(4) 諫早市戦没者追悼式.....	219
III. 災害被災者への支援	220
(1) 自然災害に対する援護.....	220
(2) 小災害り災者に対する援護.....	220
IV. その他	222
(1) 出口ボランティア振興事業.....	222
(2) シャトルバスの運行.....	222
(3) 社会を明るくする運動（市民運動展開事業）.....	223
(4) 精霊流しの道路使用許可について.....	223
V. 関係機関・団体	224
(1) 社会福祉に関する相談.....	224
(2) 戦没者及び戦没者遺族等の団体.....	224
(3) 更生保護に関する団体.....	224

その他の支援

I. 原爆被爆者への援護

長崎または広島で原爆に被爆された方や被爆者の救護等に従事された方に対し、被爆者援護法に基づき、国に代わり申請の受付や指導、証書等の交付などを行います。

(1) 被爆者健康手帳

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

昭和20年8月9日に長崎市内、西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷、小江原郷、西彼杵郡長与村のうち、高田郷、吉無田郷において、直接被爆した人、又は爆心地から半径2km以内の区域に原爆投下後2週間以内に立入った人、被爆者の救護活動などを行った人、当時その人たちの胎児であった人に対し、申請に基づき「被爆者健康手帳」を交付します。

- ①交付申請 被爆者健康手帳の交付を受けようとする人は、「被爆者健康手帳交付申請書」に、被爆事実を証明できる書類を添付して市へ提出してください。
- ②添付書類 原爆投下時の状況によって異なりますので、詳しくは、地域福祉課又は各支所地域総務課までお問い合わせください。
- ③その他
 - ア) 申請書は、市が受理した後、長崎県原爆被爆者援護課へ送付します。
 - イ) 手帳は、県から直接申請者に交付します。

(2) 被爆者への援護

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

原爆被爆者に対しては、医療費の公費負担、無料健康診断及び各種手当の給付制度等があります。

■ 療養(医療費)の給付

被爆者健康手帳を医療機関等の窓口で提示すると、医療費のうち健康保険等の適用後の一部負担金は国の負担となるため、一部負担金を窓口で支払う必要はありません。(一部取り扱っていない医療機関もありますので、ご注意ください。)

■ 健康診断の無料受診

年2回行われる定期健康診断、希望による健康診断(年2回)、さらに精密な検査が必要な場合は精密検査、また、希望によるがん検診(年1回)があります。(定期健康診断は期日・場所の指定があり、その他の健康診断等については受診できる医療機関の指定があります。)

■ 被爆二世の健康診断

被爆二世の方は、年1回無料健康診断が受けられます。

■ 原爆症の認定制度

下記に該当する方については、積極的に原爆症に認定されます。これに該当しない方についても個別審査により総合的に判断されます。

疾病名	積極的に認定する範囲
悪性腫瘍（がんなど） 白血病 副甲状腺機能亢進症	①爆心地から約 3.5km 以内で被爆した者 ②原爆投下後約 100 時間以内に爆心地から約 2.0km 以内に入市した者 ③原爆投下後約 100 時間経過後から原爆投下後約 2 週間以内に、爆心地から約 2.0km 以内の地点に 1 週間程度以上滞在した者
心筋梗塞 甲状腺機能低下症 慢性肝炎・肝硬変	①爆心地から約 2.0km 以内で被爆した者 ②原爆投下後翌日までに爆心地から約 1.0km 以内に入市した者
放射線白内障	①爆心地から約 1.5km 以内で被爆した者

■ 原爆症と認定された方

- ①全額国の負担で医療が受けられます。
- ②医療特別手当を受給することができます。
- ③税法上の特別措置として、所得税及び住民税の特別障害者所得控除が受けられます。

■ 各種手当等の受給

原爆の傷害作用による傷病等の理由により下記の手当を受給できます。手当を受給するには申請が必要です。

種 類	対 象 と な る 人	支給月額	
医療特別手当	厚生労働大臣の認定を受けた原爆症認定被爆者	154,090 円	
特別手当	上記認定被爆者で、認定傷病が治癒した人	56,900 円	
原子爆弾 小頭症手当	胎内で被爆し、その放射能の影響による小頭症患者	53,030 円	
健康管理手当	造血機能障害などの疾病にかかっている人	37,900 円	
保健手当	爆心地から 2km 以内で直接被爆した人（胎児を含む。）	19,000 円	
	厚生労働省令で定める一定範囲身体上の障害がある人 配偶者、子及び孫のいない一人暮らしの人	37,900 円	
介護手当	厚生労働省令で定める範囲の障害があるため、医師が介護の必要を認め、介護を受けている人	介護人等雇って費用を支払ったとき。 重度障害	109,770 円以内
		中度障害	73,170 円以内
		家族介護（重度障害）	24,190 円
葬祭料	被爆者（被爆者健康手帳所持者）が死亡したとき、その葬祭を執り行う人（交通事故・自殺・先天性疾病等、死亡原因が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなきは支給されません。）	219,000 円	

※ 医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当は併給できません。介護手当のみ他の手当と併給できます。

■ 介護保険サービス等の利用被爆者助成

県内（長崎市を除く。）に住所がある被爆者が、下表の介護サービスを利用したときの自己負担（1割から3割）又は養護老人ホームへ入所した場合の費用負担分を助成します。

介護サービスを利用する際に、事業所に被爆者健康手帳を提示してください。

ただし、訪問介護・訪問型サービスについては、あらかじめ助成受給のための資格認定を受ける必要があります。

※生活保護受給者、高齢福祉年金受給者及び市町民税非課税世帯の方は、居住費・食料費の減額措置が受けられますので、介護保険課に相談ください。

助成対象サービスの種類		対象者	助成額			
介護 保険 医療 系 サ ー ビ ス	居 宅 サ ー ビ ス	①訪問看護 ②居宅療養管理指導 ③訪問リハビリテーション ④通所リハビリテーション(デイケア) ⑤短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	要介護1～5の方	要介護度毎に定められた利用上限内の介護サービス費の自己負担額(1割から3割)を助成		
		⑥介護予防訪問看護 ⑦介護予防居宅療養管理指導 ⑧介護予防訪問リハビリテーション ⑨介護予防通所リハビリテーション ⑩介護予防短期入所療養介護	要支援1・2の方			
		サ ー ビ ス 施 設	⑪介護老人保健施設 ⑫介護医療院		要介護1～5の方	
			介 護 保 険 等 福 祉 系 サ ー ビ ス		①訪問介護(ホームヘルプサービス) ②通所介護(デイサービス) ③短期入所生活介護(ショートステイ)	要介護1～5の方 ※訪問介護については低所得の被爆者
		④介護予防短期入所生活介護			要支援1・2の方	
	⑤訪問型サービス(一部のみ対象) ⑥通所型サービス(一部のみ対象)	要支援1・2の方 サービス事業対象者 ※訪問型サービスについては低所得の被爆者				
	サ ー ビ ス 施 設	⑦介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)			要介護1～5の方	
	サ ー ビ ス 地 域 密 着 型	⑧認知症対応型通所介護 ⑨地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム) ⑩小規模多機能型居宅介護 ⑪複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) ⑫定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑬地域密着型通所介護 ⑭認知症対応型共同生活介護(グループホーム)			要介護1～5の方	※居住費・滞在費・食費・日常生活費は自己負担
		⑮介護予防認知症対応型通所介護 ⑯介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑰介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援1・2の方			
		養護老人ホーム入所者負担金			入所被爆者または、入所被爆者の扶養義務者	

(3) 健康診断受診者証

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

■ 第一種健康診断受診者証

第一種健康診断受診者証を取得すると、健康診断を被爆者と同様に受けることができます。原爆投下（昭和20年8月9日）時、別表の①に定める区域内にいた人、又はその胎児であった人に対し、申請に基づき交付します。

■ 第二種健康診断受診者証

第二種健康診断受診者証を取得すると、年1回無料で健康診断を受けることができます。原爆投下時、別表②に定める区域内にあった人、又はその胎児であった人に対し、申請に基づき交付します。

「別表（対象となる区域）」

① 第一種健康診断受診者証	② 第二種健康診断受診者証
時津村、長与村（高田郷、吉無田郷を除く）、福田村（柿泊郷、中浦郷、手熊郷、上浦郷）、式見村（向郷、木場郷、牧野郷）、三重村（詰ノ内、白髪、遠木場）、矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾、矢筈）、日見村（河内名）、茂木町（田手原名、木場名、田上名）	次の区域で爆心地から半径12kmの範囲。深堀村、香焼村、伊王島村、式見村（向郷、木場郷及び牧野郷を除く）、三重村（詰ノ内、白髪及び遠木場を除く）、村松村、伊木力村、大草村、喜々津村、矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈を除く）、日見村（河内名を除く）、茂木町（田手原名、木場名及び田上名を除く）、古賀村、戸石村、田結村

- ①交付申請 第一種又は第二種健康診断受診者証の交付を受けようとする人は、「健康診断受診者証交付申請書」に、原爆投下時、別表の対象区域内にいた事実が証明できる書類を添付して市へ提出してください。
- ②添付書類 原爆投下時の申請者の状況等によって異なりますので、詳しくは地域福祉課又は各支所地域総務課までお問い合わせください。
- ③その他 ｱ) 申請書は、市が受理した後、長崎県原爆被爆者援護課へ送付します。
ｲ) 受診者証は、県から直接申請者に交付されます。
- ④切り替え 第一種健康診断受診者証所持者で、健康診断の結果、ある一定の障害があると診断された場合は、被爆者健康手帳の交付を受けることができます。

(4) 被爆体験者精神医療受給者証

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

被爆体験者精神医療受給者証を取得すると、個人毎に認定された対象精神疾患及び対象合併症について自己負担分が給付されます。

- ①対象者 第二種健康診断受診者証を所持している方（胎児を除く）
- ②その他 申請書は、市が受理した後、長崎県原爆被爆者援護課へ送付します。なお、受診者証は、県から直接申請者に交付されます。

(5) 第二種健康診断特例区域医療受給者証

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

第二種健康診断特例区域医療受給者証を取得すると、幅広い一般的な疾病について被爆者と同等の医療費助成を受けることができます。

- ①対象者 第二種健康診断受診者証を所持している方で、11種類のいずれかを伴う疾病にかかっている方

「1 1 種類の障害」

	障害名	代表的な疾病
1	造血機能障害	鉄欠乏性貧血など
2	肝臓機能障害	肝硬変など
3	細胞増殖機能障害	悪性新生物など
4	内分泌腺機能障害	糖尿病など
5	脳血管障害	くも膜下出血など
6	循環器機能障害	高血圧性心疾患など
7	腎臓機能障害	慢性腎不全など
8	水晶体混濁による視機能障害	白内障など
9	呼吸器機能障害	肺気腫など
10	運動器機能障害	変形性関節症など
11	潰瘍による消化器機能障害	胃潰瘍など

②その他 申請書は、市が受理した後、長崎県原爆被爆者援護課へ送付します。なお、受給者証は、県から直接申請者に交付されます。

(6) 被爆者手帳・手当に関する届出

【問合せ先】地域福祉課 Tel.22-1500

	必要な物	持参する物	
手帳に関する こと	氏名を変更したとき (14日以内に届け出てください。)	氏名変更届	被爆者健康手帳、手当証書 戸籍抄本
	住所を変更したとき (14日以内に届け出てください。)		
	長崎市を除く県内での変更	居住地変更届(県内変更分)	
	長崎市又は県外からの変更 (新しい手帳が交付されます)	居住地変更届(県外転入分)	被爆者健康手帳、手当証書
	外国への変更	居住地変更届(国外転出分)	
	手帳の記載事項(氏名・生年月日・住所)に誤りがあるとき	手帳記載事項訂正願	被爆者健康手帳、手当証書
	被爆者健康手帳を紛失したとき	被爆者健康手帳等再交付申請書	
死亡したとき (14日以内に届け出てください)	葬祭料支給申請書兼死亡届	被爆者健康手帳、手当証書、 死亡診断書、葬祭を行った ことが確認できる書類(会 葬御礼のハガキなど)、申 請者名義の通帳、認定書(医 療特別手当の場合)	
手当に関する こと	手当証書を紛失し、再交付を希望するとき	手当証書再交付申請書	
	医療特別手当・健康管理手当受給者の認定を受けたけがや病気が治癒したとき	失権届書	手当証書、認定書(医療特別手当の場合)
	手当の振込先を変更したいとき	金融機関変更依頼書	新しい振込先の通帳
	手当受給者が死亡し、生存月の手当を相続人が受領するとき	受取人変更届 相続人協議済みである旨の 申立書	手当受給者と相続人の関係 が確認できる書類(戸籍謄 本など)、振込先の通帳
	介護手当受給者が、入退院、施設入退所などしたとき	介護手当申請事項変更届	

II. 戦傷病者・戦没者遺族への援護

軍人・軍属等で公務上負傷、疾病、死亡された方、又はその遺族の方へ援護制度の広報を行い、国に代わり申請の受付や指導などを行います。

(1) 戦傷病者・戦没者遺族に対する年金給付

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

関係各法に基づき、旧軍人、軍属等本人又は遺族に対して各種年金が支給されます。

■ 恩給法に基づく年金給付

恩給とは、旧軍人・共済制度移行前の公務員とその遺族を対象とした年金制度です。在職期間、公務傷病の程度により、給付内容が異なります。

本人に対する給付 普通恩給、増加恩給、特例傷病恩給 など

遺族に対する給付 普通扶助料、公務扶助料、傷病者遺族特別年金 など

[問い合わせ 総務省 恩給相談室 TEL03-5273-1400]

■ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金給付等

恩給法の適用を受けない軍人・軍属及び準軍属が、在職期間内に傷病を受けた場合、その傷病の程度に応じ、援護法の規定により本人又はその遺族に対し各種年金が支給されます。

本人に対する給付 障害年金、障害一時金 など

遺族に対する給付 遺族年金、遺族給与金、弔慰金 など

[問い合わせ 厚生労働省 社会・援護局援護・業務課 TEL03-3595-2457]

(2) 戦傷病者・戦没者遺族に対する各種援護措置

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

戦傷病者特別援護法に基づき、戦争・勤務等により傷病を受けた方に対し、戦傷病者手帳（※）を交付し、療養の給付、葬祭費の支給、更生医療の給付、補装具の支給及び修理などの各種援護措置を行います。また、戦傷病者相談員を設置し、戦傷病者の援護の徹底を図ります。

■ 戦傷病者手帳

交付対象者	ア) 増加恩給、傷病年金、障害年金の受給者 イ) 障害程度が第1目症～第4目症の裁定者 ロ) 公務上の傷病について厚生労働大臣が療養を必要と認めた者
手帳交付請求先	長崎県原爆被爆者援護課へ

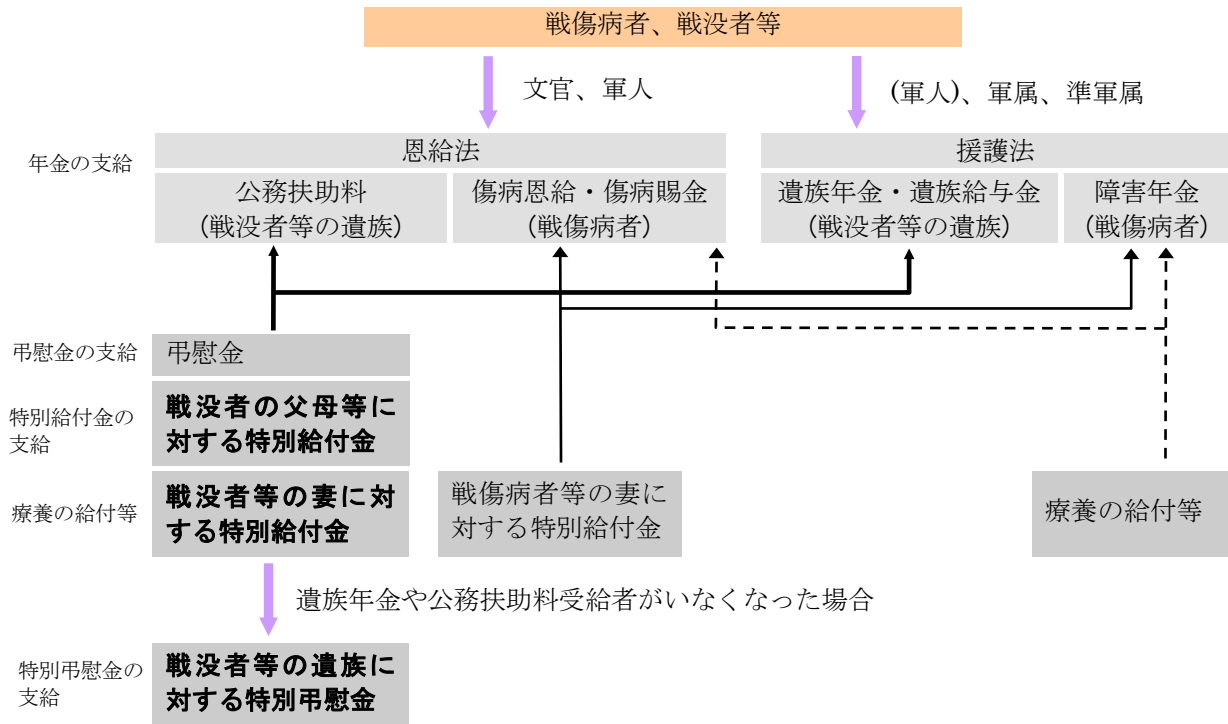
注) 手帳記載事項に変更等があった場合は、手帳の修正等が必要です。

注) 手帳所持者には、他の法律等で交通機関、税制などでの優遇措置があります。

(3) 特別給付金・特別弔慰金

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

戦傷病者や戦没者の遺族に対し、特別給付金・特別弔慰金の給付を行っています。



■ 戦没者等の妻に対する特別給付金

一定の基準日において、公務扶助料、遺族年金等を受給している戦没者等の妻に対し支給されます。

■ 戦没者の父母等に対する特別給付金

一定の基準日において、公務扶助料、遺族年金等を受給している父母又は祖父母であって、戦没者以外の子も孫もおらず、その後子又は孫がない戦没者の父母又は祖父母に対し支給されます。

■ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

一定の基準日において、公務扶助料、遺族年金等の受給者がいない戦没者等の死亡当時における遺族（三親等内の親族「一部の遺族については生計関係の要件があります」）のうち、規定の順番による先順位の遺族に支給されます。

(4) 諫早市戦没者追悼式

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

戦争において尊い生命を護国のために捧げられた諫早市出身戦没者の御霊をお慰めするため、戦没者追悼式を実施しています。

実施主体 長崎県戦没者慰霊奉賛会諫早市支部（事務局：諫早市社会福祉会館内）

III. 災害被災者への支援

(1) 自然災害に対する援護

【問合せ先】地域福祉課 Tel22-1500

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象によって生じる災害で被災した場合、災害見舞金や弔慰金等を支給したり、災害援護資金の貸付を行います。なお、災害とは、災害救助法が適用された災害、住宅が5世帯以上滅失した場合などを言います。

■ 災害援護制度

種 類	内 容	支給等の金額
災 害 弔 慰 金	災害により死亡した遺族に対して、支給します。	生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の人の場合 250万円
災害障害見舞金	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた人に対して、支給します。	生計維持者が障害を受けた場合 250万円 その他の人の場合 125万円
災 害 援 護 資 金	世帯主が負傷したり、家財や住居に損害を受けた世帯であって、世帯の総所得が基準額未満の世帯の世帯主に対し、生活再建資金の貸付を行います。連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%の利率による貸付となり、償還期間は10年間（うち3年間は据置期間）となります。	限度額：350万円 ※世帯主の負傷の有無、家財や住居の被災状況により貸付額が異なります。

■ 被災者生活再建支援制度

災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し支給されます。被害状況により支給額が異なります。

(2) 小災害り災者に対する援護

【問合せ先】地域福祉課 Tel22-1500

住宅火災などの被害者の方へ、見舞金等を支給し、自立更生を支援します。なお小災害とは、上記災害援護制度に該当しない災害のことを言います。

■ 弔慰金の支給

住宅火災や風水害などの災害で家族が亡くなられた場合、遺族の方に支給します。

- ① 生計維持者が亡くなられた場合 150,000円
- ② 非生計維持者が亡くなられた場合1人当たり 100,000円

■ 見舞金の支給

住宅火災や風水害などの災害で住居に被害を受けた場合、その世帯に見舞金を支給します。

世帯員数	全焼（壊）	半焼（壊）
1人世帯	50,000円	30,000円
2人世帯	60,000円	35,000円
3人以上（1人増すごとに）	10,000円	5,000円

- 1) 住居が必要な場合は、市営住宅の提供を行います。（建築住宅課）

■ 児童救済基金の支給

住宅火災や風水害などの災害で保護者を亡くしたり、住家を失ったりした児童に支給します。

種類	対象児童	給付内容	給付額				
			未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等
学資金	被災により保護者が死亡した児童	被災児童が、小学校から大学等（短大、専門学校専門課程を含む）を卒業するまで、その在学期間中（大学等については6年間を限度とし、留年期間を除く）の学資金を給付します。	—	年 66,000 円	年 66,000 円	年 290,000 円	年 408,000 円
被服文具費	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童	住家が全壊・全焼したとき、その被災時に給付します。未就学児は、3～6歳の幼稚園・保育所等に通う児童に限ります。	35,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	—
修学旅行資金	保護者が死亡した児童	小学校、中学校及び高等学校に在学中の修学旅行費用を給付します。	—	上限 40,000 円	上限 70,000 円	上限 110,000 円	—
	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童	被災した翌年度までの修学旅行費用を給付します。					
就職支度金	保護者が死亡した児童	中学校及び高等学校を卒業して就職するとき支度金を給付します。	—	—	100,000 円	100,000 円	100,000 円
	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童	被災した翌年度までに中学校及び高等学校を卒業して就職するとき支度金を給付します。					
就学支度金	保護者が死亡した児童	中学校及び高等学校を卒業して就学するとき支度金を給付します。	—	—	100,000 円	100,000 円	—
	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童	被災した翌年度までに中学校及び高等学校を卒業して就学するとき支度金を給付します。					
特別救済金	理事長が、特に必要と認める場合に、特に定める額						

IV. その他

(1) 出口ボランティア振興事業

【問合せ先】地域福祉課 Tel22-1500

市民の献身的なボランティア活動を、助成、顕彰したい旨の篤志寄付を財源として、「出口ボランティア表彰」を実施します。

きめ細かで実践的なボランティア活動を行っている団体等を表彰することにより、ボランティア活動の振興を図るとともに、ひいては地域福祉の更なる推進を図ります。

また、過去に表彰された中から、その後も長きに亘りボランティア活動を続けられて、他の模範となる団体等に対する表彰も行っています。

(2) シャトルバスの運行

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel24-5100

上山荘南館・健康福祉センター、社会福社会館及び市役所の3施設を結ぶシャトルバスの運行を行っています。

①運行日 日曜、祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）を除く全ての日

②時刻表

1 《停車場》

市役所前バス停発 → 上山荘(健康福祉センター) → 社会福社会館着

区分	市役所前バス停 (市役所側)	上山荘 (健康福祉センター)	社会福社会館
1	10:30 発	10:35	10:40 着
2	11:30 発	11:35	11:40 着
3	13:15 発	13:20	13:25 着
4	14:00 発	14:05	14:10 着

2 《停車場》

社会福社会館発 → 上山荘(健康福祉センター) → 市役所前バス停着

区分	社会福社会館	上山荘 (健康福祉センター)	市役所前バス停 (市役所側)
1	10:45 発	10:47	10:55 着
2	11:45 発	11:47	11:55 着
3	13:30 発	13:32	13:40 着
4	14:15 発	14:17	14:25 着

(3) 社会を明るくする運動（市民運動展開事業） 【問合せ先】地域福祉課 Tel22-1500

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動です。

毎年7月を強調月間として、全国一斉に展開され、今年度で75回目となります。また、7月は、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」でもあり、関連があるこの二つの運動を効果的に展開するため、「社会を明るくし青少年を非行から守る」決起大会を関係機関・団体の参加を得て実行委員会を組織し、開催しています。

(4) 精霊流しの道路使用許可について 【問合せ先】地域福祉課 Tel22-1500

例年8月15日の精霊流しには多くの人出があつていますが、過去には船回しや花火の不適切な使用でけが人が出たり、精霊船の帆柱が高压電線に触れて、死傷者が出るという痛ましい事故が発生しております。

これらの、事故・事件を防止するため、精霊船の大きさによる制限や届出などを設けています。

■ 精霊船の全長が2メートル以上の船を流される方

問い合わせ・届出先 諫早警察署交通課 Tel 22-0110

■ 精霊船の制限

1. 胴体 7.0メートル以下
2. 全長 10.0メートル以下（連結の場合は、21メートル以下）
3. 全幅 2.5メートル以下
4. 高さ 3.5メートル以下（持ち上げ又は担ぎ上げた場合も含む。）

V. 関係機関・団体

(1) 社会福祉に関する相談

名 称	所在地	電話番号
諫早市社会福祉協議会	新道町 948 (諫早市社会福祉会館内)	24-5100
諫早市民生委員児童委員協議会連合会		

(2) 戦没者及び戦没者遺族等の団体

名 称	所在地	電話番号
長崎県戦没者慰霊奉賛会諫早市支部	新道町 948 (諫早市社会福祉会館内)	24-5100
諫早市連合遺族会	富川町 69-5 小川様方	25-9807

(3) 更生保護に関する団体

名 称	所在地	電話番号
諫早地区保護司会	新道町 948 (諫早市社会福祉会館内)	21-2084
長崎県更生保護協会諫早支部		
諫早更生保護女性会	栗面町 770-10 相浦様方	22-9100

9 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員

I. 社会福祉協議会	227
(1) 生活福祉資金貸付事業	227
(2) 諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業	228
(3) 日常生活自立支援事業	229
(4) 成年後見申立相談援助事業	230
(5) 諫早市ボランティアセンター 【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel24-5100	230
(6) 地区（校区）社会福祉協議会への支援.....	230
II. 民生委員・児童委員	231
(1) 民生委員・児童委員	231
(2) 主任児童委員	231

社会福祉協議会及び民生委員・児童委員

I. 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織です。

名称	所在地	電話番号	FAX
諫早市社会福祉協議会	新道町 948 (諫早市社会福祉会館内)	24-5100	24-5101

(1) 生活福祉資金貸付事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel.24-5100
または 地区民生委員

- ①対象世帯
- ア) 収入が少なく生活が困難な世帯（世帯の年間所得が生活保護基準の概ね 1.6 倍程度までの世帯）
 - イ) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。もしくはその方のいる世帯
 - ウ) 日常生活上療養又は介護を要する 65 歳以上の高齢者のいる世帯

■ 生活福祉資金貸付・償還までの流れ

①借入相談・申込（諫早市社会福祉協議会へ）

申込人	65 歳以下の世帯主（または生計中心者） ※他の生活福祉資金貸付の連帯保証人でないこと
連帯保証人	原則 1 名必要
貸付利率	総合支援資金・福祉資金・・・連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5% 教育支援資金・・・無利子 不動産担保型生活資金・・・年 3%または当該年度 4 月 1 日現在の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

②申請書類の送付（諫早市社会福祉協議会から長崎県社会福祉協議会へ）

申請書類	借受人：借入申込書、住民票、所得証明書、見積書、合格通知書など 諫早市社会福祉協議会：調査意見書、生活福祉資金審査資料など
------	--

③貸付決定から資金借用まで

決定通知	県社協での審査の後、市社協を通じて決定を連絡
借用書提出	借用書、印鑑登録証明書等の必要書類を揃えて市社協を通じて県社協へ提出
資金借用	県社協から借受人へ直接送金

④償還

借入金返済	据置期間後、口座引落（月賦返済）による償還 教育支援資金の場合は、卒業若しくは退学した翌月から起算し、据置期間後償還開始
-------	---

生活福祉資金貸付条件等一覧		
資金の種類	内 容	
1 総合支援資金	(1)生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 貸付期間:原則3ヶ月とし、最大12ヶ月(延長は3ヶ月ごと3回)以内
	(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	(3)一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用
2 福祉資金	(1)福祉費	①生業を営むために必要な経費 ②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ③住宅の増築、改築、拡張、補修、保全等に係る必要な経費 ④福祉用具等の購入に必要な経費 ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費 ⑥負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその期間中の生計の維持に必要な経費 ⑦介護サービス、障害福祉サービス等を受けるために必要な経費等 ⑧災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ⑨冠婚葬祭に必要な経費 ⑩住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ⑪就職、技能習得等の支度に必要な経費 ⑫その他、日常生活上一時的に必要な経費
	(2)緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
3 教育支援資金	(1)教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費
	(2)就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費
4 不動産担保型生活資金	(1)不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
	(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
5 臨時特例つなぎ資金	離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費	

(2) 諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

- ①対象世帯 諫早市内に3か月以上居住し、臨時の出費または収入欠如のため、生活を維持することが困難で、応急的な資金を必要とし、必要な資金の融通を他から得ることが困難と認められる方。
- ②貸付限度額 7万円(特に必要がある場合10万円)
- ③連帯保証人 1名(原則諫早市内在住者)
- ④償還期限 貸付の日から3年以内(うち3ヶ月以内の据置期間を設けることができる)
- ⑤利息 無利子

(3) 日常生活自立支援事業

【問合せ先】福祉あんしんセンター諫早
(諫早市社会福祉協議会) Tel24-5100

判断能力が不十分なために適切な福祉サービスを受けることが困難である方が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを支援する事業です。

■ 利用できる方（次のいずれにも該当する方）

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理が適切にできない方
- ・本事業の契約内容について判断できる能力を有していると認められる方

■ 援助の内容

①福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスについての説明や助言 ・福祉サービスの利用・終了手続きの援助 ・福祉サービス利用の支払援助 ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助
②日常的金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・預金の払い出し、預け入れ ・家賃、公共料金、医療費、税金などの支払い ・年金、手当などの受領
③生活改善のための情報提供、助言、手続きの援助	<ul style="list-style-type: none"> ・各種制度の情報提供及び手続き支援
④書類等の預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金通帳、銀行印、実印 ・契約書類、不動産権利証など <p>※ただし、宝石、骨董品等は預かることはできません。</p>

※ただし、②～④のみでの利用はできません。

■ 利用料

福祉サービスなどについての相談	無料
利用者に代わって行う、お金の出し入れや支払い、役所の手続き、福祉サービスの利用のための手続きなど	1回 1,200円
書類等の保管	実費

※ただし、生活保護をうけている方は、個人負担がありません。

(4) 成年後見申立相談援助事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

認知症の方、知的障害や精神障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

諫早市社会福祉協議会では、成年後見制度の仕組みや制度の利用手続きなどに関する相談に応じます。

■ 法定後見制度利用までの流れ

① 申立人を決める

申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族
-----	-----------------

② 申立てをする

必要書類	申立書、申立事情説明書、親族関係図、診断書（成年後見用）、財産目録、財産を証明する書類、戸籍謄本、登記されていないことの証明書等
------	--

③ 家庭裁判所での審理

審理	家庭裁判所の担当者が本人・申立人と面接等の調査を行う。 また、必要時には、判断能力の鑑定（医師による診断）を実施する。
----	--

④ 成年後見人等が選任される

成年後見人等の確定	本人・申立人に審判書が郵送され、それを受け取ってから2週間後に成年後見人等が確定
-----------	--

(5) 諫早市ボランティアセンター

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

ボランティアセンターでは、ボランティア団体やボランティア活動を行う個人の活動内容を把握し、ボランティア活動の促進と情報提供を行います。また、安心して活動に取り組むことができるよう、ボランティア活動保険の加入窓口を設けています。さらに、登録団体同士が交流を図る機会をつくるとともに、活動や運営に対する相談業務を行っています。

(6) 地区（校区）社会福祉協議会への支援

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

地域の福祉課題を住民で共有し、課題の解決に向けて住民が自発的に活動する組織として、市内に20か所の地区(校区)社会福祉協議会（地区社協）が、ふれあいいいきサロンや子育てサロン、ボランティアの育成などの活動を行っています。

本会では、これらの地区（校区）社会福祉協議会の活動を支援しています。

地区（校区）社会福祉協議会 の主な活動	・ふれあいいいきサロンの開催	・ひとり暮らし高齢者の集いの開催
	・子育てサロンの開催	・地区社協広報紙の作成
	・ボランティア関連事業	・地区懇談会の開催
	・世代間交流事業	・福祉協力員の設置
	・ふれあい見守り活動事業	

II. 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500
諫早市民生委員児童委員協議会連合会
TEL24-5100

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、社会奉仕の精神をもって地域における社会福祉の増進に努めるため、地域住民の生活実態に即応したきめ細かな福祉活動の担い手として活動しています。民生委員は一人ひとりに担当する区域が定められており、現在 322 名（主任児童委員含む。）の方が活動しています。また、民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。児童等の生活及び環境の状況を把握し、その児童福祉に関し援助・指導するとともに、児童福祉司・社会福祉主事の行う業務に協力するほか、担当区域内の児童の状況について、市長に通知及び意見具申を行います。

「地区民児協別民生委員・児童委員定数」

地区民児協	自治会・地域名	民生委員 児童委員	主任児童 委員
中央中	栄町、上町、八坂町、東本町、旭町(第1・2)、八天町、東小路町、厚生町、幸町、仲沖町、高城町、本町	21人	2人
上山	西郷町、上野町、船越町、原口町、野中町、新道町、立石町、西小路町、宇都町	19人	2人
中央北	福田町、泉町、金谷町、天満町、城見町、日の出町、本明町、目代町	26人	2人
中央西	永昌町、永昌東町、栄田町、西栄田町、大さこ町	15人	2人
小栗	平山町、平山団地、土師野尾町、栗面町、栗面住宅、小ヶ倉町、小川町、扇町、ひばりが丘、小栗住宅、小川団地、鷺崎町、川床町、夫婦木、雇用栗面、刑務所官舎、県住栗面団地	20人	2人
小野	赤崎町、黒崎町、小野町、小野団地、小野島町、川内町、曙町、長野町、宗方町	13人	2人
有喜	松里町(第1・2)、有喜町(第1～3)、早見町、天神町、中通町、鶴田町	9人	2人
真津山	久山町、久山台ニュータウン、貝津町、若葉町、青葉台、小船越町、中尾町、山川町(第1・中・第2)、山川公団、馬渡町(第1・第2・5番地・9番地)、津久葉町、貝津ヶ丘	32人	2人
西諫早	真崎町、真崎団地、津水町、破籠井町、堂崎町(第1～3)、白岩町(東部・西部・南部・北部)、西部台堀の内、真崎町西部台	20人	2人
本野	本野町、富川町、湯野尾町、上大渡野町、下大渡野町	6人	2人
長田	小豆崎町、西里町、中田町、御手水町、大場町、白木峰町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、白原町、猿崎町	16人	2人
多良見	西川内、上市、下市・山中、多良見団地、喜々津団地、中里、木床(1・2区)、(喜)船津、丸尾(1・2区)、福井田、阿蘇、停車場、井樋ノ尾、化屋、大島、シーサイド(1～4区)、野副、東西園、元釜、中通り、田中、(伊)舟津、野川内、山川内、佐瀬、琴ノ尾	30人	2人
森山	慶師野、本村、田尻、杉谷、唐比、上井牟田、下井牟田	12人	2人
飯盛	後田、船津、下釜、久保、佐田、小島、平古場、石原、山口、開、上原、池下、清水、寺平、田平、川下、古場	17人	2人
高来	神津倉、上三部巻、東三部巻、西三部巻、里、町名、法川、善住寺、黒崎、小峰、東平原、湯江峰、水ノ浦、下金崎、上金崎、泉、東溝口、西溝口、馬場、山道、上山道、汲水、坂元、黒新田、小中尾、下与、上与、倉床、一里松、峰、平田、折山、西平原、西尾、中程、小船津、萩原、榎堂、建山、川内、高松、蟹喰、船津、上大戸、下大戸、富地戸、佐古谷	22人	2人
小長井	遠竹、井崎、小川原浦、田原、牧、長里、広川良	12人	2人
		290人	32人

(令和7年4月1日現在)

(2) 主任児童委員

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500
諫早市民生委員児童委員協議会連合会
TEL24-5100

児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整及び児童委員に対する援護・協力等を行い、地域での子育て支援、児童に関する企画・立案の中心となって、主に児童福祉に関する事項を専門的に担当します。

「事務局」

名称	所在地	電話番号	FAX
諫早市民生委員児童委員協議会連合会	新道町 948(諫早市社会福祉会館内)	24-5100	24-5101

索引簿

い

いさはやオレンジ手帳, 90
いさはや子育てネット, 54
諫早市健康福祉センター, 12
諫早市健康福祉センター森山分館, 12
諫早市シニア（高齢者）美術手芸作品展, 69
諫早市社会福祉協議会福祉資金, 173, 228
諫早市障害者相談支援員, 119
諫早市心身障害児福祉手当, 139
諫早市戦没者追悼式, 219
いさはやシニアおでかけ支援事業, 70
諫早市の国民健康保険事業の運営に関する協議会, 18
諫早市ボランティアセンター, 230
移送費（後期高齢者医療）, 99
移送費（国民健康保険）, 180
遺族基礎年金, 193
遺族基礎年金の受給条件, 193
遺族基礎年金の年金額, 193
遺族基礎年金を受給できる遺族の範囲, 193
一時預かり（一時保育）, 32
医療給付費分保険料の負担（国民健康保険）, 182
医療的ケア児社会参加支援事業, 136

う

運動普及推進事業, 200

え

栄養改善配食サービス事業, 91
AED（自動体外式除細動器）, 205
延長保育, 32

お

おいきいき健康支援（口腔ケア）事業（後期高齢者医療）, 100
オレンジセーフティネット事業, 90
オレンジ見守りペンダント等配付事業, 90

か

介護給付（障害福祉）, 125
介護納付金分保険料の負担（国民健康保険）, 182
介護保険加入手続き, 75
介護保険加入の資格, 75
介護保険サービス利用の手続き, 76
介護保険指定サービス事業者一覧, 105
介護保険喪失の手続き, 75
介護保険の給付種別と金額, 78
介護保険を利用したとき（生活保護）, 169
介護用品の支給事業, 91
介護予防・日常生活支援総合事業, 85
各種がん検診等, 207
学童クラブ, 37
家計相談支援, 171
寡婦等福祉医療費支給制度, 46
寡婦年金, 194
寡婦福祉資金, 47

き

企業主導型保育施設, 35
救急医療対策事業, 202
休日保育, 32
教育施設（障害福祉）, 151
居住費、食費の自己負担額（介護保険）, 84
居宅介護サービス計画費（介護保険）, 80
居宅サービス（介護保険）, 79
緊急通報システム事業, 64

く

訓練等給付（障害福祉）, 125

け

軽費老人ホーム（ケアハウス）, 66
敬老金等支給事業, 68
県央振興局保健部, 209

健康診査（後期高齢者医療）， 100
健康診断受診者証（被爆者）， 216
健康づくり推進事業， 199
健康福祉審議会， 18

こ

高額医療・高額介護合算制度， 83， 99， 180
高額介護サービス費（介護保険）， 83
高額療養費（後期高齢者医療）， 98
高額療養費（国民健康保険）， 179
高額療養費の貸付（国民健康保険）， 181
後期高齢者医療制度， 95
後期高齢者医療制度の運営の仕組み， 96
後期高齢者医療制度への加入， 95
後期高齢者支援金分の負担（国民健康保険）， 182
公共料金の割引等（障害福祉）， 145
航空運賃（障害福祉）， 145
厚生年金の請求手続に関する相談・問い合わせ， 195
更生保護に関する団体， 224
高等職業訓練促進給付金， 45
行旅病人・死亡人， 172
高齢者相談員， 64
高齢者等見守りネットワーク推進事業， 64
高齢者福祉団体， 104
国民健康保険， 177
国民健康保険の届出， 177
国民健康保険の被保険者， 177
国民健康保険料に未納がある場合， 183
国民年金， 187
国民年金に必ず加入する被保険者， 187
国民年金に希望して加入する被保険者， 187
国民年金の資格・保険料及び請求手続に関する相談・問い合わせ， 195
国民年金の届出， 187
心の健康づくり事業， 201
子育て支援ガイド配付， 53
子育て支援センター事業， 39
子育て世代包括支援センター事業， 39
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）， 47

子育ての専門的な支援， 53
こども家庭センター， 24
子どもの施設（障害福祉）， 151
こどもの城， 40
子ども福祉医療費支給制度， 26
小長井健康センター， 15
小長井さざんか会館， 14

さ

サービス付き高齢者向け住宅， 67
産後ケア事業， 51
産婦健康診査， 50

し

J R料金（障害福祉）， 145
歯科健康診査， 52
事業税（障害福祉）， 149
施設サービス（介護保険）， 79
自然災害に対する援護， 220
指定特定相談支援事業所（障害福祉）， 119
児童委員， 231
児童家庭福祉団体， 55
児童館， 38
児童館運営委員会， 19
自動車運転免許取得費の助成（障害福祉）， 134
自動車改造費の助成（障害福祉）， 135
自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割・種別割）（障害福祉）， 150
自動車のステッカー（障害福祉）， 147
児童手当， 25
児童福祉施設入所事業， 36
児童扶養手当， 44
死亡一時金（国民年金）， 194
社会福祉会館， 13
社会福祉協議会， 227
社会福祉に関する相談， 224
社会を明るくする運動， 223
若年者健康診査（国民健康保険）， 186
住居確保給付金の支給， 170

住宅改修費（介護保険）， 82
出産育児一時金（国民健康保険）， 180
出産子育て応援事業， 49
主任児童委員， 231
手話通訳奉仕員・要約筆記者の派遣， 134
障害基礎年金， 140， 191
障害基礎年金の受給申請手続きに必要なもの， 140， 191
障害基礎年金の受給要件， 140， 191
障害基礎年金の年金額， 140， 191
障害児・者に対する手当一覧， 137
障害児通所給付， 126
障害児等療育支援事業者， 121
障害児福祉手当， 138
障害児保育， 32
障害者110番， 120
障害者交通費助成， 135
障害者相談員， 120
障害者福祉サービスと介護保険， 128
障害者福祉団体， 152
障害者ボランティア団体， 152
障害福祉サービス， 124
障害福祉サービスの体系， 124
障害福祉サービス利用手続， 127
小災害り災者に対する援護， 220
小児救急医療支援事業（諫早市こども準夜診療センター）， 204
消費税及び地方消費税（障害福祉）， 150
上山荘南館， 14
精霊流しの道路使用許可について， 223
食育推進会議， 18
食育推進事業， 201
食生活改善推進事業， 200
助産施設入所， 36
所得税・市県民税・相続税（障害福祉）， 149
所得税・市県民税（高齢者）， 103
自立支援医療費（更生医療・育成医療）， 130
自立支援医療費（精神通院）， 130
自立支援教育訓練給付金， 44
シルバー人材センター， 69
心身障害者福祉医療費支給制度， 131
心身障害者扶養共済制度， 139

新生児聴覚検査， 52
身体障害者障害程度等級表， 154
身体障害者手帳， 122
新道福祉交流センター， 14

す

すくすく広場， 39

せ

生活支援ハウス， 65
生活自立相談， 170
生活福祉資金貸付事業， 173， 227
生活保護の決定， 167
生活保護の受給要件， 167
生活保護の種類， 168
生活保護の申請， 167
生活保護費の支給日， 169
生活保護を受けているときの義務， 168
税金の控除（介護保険）， 103
税金の控除や減免（障害福祉）， 149
健康教育， 206
健康相談， 206
精神障害者保健福祉手帳， 123
訪問保健指導， 206
成人保健， 206
成年後見制度支援事業， 92
成年後見申立相談援助事業， 73， 143， 230
戦傷病者・戦没者遺族に対する各種援護措置， 218
戦傷病者・戦没者遺族に対する年金給付， 218
戦没者及び戦没者遺族等の団体， 224

そ

葬祭費（後期高齢者医療）， 99
葬祭費（国民健康保険）， 180
相談支援（障害福祉）， 126
贈与税（障害福祉）， 149

た

第一号被保険者の保険料（介護保険）， 93
第二号被保険者の保険料（介護保険）， 94
第一号被保険者の独自給付（国民年金）， 194
対象とならない診療（国民健康保険）， 181
第二種健康診断特例区域医療受給者証， 216
高来しゃくなげ荘， 15
高来ふれあい会館， 13
多良見食生活改善センター「食工房まんだりん」， 12
たらみ福祉活動センター， 14

ち

地域子育て支援センター， 36
地域支援事業（任意事業）， 89
地域支援事業（包括的支援事業）， 88
地域生活支援事業（障害福祉）， 126
地域密着型サービス（介護保険）， 80
地区（校区）社会福祉協議会への支援， 230
中国残留邦人等に対する支援給付， 171
中国残留邦人等に対する支援相談員， 172
駐車禁止除外措置（障害福祉）， 147
聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）， 147

て

定期予防接種（高齢者）， 71
出口ボランティア振興事業， 222
転居の際の市役所での手続き一覧（障害福祉）， 153
点字・声の広報等発行， 134

と

特定健康診査（国民健康保険）， 186
特定健診未来健康サポート， 186
特別給付金・特別弔慰金（戦傷病者・戦没者）， 219
特別児童扶養手当， 139
特別障害給付金， 141， 192
特別障害給付金の支給額， 141， 192
特別障害給付金の支給対象者， 141， 192

特別障害者手当， 138

な

長崎県医療的ケア児支援センター つなぐ， 121
長崎県おもいやり駐車場制度， 148
長崎県難病相談・支援センター， 121
長崎県発達障害者支援センター しおさい， 121
長崎こども・女性・障害者支援センター， 24， 43， 55， 120
長崎障害者就業・生活支援センター， 121
長崎障害者職業センター， 121
難病に関する相談， 209

に

日常生活自立支援事業， 72， 142， 229
日常生活用具の給付（障害福祉）， 132
入院時食事療養費（後期高齢者医療）， 97
入院時食事療養費（国民健康保険）， 178
乳児健康診査， 51
任意予防接種， 42
認可外保育施設， 35
認可保育所（園）・認定こども園一覧， 56
人間ドック（国民健康保険）， 186
妊産婦・乳幼児訪問指導， 50
認知症高齢者見守り事業， 90
認知症サポーター養成講座， 89
認知症専門相談， 89
認定こども園， 31
妊婦健康診査， 50

は

バス運賃・タクシー料金（障害福祉）， 146
パパママクラス・プレママクラス， 49
はり・きゅう施術費補助（国民健康保険）， 186
はり・きゅう施術事業， 72
はり・きゅう施術費補助（後期高齢者医療）， 100

ひ

ひとり親家庭学習支援事業， 48

ひとり親家庭自立支援給付金事業, 44
ひとり親家庭等福祉医療費支給制度, 45
ひとり親家庭等日常生活支援事業, 47
被爆者健康手帳, 213
被爆者手帳・手当に関する届出, 217
被爆者への援護, 213
被爆体験者精神医療受給者証, 216
病院を受診するとき（生活保護）, 169
病児保育, 35

ふ

ファクス110番, 136
ファクス119番・NET119, 136
ファミリー・サポート・センター事業, 39
付加年金, 194
福祉交流施設（障害福祉）, 151
福祉用具購入費（介護保険）, 81

へ

ベビークラス, 51

ほ

保育所（園）, 29
訪問看護療養費（後期高齢者医療）, 99
保健・医療関係団体に関する問い合わせ, 209
保健事業（後期高齢者医療）, 100
保健事業（国民健康保険）, 185
保険料額（国民年金）, 188
保険料の軽減（国民健康保険）, 183
保険料の算定方法（後期高齢者医療）, 101
保険料の前納割引、口座振替割引（国民年金）, 189
保険料の納付方法（後期高齢者医療）, 101
保険料の納付方法（国民健康保険）, 183
保険料の負担（介護保険）, 93
保険料の負担（後期高齢者医療）, 101
保険料の負担（国民健康保険）, 182
保険料の免除（国民年金）, 188
母子・父子自立支援員, 43

母子・父子福祉資金, 47
母子寡婦福祉団体, 55
母子健康手帳交付, 49
母子生活支援施設入所, 36
母子相談窓口（子育て世代包括支援事業）, 49
母子保健事業, 39
母子保健推進員活動, 51
補装具費の支給（障害福祉）, 132
ホリデイ保育, 32

み

未熟児養育医療給付制度, 25
見守りネットワーク協力員, 74, 144
民生委員, 231
民生委員推薦会, 18

も

森山老人福祉センター, 15

ゆ

有料道路料金（障害福祉）, 146
有料老人ホーム, 66

よ

要援護者登録制度, 144
要支援者登録制度, 73
養護老人ホーム, 65
幼児教育・保育の無償化, 28
幼児健康診査, 52
幼稚園, 29
予防接種（児童）, 41

り

離乳食教室, 51
療育手帳, 122
利用者負担額（障害福祉）, 127
療養の給付（後期高齢者医療）, 97
療養の給付（国民健康保険）, 178
療養費（後期高齢者医療）, 99
療養費（国民健康保険）, 180

ろ

老人クラブ, 69
老齢基礎年金, 102, 190
老齢基礎年金の額, 102, 190
老齢基礎年金の受給申請手続きに必要なもの, 102, 190
老齢基礎年金の受給要件, 102, 190



諫早市ホームページはこちらから→



本 庁	〒854-8601 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号	TEL 0957-22-1500
多良見支所	〒859-0495 長崎県諫早市多良見町化屋 1800 番地	TEL 0957-43-1111
森山支所	〒854-0292 長崎県諫早市森山町本村 1300 番地	TEL 0957-36-1111
飯盛支所	〒854-1112 長崎県諫早市飯盛町開 1929 番地 3	TEL 0957-48-1111
高来支所	〒859-0192 長崎県諫早市高来町三部壱 528 番地	TEL 0957-32-2111
小長井支所	〒859-0194 長崎県諫早市小長井町小川原浦 500 番地	TEL 0957-34-2111

編集・発行 諫早市子ども福祉部地域福祉課 〒854-8601 諫早市東小路町 7-1
TEL 0957-22-1500 fax 0957-22-0431 e-mail fukushi@city.isahaya.nagasaki.jp